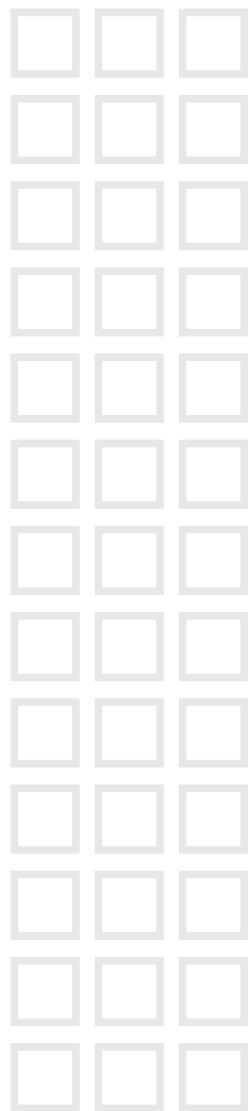


關係資料





資料 1

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約

(設置)

第1条 一宮市、尾西市及び木曽川町（以下「構成市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構成市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、一宮市本町2丁目5番6号一宮市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、構成市町の長が協議により、第8条第1項各号に掲げる者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 協議会に副会長2名を置き、構成市町の長が協議により、次条第1項の規定による委員の中から、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(委員)

第8条 委員には、次に掲げる者（第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 構成市町の長
- (2) 構成市町の各議会より選出された議員各4名
- (3) 構成市町の長がそれぞれ選出する学識経験を有する者各6名

(4) 構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 2 名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、担任する事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会及び専門部会を置くことができる。

2 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員には、構成市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 15 条 協議会の経費は、構成市町が協議して定めた額の負担金により支弁する。

2 構成市町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 17 条 協議会の出納の監査は、監査委員がこれを行う。

- 2 監査委員は、構成市町の監査委員の中から各 1 名を会長が選任する。
- 3 監査委員は、第 1 項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第 20 条 法令及びこの規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成 15 年 7 月 2 日から施行する。
- 2 第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会が設置された年度に係る負担金に対する同項の規定の適用については、同項中「年度開始後」とあるのは、「この規約の施行後」と読み替えるものとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置き、それぞれ幹事の互選により定める。

(幹事)

第4条 幹事には、次の者をもって充てる。

- (1) 一宮市助役、尾西市助役及び木曽川町助役
- (2) 一宮市企画部長、尾西市企画部長及び木曽川町総務部長
- (3) 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会設置規程第4条第1項第1号の規定により定める協議会の専門部会の部会長

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて、協議会の構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第13条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項に関し、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ、分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第14条第1項に定める協議会事務局及び部会長の

属する市町の担当部門において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 15 年 7 月 2 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 7 月 25 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

専門部会の名称及び委員

部 会 名	一宮市	尾西市	木曽川町
総務文教部会	企画部長 総務部長 消防長 議会事務局長 教育文化部長	企画部長 総務部長 消防長 議会事務局長 教育部長	総務部長 消防長 議会事務局長 教育次長
厚 生 部 会	市民福祉部長 市民病院事務局長	市民福祉部長 市民病院事務局長	民生部長 病院事務局長
経済環境部会	経済部長 環境部長	産業環境部長	建設部長 民生部長
建 設 部 会	建設部長 水道事業等管理者	建設部長 上下水道部長	建設部長 水道部長

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第3条各号に掲げる事項に関し専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、その委員は、構成市町の担当分野の課長相当職及び課長補佐相当職又は係長相当職にある者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議又は調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、規約第14条第1項に定める協議会事務局及び分科会長の

属する市町の担当部門において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

担当部会	分科会名			
総務文教部会	総務・選挙	財政	管財	電算
	税務	会計	監査	企画
	人事	議会	学校教育	社会教育
	体育教育	消防		
厚生部会	住民・国保・年金	福祉	介護	健康
	病院			
経済環境部会	農林水産	商工観光	収益事業	環境
建設部会	建設	水道	下水道	

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約第 14 条第 3 項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第 3 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整第 1 班及び調整第 2 班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員等)

第 4 条 事務局に事務局長、事務局次長、事務局課長、事務局課長補佐、班長及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指定する事務局次長がその職務を代理する。

3 事務局課長は、上司の命を受け、所掌事務を総括する。

4 事務局課長補佐及び班長並びにその他職員は、上司の命令を受け、所掌事務に従事する。

(決裁)

第 6 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要領等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると判断する事項に関すること。

(専決事項)

第 7 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。

- (2) 協議会の広報及び公聴に関すること。
- (3) 事務事業調整のとりまとめに関すること。
- (4) 50万円以上の物品の購入及びその他契約の締結に関すること。
- (5) 10万円以上の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
- (6) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。

2 事務局課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入及びその他契約の締結に関すること。
- (2) 10万円未満の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長がその事務を代決する。

2 会長及び前項の副会長がともに不在のときは、同項の副会長でない副会長がその事務を代決する。

3 会長及び前2項の副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

4 事務局長が不在のときは、事務局課長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 協議会の文書及び協議会の保有する情報の公開に関する取扱いについては、会長の属する市町の例により処理するものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの構成市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する市町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する構成市町が負担する。

2 事務局の職員の時間外勤務手当及び旅費については、会長の属する市町の例により、事務局の予算において支給するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定め

る。

付 則

この規程は、平成 15 年 7 月 2 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局事務分掌
総務班

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 合併の諸手続に関すること。
- (3) 協議会の会議に関すること。
- (4) 合併に関する資料の編さん、調製等に関すること。
- (5) 国及び愛知県との連絡調整に関すること。
- (6) 協議会予算に関すること。
- (7) その他他の班に属さないこと。

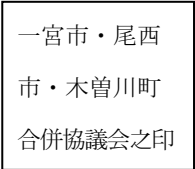
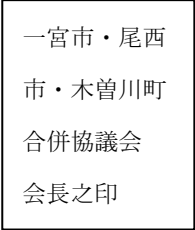
調整第 1 班

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 構成市町及び新市の予算に関すること。
- (4) 総務文教分野に係る事務事業調整及びそれに伴う構成市町間の調整に関する
こと。

調整第 2 班

調整第 1 班が担当する分野以外の分野に係る事務事業調整及びそれに伴う
構成市町間の調整に関すること。

別表第 2 (第 10 条関係)

名 称	ひ な 形	寸 法 (mm)	書 体	管 守 者	用 途	個数
一宮市・ 尾西市・ 木曽川町 合併協議 会の印		方 2 1	てん書	事務局長	協議会名 で発する 一般文書 用	1
一宮市・ 尾西市・ 木曽川町 合併協議 会会長の 印		方 2 1	てん書	事務局長	協議会会 長名で発 する一般 文書用	1

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ発言することはできない。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なけ

ればならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この規程は、平成15年8月8日から施行する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

(組織及び名称)

第3条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長（以下「会長」という。）
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は小委員会委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 小委員会は、必要に応じて他の小委員会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第8条 前2条に定めるもののほか、会議の運営については、協議会の会議の例による。

(報告等)

第 9 条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過又は結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 小委員会の庶務は、規約第 14 条に定める協議会事務局において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 15 年 8 月 8 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	14 名以内
総務文教小委員会	9 名以内
厚生小委員会	9 名以内
経済環境小委員会	9 名以内
建設小委員会	9 名以内



資料 2

住民意識調査



一宮市・尾西市・木曽川町の合併に関する 意識調査結果の概要

平成 16 年 3 月

●目 的

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併に対する住民の関心や新市のまちづくりについての意向等を把握し、今後の合併協議に反映していくとともに、市町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的に実施しました。

●調査対象及びサンプル数

2 市 1 町に居住する 18 歳以上の住民 10,000 人を無作為に抽出しました。

●調査期間

平成 16 年 2 月 3 日から平成 16 年 2 月 26 日まで

●実施手法

抽出した対象者に郵送にて調査票を配布し、返信用封筒を同封し回収しました。なお、調査票と合わせて、住民説明会用資料「一宮市・尾西市・木曽川町合併協議の状況報告書」も同封しました。

●回収結果

有効配布数は 9,929 であり、回収数 6,223（回収率 62.7%）、有効回答数は 6,143（有効回収率 61.9%）です。

■本報告書の見方について

表中においては、有効回答の実数と、その割合を百分率(%)で示し、小数点第 2 位を四捨五入して算出しています。したがって、割合の合計が 100%にならない場合もあります。

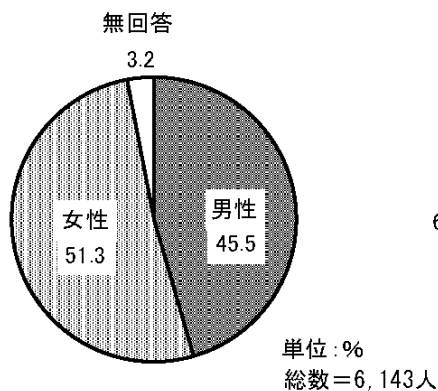
一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX：0586（73）1031

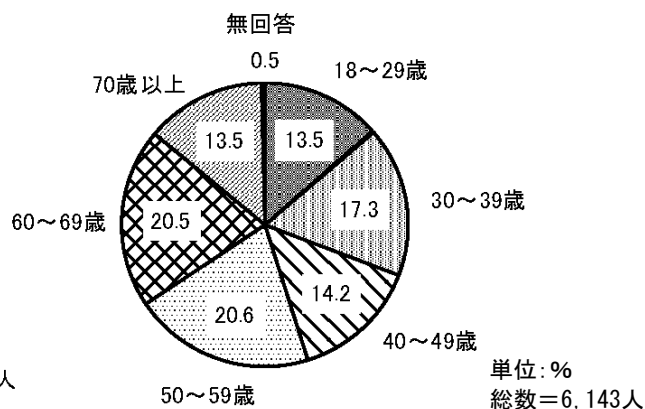
ホームページ <http://www.ibk-gappei.jp/>

I. 回答者の属性

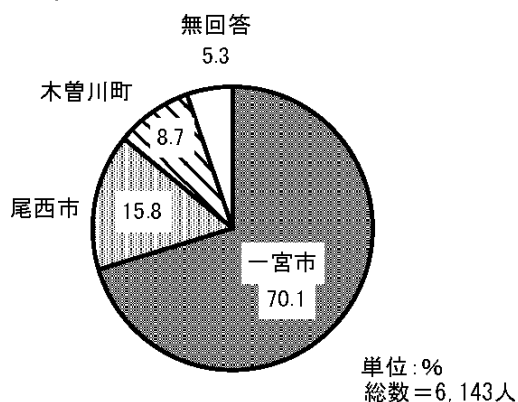
●性別



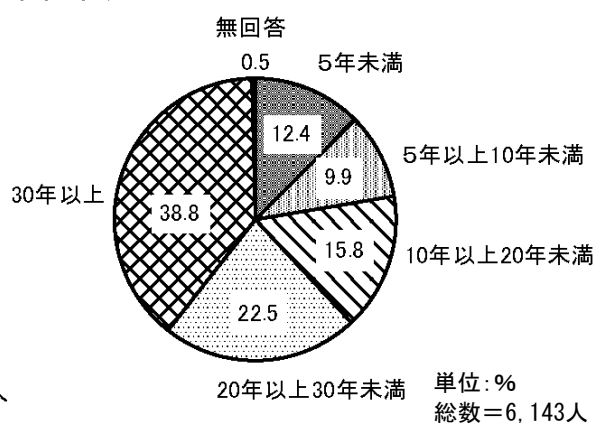
●年齢



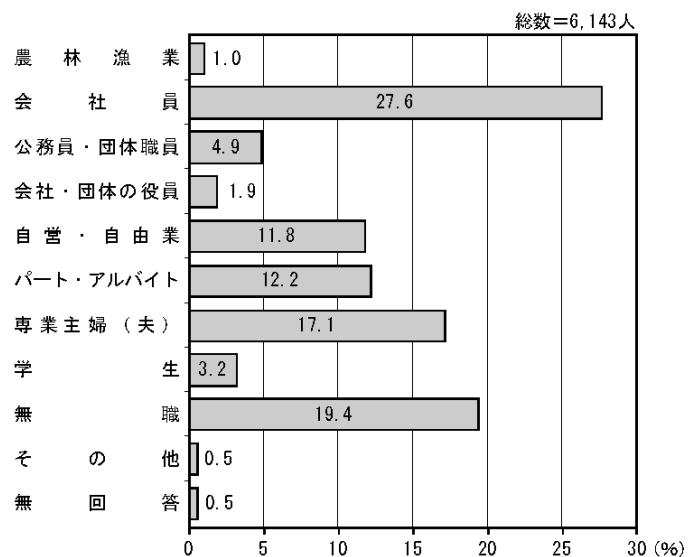
●住まい



●居住年数



●職業



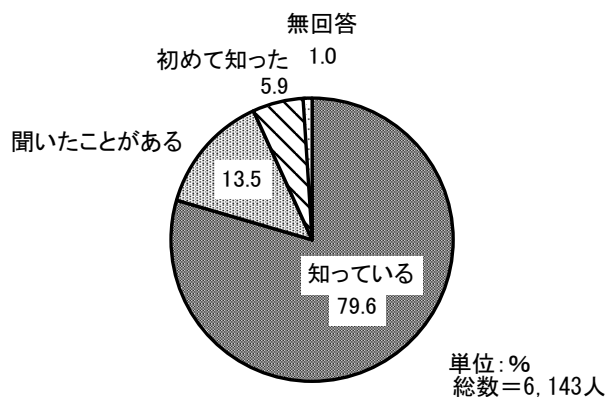
Ⅱ. 一宮市・尾西市・木曽川町の合併について

●合併協議についての認知度

問2 あなたは、一宮市、尾西市、木曽川町で合併協議を進めていることを知っていますか。

【1つだけ選んでその番号に○印】

「知っている」が約80%、また「聞いたことがある」を含めると約93%であり、2市1町が合併協議を進めていることについては、おおむね知られているといえます。

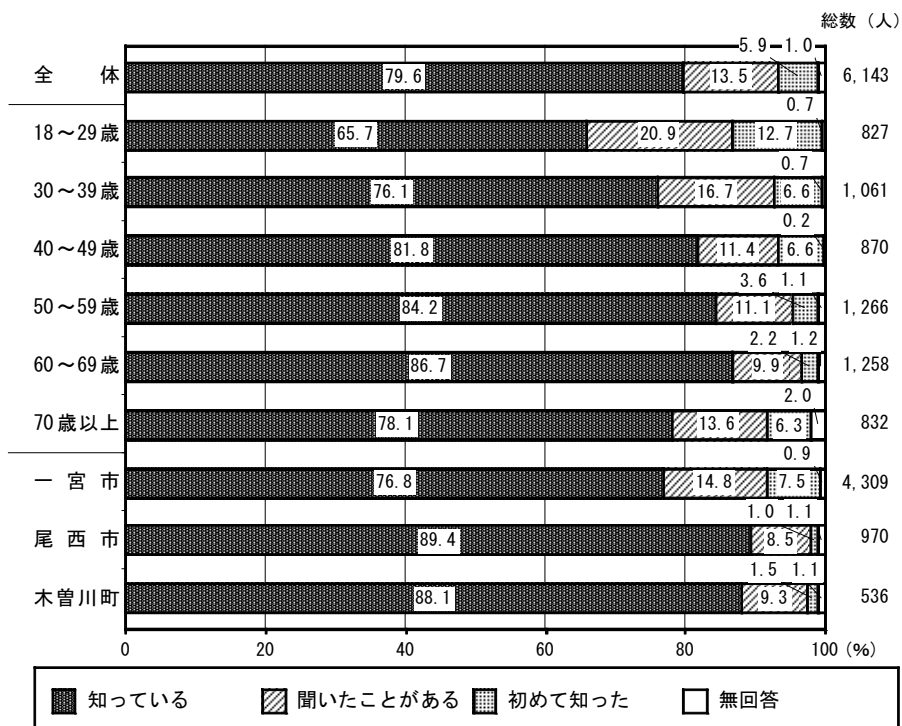


(年齢別)

『40～69歳』において、「知っている」が8割を超えており、認知度が高くなっています。

(地域別)

「一宮市」において若干認知度が低いものの、「聞いたことがある」まで含めると、いずれも90%を超えています。

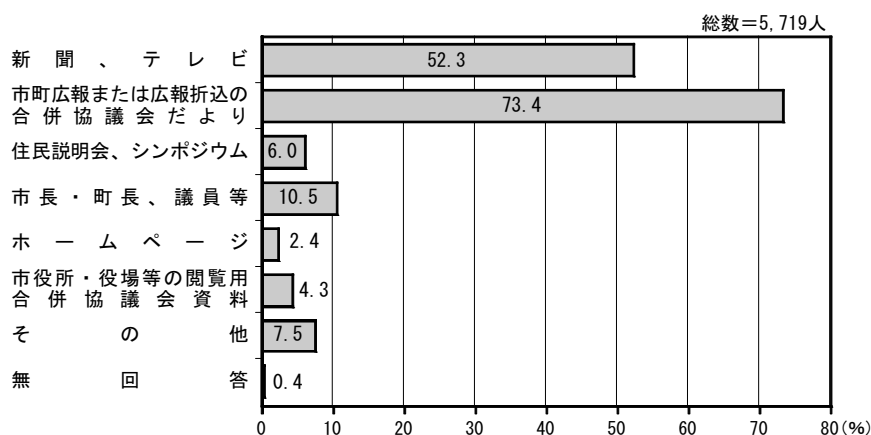


Ⅱ. 一宮市・尾西市・木曽川町の合併について

●一宮市、尾西市、木曽川町の合併協議について知った媒体

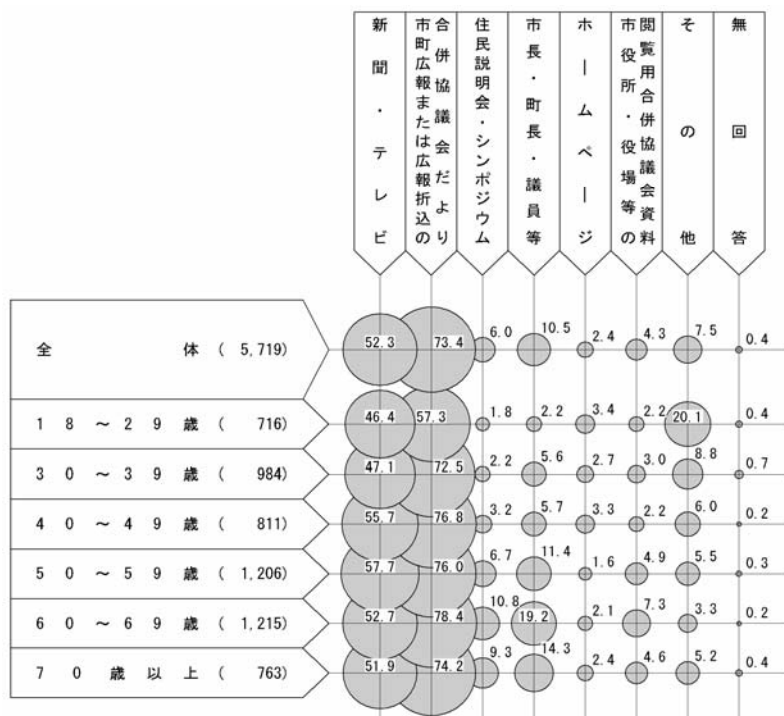
問3 (問2で「知っている」、「聞いたことがある」とお答えになった方におたずねします)
あなたは、一宮市、尾西市、木曽川町で合併協議について、何を通じてお知りになりましたか。【あてはまるもの全てを選んでその番号に○印】

「市町広報または広報折込の合併協議会だより」が約73%、「新聞、テレビ」が約52%と、この2つの項目に回答が集中しています。



(年齢別)

年齢別に見ると『30歳以上』の年齢層で「市町広報または広報折込の合併協議会だより」が7割を超え、『40歳以上』で「新聞・テレビ」が5割を超えます。また、「60～69歳」で「市長・町長、議員等」、「60～69歳」と「70歳以上」で「住民説明会、シンポジウム」という人づてや直接の機会を介して知った割合が目立ちます。



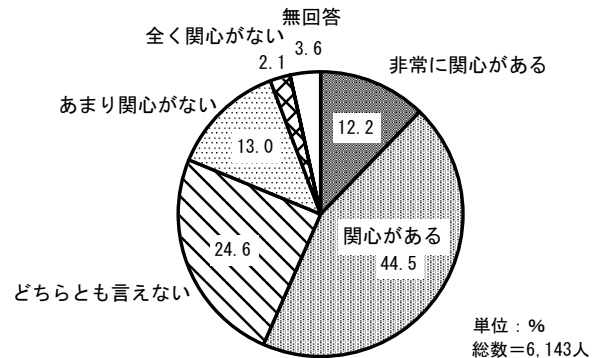
Ⅱ. 一宮市・尾西市・木曽川町の合併について

●一宮市、尾西市、木曽川町の合併についての関心

問4 あなたは、一宮市、尾西市、木曽川町の合併について関心がありますか。

【1つだけ選んでその番号に○印】

「関心がある」が約45%であり、「非常に関心がある」が約12%と、6割近くの方が関心を持っています。一方、『関心がない』と意思表示された方は約15%となっています。

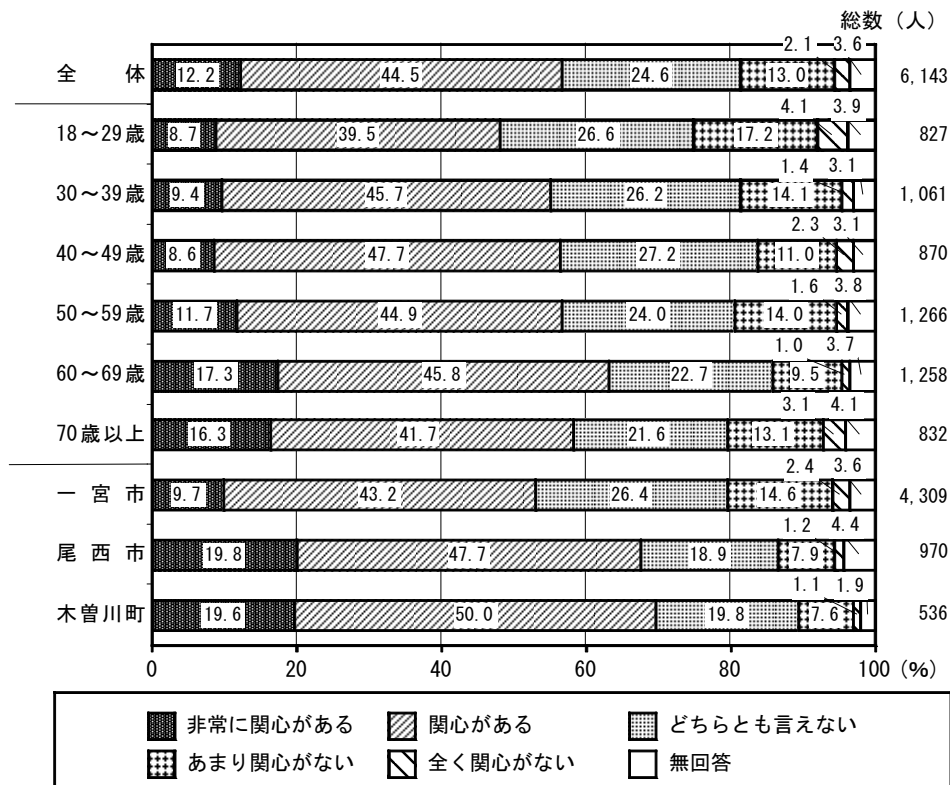


(年齢別)

全体の傾向として年齢層が高くなるほど合併への関心が高くなっているのがうかがえます。特に、「60～69歳」と「70歳以上」では、「非常に関心がある」が他の年齢層に比べ高くなっています。

(地域別)

「尾西市」と「木曽川町」では『関心がある』が7割近くと、高い関心を示している一方で、「一宮市」では相対的に関心が低い傾向にあります。

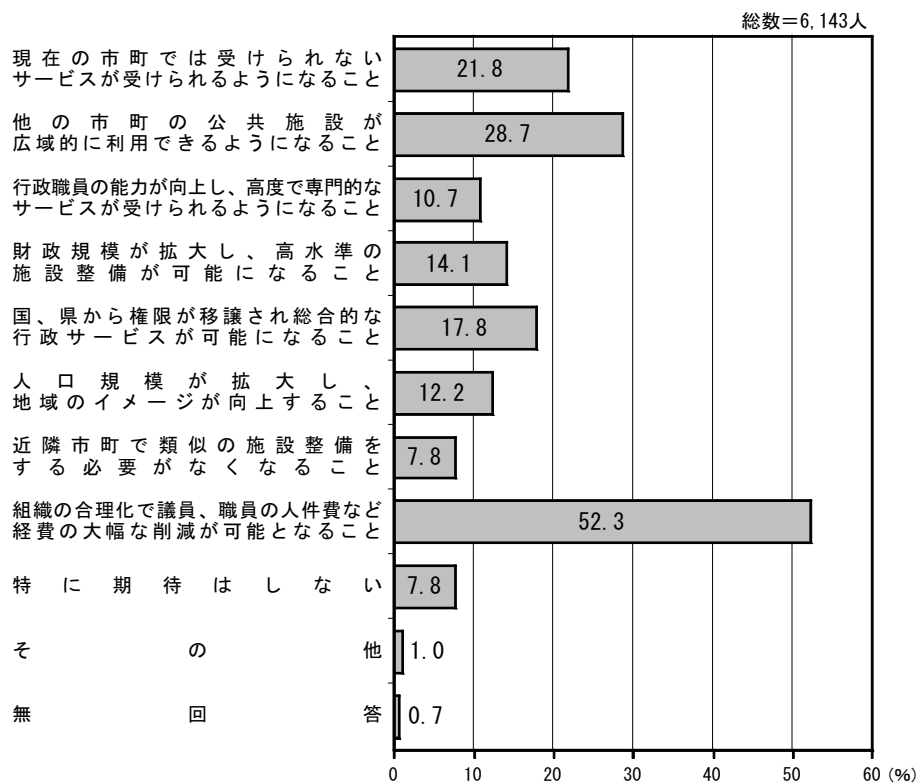


Ⅲ. 合併についての期待と不安

●合併についての期待

問5 あなたは、一宮市、尾西市、木曽川町が合併するにあたって、どのような点に期待をしますか。【2つまで選んでその番号に○印】

過半数の方が「組織の合理化で議員、職員の人件費など経費の大幅な削減が可能となること」をあげており、合併による行政改革への期待が極めて高いことがうかがえます。また、「他の市町の公共施設が広域的に利用できるようになること」が約29%、「現在の市町では受けられないサービスが受けられるようになること」が約22%と続いており、施設の広域的利用やサービスの広域的な提供を求める声が強いことがうかがえます。



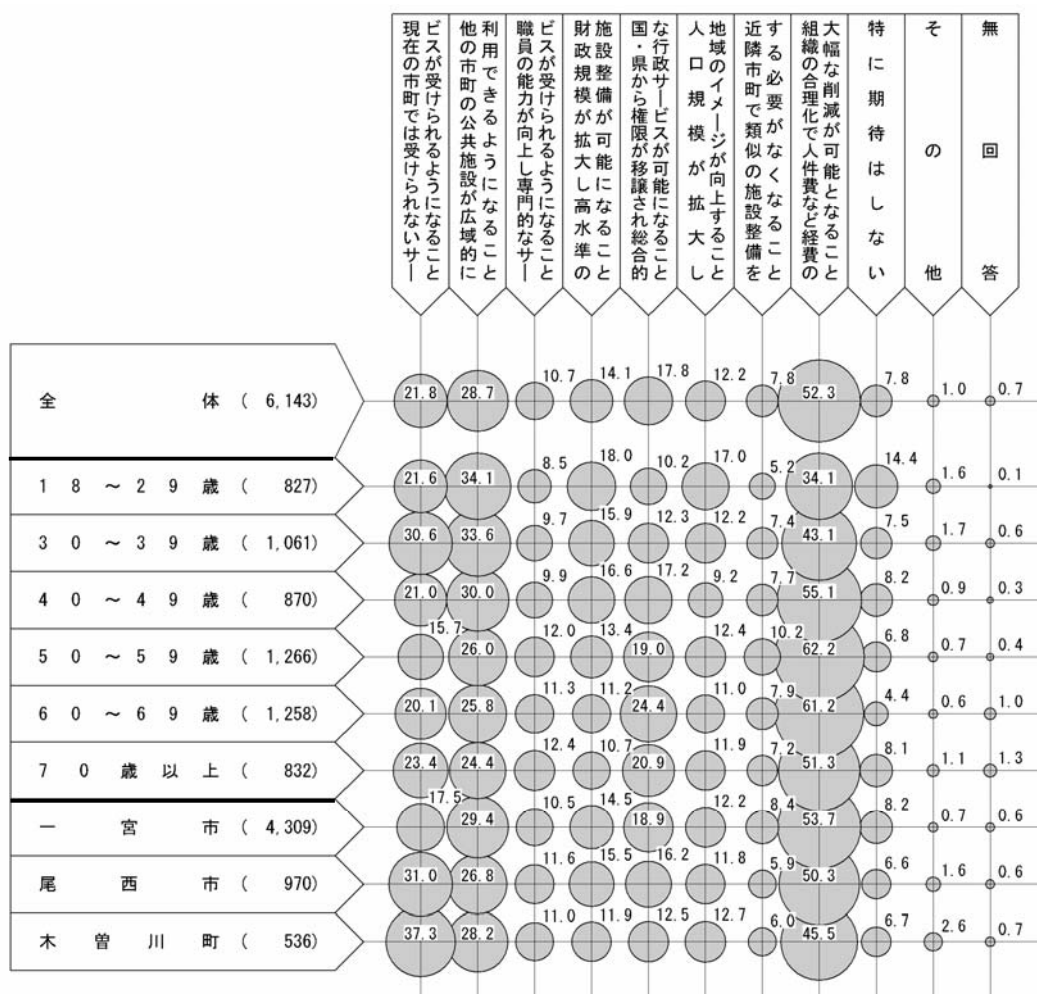
Ⅲ. 合併についての期待と不安

(年齢別)

おおむね高い年齢層が「組織の合理化で議員、職員の人件費など経費の大幅な削減が可能となること」に期待する割合が高く、「他の市町の公共施設が広域的に利用できること」と「現在の市町では受けられないサービスが受けられるようになること」について期待する割合が低い傾向にあります。逆に若い年齢層ほど、逆の傾向が見られます。

(地域別)

「一宮市」では、「組織の合理化で議員、職員の人件費など経費の大幅な削減が可能となること」が過半数を超える一方で、「現在の市町では受けられないサービスが受けられるようになること」は約18%で、「木曽川町」の半分以下です。逆に、「尾西市」と「木曽川町」では「現在の市町では受けられないサービスが受けられるようになること」に期待する声が相対的に強く、特に「木曽川町」ではその傾向が顕著です。

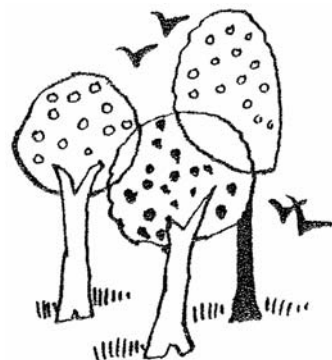
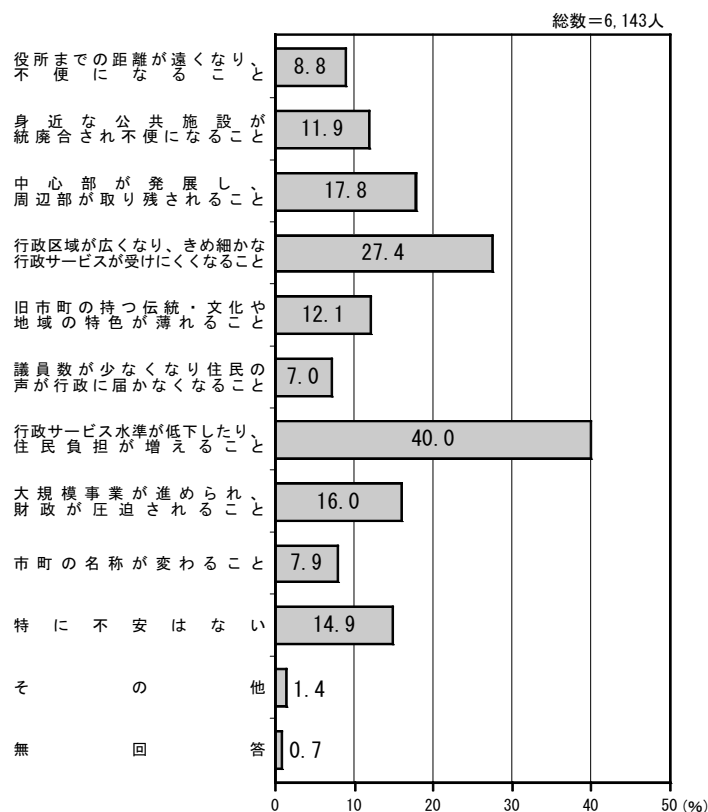


Ⅲ. 合併についての期待と不安

●合併についての不安

問6 あなたは、一宮市、尾西市、木曽川町が合併するにあたって、どのような点に不安を感じますか。【2つまで選んでその番号に○印】

「行政サービス水準が低下したり、住民負担が増えること」が40%、次いで「行政区域が広くなり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなること」が約27%となっており、行政サービスや住民負担の面での水準低下を懸念する声が強いことがうかがえます。そのほか、「中心部が発展し、周辺部が取り残されること」と地域格差を懸念する声、「大規模事業が進められ、財政が圧迫されること」といった財政的な面を懸念する声も強い一方で、「特に不安はない」という意見も5番目に高い結果となっています。



Ⅲ. 合併についての期待と不安

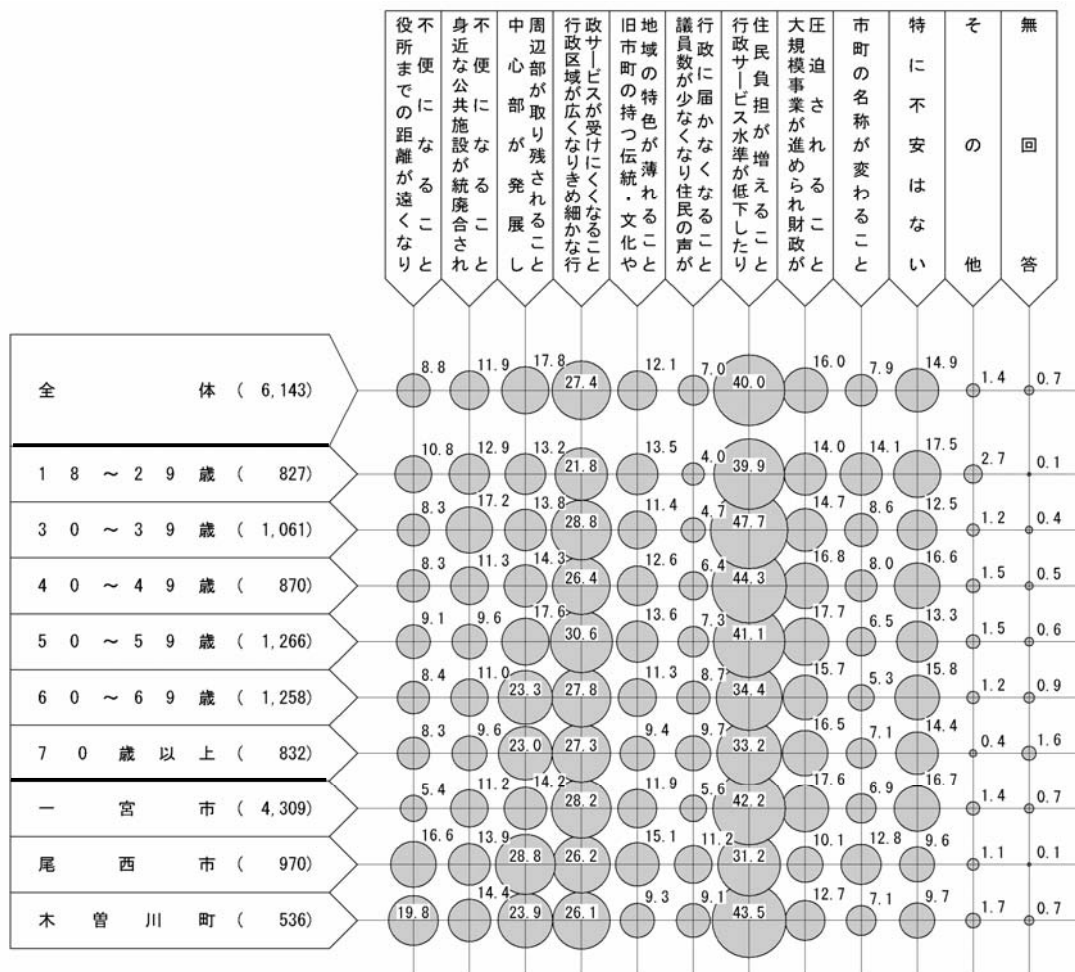
(年齢別)

「30～39 歳」を中心に若い年齢層ほど「行政サービス水準が低下したり、住民負担が増えること」が高い傾向にあり、逆に、高い年齢層では「中心部が発展し、周辺部が取り残されること」についての懸念が強くなっています。また、「市町の名称が変わること」については、「18～29 歳」の若い世代が約 14% となっており、他の世代に比べて際立っています。

(地域別)

「一宮市」では、「行政サービス水準が低下したり、住民負担が増えること」と「行政区域が広くなり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなること」の2点に集中していますが、その次に「特に不安はない」の割合が高いのが特徴です。

「尾西市」と「木曽川町」でも、傾向としては「一宮市」とおおむね同じですが、「一宮市」よりも回答が分散しています。特に、「中心部が発展し、周辺部が取り残されること」と「役所までの距離が遠くなり、不便になること」の割合が高くなっており、地域格差を懸念する声が強くなっています。「尾西市」では「中心部が発展し、周辺部が取り残されること」と「行政区域が広くなり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなること」の順位が他市町に比べて逆転しており、地域格差についてより危機感が強いことがうかがえます。「市町の名称が変わること」については、「尾西市」の割合が高く、逆に、「木曽川町」では「特に不安はない」よりもポイントが低いなど、それほど抵抗感がないことがうかがえます。



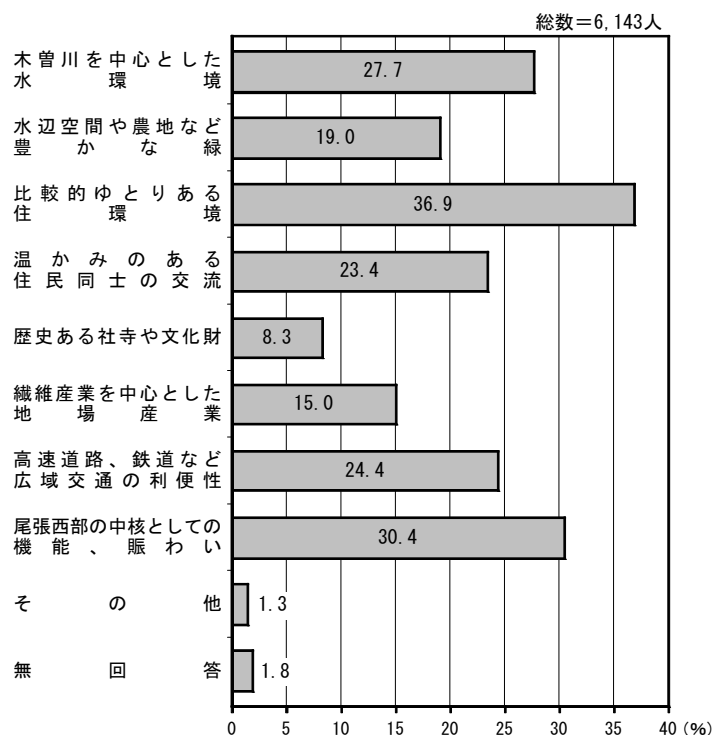
Ⅳ. 合併後のまちづくりについて

●合併後のまちづくりに生かすべき2市1町の特徴

問7 合併後のまちづくりを進めていく上では、一宮市、尾西市、木曽川町の持つ特色(地域資源)を最大限に生かしていくことが必要と考えていますが、あなたは、どのような特色を生かしていくことが重要とお考えですか。

【2つまで選んでその番号に○印】

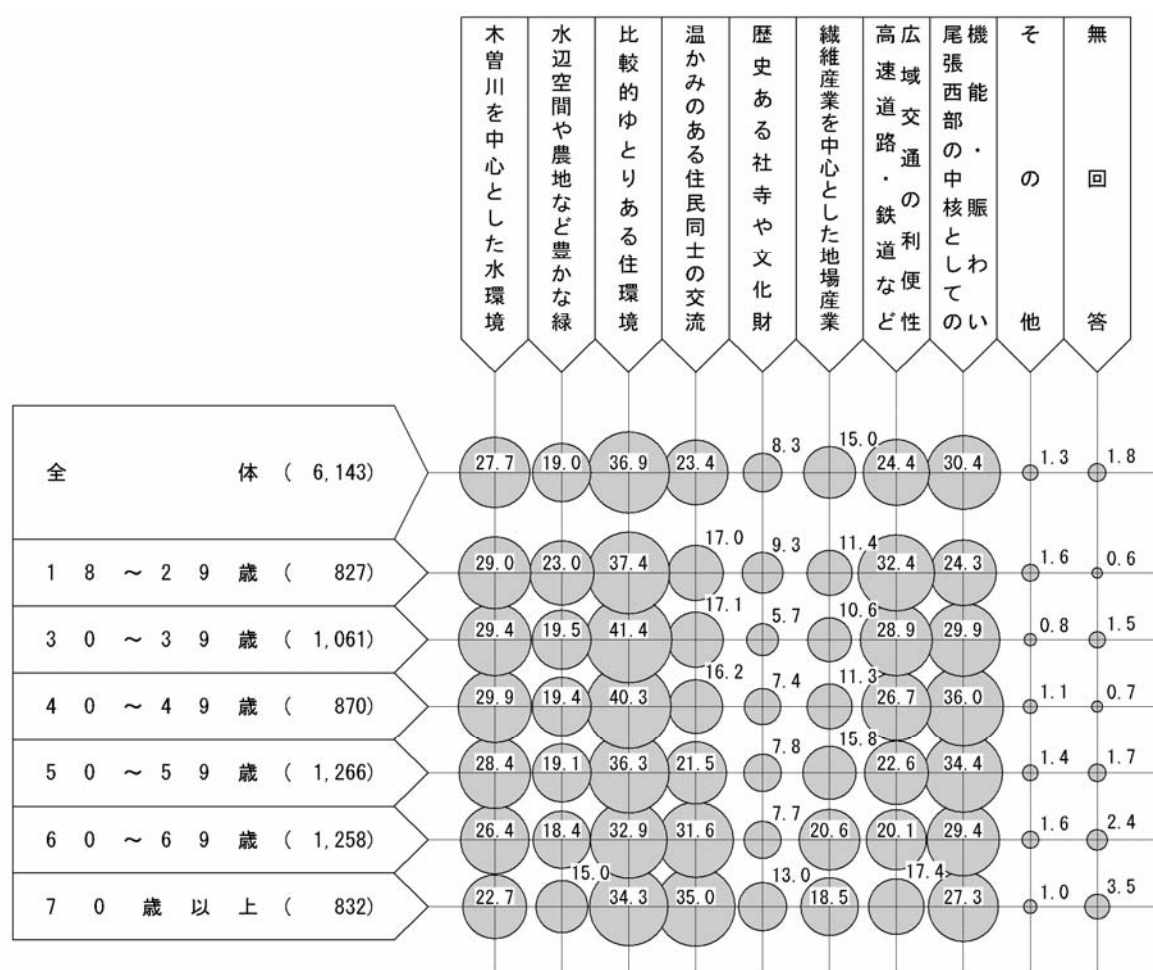
「比較的ゆとりある住環境」が約37%、「尾張西部の中核としての機能、賑わい」が約30%、「木曽川を中心とした水環境」が約28%であることなど、回答が分かれています。大別すると豊かな住環境、豊かな水辺・緑、尾張西部の都市的な利便性の3点をまちづくりに生かしていくことが必要であるという結果になっています。



IV. 合併後のまちづくりについて

(年齢別)

若い年齢層では「木曽川を中心とした水環境」、「水辺空間や農地など豊かな緑」といった現況面の特色、あるいは「高速道路、鉄道などの広域交通の利便性」を支持する傾向が強く、逆に、高い年齢層では「温かみのある住民同士の交流」や「繊維産業を中心とした地場産業」を支持する傾向があります。

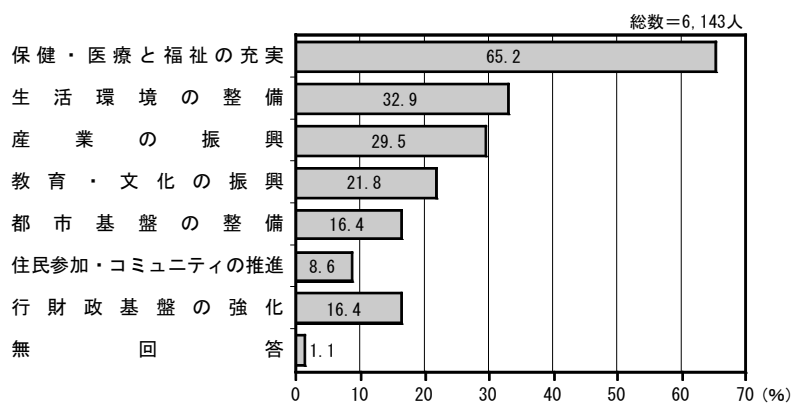


Ⅳ. 合併後のまちづくりについて

(2) 新市のまちづくりに際して力点をおくべき施策分野

問8 あなたは、新市のまちづくりを進めるにあたり、どのような施策に力点をおくべきだと思いますか。【2つまで選んでその番号に○印】

「保健・医療と福祉の充実」が約65%と圧倒的に高く、次いで「生活環境の整備」が約33%、「産業の振興」が約30%と目立っています。

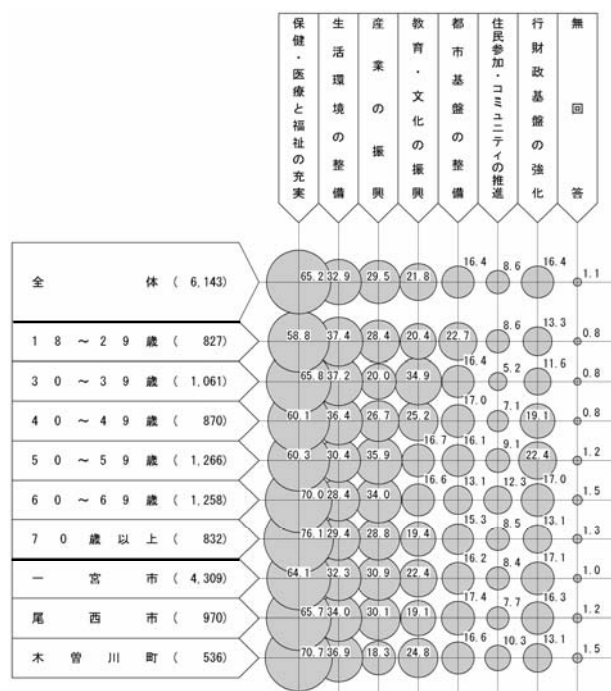


(年齢別)

高い年齢層で「保健・医療と福祉の充実」を支持する傾向が顕著です。若い年齢層から中間の年齢層では「生活環境の整備」や「教育・文化の振興」を支持する傾向があります。

(地域別)

全体の傾向としては、どの地域もおおむね同じですが、「木曽川町」では「保健・医療と福祉の充実」を支持する傾向が強く、「一宮市」と「尾西市」では「産業の振興」を支持する傾向があります。

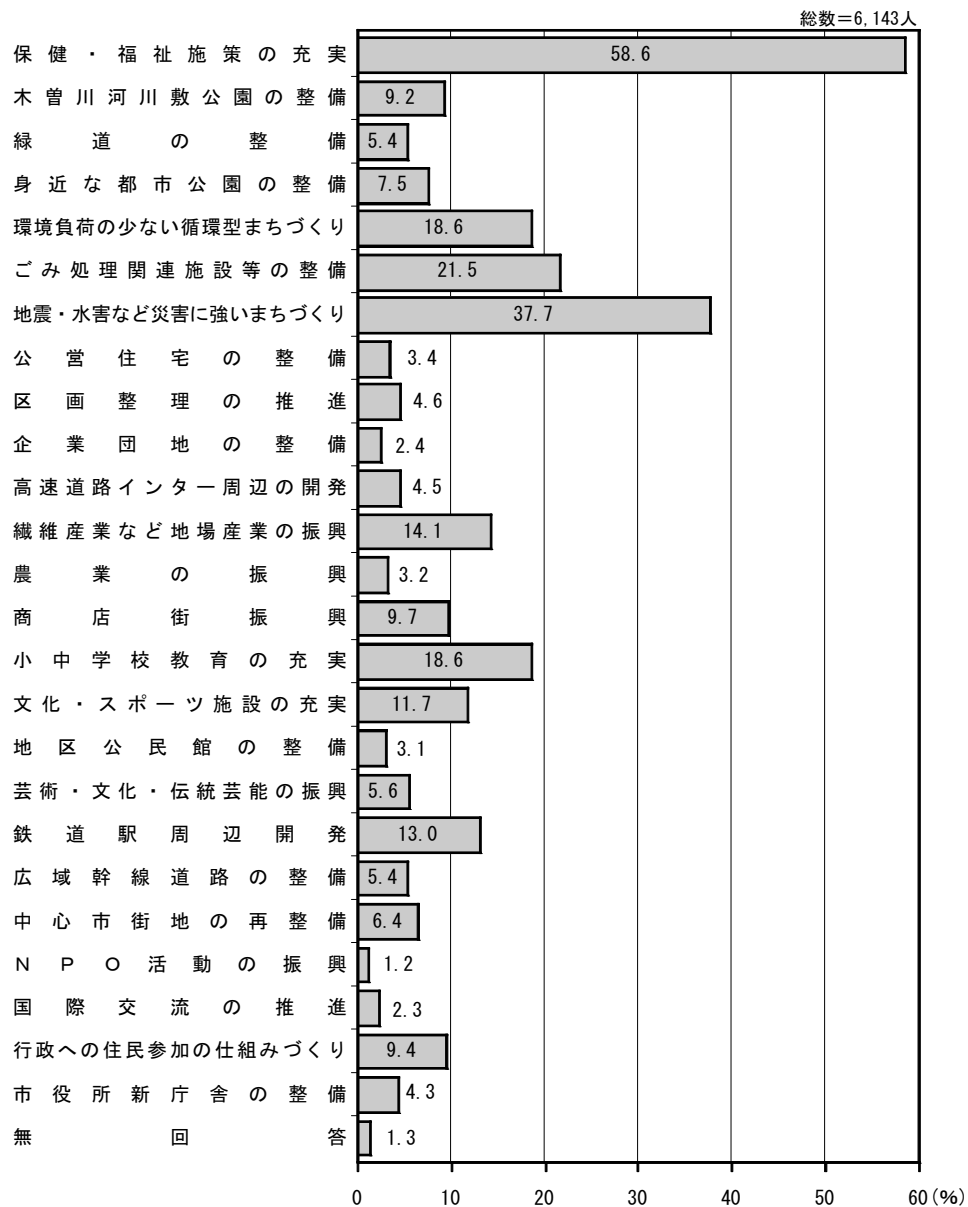


IV. 合併後のまちづくりについて

(3) プロジェクト・施策で重要なもの

問9 現在、合併後のまちづくり計画の素案の中で、以下のプロジェクト・施策を盛り込むことが検討されています。以下の中で、重要と思われるものを選んでください。
【3つまで選んでその番号に○印】

「保健・福祉施策の充実」が6割近くと圧倒的に高い割合であり、次いで「地震・水害など災害に強いまちづくり」が約38%、次いで「ごみ処理関連施設等の整備」、「小中学校教育の充実」「環境負荷の少ない循環型まちづくり」、と続いており、暮らしにかかわる施策を支持する傾向が強いと言えます。



Ⅳ. 合併後のまちづくりについて

(年齢別)

全ての世代で「保健・福祉施策の充実」の割合がトップであり、特に高い年齢層においての支持が高い傾向にあります。「地震・水害など災害に強いまちづくり」も、全ての世代で2番目になっていますが、「18～29歳」では42%と「保健・福祉施策の充実」の約49%に迫る割合となっています。

また、「小中学校教育の充実」については、『30～49歳』の子育て期の世代において高い支持を得ており、「繊維産業などの地場産業の振興」は『50歳以上』の世代が支持する傾向が強くなっています。

(地域別)

いずれの市町においても「保健・福祉施策の充実」が約6割の支持を得ていますが、「木曽川町」、「尾西市」、「一宮市」の順で支持する割合が高くなっています。逆に「地震・水害など災害に強いまちづくり」については、「一宮市」、「尾西市」「木曽川町」の順で支持されています。ほかには「繊維産業などの地場産業の振興」は「尾西市」で高く、「商店街振興」では「一宮市」で高くなっています。「鉄道駅周辺開発」は「木曽川町」と「一宮市」で高いという結果となっており、地域特性を踏まえた施策が求められています。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
全 体	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	小中学校教育	循環型まちづくり	地場産業	鉄道駅周辺	文化・スポーツ施設	商店街	住民参加
	58.6	37.7	21.5	18.6	18.6	14.1	13.0	11.7	9.7	9.4
18～29 歳	保健・福祉	災害に強いまち	循環型まちづくり	ごみ処理関連施設	鉄道駅周辺	文化・スポーツ施設	商店街	小中学校教育	中心市街地	木曽川河川敷公園
	48.5	42.0	21.9	20.1	18.4	17.7	13.3	12.7	9.8	9.3
30～39 歳	保健・福祉	災害に強いまち	小中学校教育	ごみ処理関連施設	循環型まちづくり	文化・スポーツ施設	鉄道駅周辺	都市公園	木曽川河川敷公園	地場産業
	60.0	38.0	33.3	18.4	17.1	14.4	12.0	11.0	8.7	8.3
40～49 歳	保健・福祉	災害に強いまち	小中学校教育	循環型まちづくり	ごみ処理関連施設	文化・スポーツ施設	鉄道駅周辺	地場産業	商店街	木曽川河川敷公園
	55.1	36.8	22.4	20.7	20.5	15.2	14.0	10.6	10.1	8.9
50～59 歳	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	循環型まちづくり	地場産業	鉄道駅周辺	住民参加	文化・スポーツ施設	小中学校教育	商店街
	56.5	34.0	25.5	22.1	17.0	13.6	13.1	11.1	10.5	10.0
60～69 歳	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	地場産業	循環型まちづくり	小中学校教育	住民参加	鉄道駅周辺	木曽川河川敷公園	商店街
	61.6	38.3	22.7	19.7	16.9	16.6	12.0	11.4	9.2	8.5
70 歳以上	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	小中学校教育	地場産業	循環型まちづくり	木曽川河川敷公園	商店街	鉄道駅周辺	住民参加
	69.0	38.9	20.0	17.4	17.1	12.7	10.6	9.6	9.4	9.0
一 宮 市	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	小中学校教育	循環型まちづくり	地場産業	鉄道駅周辺	文化・スポーツ施設	商店街	住民参加
	57.8	38.7	21.2	18.8	18.7	13.8	13.6	12.4	10.6	9.0
尾 西 市	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	循環型まちづくり	小中学校教育	地場産業	木曽川河川敷公園	住民参加	文化・スポーツ施設	鉄道駅周辺
	60.1	36.7	22.6	18.5	18.4	16.1	13.4	9.8	9.7	8.1
木 曽 川 町	保健・福祉	災害に強いまち	ごみ処理関連施設	循環型まちづくり	鉄道駅周辺	小中学校教育	文化・スポーツ施設	木曽川河川敷公園	地場産業	住民参加
	62.7	33.0	22.4	20.3	18.3	17.9	12.7	12.5	11.8	11.4

注) 上位10位までを抽出 上段: プロジェクト・施策 下段: %

V. 自由意見（主な自由意見 総回答者数 2,016 人 総回答件数 2,630 件）

<合併について>

①合併賛成、合併への期待

- 合併に賛成。
- 合併を進めるべきである。
- 住み良いまち一宮になるよう前進を。
- 合併による新市建設に期待する。
- 中核市や活気のある都市としての発展を期待する。
- 市町の生き残りのために合併を進めるべきである。
- 一步一步良い市にしていきたい。

②合併反対・不安や疑問

- 国の号令による合併であり、地方自治の精神から外れている。
- 大きな自治体は、市民の声が届きにくくなる心配があり反対だ。
- 周辺部は取り残されるのではないか。
- 合併が必要かどうか疑問。
- 生活がどのように変わるのか不安。
- 行政サービスが低下するのでは。
- 今までのサービスが受けられなくなるのでは。

③合併に対する要望

- メリットとデメリットも十分に説明するべき。
- 市民の負担がどうなるのかを説明する必要がある。
- 広報等を活用して分かりやすく説明してほしい。
- 安心して暮らせるまちづくりを希望する。
- 3市町それぞれの良いところを生かしてほしい。
- 対等の精神を大切にし、市町住民の融和を図ってほしい。
- 新市名に尾西市や木曽川町の人々が納得しているか疑問。
- 新庁舎は一宮駅を活用するなど、便利な場所にしてほしい。
- 現在の施設を庁舎として有効活用してほしい。
- 合併を契機に住所を短く。
- 大字や字を廃止して固有の地名は残してほしい。
- 住民投票を行ってほしい。
- 投票の数の論理で物事を決めないで少数意見にも耳を傾けてほしい。
- 住みたくなくなるようなまちづくりの方向を示してほしい。
- 不協和音を残さないように、十分な協議を。
- 無駄な公共事業は行わないでほしい。
- 税金の無駄遣いはやめてほしい。
- 合併記念の「箱物」等は不要。
- 住民税や、保険料、上下水道使用料などの公共料金の負担は増えないように。
- 新しいまちづくりを目指しても、それにより住民の負担がないように。

<各分野のまちづくりについて>

①保健・医療と福祉の充実

- 福祉政策の充実や高齢者にとって住みやすい地域づくりに努めてほしい。
- 高齢者が困らない道路や駅にすれば、障害者にもやさしいものとなる。
- 障害者がもっと外に出て、まちに溶け込めるような活動を活発に。
- 高齢者・身近な人々の交流の場として公民館の開放を。
- 小児・高齢者を中心に医療の24時間体制を。
- 子育て中は一宮が住みやすいと評判であり、その積極的なPRを。
- 病児保育などワーキングマザーに優しい政策を。
- 児童手当の受給資格の枠を広げ、金額も上げてもらいたい。

V. 自由意見

②生活環境の整備

- ごみの回収場所が遠く、高齢者が持っていくのが困難である。
- リサイクル運動を進め、きれいな都市に。
- 地震で家屋倒壊の恐れのある世帯に助成する制度を。
- 防災訓練をもっと市民ぐるみで。
- 散歩などをする人に帽子・腕章などをつけて防犯パトロールを兼ねてもらう運動を。
- 豊かな木曽川の流れをいかした生活環境を築く。
- 緑豊かな公園や自然循環型の森林を作る。
- 市内全域にわたり下水道整備を早急に。
- 公園等は安全性を優先して整備してほしい。

③産業の振興

- 繊維のまちとして「服を買うなら一宮」といわれるようになってほしい。
- 糸や布生地を研究開発し、付加価値の高い製品をつくり世界の一宮を目指す。
- 企業団地の整備や企業の積極的誘致を。
- 生活に必要な大型商業施設を誘致。
- 交通の便が良く、人が多く住めるまちづくりなどに目を向ける。
- 人の集いやすいテーマパークなど、買い物と娯楽の複合施設があると良い。

④教育・文化の振興

- 温水プール、スポーツジムなどのスポーツ施設を充実。
- 図書館や映画館などの文化施設の充実を。
- 図書館をもっと大きく。
- 高齢者に生涯学習の機会を。
- 少人数学級を実現して、ゆとりのある教育を。
- 小中学校区の見直しや、学校を選べるようにしてほしい。
- 教養や道徳心のある人づくりを、心豊かな人づくりをしてほしい。
- 大学がないので誘致してほしい。

⑤都市基盤の整備

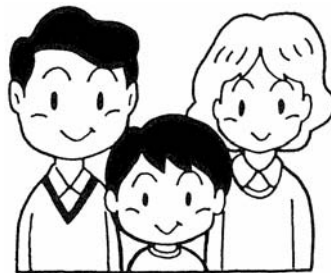
- 一宮駅を玄関口として人が集まる場所として整備。
- 都市内の道路のつながりを見直す。
- 段差をなくすなど人にも配慮した道にしてほしい。
- 高齢者のためにも公共交通の便を良くしてほしい。
- 循環バスのルートを周辺にも伸ばす。
- 周辺部の開発にも配慮してほしい。

⑥住民・コミュニティの推進

- 市政への住民参加の仕組みづくりを。
- 自己責任を持つ自立した市民づくりをするべき。
- まちの美化や防犯などのためのボランティアを立ち上げる。

⑦行政基盤の強化

- 議員や職員数を少なくする。
- 新市の議員報酬を適切にしてほしい。
- 財政の透明化をはかり地域住民に必要なものを見極める。
- 税金の無駄遣いはやめて市民が納得できるような行政を。
- 安易な起債は控え、事業計画を考え直すことも必要。
- 特に教育と保健・福祉の垣根を取り払い、総合的な行政サービスを。
- 民間企業のように懇切丁寧な対応を。





資料 3

合併協定書



合併協定書

一 宮 市
尾 西 市
木 曾 川 町

1 合併の方式

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。

法制度上は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する。

2 合併の期日

平成17年4月1日とする。

3 新市の名称

「一宮市」とする。

4 新市の事務所の位置

現在の一宮市役所の位置(一宮市本町2丁目5番6号)とする。

現在の一宮市役所を「一宮庁舎」、尾西市役所を「尾西庁舎」、木曽川町役場を「木曽川庁舎」と呼称する。

5 財産の取扱い

尾西市及び木曽川町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

尾西市及び木曽川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を設置する。

設置については、別紙「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

尾西市及び木曽川町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任する。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 尾西市及び木曽川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合する。
- (2) 尾西市及び木曽川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限

り、引き続き在任する。

9 地方税の取扱い

地方税の制度が同じものは現行のとおりとし、差異のあるものは、原則として一宮市の制度を適用する。

- (1) 法人市(町)民税の超過税率は、廃止する。
- (2) 木曽川町の市街化区域内農地に係る課税は、平成22年度まで農地に準じた課税を行う。
- (3) 事業所税は、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しない。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 尾西市、木曽川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐ。
- (2) 尾西市、木曽川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いは、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。
- (3) 職員数は、定員適正化計画を策定し定員管理の適正化に努める。
- (4) 一般職の職員の職名、職階等は、3市町の長が別に協議して定める。

11 特別職の身分の取扱い

尾西市及び木曽川町の常勤の特別職（教育長を含む。）は、失職する。

12 条例、規則等の取扱い

一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

13 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は、所管の部に帰属させる。
- (2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則として部局単位の配置とする。
 - ① 尾西庁舎には、建設部門及び水道部門(一部除く。)を配置する。
 - ② 木曽川庁舎には、教育部門を配置する。
 - ③ 一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

- (3) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置する。

14 一部事務組合等の取扱い

尾西市及び木曽川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合は合併の日の前日をもって解散し、事業は新市において行う。

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し調整を図る。
- (2) 手数料は、住民負担の公平性を図るため統一する。

16 公共的団体等の取扱い

新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努める。

- (1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努める。
- (2) 2市1町に共通している団体で実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努める。
- (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

従来からの経緯、実績等に配慮し調整する。

- (1) 2市1町で同一あるいは同種のものは、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自のものは、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できるものは、整理統合するよう調整する。

18 町名・字名の取扱い

現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曽川町では「葉栗郡木曽川町」を「一宮市木曽川町」に置き換える。

19 慣行の取扱い

原則として合併後検討する。ただし、市章は、一宮市の市章とする。

20 国民健康保険事業の取扱い

被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整する。

ただし、木曽川町の医療保険分の税率は、段階的に引き上げ、合併後3年間で調整する。

21 介護保険事業の取扱い

原則として一宮市の制度を適用する。

22 消防団の取扱い

- (1) 消防団の組織体制は、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整する。
- (2) 消防団員の階級及び報酬等は、当面現行のとおりとし、合併後2年以内に調整する。
- (3) 消防団の活性化推進事業等への補助金は、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。
- (4) 消防団の出動態勢は、合併後一定期間内に調整する。
- (5) 消防車両、分団庁舎は、現行の車両・庁舎を活用する。
- (6) 市町の消防団操法大会は、廃止する。

23 各種事務事業の取扱い

23-1 女性政策事業

男女共同参画事業は、一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図る。

23-2 姉妹都市、国際交流事業

- (1) 旧萩原町及び旧馬瀬村との交流事業は、いったん廃止する。
- (2) 一豊公&千代様サミットは、現行のとおり実施する。
- (3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業は、廃止する。
- (4) 中学生の海外派遣事業は、合併後速やかに調整する。
- (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会は、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図る。

23-3 電算システム事業

システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

23-4 広報広聴関係事業

広報誌等の広報事業は、原則として一宮市の制度に合わせ引き続き情報の提供に努める。なお、合併に伴う市民生活に関わる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は、毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し情報提供に努める。

また、広聴事業は、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

23-5 納税関係事業

- (1) 尾西市・木曽川町の督促手数料は、一宮市に合わせ廃止する。
- (2) 納期前納付報奨金は、同一の制度のため現行のとおりとする。
- (3) 口座振替は、一宮市の制度を適用する。
- (4) 納税組合は、一宮市のみ現行どおり実施するが、できる限り速やかに廃止の方向で検討する。

23-6 消防防災関係事業

- (1) 消防防災関係事業は、原則として一宮市の制度を適用する。
- (2) 少年消防クラブ等の防火協力団体は、原則として一宮市の制度に統合する。
- (3) 地域防災計画は、合併後速やかに策定する。
- (4) 防災会活動の推進は、一宮市の制度に合わせる。また、自主防災組織への補助金は、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止し、資機材購入費補助は、見直しのうえ実施する。

23-7 交通関係事業

- (1) 循環バスは、当面現行のとおり継続し、合併後一定期間内に調整する。
- (2) 尾西市防犯交通協会は、廃止する。
- (3) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援は、一宮市の制度を適用する。
- (4) 交通災害見舞金は、一宮市・尾西市の制度を適用する。
- (5) 交通安全教室は、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は、一宮市の制度に合わせ、尾西市の交通指導員は、合併後一定期間内に廃止する。

23-8 窓口業務

できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行う。

- (1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は、現行

のとおりとする。

- (2) 尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則として、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう合併時まで調整に努める。

23-9 保健衛生事業

それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い充実に努める。

- (1) 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として一宮市の事業に合わせる。
- (2) 乳幼児健康診査は、新しい事業に統合する。

23-10 障害者福祉事業

- (1) 障害者手当給付事業は、合併後2年間は、現在の各市町の給付水準を維持する。
なお、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については、類似団体の給付水準を踏まえ調整する。
- (2) 支援費事業の利用者負担額は、一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。
- (3) 補装具自己負担額給付事業及び日常生活用具自己負担額給付事業は、一宮市及び木曽川町の事業に合わせる。
- (4) 福祉タクシー事業は、一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし初乗り料金以内の助成とする。
- (5) 障害者配食サービス事業は、事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等を含む。）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は、1食250円とする。

23-11 高齢者福祉事業

- (1) 在宅老人介護用品給付事業は、一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は、年60,000円とする。
- (2) ねたきり老人等見舞金給付事業は、一宮市の事業に合わせる。
- (3) 生きがい活動支援通所事業は、合併後一定期間内に調整する。
- (4) 軽度生活援助事業は、一宮市の事業に合わせる。
- (5) 高齢者配食サービス事業は、事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む。）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は、1食250円とする。

- (6) 訪問理美容サービス事業は、事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。1回3,700円とし、うち利用者の負担は、1,000円とする。
- (7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は、合併後一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。
- (8) 敬老会事業は、合併後一定期間内に調整する。
- (9) 基幹型在宅介護支援センターは、木曽川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については、合併時まで調整する。
- (10) 敬老金支給事業は、事業を廃止し、高齢者慰問事業は、一宮市の事業に合わせる。

23-12 児童福祉事業

- (1) 単独の遺児手当は、尾西市の制度に統一する。
- (2) 子ども会育成事業の連絡協議会は、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図る。

23-13 保育事業

- (1) 保育料は、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曽川町では経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。
- (2) 保育時間は、市民サービスの観点から、公立の保育所について尾西市、木曽川町の保育時間を見直し一宮市の制度に合わせる。

23-14 生活保護事業

国制度のため、現行のとおり実施する。その他各種事務の取扱いは、一宮市の事業を適用する。

23-15 その他の福祉事業

- (1) 民生委員・児童委員は、原則として一宮市の事業に合わせる。
- (2) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業及び老人保健医療給付事業は、2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。
- (3) 乳幼児医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業及び福祉給付金支給事業は、一宮市の事業に合わせる。

23-16 健康づくり事業

- (1) 健康づくり推進協議会は、統合する。

- (2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。
- (3) 新市における健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

23-17 病院事業

- (1) 一宮市、尾西市、木曽川町が設置している病院は、基本的に現行のとおり新市に引き継ぎ、名称については「一宮市立市民病院」、「一宮市立市民病院今伊勢分院」、「一宮市立尾西市民病院」、「一宮市立木曽川市民病院」とする。
- (2) 慣行料金は、統一する。

23-18 環境対策事業

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、合併後調整・再編する。

- (1) ごみ処理事業は、合併後3年を目途に調整する。
- (2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は、尾西市・木曽川町に合わせる。
- (3) し尿処理事業は、合併後3年を目途に調整する。
- (4) 合併処理浄化槽設置補助金は、尾西市の制度に合わせる。
- (5) 火葬料金の市民の利用料は、一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は、尾西市の制度に合わせる。

23-19 農林水産関係事業

同一または類似する事業を統合または再編する。

- (1) 農業振興地域整備事業は、各市町のこれまでの方針を考慮し、合併後速やかに新たな計画を策定する。
- (2) 農漁業近代化資金利子補給事業は、一宮市の制度を適用する。
- (3) 生産調整推進対策は、生産調整に関する国の動向を踏まえ、合併後調整する。

23-20 商工・観光関係事業

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、個別事業・制度等は、尾西市・木曽川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう協議・調整を行う。

23-21 勤労者・消費者関連事業

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、消費生活関連事業は、合併後制度を定める。

23-22 建設関係事業

- (1) 市町道の認定・廃止は、一宮市の制度に合わせる。
- (2) 公営住宅の使用料は、17年度は現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。
- (3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等は、新市において、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づき見直しを含め検討する。

23-23 上・下水道事業

- (1) 水道料金は、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行い、合併後2年以内に統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。
- (2) 加入金は、一宮市の基準に合わせる。
- (3) 下水道使用料は、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行い、合併後2年以内に統一する。
- (4) 上・下水道事業ともに会計の統一化を図り、下水道事業は、企業会計とし水道事業と同様の取扱いとする。
- (5) 受益者負担金は、各市町の現行制度を新しい制度に統合する。
- (6) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、一宮市の制度に合わせる。
- (7) 水洗便所改造等資金に係る助成は、合併後対象者に銀行等の融資のあっせんを行い、金利相当分の利子を補給する制度に統一する。

23-24 市(町)立学校の通学区域

当面は現行どおりとするが、合併後小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行う。

23-25 学校教育事業

引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら教育環境の充実に努める。

- (1) 少人数学級及び少人数指導は、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曽川町では、平成18年度まで現行の方式とする。
- (2) 自然教室推進事業は、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し公費負担は廃止する。
- (3) 英語教育推進事業、各種大会事業は、合併後一定期間内に調整する。
- (4) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担は、尾西市・木曽川町の制度に合

わせる。

- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済事業は、一宮市の制度に合わせる。
- (6) 学校給食事業は、当面現行のとおりとし、合併後一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図る。

23-26 文化振興事業

- (1) 文化、レクリエーション団体は、合併後2年以内に統合する。
- (2) 美術展は、統合する。
- (3) 文化財の保護、管理は、一宮市の制度に合わせ、文化財めぐり等は、統合する。
- (4) 文化ホール事業は、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会は、新市においても適用する。

23-27 コミュニティ施策

- (1) 町内会の組織・謝礼・交付金等は、合併後一定期間内に調整する。
- (2) 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業は、一宮市の制度を適用する。

23-28 社会教育事業

それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努める。

- (1) 生涯学習バス貸出事業は、現行のとおり継続する。
- (2) 結婚相談事業は、廃止する。
- (3) 体育協会及び体育指導委員は、合併後一定期間内に組織・事業を統合し、体育行事は、統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努める。

23-29 その他事業

- (1) 総合計画は、合併後新たに策定する。
- (2) 市民総合相談は、現行のとおり一宮市で実施し、その他の相談は、合併後1年以内に調整する。
- (3) 指定金融機関、収納代理金融機関等は、一宮市の制度を適用する。また、郵便局での納期内分の取扱いは、合併後検討する。
- (4) 個人情報保護制度及び情報公開制度は、一宮市の制度を適用する。
- (5) 競輪事業は、現行のとおり実施する。

24 新市建設計画

合併特例法第 5 条に規定する市町村建設計画については、別添「新市建設計画」のとおりとする。

別 紙

地域審議会の設置等に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の尾西市及び葉栗郡木曽川町の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(名称及び所管区域)

第2条 各審議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
尾西地域審議会	合併前の尾西市に属する区域
木曽川地域審議会	合併前の葉栗郡木曽川町に属する区域

(所掌事項)

第3条 審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員をもって組織し、その定数は、次のとおりとする。

- (1) 尾西地域審議会 10人以内
- (2) 木曽川地域審議会 10人以内

2 審議会の委員は、その所管区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の定数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、その所管区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(資料の提出等の要請)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の定めるところによる。

(設置期間)

第10条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 各審議会の庶務は、それぞれ市長が定める部課において処理する。

(雑則)

第12条 この協議に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この協議は、合併の日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この協議の施行後最初に開催される審議会の会議は、市長が招集する。

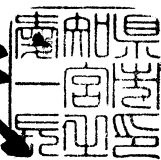
調 印 書

一宮市、尾西市及び木曽川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに調印する。

平成16年8月9日

一宮市長

谷 一 夫



尾西市長

丹羽 厚 詞



木曽川町長

山 口 昭 雄



特 別 立 会 人

愛 知 県 知 事

神 田 真 秋

立 会 人

合併協議会委員

神戸秀雄
吉田勇吉

合併協議会委員

合併協議会委員

木村貞雄

合併協議会委員

梶田信三

合併協議会委員

天野 彰

合併協議会委員

時田晴彦

合併協議会委員

足立 統三

合併協議会委員

浅野長祥

合併協議会委員

川井勇

合併協議会委員

川合正高

合併協議会委員

井浪清

合併協議会委員

日比野友治

合併協議会委員

豊島半七

合併協議会委員

常川雄次

合併協議会委員

板倉 恵

合併協議会委員

大島千恵子

合併協議会委員

佐野豪男

合併協議会委員

友定良枝

合併協議会委員

吉田 弘

合併協議会委員

宮田 肇

合併協議会委員

上田 芳 敬

合併協議会委員

青木 隆子

合併協議会委員

中島 路可

合併協議会委員

橋本 照夫

合併協議会委員

五藤 和吾

合併協議会委員

葛谷 昭吾

合併協議会委員

五藤 久佳

合併協議会委員

杉本 尚美

合併協議会委員

不破 寿彦

合併協議会委員

松村 真早美

合併協議会委員

神藤 浩明

合併協議会委員

加藤 勝也



資料 4

新市建設計画



新 市 建 設 計 画

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

＜ 目 次 ＞

序 論：合併の必要性和計画策定の方針	1
1. 合併の必要性	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の構成	2
4. 計画の期間	2
5. 総合計画との関係	2
第1章：合併関係市町の概要	3
1. 位置・地勢・面積	3
2. 歴史・沿革	3
3. 人口・世帯	3
4. 産業・経済	4
5. 土地利用	7
6. 生活圏	8
7. 都市基盤	10
第2章：主要指標の見通し	12
1. 人口の見通し	12
2. 世帯数の見通し	13
第3章：新市建設の基本方針	14
1. 施策の体系	14
2. 新市の基本理念	15
3. 新市の将来像	16
4. 新市の基本方針～新市将来像の7つの礎～	16
5. 先導的プロジェクト	17
第4章：新市の施策	19
1. 健やかでいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療と福祉の充実）	19
2. 自然と共生する快適なまちづくり（生活環境の整備）	22
3. たくましい産業が躍動するまちづくり（産業の振興）	25
4. 個性を育む教育・文化のまちづくり（教育・文化の振興）	28
5. 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり（都市基盤の整備）	30
6. 市民と行政の協働が織りなすまちづくり（住民参加・コミュニティの推進）	32
7. 分権時代に生きる自立したまちづくり（行財政基盤の強化）	34
第5章：県事業の推進	36
第6章：公共施設の適正配置と整備	37
第7章：財政計画	38
1. 前提条件	38
2. 財政計画	40

序 論：合併の必要性と計画策定の方針

1. 合併の必要性

少子・高齢化、生活圏の広域化、地方分権の進展、財政状況の悪化など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、一宮市、尾西市及び木曽川町の2市1町でも、少子・高齢化はもちろん、繊維産業を中心とした産業経済活動の低迷とこれに伴う市町の財政力の低下など、地域活力の向上が重要な課題となっています。

一方、当地域は、生活、産業経済など様々な面で強い結びつきを持っており、住民相互の交流も活発です。また、様々な行政のサービスについて共同処理するなど、行政レベルでの結びつきも強い地域です。

こうした状況を背景に、2市1町の合併により、足腰の強い行財政基盤を確立するとともに、新しいまちづくりを通して地域活力の向上を目指すことが求められています。

(1) 少子・高齢化への対応

少子・高齢化の流れは、2市1町でも例外ではなく、今後、急速に進展していくことが予想されています。

保健・医療・福祉分野での行政サービスの向上や住宅、交通基盤などまちづくりの面でも様々な世代に住み良い環境整備が求められるなど、行政能力の質的な向上、高度化が求められています。

(2) 日常生活圏の拡大に伴う住民ニーズへの対応

2市1町は、古くから歴史的・文化的に深いつながりを持っており、また、通勤・通学・買い物など、日常生活圏は実質的に一体化していますが、多様化する住民ニーズに対応し、より広域的・総合的なまちづくりが求められています。

現在でも、保育所広域入所、図書館の相互利用など、行政サービス面でも相互の連携が図られておりますが、今後ますます、こうした取り組みを強めていく必要があります。

(3) 地方分権に対応する自治能力の向上

地方分権が進む中、住民に最も身近な市町村が主体となって、きめ細やかな行政サービスの提供や個性豊かなまちづくりを行うことが求められています。

福祉、環境問題、情報化などの新たな課題や、多様化する住民ニーズに対応するためには、より専門的な知識や技術を持った職員が必要となります。

(4) 行財政基盤の悪化への対応

国、地方ともに極めて厳しい財政状況にある中で、2市1町においても、少子・高齢化、産業活力の低下などを背景に、今後ますます厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

行政サービスを高度化し、安定的に提供していくためには、行政の合理化・効率化を一層進めていくとともに、財政基盤を強固なものとしていく必要があります。

2. 計画の位置付け

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条第1項に基づく計画であり、新市のまちづくりの方向性（マスタープラン）を定めるものですが、新市の速やかな一体性の確立と、地域の個性を生かした均衡ある発展、住民福祉の向上を図る上で、根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載するもので、すべての分野の施策を網羅するものではありません。

なお、本計画は、新市に設置する地域審議会や新市の議会の意見を踏まえながら、適正な遂行に努めるとともに、財政計画も含め、執行状況を毎年度検証し、乖離が生じた場合、改善策を講じるなど適正な進行管理に努めます。

また、計画策定時に予測不可能であった社会経済情勢の変化や財政状況の変化などにより、計画の変更の必要性が生じた場合は、新市において計画変更をする場合もあります。

3. 計画の構成

この計画は新市のまちづくりのための「基本方針」、また、これを実現するための新市の主要事業を取りまとめた「施策・主要事業」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心に掲載します。

4. 計画の期間

この計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く10年間とします。

5. 総合計画との関係

合併後の新市において、速やかに、新市の基本構想を含む総合計画の策定に取り組むこととします。

なお、新総合計画策定にあたっては、本計画を尊重し、その趣旨、内容を十分踏まえたものとするものとします。

第1章：合併関係市町の概要

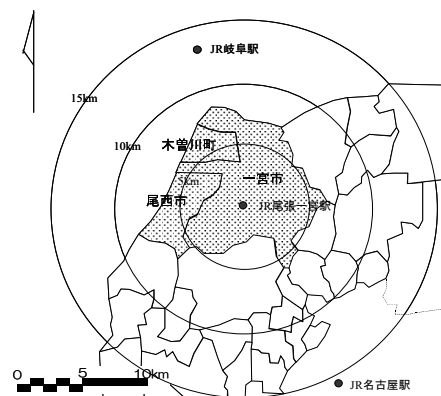
1. 位置・地勢・面積

新市は、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市と岐阜市の中に位置し、地勢的にはきわめて平坦な地形です。

北東から南西にかけては、延長約18kmにわたって木曽川に接しています。

東西方向の延長は約15.3km、南北方向の延長は約13.3km、面積は113.91km²です。

図表1-1 新市の位置



2. 歴史・沿革

一宮市は、尾張国「一の宮」が真清田神社であったことから、その門前町が一宮と呼ばれました。大正10年9月、一宮町が市制施行により一宮市となり、昭和15年に葉栗村及び西成村と合併、昭和30年に近隣8町村と合併して現在に至ります。

尾西市は、昭和30年1月に起町と朝日村が合併し市制を施行、4月に今伊勢町の一部を編入しています。市名は古くからこの地方一帯を示す言葉である尾西（尾張西部）に由来しています。

木曽川町は、明治39年に黒田町（曾根を除く）、玉ノ井村、里小牧村が合併して木曽川町の前身が誕生し、明治43年に町名を木曽川町と改め、現在に至ります。

3. 人口・世帯

新市の人口は、平成12年10月1日現在、362,726人で、年齢別人口では、15歳未満は56,730人、15歳以上65歳未満は252,633人、65歳以上は53,174人で割合にすると、15.6%、69.6%、14.7%となります。名古屋市を除く県内都市の平均と比較すると、高齢化率が高い地域であると言えます。

世帯数は約12万世帯で、1世帯あたりの人員は3.07人と、県内都市平均（2.91人）と比べて高い状況です。また、高齢単身世帯の割合は4.2%で、県内都市平均（3.9%）と比べると、若干高い水準にあります。

図表1-2 新市の年齢階層別人口と世帯数

平成12年10月1日現在

市町村	総数 (人)	年少人口 (15歳未満) (人)	生産年齢人口 (15～64歳) (人)	高齢者人口 (65歳以上) (人)	世帯数 (世帯数)	高齢単身 世帯数 (世帯)
一宮市	273,711	42,397	191,111	40,015	89,984	3,887
尾西市	57,956	9,263	39,973	8,720	18,122	744
木曽川町	31,059	5,070	21,549	4,439	9,975	363
新市計	362,726	56,730	252,633	53,174	118,081	4,994
割合(%)		15.6	69.6	14.7		4.2
世帯人員(人)					3.07	
名古屋市を除く 県内都市平均	125,129	20,074	87,921	17,023	42,998	1,665
※割合(%)		16.0	70.3	13.6		3.9
世帯人員(人)					2.91	

※ 割合(%) = $\frac{\text{名古屋を除く県内都市の対象人口(世帯)の総和}}{\text{名古屋を除く県内都市の人口(世帯)の総和}} \times 100$

資料：総務省「平成12年国勢調査」

4. 産業・経済

(1) 産業構造

当地域は、毛織物産地として繊維産業を中心に商工業が発展してきました。近年は第2次産業の比率が低下し、第3次産業の占める割合が高まっています。

図表 1-3 新市の産業大分類別就業者数

平成12年10月1日現在

就業者数(人)	昭和55年(1980)				平成12年(2000)			
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
一宮市	121,508	5,187	55,938	60,329	141,831	2,354	52,635	84,665
尾西市	27,588	1,216	15,766	10,599	30,831	605	13,764	16,337
木曽川町	13,784	269	7,934	5,573	16,289	121	6,902	9,188
新市計	162,880	6,672	79,638	76,501	188,951	3,080	73,301	110,190
愛知県	3,048,896	166,269	1,292,074	1,588,973	3,687,238	109,181	1,360,214	2,192,586
全国計	55,811,309	6,110,987	18,737,426	30,901,357	62,977,960	3,172,509	18,571,057	40,484,679
構成比	昭和55年(1980)				平成12年(2000)			
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
一宮市	100.0%	4.3%	46.0%	49.7%	100.0%	1.7%	37.1%	59.7%
尾西市	100.0%	4.4%	57.1%	38.4%	100.0%	2.0%	44.6%	53.0%
木曽川町	100.0%	2.0%	57.6%	40.4%	100.0%	0.7%	42.4%	56.4%
新市計	100.0%	4.1%	48.9%	47.0%	100.0%	1.6%	38.8%	58.3%
愛知県	100.0%	5.5%	42.4%	52.1%	100.0%	3.0%	36.9%	59.5%
全 国	100.0%	10.9%	33.6%	55.4%	100.0%	5.0%	29.5%	64.3%

注) 総数には、分類不能の就業者数を含む。

資料: 総務省「平成12年国勢調査」

(2) 工業

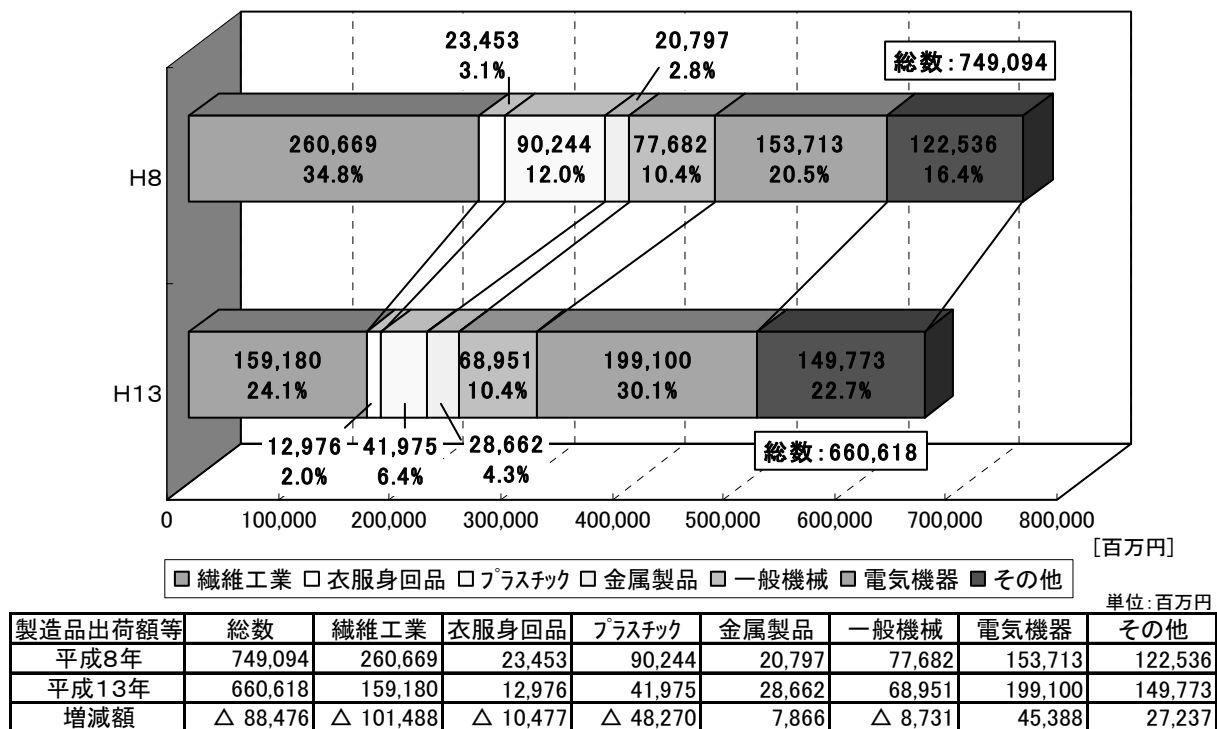
新市の製造品出荷額等は約 6,606 億円で、県内 15 位に相当しています。平成 8 年から平成 13 年までの推移をみると、全出荷額は約 885 億円減少しており、なかでもこの地域の地場産業である「繊維工業」の割合は 34.8%から 24.1%へと大幅に減少し、逆に「電気機器」が 1 位となり、金額・割合とも大きく増加するなど、工業の分野では、大きな構造転換が図られています。(図表 1-4)

一方、従業員数は、「金属製品」と「一般機械」が若干増加しているものの、他の品目分類では減少しており、全体として 7,912 人減少しています。(図表 1-5)

事業所数は、全体で 541 事業所減少しており、すべての品目分類において減少しています。

(図表 1-6)

図表 1-4 新市の製造品出荷額等の推移（金額・構成比）

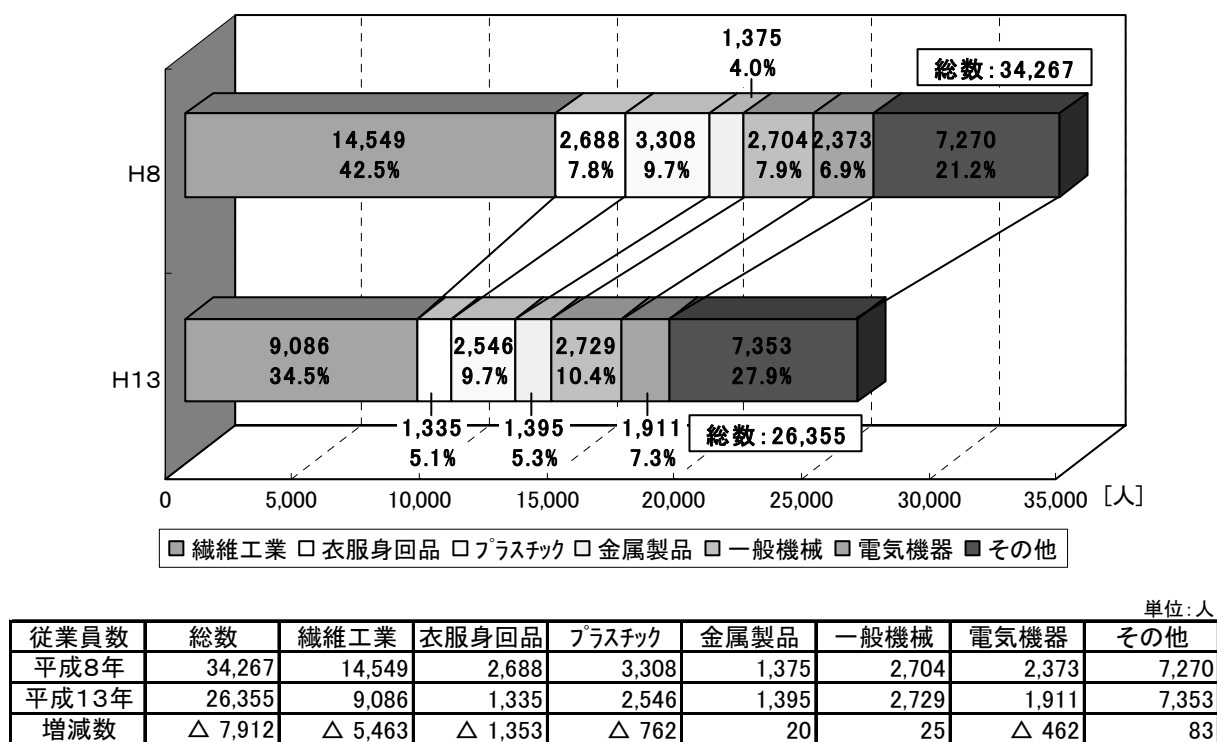


注1) 総額は、四捨五入の関係から単純合計とは一致しない。

資料 県企画部統計課「あいちの工業」

注2) 「その他」については増加しているが、秘匿数字を含むため、どの品目分類が影響しているかは把握できない。

図表 1-5 新市の従業員数（工業）の推移（人数・構成比）

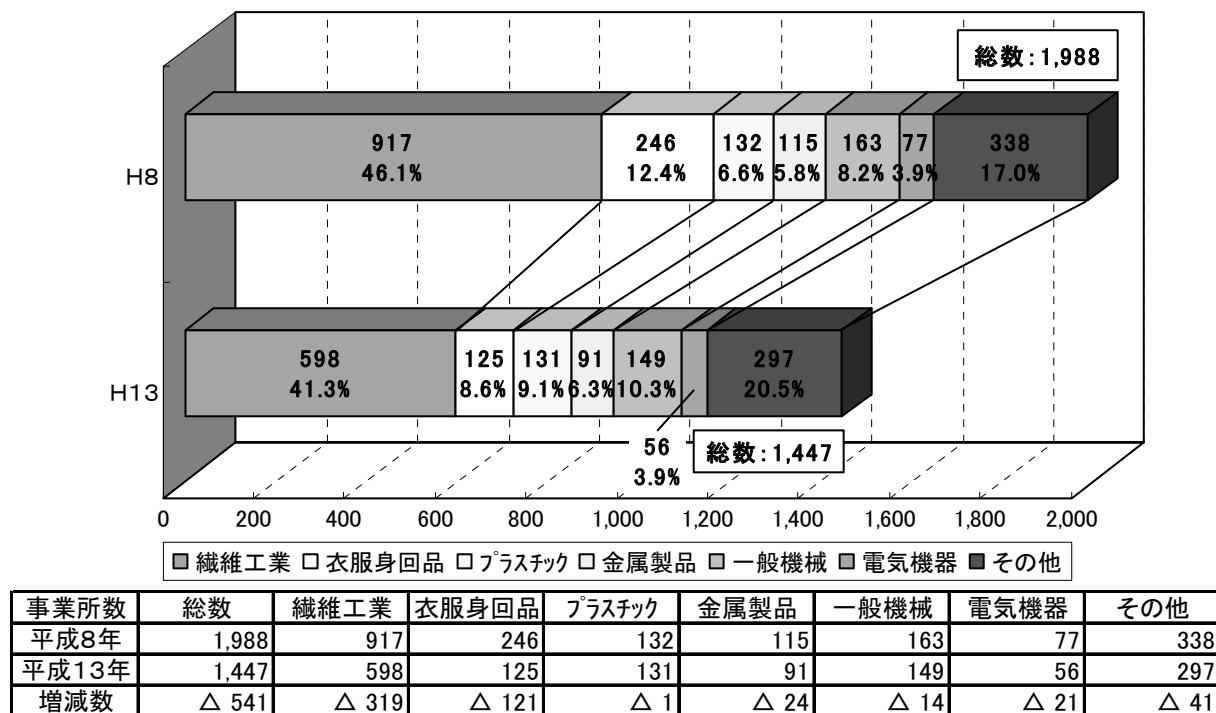


注1) 総額は、四捨五入の関係から単純合計とは一致しない。

資料 県企画部統計課「あいちの工業」

注2) 「その他」については増加しているが、秘匿数字を含むため、どの品目分類が影響しているかは把握できない。

図表 1-6 新市の事業所数（工業）の推移（事業所数・構成比）



資料 県企画部統計課「あいちの工業」

(3) 商業

当地域は、繊維工業製品を中心とする卸売業などを中心に、尾張西部最大の商業地として発展してきました。

新市の年間販売額（卸・小売業計）は約9,181億円で、県内5位に相当しますが、郊外店舗の立地等によって、中心市街地の商業拠点性は低下傾向にあります。

図表 1-7 新市の事業所数等（商業）の推移

		小売業			卸売業			総計		
		平成9年	平成14年	伸び率(%)	平成9年	平成14年	伸び率(%)	平成9年	平成14年	伸び率(%)
事業所数	一宮市	2,703	2,424	89.68	1,072	930	86.75	3,775	3,354	88.85
	尾西市	525	424	80.76	123	99	80.49	648	523	80.71
	木曽川町	293	284	96.93	59	53	89.83	352	337	95.74
	新市計	3,521	3,132	88.95	1,254	1,082	86.28	4,775	4,214	88.25
	愛知県	74,204	65,689	88.52	28,816	26,421	91.69	103,020	92,110	89.41
従業者数(人)	一宮市	15,541	15,631	100.58	8,612	7,214	83.77	24,153	22,845	94.58
	尾西市	2,739	2,454	89.59	1,034	634	61.32	3,773	3,088	81.84
	木曽川町	1,348	1,884	139.76	274	294	107.30	1,622	2,178	134.28
	新市計	19,628	19,969	101.74	9,920	8,142	82.08	29,548	28,111	95.14
	愛知県	409,138	446,797	109.20	324,117	287,515	88.71	733,255	734,312	100.14
販売額(百万円)	一宮市	329,793	290,811	88.18	646,475	499,446	77.26	976,268	790,257	80.95
	尾西市	49,898	35,942	72.03	55,822	54,569	97.76	105,720	90,511	85.61
	木曽川町	19,691	27,591	140.12	11,066	9,743	88.04	30,757	37,334	121.38
	新市計	399,382	354,344	88.72	713,363	563,758	79.03	1,112,745	918,102	82.51
	愛知県	8,605,120	8,059,876	93.66	50,254,028	33,465,615	66.59	58,859,148	41,525,491	70.55
売場面積(㎡)	一宮市	278,814	299,144	107.29	-	-	-	278,814	299,144	107.29
	尾西市	55,121	55,252	100.24	-	-	-	55,121	55,252	100.24
	木曽川町	19,004	42,570	224.01	-	-	-	19,004	42,570	224.01
	新市計	352,939	396,966	112.47	-	-	-	352,939	396,966	112.47
	愛知県	7,316,602	8,062,541	110.20	-	-	-	7,316,602	8,062,541	110.20

資料：愛知県企画振興部統計課「商業統計調査結果報告書」

(4) 農業

当地域は、肥沃な濃尾平野に育まれ、新市の農業粗生産額は、約68億円で県内11位に相当します。生産額の高い農作物としては、一宮市では野菜（大根、なす、ねぎ）、花き、尾西市では水稻、野菜（白菜、山椒、ウド）、木曽川町では水稻、玉ねぎの採種、野菜（白菜、ねぎ、キャベツ）があります。

図表1-8 新市の農業粗生産額（平成12年）

単位:百万円	総額	米	野菜	畜産
一宮市	5,497	1,231	1,639	991
尾西市	894	430	270	37
木曽川町	398	142	43	35
新市計	6,789	1,803	1,952	1,063

資料:東海農政局「愛知農林水産統計年報」

5. 土地利用

当地域は、人口30万超を擁する都市でありながら、農用地、河川水路等の占める面積が4割を超えており、高次の都市機能と緑や水辺など豊かな自然環境が調和した地域です。

図表1-9 地目別土地利用面積

単位:ha	行政面積	農用地	森林原野	河川水路	道路	宅地	(住宅地)	工業用地	(その他宅地)	その他
一宮市	8,239 (100.0%)	2,570 (31.2%)	—	634 (7.7%)	1,455 (17.7%)	3,179 (38.6%)	2,250 (27.3%)	163 (2.0%)	766 (9.3%)	401 (4.9%)
尾西市	2,201 (100.0%)	654 (29.7%)	—	372 (16.9%)	324 (14.7%)	812 (36.9%)	533 (24.2%)	70 (3.2%)	209 (9.5%)	39 (1.8%)
木曽川町	951 (100.0%)	222 (23.3%)	—	185 (19.5%)	158 (16.6%)	362 (38.1%)	243 (25.6%)	23 (2.4%)	96 (10.1%)	24 (2.5%)
新市計	11,391 (100.0%)	3,446 (30.3%)	—	1,191 (10.5%)	1,937 (17.0%)	4,353 (38.2%)	3,026 (26.6%)	256 (2.2%)	1,071 (9.4%)	464 (4.1%)
愛知県	515,478 (100.0%)	85,332 (16.6%)	220,881 (42.8%)	24,127 (4.7%)	44,298 (8.6%)	87,819 (17.0%)	51,406 (10.0%)	13,174 (2.6%)	23,239 (4.5%)	53,021 (10.3%)

資料:愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報(平成14年版)」

6. 生活圏

(1) 通勤・通学

尾西市、木曽川町では通勤・通学者の過半数が市町外に流出していますが、通勤・通学先としては一宮市の割合が高く、一宮市を中心とした通勤・通学面での結びつきがうかがわれます（2市1町内就業率：60.0%）。

平成2年と比較すると、各市町とも自市町内へ通勤・通学する人の割合は低下しており、名古屋市、他県への流出割合が増加しています。

図表1-10 通勤・通学の状況

①平成2年

	常住就業者・通学者（人）							
	総数	自市町村	他市町村	名古屋市	一宮市	尾西市	木曽川町	他県
一宮市	159,717	94,940	64,777	26,354		4,531	1,869	7,476
		59.4%	40.6%	16.5%		2.8%	1.2%	4.7%
尾西市	35,313	19,086	16,227	4,223	5,783		358	1,524
		54.0%	46.0%	12.0%	16.4%		1.0%	4.3%
木曽川町	17,630	7,336	10,294	2,758	3,198	678		1,652
		41.6%	58.4%	15.6%	18.1%	3.8%		9.4%
新市計	212,660	137,779	74,881	33,335				10,652
		64.8%	35.2%	15.7%				5.0%

②平成12年

	常住就業者・通学者（人）							
	総数	自市町村	他市町村	名古屋市	一宮市	尾西市	木曽川町	他県
一宮市	156,970	86,292	70,678	25,835		4,342	1,986	9,004
		55.0%	45.0%	16.5%		2.8%	1.3%	5.7%
尾西市	33,981	15,607	18,374	4,287	6,102		429	2,108
		45.9%	54.1%	12.6%	18.0%		1.3%	6.2%
木曽川町	17,886	6,268	11,618	2,973	3,492	701		2,026
		35.0%	65.0%	16.6%	19.5%	3.9%		11.3%
新市計	208,837	125,219	83,618	33,095				13,138
		60.0%	40.0%	15.8%				6.3%

注）表中％は、常住就業者・通学者総数に対する通勤・通学先の割合を示す。

資料：総務省「国勢調査」

(2) 商圈・買物

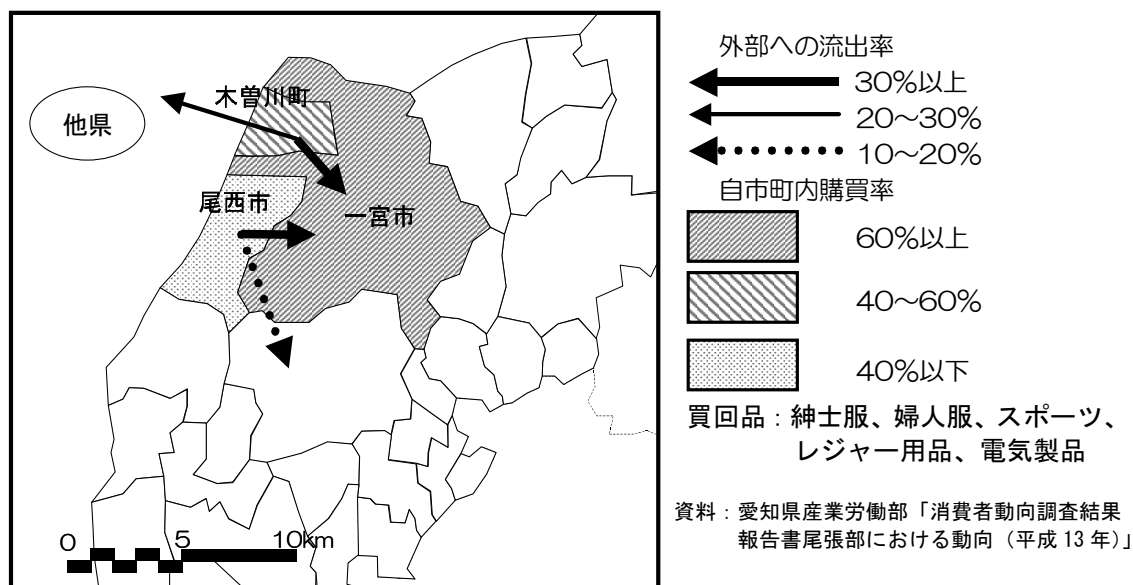
地元購買率を見ると、贈答品、買回品などをはじめ、一宮市の中心性は依然として高くなっています。これを尾西市域、木曽川町域それぞれとの関係で見ると、尾西市域との関係では、高まる傾向にありますが、木曽川町域との関係では、地元大型店の立地により自町内の購買率が高まるなど、一宮市の吸引力は低下傾向にあります。

図表1-11 一宮市の吸引力の推移

	買回品		準買回品		最寄品		贈答品	
	尾西市	木曽川町	尾西市	木曽川町	尾西市	木曽川町	尾西市	木曽川町
平成3年	24.5	42.7	16.0	31.7	8.3	16.6	34.6	39.9
平成6年	23.4	47.0	15.8	34.5	11.7	23.6	33.8	46.8
平成9年	26.4	48.3	18.6	37.5	11.7	25.2	43.1	53.4
平成12年	26.3	34.6	13.4	23.8	14.8	11.9	35.3	38.3
伸び率 (H12/H3)	107.3%	81.0%	83.8%	75.1%	178.3%	71.7%	102.0%	96.0%

資料：愛知県産業労働部「消費者動向調査結果報告書尾張部における動向（平成13年）」

図表1-12 買物（買回り品）の状況

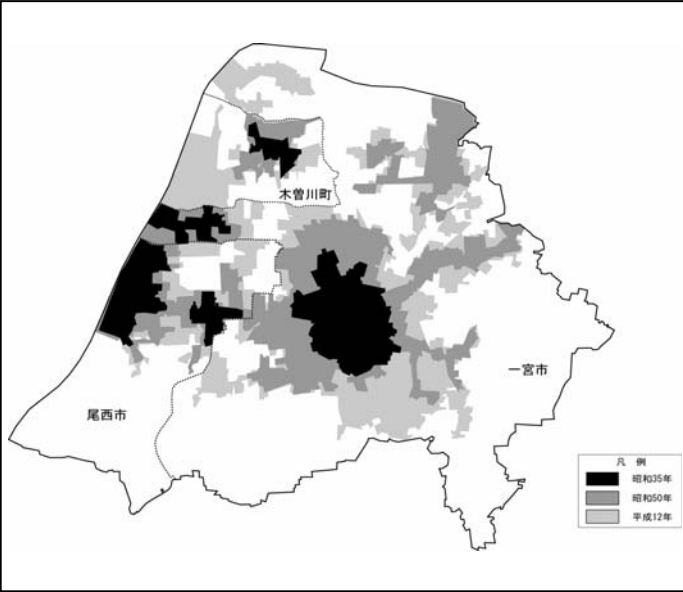


7. 都市基盤

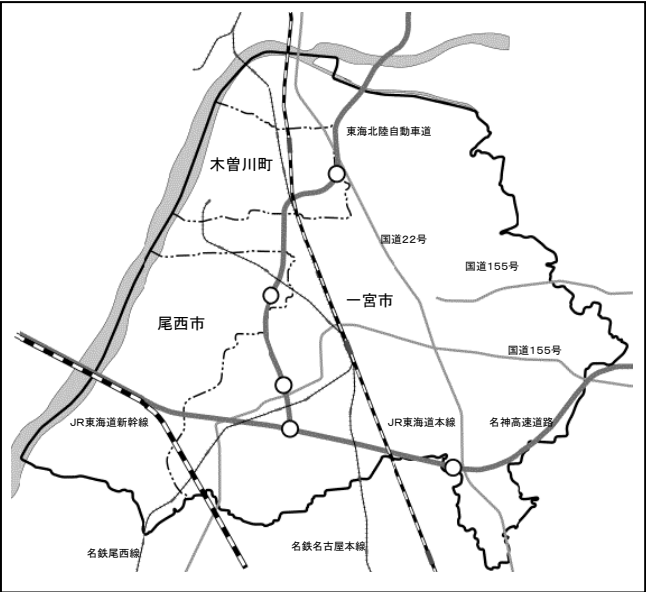
新市は、全域が都市計画区域であり、そのうち市街化区域が約3割を占めています。残りの7割を占める市街化調整区域においては、スピードは緩いながらもD I D（人口集中地区）が年々拡大し、人口密度が高くなっているため、効率的な基盤整備が難しい状況であると言えます。

交通条件は、鉄道や高速道路などが充実しており、広域的な移動についても十分な利便性が確保されています。一方、生活基盤については、下水道普及率、都市公園の整備率などは、県内同規模他団体と比較すると低くなっています。

図表 1－13 DID の変遷



図表 1－14 交通基盤の状況



資料：総務省「国勢調査（昭和35年、昭和50年、平成12年）」

図表 1－15 都市計画区域の状況

	行政面積 (ha)	人口密度 (人/k㎡)	人口集中地区		都市計 画区域 (ha)	面積 (ha)		人口密度 (人/k㎡)	
			面積 (ha)	人口 (人)		市街化 区域	調整区域	市街化 区域	調整区域
一宮市	8,239	3,322	3,523	190,459	8,239	2,585	5,654	5,725	2,349
尾西市	2,201	2,633	829	37,790	2,201	723	1,478	6,017	1,719
木曽川町	951	3,266	500	22,248	951	494	457	5,651	853
新市計	11,391	3,184	4,852	250,497	11,391	3,802	7,589	5,771	2,136
豊橋市	26,126	1,397	4,662	256,696	26,126	6,174	19,952	4,713	408
岡崎市	22,697	1,483	4,705	246,992	22,697	5,741	16,956	5,208	264
春日井市	9,271	3,102	4,553	250,156	9,271	4,569	4,702	5,419	991
豊田市	29,011	1,210	4,010	231,334	29,011	4,919	24,092	5,124	422

時点：市街化区域・・・平成14年3月31日、その他は平成12年10月1日現在。

資料：愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」、都市計画協会「都市計画年報」

図表1-16 生活基盤の状況

	下水道		都市公園			土地区画整理事業					
	処理区域 人口 (千人)	普及率 (%)	箇所	面積 (ha)	1人当たり 面積(m ²)	認可済		施行中		換地処分済	
						件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
一宮市	91.39	32.9	100	132.28	4.71	13	1,111	3	129	10	982
尾西市	-	-	6	12.55	2.13	-	-	-	-	-	-
木曽川町	-	-	1	6.99	2.19	-	-	-	-	-	-
新市計	91.39	24.9	107	151.82	4.09	13	1,111	3	129	10	982
豊橋市	259.59	72.8	333	345.04	9.46	26	1,727	3	67	23	1,661
岡崎市	166.60	49.6	196	348.20	10.35	37	1,666	6	176	31	1,491
春日井市	173.27	60.1	226	305.15	10.61	47	3,272	9	298	38	2,974
豊田市	157.56	46.0	136	380.40	10.83	27	1,075	7	290	20	785

時点：下水道は平成14年3月31日、都市公園は平成13年3月31日、土地区画整理事業は平成14年3月31日。

資料：愛知県「愛知県都市公園現況」「土地に関する統計年報（平成14年版）」下水道課資料

第 2 章：主要指標の見通し

1. 人口の見通し

新市の人口は、合併時の平成17年は368,919人で、計画期間の5年目の平成21年は370,623人、10年目の平成26年では369,387人と見込まれます。

そのうち、15歳未満の人口は、平成17年の56,466人（15.3%）から平成21年では54,776人（14.8%）、平成26年では50,524人（13.7%）となり、少子化するものと見込まれます。

一方、65歳以上の高齢者は、平成17年の67,056人（18.2%）から平成21年では78,086人（21.1%）、平成26年では91,085人（24.7%）と、約1.4倍に増加すると見込まれます。

図表 2－1 年齢区分別人口・構成比の推移

単位：人・%

新市		H2	H7	H12	H17	H22	H27	H21	H26
人口	0～14歳	62,890	57,320	56,730	56,466	54,353	49,567	54,776	50,524
	15～64歳	250,149	254,769	252,633	245,397	235,852	225,759	237,761	227,778
	65歳以上	33,597	41,890	53,174	67,056	80,844	93,645	78,086	91,085
	うち75歳以上	13,044	15,977	19,774	25,849	33,688	42,745	32,120	40,934
総人口		346,972	353,999	362,726	368,919	371,049	368,971	370,623	369,387
構成比	0～14歳	18.2%	16.2%	15.6%	15.3%	14.6%	13.4%	14.8%	13.7%
	15～64歳	72.1%	72.0%	69.6%	66.5%	63.6%	61.2%	64.2%	61.7%
	65歳以上	9.7%	11.8%	14.7%	18.2%	21.8%	25.4%	21.1%	24.7%
	うち75歳以上	3.8%	4.5%	5.5%	7.0%	9.1%	11.6%	8.7%	11.1%

資料：総務省「国勢調査」等

注 1）年齢不明は除く

注 2）平成 2～12 年は実績値。平成 17～27 年は、コーホート要因法による推計値。

注 3）平成 21、26 年は、コーホート要因法による推計結果をもとにトレンドにより推計。

図表 2－2 全国・愛知県の人口の将来推計

単位：千人・%

全国		H12	H17	H22	H27	H21	H26
人口	0～14歳	18,505	17,727	17,074	16,197	17,205	16,372
	15～64歳	86,380	84,590	81,665	77,296	82,250	78,170
	65歳以上	22,041	25,392	28,735	32,772	28,066	31,965
	総人口	126,926	127,708	127,473	126,266	127,520	126,507
構成比	0～14歳	14.6%	13.9%	13.4%	12.8%	13.5%	12.9%
	15～64歳	68.1%	66.2%	64.1%	61.2%	64.5%	61.8%
	65歳以上	17.4%	19.9%	22.5%	26.0%	22.0%	25.3%
愛知県		H12	H17	H22	H27	H21	H26
人口	0～14歳	1,086	1,067	1,032	962	1,039	976
	15～64歳	4,934	4,856	4,703	4,506	4,734	4,545
	65歳以上	1,024	1,236	1,470	1,720	1,423	1,670
	総人口	7,043	7,159	7,205	7,188	7,196	7,191
構成比	0～14歳	15.4%	14.9%	14.3%	13.4%	14.4%	13.6%
	15～64歳	70.1%	67.8%	65.3%	62.7%	65.8%	63.2%
	65歳以上	14.5%	17.3%	20.4%	23.9%	19.8%	23.2%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成14年3月推計)」

人口推計の方法（コーホート要因法）

- ・ コーホート要因法とは、同年又は同時期に出生した人口集団（コーホート）を単位として、将来変化を推計する方法です。
- ・ 例えば、ある地域の 20～24 歳の人口集団は、5 年後には 25～29 歳の集団となりますが、5 年間の変化（増減）は、「死亡数」と「移動数」によって生じます。
- ・ この死亡数と移動数をコーホートごとに仮定し、将来的な人口の推移を推計しています。

【推計の前提条件】

- 出生率、生残率、出生性比…国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 14 年 1 月)」における仮定値を使用。出生率は中位推計を適用。
- 純移動率…愛知県人口動向調査、国勢調査から性別・年齢別の移動人口、純移動率を推計。

2. 世帯数の見通し

新市の世帯数は、平成17年では123,277世帯、平成21年では125,742世帯、平成26年では127,369世帯へと増加すると見込まれます。

一方、世帯人員をみると、平成17年の2.99人／世帯から平成21年では2.95人／世帯、平成26年では2.90人／世帯へと減少すると見込まれます。

図表 2－3 全国・愛知県・新市の世帯数の将来推計

単位：戸・人

世帯数		H12	H17	H22	H27	H21	H26
	新市	118,081	123,277	126,358	127,622	125,742	127,369
世帯人員	愛知県	2,493,894	2,604,015	2,669,401	2,697,057	2,656,324	2,691,526
	全国	46,407,432	48,226,765	49,142,002	49,272,617	48,958,955	49,246,494
世帯人員	新市	3.07	2.99	2.94	2.89	2.95	2.90
	愛知県	2.78	2.70	2.65	2.60	2.66	2.61

注1) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）：2000（平成12）年3月推計』

における愛知県世帯数の将来増加率をもとに推計。

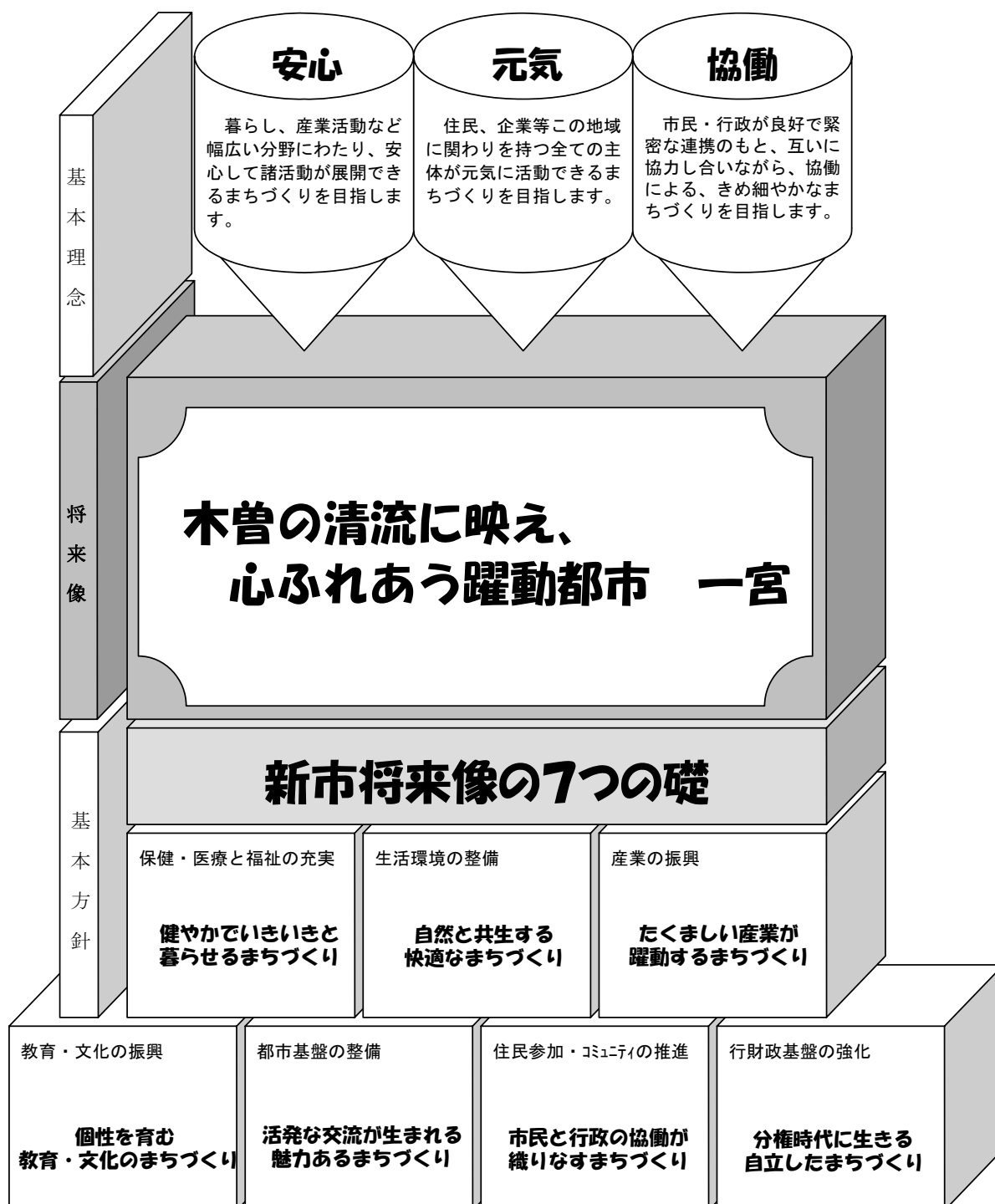
注2) 平成21、26年は、コーホート要因法による推計結果をもとにトレンドにより推計。

第3章：新市建設の基本方針

1. 施策の体系

これまで示した2市1町の概況や主要指標の見通しなどを踏まえ、次の体系で新市の施策を整理します。

図表3-1 新市の将来像の体系図



2. 新市の基本理念

“安心”

住民や地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴う行政サービスの高度化・多様化へのニーズも高まっています。

なかでも、未だ経験したことのない急速な少子・高齢化の進展とこれに伴う人口減少は、地域活力の低下への不安、加齢による健康や福祉分野での不安、子育てへの不安など、地域社会の様々な側面で大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

また、地震などの大規模自然災害、地球環境破壊、食に対する不安、交通災害、多様化する犯罪など様々な不安が社会問題化する中にあって、地域づくりにおいても、ハード・ソフトにわたって、安心して暮らし、活動できる総合的な環境づくりを進める必要があります。

この地域の魅力であり特色である豊かでゆとりある環境を十分に生かしながら、幅広い分野にわたり安心して諸活動が展開できるまちづくりを目指します。

“元気”

長引く産業経済活動の低迷や、間近に迫った人口減少時代など、社会全般に閉塞感が広がる中、地域の活力を高めながら、長期にわたり地域間競争を生き抜くことのできる足腰の強い地域づくりが求められています。

とりわけ、繊維産業を中心とした産業構造の高度化や新産業の創出、雇用の確保など地域の産業経済活動全般に活力を取り戻すことはこの地域の緊急の課題であり、新しいまちづくりを進める中で、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、当地域は、古くから交通の要衝にあり、最近では、高速交通基盤の整備充実が図られるなど、広域交通条件が高まるとともに、域内では、一宮駅周辺を中心とした放射状の鉄道・道路網も充実するなど、交通結節性が極めて高く、この好条件を生かした活発な交流が展開される地域づくりが求められています。

住民、企業などこの地域に関わりを持つ全ての主体が元気に活動できるまちづくりを目指します。

“協働”

価値観の個性化・多様化とともに、あらゆる分野において、多様な地域づくりが求められています。

とりわけ、住民意識や社会貢献意欲の高まりを背景に、NPO、ボランティアなど住民が主体的に地域づくりに関わるケースや、いきいきとした活動を求め、積極的に地域社会に関わるケースなど、地域社会における住民、企業など市民の役割や責任がより一層大きなものになっています。

一方、行政においても、少子・高齢化や環境意識の高まり、さらに地方分権のうねりなど、社会を取り巻く大きな変化に的確に対応できる地域づくりを進めるため、市民の多様な参加機会が確保された、開かれた行政運営が求められています。

こうした状況を踏まえ、これからは、あらゆる地域づくりの分野にわたって、市民・行政が良好で緊密な連携のもと、互いに協力し合いながら様々な取組みを進めていくことが必要です。

市民と行政の協働による、きめ細やかなまちづくりを目指します。

3. 新市の将来像

木曽の清流に映え、 心ふれあう躍動都市 一宮

新市は、木曽川に接する距離が18km余となり、文字どおり「母なる木曽川」の恩恵を受けた「新都市」となります。

この木曽川が育んだ豊かな自然や、これまで蓄積された歴史・文化を礎に、「安心」、「元気」、「協働」の基本理念のもと、次世代を担う人材づくりとしての教育の充実や、地域活動向上のための産業振興など、躍動感あふれるまちづくりを目指します。

4. 新市の基本方針 ～新市将来像の7つの礎～

(1) 保健・医療と福祉の充実

“健やかでいきいきと暮らせるまちづくり”

少子高齢化がますます進行する中、人々が健康増進を図り、生涯を通じて、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 生活環境の整備

“自然と共生する快適なまちづくり”

新市の北西を流れる木曽川がもたらす豊かな恵みを大切にしながら、快適でうるおいに満ちた安全なまちづくりを進めます。

(3) 産業の振興

“たくましい産業が躍動するまちづくり”

この地で蓄積された技術力等を最大限に生かしつつ、繊維産業をはじめとした既存産業の高度化を行うとともに、新規産業の創出やブランド力の強化を図るなど、活力に満ちたまちづくりを進めます。

(4) 教育・文化の振興

“個性を育む教育・文化のまちづくり”

未来を担う個性豊かな子どもたちを育てることができるまちづくり、そして市民一人ひとりが自由に学び、楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツなど自己実現の機会豊かなまちづくりを進めます。

(5) 都市基盤の整備

“活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり”

高速道路、鉄道など、広域的交通の利便性や特色ある資源を生かしながら、尾張地域の中核都市にふさわしい、広く人・モノ・情報が集まり、交流するまちづくりを進めます。

(6) 住民参加・コミュニティの推進

“市民と行政の協働が織りなすまちづくり”

市民と行政とのパートナーシップや、NPOなどの住民組織の活躍による市民参加など、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを進めます。

(7) 行財政基盤の強化

“分権時代に生きる自立したまちづくり”

合併を機に強力に行財政改革を推進しつつ、地方分権の時代に対応した行財政基盤の確保、足腰の強化を図り、健全で自立したまちづくりを進めます。

5. 先導的プロジェクト

3つの基本理念及び新市の将来像のもとで、7つの基本方針に従って各種の施策に取り組んでいきますが、その中でも、新市の一体性の確立や、合併を契機に住民福祉の向上に資する事業について、合併後のまちづくりを先導的に進めるといった切り口から、次のプロジェクトに重点的に取り組んでいきます。

(1) 先導的プロジェクト1：“水と緑のネットワーク構想”

木曽の清流に育まれた豊かな自然環境を最大限に生かし、どこに住んでいても、水環境や緑などの自然や自然を生かしたレクリエーション空間などが身近に感じられる、うるおいある環境整備や、環境にやさしい都市システムづくりに重点的に取り組みます。

<主要事業>

◇木曽川河川敷公園整備（及び遊歩道整備）

◇公園・緑地・緑道整備

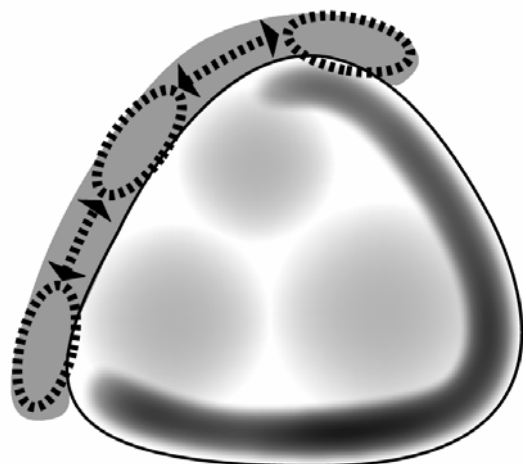
◇総合体育館建設

◇余熱利用施設建設

◇環境対策事業

（環境基本計画の推進、下水道整備、廃棄物対策）

図表3-2 構想イメージ1



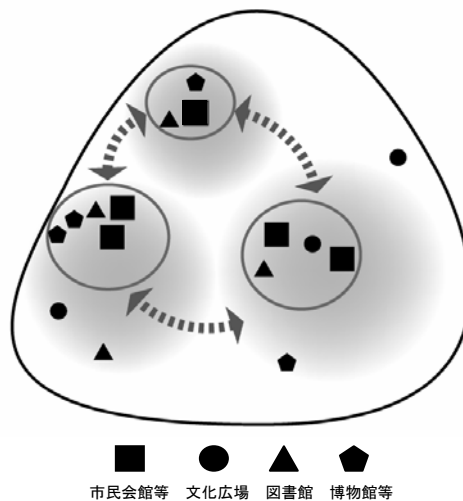
（２）先導的プロジェクト２：“個性が輝く生きがいのまち構想”

個々人の価値観が多様化していく中で、地域の伝統や文化を生かしながら、様々な生きがい活動、自己実現活動が展開できる地域づくりに重点的に取り組みます。

＜主要事業＞

- ◇福祉・医療施策の充実
- ◇文化会館建設
- ◇市民文化会館自主事業の充実
- ◇親水的スポーツ・レクリエーション施設建設
- ◇市立公民館の充実
- ◇生涯学習機会の充実

図表３－３ 構想イメージ２



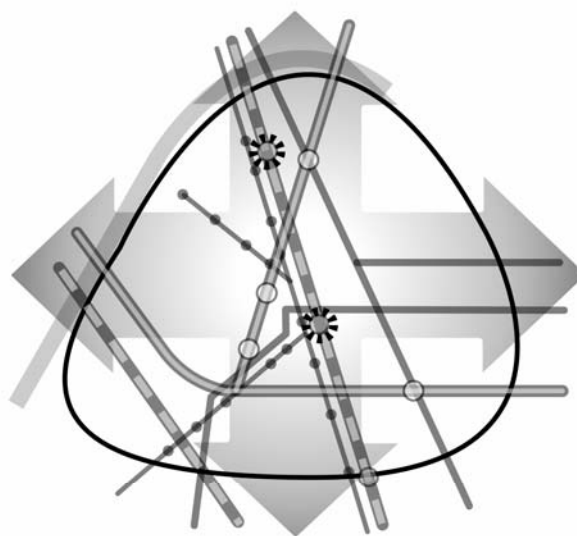
（３）先導的プロジェクト３：“いきいき交流都市構想”

合併を機に、新市内の結びつきを一層強めるとともに、広域交通の利便性を生かし、広域的な拠点性を高め、地域内外の交流をより促進するため、東西軸・南北軸の幹線道路網整備と広域拠点性の向上に重点的に取り組みます。

＜主要事業＞

- ◇一宮駅周辺開発
(尾張一宮駅ビルのリニューアル検討含む)
- ◇インターチェンジ周辺開発
- ◇ＪＲ木曽川駅周辺整備
- ◇幹線道路網整備

図表３－４ 構想イメージ３



第4章：新市の施策

1. 健やかでいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療と福祉の充実）

（1）施策の方針

急速に進展する少子・高齢化、核家族化や独居老人の増加など、暮らしを取り巻く状況が大きく変化しています。

そうした中で、高齢者の一人暮らし世帯や寝たきり、障害者、母子・父子世帯など社会的な援助を必要とする世帯に対する福祉サービスの充実や、子どもを安心して産み育てられる環境づくりなどがより一層求められます。

また、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の増加や、社会生活環境の複雑化・多様化等に伴うストレスの増加などを背景に、心と体の健康についての意識も大きく高まっています。「自分の健康は自分で守る」という市民の自己管理意識を高めながら、行政としても市民の健康づくりについて積極的に条件整備に努めるとともに、保健サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

子供から高齢者まで様々な世代が、安心して暮らすことができ、また、世代を超えた心の交流やいきいきとした活動が活発に展開されるまちづくりを進めます。

（2）施策の方向

①健康づくりの推進

すべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする「健康日本21地方計画」の策定を進めるとともに、この計画のもとで、健康づくり組織の育成・支援、保健関係団体等との連携の強化を通して、市民の健康意識の向上を図り、市民主体の健康づくりを推進します。

②母子保健の充実

妊娠、出産から子どもの乳幼児期における母親の育児不安解消や育児に対する意欲の高揚を図るため、思春期からの保健指導をはじめ、母親へのそれぞれの段階における保健指導の強化や相談に対する、具体的かつ専門的な対応、乳幼児健康診査の精度の向上など、地域に根ざした母子保健の充実に努めます。

③医療体制の充実

少子・高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩、医療に対する意識の変化等に対応しつつ、市民一人ひとりに良質かつ適切な保健医療サービスを提供し、健康な生活を送ることができるよう、医療の高度化、専門化、多様化に対応するため医療施設・設備の整備・充実を図ります。

また、医療サービスのさらなる充実を推進するため、民間診療所等におけるホームドクター（※1）利用を促し、市民病院をはじめとする高度医療との病診連携や機能分担を図ります。

④保健予防の充実

予防接種に関する情報を提供し、市民の知識の習得と接種の重要性の理解に努めつつ、予防接種歴を把握し、乳児を含めた市民個人の健康管理を支援し、感染症の増加防止に努めます。

また、より精度の高い健診を目指すとともに、健康診査の事後指導を強化し、健康的な生活習慣を確立できるよう健康増進、発病予防の強化に努めます。

⑤地域福祉の向上

高齢者や障害者はもとより、市民の誰もが安心して暮らすことのできるよう、互いに助け合うことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、社会福祉協議会など民間福祉活動を充実・強化し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、市民の福祉活動に対する主体的な参加を促進するため、福祉教育の推進や啓発活動を通して地域福祉意識の高揚に努めます。

なお、中核市移行に伴い実施されることになる保健所事業を中心に、保健・医療・福祉の総合的かつ高度なサービスを展開します。

⑥高齢者福祉の向上

介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険サービスの充実に図るとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉サービスの充実に努めます。

また、高齢者が生きがいを持って健康で暮らせるよう、老人クラブ等の各種活動や、シルバー人材センターの支援など、生きがいと健康づくりを推進します。

⑦障害者（児）福祉の向上

障害者基本計画を策定し、ノーマライゼーション（※2）の理念のもと、在宅福祉の充実に図りつつ、就労の促進を図る社会環境の整備に努めます。

また、障害者の自立更生を推進するため、障害者福祉施設などの整備・充実に図ります。

⑧母（父）子福祉の向上

母子家庭等の生活の安定と自立支援のため、民生・児童委員、母子自立支援員などとの連携を密にし、相談・助言・指導などの支援体制の充実に図ります。

⑨子どもの健全育成

家庭を中心に、地域、行政が一体となり、子どもの健全な育成と自立、心豊かな情操の高揚に努めます。

特に、子育て家庭への支援を積極的に進めるため、地域行動計画を策定するとともに、教育、保健医療、子育て支援関係機関等の連携を一層強めていきます。

また、保育体制の充実など子育て支援機能の充実や乳幼児医療の充実など、子どもを安心して産み育てることができる総合的な環境づくりを進めます。

⑩保育体制の充実

多様な保育需要に対応するため、住民ニーズを的確に把握し、保育サービスの向上に努めます。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
健康日本21地方計画策定事業	木曽川町の「健康づくり宣言」の趣旨を生かした健康日本21地方計画の策定
生きがいと健康づくり推進事業	健康づくり推進協議会、健康フェア事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業等の推進
市民病院整備事業	市民病院本館の建替 尾西市民病院耐震補強工事
予防接種管理支援及び乳幼児健康管理システム事業	適切な時期における必要なサービス提供のための個人の健康管理（予防接種歴、各乳幼児健診情報）システムの確立
乳幼児医療給付事業	小学校就学前までの医療費助成
保健所運営事業	中核市移行に伴う保健所の設置、管理運営
介護サービス充実事業	特別養護老人ホーム等の整備促進
高齢者生きがい施設整備事業	高齢者生きがい施設の整備
障害者基本計画の策定	障害者の社会参加と自己実現を目指す基本計画の策定
健康診査事業	基本健康診査、各種がん検診、乳幼児健康診査等、各種健康診査の推進
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童の養育環境の向上推進

(※1) ホームドクター : 掛かり付け医

(※2) ノーマライゼーション : 障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。

2. 自然と共生する快適なまちづくり（生活環境の整備）

（1）施策の方針

阪神・淡路大震災や、東海豪雨などの自然災害を契機に、消防・防災に対する市民の関心が高まっており、災害に強い安全なまちづくりが求められています。

また、市民ニーズの高度化、多様化により、うるおいややすらぎ、快適性などが求められるとともに、地球環境の視点からは、環境への負荷が少ない循環型社会への転換、自然環境の保全、人と自然が共生する社会の実現が求められています。

木曽川の恵みに育まれた、水と緑を生かしながら、快適でうるおいに満ち、安心して住めるまちづくりを進めます。

（2）施策の方向

①災害に強いまちづくり

地震・水害など大規模な自然災害から市民の生命・財産を守るため、河川改修、流域貯留、橋梁の耐震化、水道管等ライフラインの耐震化・多重化など都市基盤の災害対策を進めるとともに、民間・公共の建築物等の耐震性強化を促進するなど、災害に強い都市づくりを進めます。

②消防・防災体制の充実

災害の複雑多様化、大規模・広域化に対応するため、防災拠点としての消防署（所）の耐震改修、消防活動を支える装備や消防・救急無線のデジタル化など消防情報処理体制の整備を行うとともに、機動的な消防組織体制・救急活動体制の確立に努めます。

また、火災予防行政・防災行政を推進するとともに、地域の消防団活動の充実を図ります。

③交通安全の確保

国・県と歩調をあわせ、地域交通安全会や警察署、各種団体の協力のもと、交通安全運動や交通安全教室等を行い、交通安全意識の高揚に努めます。

また、歩道、道路照明灯、ガードレールの設置による交通安全施設の充実に努めます。

④地球環境保全

市の環境をよりよく保ち、次の世代へ引き継いでいくために、環境基本計画を基本に、市民、事業者、行政のそれぞれの責任と互いの協働を基調に環境との調和の中で、持続的発展が可能な社会の形成を目指します。

行政としても、公用車の低公害化や公共交通機関の利用、新エネルギーの普及促進など、環境負荷の低減に努めます。

⑤防犯体制の充実

防犯協会や警察署、各種団体と協力し、防犯教室や夜間パトロール等の実施を通して、防

犯意識の高揚に努めます。

また、近年、社会問題となっている連れ去りや空き巣ねらい、車上ねらいなど身近な犯罪等を未然に防止するため、近隣住民が互いに協力しあう共同防犯組織等の強化と体制の充実を図ります。

⑥河川及び周辺環境の整備

治水安全性の向上を図るために、新しい総合治水計画のもとで、雨水貯留施設、ポンプ場等の整備、河川の改修整備等を推進します。

また、河川、水路等の水辺環境を生かし、うるおいのある環境の創出を図ります。

⑦快適な住環境整備

安全で安心できる住宅の供給と良質で多様な住宅ニーズへの対応が求められる中、市営住宅建替えの推進とうるおいのある住環境の整備に努めます。

⑧公園・緑地・緑道の整備

公園・緑地・緑道の整備等を通じ、水と緑のネットワークの形成を進め、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

とりわけ、関係機関と連携しながら、国営木曽三川公園の整備促進に努めるとともに、活発な人の交流が生み出される総合的な拠点づくりと遊歩道などのネットワークづくりを進めます。

⑨ごみゼロ社会の構築

ごみゼロ社会を目指し、生産者、消費者とともにごみの減量・分別・リサイクルを推進します。

また、ごみを適正に処理・処分できるよう、ごみ処理基本計画及び一般廃棄物処理計画を見直す中で、最終処分場整備や粗大ごみ処理施設建設等ごみ処理施設等を整備します。

⑩し尿等処理体制の充実

市民の衛生的な生活環境の維持と公共用水域の水質保全に努めるため、合併処理浄化槽設置に係る補助事業を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発を図ります。

また、新市全体の公共下水道の整備状況及び浄化槽の普及状況等を勘案しつつ、必要に応じて、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の拡充整備と円滑かつ効率的な運営を進めます。

⑪上水道の整備

老朽配水管の布設替えなどの改良事業を積極的に行い、給水の安定と漏水の防止を図ります。

また、耐震化対策、水質管理強化、節水への啓発などについても引き続き推進します。

⑫下水道の整備

公共下水道整備計画に基づき、単独公共下水道事業、流域関連公共下水道事業を積極的に推進し、下水道普及率の向上を図り、都市の健全な発達及び生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。

⑬不快害虫の発生防止

国、県と連携し、木曽川沿岸に発生するキソガワフユユスリカの発生防止対策を検討・推進し、良好な生活環境の保全に努めます。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
防災関係機関連携（防災無線）強化事業	新 260MHz 帯デジタル方式地域防災無線システムの整備
消防署改修（耐震）事業	消防本部・本署庁舎の改修（耐震）
環境基本計画の推進	環境基本計画に基づく環境保全施策の推進
市営住宅建設事業	ストック総合活用計画に基づく市営住宅建替等の推進
総合治水計画策定事業	総合治水計画の策定
雨水貯留施設等整備事業	学校、公園等の貯留施設整備、調整池の整備
河川等水位監視システム整備事業	浸水個所（重要監視地点）における雨量・水位・ポンプ運転状況を把握する遠隔システムの構築
木曽川河川敷公園整備事業	木曽川河川敷一帯の整備（公園、遊歩道）
緑道整備事業	奥村井筋など緑道の整備
公園・緑地整備事業	公園・緑地の整備拡充
余熱利用施設建設事業	環境学習の場としてビオトープの建設
最終処分場整備事業	光明寺最終処分場建設
粗大ごみ処理施設建設事業	一宮市環境センター内粗大ごみ処理施設の建替
斎場整備事業	斎場の建替 火葬場休憩棟建築及び修景工事

3. たくましい産業が躍動するまちづくり（産業の振興）

（1）施策の方針

主力産業である繊維産業については、グローバル化、従業員の高齢化、後継者不足等から、極めて厳しい状況にあり、その対応が求められています。

また、近年、当地域において、シェアを伸ばしつつある、電気機器、一般機械など他の分野においても活力を高めていく必要があります。

農水産業については、この地域の特色を生かしブランド化を進めるとともに、商業・サービス業については、商店街振興策を中心に活力を高める取組みを進めていく必要があります。

今後も、この地で蓄積された技術力等を最大限に生かしつつ、既存産業の高度化を行うとともに、新規産業の創出やブランド力の強化を図るなど、工業・商業・農水産業等あらゆる産業分野の活性化に努め、産業活力のあふれるまちづくりを進めます。

（2）施策の方向

①工業の振興

既存産業の高度化や地場産業である繊維産業の振興を図るとともに、新産業の創出を積極的に進めます。

経営の近代化・情報化の推進、各種融資・助成制度の充実を図るとともに、中小企業に対する人材育成や新商品・新技術の開発、新規開業に対する支援を行います。

特に、繊維産業については、売れるものづくり、マーケター（※3）の育成、ビジネスチャンスの創出などの事業を展開し、競争力の強化を図ります。

また、企業立地の促進に関する優遇策に基づき、高速道路インターチェンジ周辺などの適地において、広域交通の利便性を生かし、企業誘致を積極的に進めます。

②商業の振興

商工会議所、商工会や関係機関と連携し、経営の近代化や後継者育成のための各種支援・人材育成事業等を推進します。

また、商店街振興に向け各種支援策を進め、商店街のイメージアップを図り、集客力の高い、魅力ある商店街の形成を進めます。

③農水産業の振興

農業生産に必要な農用地の確保に努めるとともに、経営感覚に優れた担い手の育成、農業生産組織の再編化、農用地の利用集積による規模拡大と効率化などによって、農業経営基盤の強化を図ります。

環境循環型農業の推進、地場農産物の振興とブランド化や食品加工業者との連携により、産業としての農業の活性化を図り、農家と市民とのふれあいの場の充実などに努めるとともに、道水路や景観整備をはじめとする農業農村整備を図ります。

また、生産者と消費者の相互理解を深めるとともに、安全で安心な農産物の安定供給と消

費拡大を図るため、地域で生産された農産物を地域で消費する、いわゆる「地産地消」に取り組めます。

④雇用の促進

積極的に企業誘致を進めるとともに、関係機関と連携し、若年労働者、高齢者、障害者などの雇用の促進に努めます。

⑤観光・交流の振興

一宮七夕まつり、びさいまつり、一豊まつりなど地域の伝統・文化に根ざした祭りや文化財などの地域資源、木曽川をはじめとした自然資源などを十分に活用し、観光協会等と連携しながら、さらなる観光の振興、交流の促進を図ります。

なかでも、この地域の宝である木曽川を生かし、国営木曽三川公園の拠点地区との連携のもとで、自然に親しめる拠点の整備や拠点間のネットワーク整備により、地域内外の交流の促進を図るとともに、新たなイベント・まつりの創設などにも努めます。

また、この地域の特色である繊維産業などの産業資源を生かし、産業観光（※4）の振興にも努めます。

⑥消費生活の向上

消費生活モニターなどの活用により、消費生活の情報収集・提供の充実や消費者保護対策の推進に努めます。

また、健全で活力のある消費者団体の育成や団体相互の連携を図ります。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
地場産業のブランド力強化	ジャパン・テキスタイル・コンテストの開催による繊維産業における技術力、デザイン力、マーケティング力のさらなる強化と尾州からのトレンド発信に向けての人材育成事業
既存産業の高度化推進支援事業	経営相談、経営診断事業などの実施（各種関係機関と連携） 各種融資制度、助成制度の充実 I S O 認証取得活動支援
企業の立地の促進に関する奨励事業・新規産業の創出	立地促進奨励金、高度先端的産業立地促進奨励金、賃借型立地奨励金、雇用促進奨励金、固定資産税及び都市計画税の課税免除または不均一課税
工業基盤整備事業	新たな工業用地開発の検討
商店街振興事業	商業基盤施設の整備支援 イベント支援 空き店舗活用事業及び商店街組織の強化
農業経営基盤の強化	生産組織の再編強化 生産・販売体制、営農関連施設の充実 担い手・後継者の活動支援
環境循環型農業の推進	生ごみの堆肥化と農業生産に生かす実証事業の推進
まつり等地域イベント	一宮七夕まつり・びさいまつり・一豊まつりの開催

(※3) マーケター：企画から生産、販売、販促まで方向づけを行うマーケティングの専門家。

(※4) 産業観光：歴史的文化的価値のある産業文化財、産業遺産である機械、工場跡や現在も生産している生産工場、そこで生産される生産品を観光資源として人々に見てもらおうとともに、それを通じて交流をはかる観光活動。

4. 個性を育む教育・文化のまちづくり（教育・文化の振興）

（１）施策の方針

生活水準の向上や価値観の多様化が進む中、子どもからお年寄りまで生涯を通して学び、スポーツ・文化に親しむことのできる環境を充実させ、特に、次代を担う子どもたちのため、教育活動全体を通して、児童生徒の個性を伸ばし、創造性を育むことが求められています。

未来を担う個性豊かな子どもたちを育てることができるまちづくり、そして市民一人ひとりが自由に学び、楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツなど自己実現の機会豊かなまちづくりを進めます。

（２）施策の方向

①学校教育の充実

少人数学級・少人数指導、英語教育の充実など、きめ細かな教育の一層の充実を進めるとともに教育水準の向上を図るための教育研究、研修、教育相談等の機能の充実を図ります。

老朽化著しい校舎等の耐震化、施設改修を進めるなど、総合的な教育環境の整備充実を図り、次代を担う子どもたちの豊かな心・生きる力を育む教育を推進します。

また、学校の施設を地域社会に開放するなど、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校、家庭、地域それぞれが教育に果たす役割を再認識しつつ、相互に緊密な連携を図りながら、地域の教育力の向上に努めます。

②生涯学習の推進

誰もが学習意欲を高め、学ぶ楽しさ、生きる喜びを感じられるよう、各種講座や公民館活動の充実に努めるなど、生涯学習機会の充実、さらには生涯学習指導者・ボランティアの育成を図るとともに、生涯学習のセンター的機能の充実も検討していきます。

③文化の振興

既存の文化的施設に加え、新たに特色ある文化会館を建設し、市民の芸術・文化活動の環境整備を総合的に進めるとともに、各種文化団体との連携のもとで、指導者の育成、文化情報の提供等、芸術文化活動に対する各種支援を行います。

また、貴重な文化財資源や地域に伝わる伝統行事などの保存・継承に努めます。

④スポーツ活動の振興

市民のだれもが生涯にわたって、気軽にスポーツに親しむことができるよう、市民のニーズに対応した情報の提供など、生涯スポーツの推進を図るとともに、各種体育関係団体との連携のもとで、各種スポーツ大会や指導者講習会の充実を通して、競技スポーツの振興を図ります。

また、市民のスポーツ活動のシンボリックな拠点として、総合体育館等の各種スポーツ施設の整備充実を図ります。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
少人数学級・少人数指導の推進	基本的生活習慣の定着と学力の向上のための少人数によるきめ細やかな指導の推進
学校施設改修（耐震）事業	耐震改修が必要な校舎等の整備
文化会館建設事業	文化会館の建設
市立公民館施設整備事業	狭隘・老朽化している市立公民館を順次改築 新規建設の検討
親水的スポーツ・レクリエーション施設建設事業	親水的スポーツ・レクリエーション施設の建設
生涯学習機会の充実	多種多様な学習機会の充実
市民文化会館自主事業の充実	市民文化会館自主事業の充実
総合体育館建設事業	総合体育館の建設

5. 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり（都市基盤の整備）

（１）施策の方針

新市の一体性を強めるとともに、活力向上を図るため、総合的な交通基盤の整備を進めるとともに、環境負荷の少ない、かつ、高齢者などにやさしい都市基盤の整備が重要な課題となっています。

高速道路、鉄道など、広域的交通の利便性や特色ある地域資源を生かしながら、尾張地域の中核都市にふさわしい、人・モノ・情報が集まり、交流するまちづくりを進めます。

（２）施策の方向

①総合的な土地利用の推進

本計画、さらには新市で策定する総合計画を踏まえながら、新たな都市計画マスタープランを策定し、適正かつ総合的な土地利用を図ります。

②交通基盤の整備

市内の交流や連携を強化し、新市の一体性をより強めるために、東西軸、南北軸の強化を図るとともに、広域的な幹線道路を中心に市道の整備を進めます。

また、名古屋、岐阜など他地域との広域的な交流基盤として重要な役割を担う北尾張中央道、西尾張中央道などの国・県道についても、関係機関と連携しながら円滑な事業促進に努めます。

さらに、ＪＲ木曽川駅周辺の整備や循環（巡回）バス運行事業等を進め、人や環境に優しい公共交通の充実を図ります。

③市街地の整備

中心市街地の活性化、土地利用の高度化を図るため、都市再開発事業や中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業、さらには商店街活性化に向けた各種の取り組みなどにより、中心市街地の再構築を促進します。

とりわけ、一宮駅周辺地域及び駅ビルについては、新市の“顔”であり、事業手法も含め再整備について検討していきます。

また、市街化区域の面的未整備地区、インターチェンジ（一宮、一宮木曽川、尾西、一宮西）周辺、鉄道駅（名鉄新木曽川駅、開明駅など）周辺等において、住民の理解を得ながら、土地区画整理事業をはじめとした各種面整備を進める中で、街路、公園、鉄道高架、住宅など複合的な基盤整備を促進し、健全な市街地の形成を図ります。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
幹線道路網整備事業	新一宮尾西線、福塚線・今伊勢北方線、木曽川玉野線等幹線道路の整備
J R木曽川駅周辺整備事業	駅周辺道路、駅前広場等の整備
バス運行事業	循環（巡回）バスの運行
一宮駅周辺開発事業	尾張一宮駅ビルの建替要望、都心基幹道路の整備
中心市街地整備事業	中心市街地活性化基本計画の推進
インターチェンジ周辺開発	インターチェンジ（一宮、一宮木曽川、尾西、一宮西）周辺の総合的、一体的な整備の推進

6. 市民と行政の協働が織りなすまちづくり（住民参加・コミュニティの推進）

（１）施策の方針

NPO、ボランティアなど市民が地域社会と主体的なかかわり合いを持ちながら、地域社会に貢献する気運が高まりつつあります。

とりわけ行政運営や政策形成過程において、市民の積極的な参加を促し、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを進めます。

（２）施策の方向

①住民参画の促進と新たな住民参加・協働の仕組みづくり

市政運営の透明性を保ち、開かれた行政を推進するため、行政情報の公開や計画策定過程への住民参画など、開かれた行政を推進します。

また、ワークショップ（※5）やパブリックコメント（※6）など、市民が行政に参画できる機会を確保し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

さらに、住民主体のまちづくりを目指し、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりを進めます。

その第一歩として、施策分野ごとに計画段階から市民参加を募るなど、市民と行政の協働によるまちづくりの気運の醸成に努めながら、条例化も視野に入れて取り組んでいきます。

②NPO団体等との協働

ボランティア・NPO（非営利組織）団体等への情報提供機能の充実を図り、相互連携に対する支援、活動拠点の整備や人材育成支援など、地域や自己を豊かにする市民主体のまちづくりを推進します。

③国際交流の推進

国際交流協会を中心として、学習機会の充実、国際交流員の招致、中学生の海外派遣の実施、市民と在住外国人との交流の場の提供など様々な国際交流活動の促進を図ります。

また、外国人に対するサービスの向上に努めるとともに、外国人が住みやすく訪れやすい環境の整備に努めます。

④男女共同参画の推進

男女共同参画の意識づくり、あらゆる分野への社会参画の促進など男女共同参画計画の推進を図り、女性も男性も対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に努めます。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
新たな住民参加・協働の仕組みの検討	新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくり
NPO等活動支援事業	NPOやボランティアの活動の推進・支援
アダプトプログラム推進事業	アダプトプログラム(※7)の推進
国際交流協会補助事業	国際交流協会の組織整備・国際交流事業の推進
男女共同参画推進事業	男女共同参画計画に基づく男女共同参画意識の啓発 政策・方針決定の場への女性の参画促進

(※5) ワークショップ : 参加体験型のグループによる学習や創造の場。

(※6) パブリックコメント: 規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

(※7) アダプトプログラム: 道路や公園などの清掃活動を地元住民に任せる制度。

7. 分権時代に生きる自立したまちづくり（行財政基盤の強化）

（１）施策の方針

地方分権が進む中、福祉、保健、環境、都市計画といった住民に身近な事務を担う市の役割が重要になっており、高度かつ総合的な行政サービスを提供するため、専門職員の養成・確保、組織体制の充実など行政の質の向上が求められています。

また、少子・高齢化の進展により、今後ますます財政状況が厳しくなるものと予想され、行政サービスを安定的に提供していくために、行政の一層の効率化と財政基盤の強化が求められています。

今後とも、これまで以上に行財政改革を推進しつつ、地方分権時代に対応した行財政基盤の確保、足腰の強化を図り、健全で自立したまちづくりを進めます。

（２）施策の方向

①中核市への移行

新市において、一層の行財政基盤の強化を進めながら、速やかに中核市への移行を目指すとともに、中核市移行後は、保健所の設置や保健・医療・福祉サービスの総合的な実施、きめ細く、高度なサービスの提供に努めます。

②行政運営の効率化

住民サービスの向上のため、情報通信技術（ＩＴ）を活用して、各種申請・届出のオンライン化などにより、ワンストップサービス（※８）・ノンストップサービス（※９）の実現を目指します。

また、合併を契機に、行政改革を一層推進し、組織・機構の見直しを行い、効率的な行政運営に努めるとともに、職員の能力向上のための職員研修の充実・強化と行政評価の実施により、さらなる行政サービスの質の向上に努めます。

③財政運営の効率化

合併による各種財政支援を含め、財源の安定確保を図るとともに、定員適正化計画に基づく職員定数の積極的な削減や既存事業の見直し、コスト意識に立った業務執行に努め、財源の効率的な配分と重点化による健全な財政運営を図ります。

また、合併後の新市の一体的なまちづくりや、地域の特色を生かしたまちづくりの財源として活用するため、地域振興基金（仮称）を設置します。

(3) 主要施策

事業名	事業概要
中核市の指定	中核市の指定
電子自治体の推進	行政手続等のオンライン化の推進
行政評価事業	行政評価システムの推進
P F I (※10) 手法導入	民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
地域振興基金（仮称） 設置	地域振興基金（仮称）の設置
新庁舎整備の検討	新庁舎の整備検討

(※8) ワンストップサービス：情報通信技術を活用することで、各種の行政手続きや行政サービスを1カ所あるいは1回で受けられるサービス。

(※9) ノンストップサービス：情報通信技術を活用することで、各種の行政手続きや行政サービスを24時間受けられるサービス。

(※10) P F I : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

第5章：県事業の推進

愛知県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、愛知県は新市に対して市町村合併特例交付金による財政的支援を行います。

なお、新市としては、従来から懸案となっている事業で、下表に記載のない事業についても県との緊密な連携を図りながら、引き続き促進するよう努めます。

主要施策	主要事業名	事業概要
生活環境の整備 “自然と共生する快適なまちづくり”	河川改修	・ 一級河川青木川改修の推進
		・ 日光川4号放水路の整備
		・ 日光川3号放水路整備の検討
	流域下水道整備	(日光川上流流域下水道) ・ 日光川上流浄化センターの整備 ・ 木曽川6号接続点整備の検討
		(五条川右岸流域下水道) ・ 五条川右岸浄化センターの整備 ・ 五条川右岸第4幹線整備の検討
教育・文化の振興 “個性を育む教育・文化のまちづくり”	総合運動場施設	・ 一宮総合運動場の維持管理等の充実
都市基盤の整備 “活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり”	都市計画道路等整備	・ 都市計画道路 北尾張中央道の整備
		・ 都市計画道路 萩原多気線整備の推進
		・ 都市計画道路 木曽川古知野線整備の検討
	幹線道路網整備	・ 主要地方道 名古屋江南線の整備
		・ 一般県道 浅井清洲線自転車歩行者道整備の検討
		・ 一般県道 羽島稲沢線整備の推進 ・ 新濃尾大橋（仮称）架橋の推進
	鉄道高架	・ 名鉄尾西線（荻安賀地内）立体交差事業の検討
		・ 尾西IC周辺開発と一体的施行となる名鉄尾西線（開明地内）立体交差事業の検討

第6章：公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置については、一体的、かつ効率的なまちづくり、市民サービスの維持・向上という観点から、地域コミュニティとの役割分担や、これまでの各地域の成り立ち、特殊性に留意しながら、各地域でバランスある配置となるよう検討することが必要です。

また、新市全体の広域的な利用の側面、耐震性の強化等、安全性の確保を図る側面等から、老朽化の著しい施設を中心に優先的に更新、整備を図っていきます。

その際、市民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう、各地域の住民の要望を十分踏まえるとともに、財政事情にも考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とします。

なお、一宮市役所を本庁舎、尾西市役所及び木曽川町役場については、それぞれ尾西庁舎、木曽川庁舎とし、住民窓口サービスが低下しないよう十分配慮し、電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な機能の整備を図ります。

第 7 章：財政計画

1. 前提条件

財政計画は、歳入歳出それぞれの過去の実績、平成 16 年度予算及び合併効果を勘案し、普通会計ベースで推計しています。

今後、国の三位一体の改革により、国庫補助負担金の縮減、地方交付税の縮小、税源移譲などの制度改正が生じるものと予想されますが、本推計にあたっては、現行の行財政制度を基本としています。

<歳入>

地方税	- 過去の実績、人口推計等を勘案し算定しています。 - 尾西市の法人市民税超過課税分については調整方針に基づき増減額を見込んでいます。 - また、事業所税については、事業所税の課税団体の指定の延期の特例（5 年間の課税免除期間）を活用し、平成 22 年度から見込んでいます。
地方譲与税 利子割交付金	過去の実績等により見込んでいます。
配当割交付金 株式等譲渡所得交付金	現行の制度に基づいた算定を基本に見込んでいます。
地方消費税交付金 自動車取得税交付金 地方特例交付金	過去の実績等により見込んでいます。
地方交付税	- 普通交付税については、現行の制度に基づいた算定を基本に、過去の実績等により見込んでいます。 - 普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債交付税措置を併せて見込んでいます。 - 特別交付税については、合併措置分を見込んでいます。 - 平成 21 年度に中核市に移行すると仮定し同年度から普通交付税需要額の増額を見込んでいます。
交通安全対策特別交付金	過去の実績等により見込んでいます。
分担金及び負担金 使用料 手数料	過去の実績等により見込んでいます。
国庫支出金 県支出金	- 過去の実績及び人口推計等による影響を勘案し見込んでいます。 - 事務事業の調整等及び建設計画主要事業に係る財源の増減及び合併に係る財政支援（合併市町村補助金・県合併特例交付金）を見込んでいます。
財産収入 寄付金 繰入金 繰越金 諸収入	過去の実績等により見込んでいます。

市債	・ 各市町の通常実施事業に見合った起債額を見込んでいます。 ・ 現行制度に基づく減税補てん債及び臨時財政対策債借入額を見込んでいます。 ・ 建設計画主要事業の財源として合併特例債及び通常債を見込んでいます。 ・ なお、地方債の借入れについては後年度の償還負担を勘案し、必要最小限の借入れにとどめています。
----	---

<歳出>

人件費	・ 現在の各市町の定員管理計画等による定数に基づき、各市町の給与、報酬を基本に見込んでいます。 ・ 類似団体等を参考に退職者の補充を抑制することにより、一般職職員の削減を見込んでいます。 ・ 特別職、議会議員の減員を見込んでいます。
物件費・維持補修費	・ 過去の実績等により見込んでいます。 ・ 建設計画事業に伴う経費、合併直後の臨時的経費及び事務事業の調整方針に基づき見込むとともに、合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。
扶助費	・ 過去の実績、人口推計等を勘案し見込んでいます。 ・ 事務事業の調整方針に伴う増減分を見込んでいます。
補助費等	・ 過去の実績等により見込んでいます。 ・ 事務事業の調整方針に基づき見込むとともに、尾西市、木曽川町の下水道事業が特別会計から企業会計に移行することに伴う下水道事業補助金の増額を見込んでいます。
普通建設事業費	・ 各市町の既存の計画に基づく事業量を見込んでいます。 ・ 建設計画の主要事業に係る経費を見込んでいます。
公債費	・ 2市1町の既借入債の元利償還金を見込んでいます。 ・ 建設計画主要事業に係る合併特例債や新規発行の通常債の元利償還金を見込んでいます。
積立金	・ 過去の実績等により財政調整基金等への積立を見込んでいます。 ・ 合併市町村の地域振興を目的とする「地域振興基金（仮称）」の積立を見込んでいます。
投資及び出資金	・ 過去の実績等により見込んでいます。 ・ 尾西市、木曽川町の下水道事業が特別会計から企業会計に移行することに伴う下水道事業出資金の増額を見込んでいます。
貸付金	・ 過去の実績等により見込んでいます。
繰出金	・ 過去の実績等により見込んでいます。 ・ 事務事業の調整方針に基づき見込むとともに、尾西市、木曽川町の下水道事業が特別会計から企業会計に移行することに伴う下水道事業繰出金の減額を見込んでいます。

2. 財政計画

図表 7 - 1 財政計画

(単位：百万円)

歳入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	10年間計	27年度	11年間計
1 地方税	42,586	42,131	42,589	43,071	42,356	44,437	44,789	43,974	44,379	44,781	435,093	43,976	479,069
2 地方譲与税	1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	1,914	19,140	1,914	21,054
3 利子割交付金	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	4,840	484	5,324
4 配当割交付金	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	950	95	1,045
5 株式等譲渡所得割交付金	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	520	52	572
6 地方消費税交付金	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	31,850	3,185	35,035
7 自動車取得税交付金	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	12,550	1,255	13,805
8 地方特例交付金	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	16,520	1,652	18,172
9 地方交付税	9,448	8,742	8,451	8,074	10,376	8,903	9,095	9,267	9,348	9,496	91,200	9,580	100,780
10 交通安全対策特別交付金	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	710	71	781
11 分担金及び負担金	668	676	685	693	693	693	693	693	693	693	6,880	693	7,573
12 使用料及び手数料	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	28,540	2,854	31,394
13 国庫支出金	7,118	7,465	8,027	7,920	7,097	7,367	7,133	7,007	7,007	7,007	73,148	6,827	79,975
14 県支出金	3,274	3,392	3,390	3,389	2,355	2,355	2,246	2,235	2,235	2,235	27,106	2,235	29,341
15 財産収入	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	610	61	671
16 寄付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	2	22
17 繰入金	63	63	390	607	63	63	63	63	63	63	1,501	63	1,564
18 繰越金	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	16,400	1,640	18,040
19 諸収入	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	22,180	2,218	24,398
20 市債	11,783	11,306	12,872	11,298	8,922	10,917	9,151	8,937	8,288	8,145	101,619	7,763	109,382
歳入計	90,423	89,258	91,887	90,535	87,345	90,218	88,653	87,659	87,496	87,903	891,377	86,620	977,997
歳出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	10年間計	27年度	11年間計
1 人件費	18,410	18,545	18,472	17,929	18,008	17,329	18,028	17,358	17,425	16,771	178,275	16,851	195,126
2 物件費	15,037	14,779	14,923	14,972	15,207	15,132	15,204	15,278	15,351	15,425	151,308	15,318	166,626
3 維持補修費	1,251	1,263	1,276	1,289	1,302	1,308	1,314	1,320	1,326	1,332	12,981	1,336	14,317
4 扶助費	12,722	12,814	12,992	13,087	13,184	13,326	13,332	13,341	13,354	13,371	131,523	13,423	144,946
5 補助費等	10,751	10,865	10,986	11,104	11,235	11,312	11,395	11,474	11,552	11,624	112,298	11,624	123,922
6 普通建設事業費	13,124	11,647	15,349	13,899	9,615	12,891	10,946	10,470	9,852	9,702	117,495	9,102	126,597
7 災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 公債費	8,475	8,473	8,749	8,988	9,373	9,499	9,013	8,997	8,702	9,067	89,336	8,689	98,025
10 積立金	2,058	2,058	58	58	58	58	58	58	571	1,248	6,283	914	7,197
11 投資及び出資金	531	547	548	654	624	624	624	624	624	624	6,024	624	6,648
12 貸付金	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	14,800	1,480	16,280
13 繰出金	6,584	6,787	7,054	7,075	7,259	7,259	7,259	7,259	7,259	7,259	71,054	7,259	78,313
14 前年度繰上充入金・予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出計	90,423	89,258	91,887	90,535	87,345	90,218	88,653	87,659	87,496	87,903	891,377	86,620	977,997



資料 5

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより





創刊号

一宮市・尾西市・木曽川町

2003.9.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk~gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2 - 5 - 6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

1 ページ：第1回合併協議会を開催

5 ページ：合併までのスケジュール、合併豆知識

2 ページ：会長あいさつ・協議会委員名簿

6～7 ページ：合併のメリット・デメリット、
2市1町の現況について

3 ページ：協議会設置までの経緯・合併協議会の組織体制

8 ページ：INFORMATION

4 ページ：第1回合併協議会の内容



写真左より丹羽尾西市長・谷一宮市長・山口木曽川町長

第1回合併協議会を開催

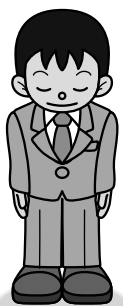
本格的に2市1町の合併についての話し合いが始まりました。

8月8日（金）一宮地場産業ファッションデザインセンターにおいて、一宮市、尾西市、木曽川町の2市1町による初めての法定協議会が開催されました。各市町の首長、議員、学識経験者等から成る34名の委員（欠席1名）が一堂に会し、協議会の運営規程についての基本的な事項が協議されるとともに、意見の交換が活発に行われました。

この協議会は、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき7月2日に設置されたもので、今後合併についてのあらゆる事項について協議する場となります。

具体的には、合併の方式、新市の名称、住民の皆様の負担、行政サービスの水準等の各種合併協定項目や新市のまちづくり等について2市1町「対等の精神」のもとで協議していきます。

協議を進めるにあたっては、この協議会だよりをはじめホームページ、各市町広報などを通じて住民の皆様にかみ細かく情報を提供してまいります。



ICHINOMIYA BISA KISOGAWA ICHINOMIYA BISA KISOGAWA

会長あいさつ

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

会長 谷 一 夫

昭和の大合併から約50年。地域を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。少子・高齢化や人口減少、長期にわたる景気の低迷と国家規模の財政難など、私たちがこれまで経験したことのない社会が訪れつつあります。

当地域でも、様々な地域課題を抱え、種々の取組みを進めてまいりましたが、かつてない難しい時代を迎えるにあたり、より一層、足腰が強い自立した地域を目指していく必要があります。

このたび、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会を設置し、17年3月目途の合併に向けた検討を始めることといたしました。合併が、その特効薬になるかどうかは今後の協議を待たなければなりません。私どもとしては、新しいまちづくりへの起爆剤、抜本的な行財政改革の手立てとして、大いに期待できるのではないかと考えています。

いうまでもなく、合併は、住民の皆様をはじめ関係各位の深いご理解をいただいた上で、進めていくべきものであります。今後、この協議会の場で、新しいまちの将来像、行政サービスのあるべき姿など、合併に関わる様々な話し合いを行ってまいります。住民の皆様方に、よりよい判断がいただけるよう、な材料を精力的に情報提供してまいりたいと考えております。住民の皆様方におかれましては、本協議会の協議内容について、関心をお持ちいただき、積極的にご意見をお寄せいただければ幸いです。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員名簿

委 員																												副 会 長	会 長	役 職							
古池庸男	神藤浩明	松村真早美	不破孝彦	杉本尚美	五藤久佳	葛谷昭吾	五藤和吾	日比野友治	井浪清	川合正高	川井勇	橋本照夫	中島路可	青木隆子	上田芳敬	宮田肇	吉田弘	浅田清喜	服部豊	時田晴彦	北岸節男	友定良枝	佐野豪男	大島千恵子	栃倉勲	常川雄次	豊島半七	梶田信三	木村貞雄	吉田勇吉	神戸秀雄	山口昭雄	丹羽厚詞	谷一夫	氏名		
共通		木曽川町							尾西市							一宮市							木曽川町		尾西市	一宮市	市町等										
愛知県尾張事務所長		日本政策投資銀行		公募	公募	女性代表	青年代表	地域代表	経済代表	木曽川町議会議員	木曽川町議会議員	木曽川町議会議員	木曽川町議会議員	公募	公募	女性代表	青年代表	地域代表	経済代表	尾西市議会議員	尾西市議会議員	尾西市議会議員	尾西市議会議員	公募	公募	女性代表	青年代表	地域代表	経済代表	一宮市議会議員	一宮市議会議員	一宮市議会議員	一宮市議会議員	木曽川町長	尾西市長	一宮市長	所属等

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

協議会設置までの経緯

平成 15 年

1 月 14 日...第 1 回合併検討協議会開催

1 月 29 日...第 2 回合併検討協議会開催

2 月 4 日...市町村合併講演会開催

2 月 19 日...愛知県より市町村合併検討モデル
地域に指定

2 月 20 日...第 3 回合併検討協議会開催

4 月 1 日...専任職員(2 市 1 町職員、県職員)

による合併検討協議会事務局業務開始

4 月 7 日...第 4 回合併検討協議会開催

5 月 28 日...第 5 回合併検討協議会開催

5 月 30 日～7 月 1 日...2 市 1 町それぞれの議会で
合併協議会設置議案可決

7 月 2 日...一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置

合併協議会の組織体制

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会は、
協議会、小委員会、幹事会、専門部会、分
科会で構成されています。

合併協議会

合併協議会は、地方自治法
及び市町村の合併の特例に関
する法律に基づいて設置され
る協議会で、合併に関するあ
らゆる事項の協議や新市建設
計画の策定などを行います。

合併協議会は、会長のほか、
2 市 1 町の議会の代表、学識
経験者などからなる委員 34 名
で構成されています。協議内
容は原則として公開されます。

小委員会

新市建設計画作成等小委員
会等、5 つの小委員会を設置
し、分野別に合併協議会から
付託された事項（例えば、新
市の名称など）について協議
を行います。合併協議会と同
様に、協議内容は原則として
公開されます。

幹事会

助役、合併担当部長などの

職員で構成され、協議会に提
案する事項について協議・調
整を行います。

専門部会

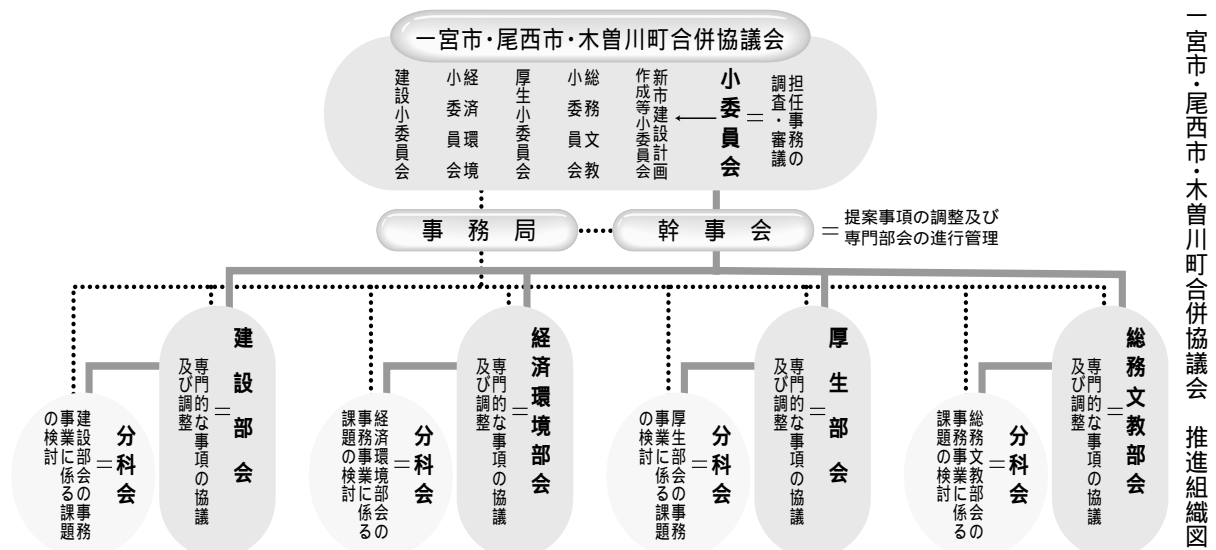
部長職員で構成され、総
務文教・厚生・経済環境・建
設の 4 部会に分かれ、専門的
事項について協議・調整を行
います。

分科会

課長職以下の職員で構成さ
れ、事務事業に係る課題の洗
い出し・検討を行います。専
門部会の下部組織として 26 の
分科会があります。

事務局

合併協議会の運営を円滑に
進めていくため、協議に必要
な資料の収集・作成などを行
います。



ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

第1回合併協議会

の内容

8月8日(金)一宮地場産業ファ
ツションデザインセンターにお
いて、第1回一宮市・尾西市・
木曽川町合併協議会が開催され、
報告事項13件、協議事項6件に
ついて協議されました。



●●報告事項●●

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会設置に至る経緯につ
いて
一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会規約について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会設置に関する協議書
(写)について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会規約に関する協議書
(写)について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会事務局職員に関する
協議書(写)について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会委員等の報酬及び費
用弁償に関する規程について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会幹事会規程について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会専門部会規程につい
て

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会分科会規程について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会事務局規程について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会予算事務規程につい
て

平成15年度一宮市・尾西市・
木曽川町合併協議会事業計画
について

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会予算の専決処分につ
いて

●●協議事項●●

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会会議運営規程につい
て

会議は原則公開とすること、
会議の議事は全会一致をもつ
て進めることを原則とするこ
となど原案どおり決定しまし
た。

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会小委員会規程につい
て

新市建設計画作成等小委員会、
総務文教小委員会、厚生小委
員会、経済環境小委員会、建
設小委員会を設置し、小委員
会ごとに各事務事業の協議を
することなど原案どおり決定
しました。

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会会議の傍聴に関する
規程について

傍聴定員を30人とするとな
ど原案どおり決定しました。

一宮市・尾西市・木曽川町合
併協議会委員等の公務災害補
償等に関する規程について
各委員の合併協議会活動中な
どに生じた災害に対する補償



等について原案どおり決定し
ました。
事務事業調整に係る基本方針
について
一体性確保の原則、住民福祉
向上の原則、負担公平の原則、
健全な財政運営の原則、行政
改革推進の原則、適正規模準
拠の原則のもと、調整を進め
るよう原案どおり決定しまし
た。

合併協定項目(案)及び小委
員会への付託について

合併協定項目25項目について、
それぞれの小委員会へ協議を
付託することを原案どおり決
定しました。

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

合併までのスケジュール

区 分	合併準備期間				合併協議第 期								合併協議第 期								合併準備期（ 6 か月）					
	平成15年度												平成16年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
法 定 協 議 会 （ 任 意 協 議 会 ）	任意協議会	→	法定協議会設置の議決	法定協議会設置						新財政計画案の協議 新市建設計画案・						新市建設計画の決定		合併協定書の調印	議会・合併議決		合併協議会廃止の議決			新市誕生		
事務局の事業内容	協議会立ち上げ準備 （規約案等の作成 スケジュール、予算案、）			規約の告示・県知事への届出											新市建設計画の県事前協議	新市建設計画の県正式協議	新市建設計画を県知事送付	事務事業の調整まとめ		知事に合併申請書提出	総務大臣の同意に協議	新例規集の取りまとめ 県議会での合意議決	総務大臣の合併告示 閉市町式・閉庁式			
住 民 アン ケ ー ト																										
新市建設計画案策定																										
新市建設計画策定																										
事務事業の一元化																										
例 規 の 整 備																										
住 民 説 明 会																										
合併協議会だより 等 の 作 成																										
シンポジウム開催																										

合併豆知識

●市町村合併って

どういうこと？

「市町村合併」とは、2つ以上の自治体が1つの自治体になることで、つまり、一宮市と尾西市と木曽川町が合併して1つの自治体になることをいいます。

●具体的には？

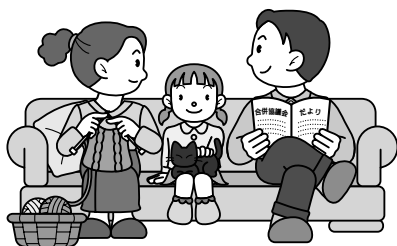
それには2つの方法があって、2市1町が合併して全く新しい自治体をつくるのが「新設合併」で、この場合全ての自治体の法人格はなくなり、新しい法人格を有する市ができます。

もうひとつは「編入合併」で、例えば、一宮市に尾西市、木曽川町が編入されることで、この場合、尾西市、木曽川町の法人格は消滅しますが、一宮市の法人格はそのまま残ります。この2つの方法のいずれを選択するのは、合併協議会の中で議論していきます。

●合併協議会って

どういう組織？

合併協議会とは、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置される協議会で、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織であり、本協議会では各市町の首長3名、各市町議会議員4名ずつ、各市町の学識経験者6名ずつ、各市町の長が協議して定めた学識経験者2名の計35名で構成されます。ここで、新市の将来像、行政サービスのあるあり方などを協議し、住民の皆様にお示ししていくことになります。



ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

合併のメリット・デメリット

市町村合併を考えると、合併した場合のメリットとデメリットは非常に大きな判断要素になります。合併協議会ではまさにこの事項について協議するといつても過言ではありません。今後、協議会では、当地域におけるメリット、デメリットを洗い出し、対応方向も十分検討していきます。ここでは、まず、一般的に言われているメリット、デメリットについていくつかご紹介します。

《メリット》



住民の利便性の向上が図られる。
サービスの高度化・多様化が図られる。
重点的な投資による基盤整備の推進ができる。

《デメリット》

広域的観点に立ったまちづくりと施策展開ができる。
行財政の効率化が図られる。
地域のイメージアップと総合的な活力の強化が図られる。

中心部と周辺部の格差が心配されます。
行政の効率化による住民サービスの低下が心配されます。
サービスの水準と負担のバランスが心配されます。

議員数が減り、民意が反映されなくなるか心配されます。
昔からある地域のコミュニティの希薄化が心配されます。
役所が遠くなり、今より不便にならないか心配されます。

各地域の歴史・文化・伝統などが失われないか心配されます。



■ 2市1町の様々な結びつき

	一宮市	尾西市	木曽川町
警察署	一宮署		
J A(農協)	愛知西		
市外局番	0586		
自動車ナンバープレート	尾張小牧		
CATV(ケーブルテレビ)事業者	(株)アイ・シー・シー		
2次医療圏	尾張西部医療圏		
保育所広域入所	○	○	○
図書館貸出対象	一宮市、尾西市、木曽川町、稲沢市、祖父江町、平和町に住所を有し、通勤し、又は通学するもの。		
青年会議所(JC)	~ H15.12.31 H16.1.1~	一宮JC 尾西JC	一宮JC
選挙区	衆議院議員小選挙区	第10区	第9区
	県議会議員選挙区	一宮市及び葉栗郡	尾西市
		一宮市及び葉栗郡	



私たちの住んでいるこの地域。意外に知らないことも多いのではないだろうか。そこで2市1町のデータのうち、主なものについてご紹介します。

2市1町の現況について

■ 人口・世帯数・面積 平成15年5月1日現在

	一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
人口(人)	282,029	58,864	32,126	373,019
世帯数	96,221	19,557	10,894	126,672
面積(km ²)	82.39	22.01	9.51	113.91

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

■ 保育園・幼稚園

平成15年5月1日現在

	一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
公私立保育園				
園数	47(12)	12(1)	8	67(13)
定員	6,569(1,674)	1,470(60)	930	8,969(1,734)
園児数	5,969(1,632)	1,358(67)	824	8,151(1,699)
3歳以上	5,026(1,222)	1,220(45)	733	6,979(1,267)
3歳未満	943(410)	138(22)	91	1,172(432)
1園当たり平均園児数	127(136)	113(67)	103	122(131)
私立幼稚園				
園数	21	3	2	26
学級数	164	24	14	202
幼児数	4,229	613	362	5,204

()内は私立保育園で内数。

■ 高齢者福祉

平成15年4月1日現在

	一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
介護保険料月額(円)	2,883	2,880	2,969	-
特別養護老人ホーム数	5	1	1	7
定員(人)	450	70	80	600

介護保険料は第1号被保険者保険料。

■ 道路の整備

平成13年4月1日現在

	一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
実延長(km)	1,900	419	209	2,528
舗装率(%)	96.0	92.9	95.2	95.4

■ ごみ処理の状況

ごみ収集の有料化状況については平成14年度、その他は平成13年度

	一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
ごみ総排出量(t)	130,798	19,499	13,116	163,413
リサイクル率(%)	17.9	22.0	20.5	-
最終処分総量(t)	20,131	2,426	1,017	23,574
ごみ収集 の有料化 状況	有料指定袋 (可燃)	○	○	-
	粗大ごみ	○	○	-

リサイクル率 = $\frac{(\text{資源化量} + \text{集団回収量})}{(\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量})} \times 100$

■ 議員定数・職員数

職員数は平成15年4月1日現在

		一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
議員定数 (人)	H15.6.1現在	36	26	20	82
	(H16.1.1～)	36	22	20	78
1人当たり 住民数(人)	H15.6.1現在	7,834	2,264	1,606	4,549
	(H16.1.1～)	7,834	2,676	1,606	4,782
職員数 (人)	一般行政職員数	1,308	311	174	1,793
	その他の職員数	1,507	304	197	2,008
	合 計	2,815	615	371	3,801
一般行政職員 1人当たり住民数(人)		215.6	189.3	184.6	208.0

職員数については、一部事務組合等の職員を除く。

■ 2市1町の財政状況(平成13年度)

	一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
歳入総額(億円)	659	162	76	897
歳出総額(億円)	636	155	74	865
財政力指数 (3カ年平均)	0.78	0.67	0.66	-
経常収支比率(%)	81.6	80.6	82.2	-
公債費比率(%)	12.0	12.0	4.3	-

財政力指数 = 財政力の豊かさを示す指標。
数値が大きいほどよいとされています。経常収支比率 = 財政構造の弾力性を判断するバロメーター。
比率が低いほど財政にゆとりがあることを示し、
80%を超えないことが望ましいとされています。公債費比率 = 一般財源に占める公債費(借金返済に要した費用)の割合。
10%を超えないことが望ましいとされています。

■ 税金

平成15年度

		一宮市	尾西市	木曽川町
個人市町民税	均等割額(円)	2,500	2,500	2,000
	所得割額の税率	2市1町とも同じ		
法人市町民税税率		12.3%		
(資本金等の区分により不均一課税している場合の税率)		-	14.7%	-
固定資産税税率		1.4%		
都市計画税税率		0.3%		

個人市町民税の均等割額は、地方税法で規定(人口規模により定額)。

■ 上水道(簡易水道)料金

平成15年4月1日現在

	一宮市	尾西市	木曽川町
料金体系	用途別	口径別	口径別
基本料金(円)	520	450	420
10m ² 使用時使用料金(円)	609	1,060	1,160
20m ² 使用時使用料金(円)	1,669	2,058	1,840

1カ月当たり料金
(口径別基本料金は13mm。10、20m²使用料金にはメーター使用料、消費税含む)

■ 小・中学校

平成15年5月1日現在

		一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町計
小学校数		32	7	3	42
学級数		586	128	68	782
児童数		17,140	3,756	1,992	22,888
1校当たり児童数(人)		536	537	664	545
1学級当たり児童数(人)		29	29	29	29
中学校数		16	3	1	20
学級数		253	54	30	337
生徒数		8,246	1,765	954	10,965
1校当たり生徒数(人)		515	588	954	548
1学級当たり生徒数(人)		33	33	32	33
少人数学級	対象	小学校1年生	小学校1年生	全学級	-
	人数	概ね30人 (15年度33人)	33人	35人	-

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

第2回
合併協議会開催予定日時：9月30日(火)
午後2時～場所：一宮地場産業
ファッション
デザインセンター
展示ホール

合併協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。

なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。

リアルタイムな情報を！

お知らせ

INFORMATION

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問がある方は、どんなことでも結構です。お気軽に下記までご連絡ください。協議会のホームページからも情報を提供しておりますので、アクセスしてみてください。



ご意見・ご要望を
お待ちしております！

合併協議会・各小委員会 開催予定表

現時点での協議会、各小委員会の日程、会場は次のとおりです。日時・場所等の変更については随時、ホームページやこの合併協議会だよりにて、お知らせします。

	合併協議会	新市建設計画 作成等小委員会	総務文教 小委員会	厚生小委員会	経済環境 小委員会	建設小委員会
9月	9月30日(火) 14:00～ 一宮FDC 展示ホール	9月25日(木) 14:00～ 一宮FDC 第1会議室	9月24日(水) 15:00～ 一宮FDC 第1会議室	9月19日(金) 15:00～ 一宮FDC 第1会議室	9月18日(木) 15:00～ 一宮FDC 第1会議室	9月18日(木) 9:30～ 一宮FDC 第1会議室
10月	10月28日(火) 9:30～ 木曽川町役場2階 中央公民館講堂	10月8日(木) 16:00～ 10月21日(火) 9:30～	10月24日(金) 14:00～	10月20日(月) 14:00～	10月17日(金) 14:00～	10月15日(水) 14:00～
11月		11月28日(金) 9:30～	11月26日(木) 14:00～	11月25日(水) 14:00～	11月21日(金) 14:00～	11月19日(水) 14:00～
12月	12月25日(火) 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	12月22日(月) 15:00～	12月19日(金) 15:00～	12月18日(木) 15:00～	12月10日(火) 15:00～	12月18日(木) 9:30～

ホームページを開設

一宮市・尾西市・木曽川町
合併協議会ホームページを
立ち上げました。
徐々に内容を充実させてい
きますので、アクセスして
みてください。
URL：
<http://www.ibk-gappei.jp/>



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市人事企画室企画係 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

資料は閲覧できます。
協議会等で用いた資料、
会議録は、協議会事務局
または各市町の資料
コーナー等で閲覧がで
きますので、ご利用く
ださい。



臨時号

一宮市・尾西市・木曽川町

2003.10.15

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
 編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
 住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6(一宮市役所西分庁舎2階)

TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
 URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

contents

目次

- 1～2ページ：新市名称候補の募集について
 2～3ページ：協議会・小委員会からの報告
 4ページ：INFORMATION シンポジウムのご案内

新市の名称候補を大募集！

一宮市・尾西市・木曽川町にお住まいの方
 新しい私たちのまちの名前を考えて
 アイデアをお寄せください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会では、2市1町が合併した場合に誕生する新市の名称の候補を募集します。

新市の名称候補は、2市1町の在住者ならどなたでも応募できますので、皆さんで新しいまちの名称を考えて、左下の専用ハガキまたは、官製ハガキに必要事項をご記入いただき、合併協議会事務局までお寄せください。

▼応募資格

一宮市・尾西市・木曽川町の在住者

▼応募方法

- ①一宮市・尾西市・木曽川町の全世帯に配布した協議会だよりの専用ハガキ
 ②官製ハガキ(下記の記載事項を明記のこと)
 応募可能数は1人1名称1点

限り有効

▼応募期間

平成15年10月15日(水)～平成15年11月11日(火)(消印有効)

▼応募記載事項

- ①新市の名称 ②名称のふりがな ③その名称とする理由(省略可) ④郵便番号 ⑤住所

▼決定基準

- ①現在の2市1町の名称「一宮」「尾西」「木曽川」も含め、新市
 ②公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。
 ③知的所有権に抵触しない名称であること。
 ④全国の市と同じ表記でないこと。
 ⑥氏名 ⑦年齢 ⑧電話番号

▼応募条件

- ①常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

郵便はがき

4918790

033

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市・尾西市・木曽川町
 合併協議会事務局

新市名称候補募集係 行

見本

協議会・小委員会 からの報告

各小委員会は、合併の方式から新市建設計画に係る事項まで25項目ある合併協定項目の調整を協議会から付託され、担当分野ごとに協議をし、その結果を協議会に提案します。

協議会は、その合併協定項目の調整方針を決定し、合併後の住民サービス・負担及び新市の将来像について住民の皆さんにお示ししていきます。

合併の是非の最終判断は、各市町の議会で行われますが、協議会で協議された内容がその判断材料になります。また、次のとおり協議会、小委員会

の名称としてふさわしい名称
②一宮市・尾西市・木曽川町の歴史的由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称
③一宮市・尾西市・木曽川町の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称
④一宮市・尾西市・木曽川町のまちづくりの理念や願いを表した名称

▼応募作品の取り扱い

①応募された作品に関する一切の権利は、当合併協議会に帰属します。

②応募名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて補作します。その際、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行うこととします。

▼発表

協議会で決定後、「合併協議会だより」及びホームページで発表します。賞品等はありません。

▼その他

応募された名称ごとの応募点数は、新市の名称の決定には、影響を及ぼさないものとします。

が開催されました。

第1回新市建設計画作成等小委員会

8月22日(金)午前9時30分 FDC第1会議室

第1回建設小委員会

9月18日(木)午前9時30分 FDC第1会議室

第1回経済環境小委員会

9月18日(木)午後3時 FDC第1会議室

第1回厚生小委員会

9月19日(金)午後3時 FDC第1会議室

第1回総務文教小委員会

9月24日(水)午後3時 FDC第1会議室

第2回新市建設計画作成等小委員会

9月25日(木)午後2時 FDC第1会議室

第2回合併協議会

9月30日(火)午後2時 FDC展示ホール

なお、各会議で委員長、副委員長が下表のとおり選出されました。

新市建設計画作成等小委員会		経済環境小委員会		厚生小委員会		総務文教小委員会	
委員長	尾西市市長	委員長	木曽川町議会議員	委員長	尾西市議会議員	委員長	一宮市議会議員
副委員長	尾西市議会議員	副委員長	木曽川町議会議員	副委員長	一宮市議会議員	副委員長	木曽川町議会議員
委員	川合正高	委員	井浪清	委員	浅田清喜	委員	梶田信三
委員	時田晴彦	委員	木村貞雄	委員	吉田勇吉	委員	川井勇

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会 新市名称候補応募ハガキ

新市の名称	
ふりがな	
市	
その名称とする理由	
ご住所	〒
ご氏名	
電話番号	() - 年齢 歳

第1回新市建設計画作成等 小委員会の内容

それぞれ小委員会の役割、スケジュールを報告した後、次のことが協議されました。

【合併に係る基本的事項について】
合併の方式について

「新設合併」とするか「編入合併」とするかについて協議され、今後引き続き協議を進めていくことが確認されました。

合併の期日について

当面、平成17年3月を目標とするが、他の協定項目についての協議の進捗状況等を見ながら、あらためて特定の期日を上げて協議することが確認されました。

新市の名称について

公募方法を含めた新市の名称の決定方法について、次回の小委員会では協議し、第2回協議会に諮ることが確認されました。

新市の事務所の位置について

次回の小委員会で「現一宮市役所を本庁とする分庁方式」を基本とする案を事務局から提示し、協議を進めていくことが確認されました。

財産の取り扱いについて

合併方式の協議に併せ、あらためて協議することが確認されました。

地域審議会の取り扱いについて

次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。

新市建設計画に係る事項について

次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。

第1回建設小委員会の内容

【合併協定項目について】

上・下水道事業について

2市1町の上下水道料金の現状等について事務局より説明がされました。また、次回の小委員会で事務局から調整方針案を提案し、改めて協議することが確認されました。

第1回経済環境小委員会の内容

【提案事項】

商工・観光関係事業について

商工・観光関係事業については、「原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曽川町地域の商

工業や観光事業の推進が図られるよう協議、調整を行うものとする。」ことが提案されました。

勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業については「原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。」ことが提案されました。

第1回厚生小委員会の内容

【提案事項】

介護保険事業の取り扱いについて

介護保険事業の取り扱いについては「原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度から一宮市の制度に統一する。」ことが提案されました。

生活保護事業について

生活保護事業については「国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取り扱いについては、一宮市の事業を適用する。」ことが提案されました。

第1回総務文教小委員会の内容

【合併協定項目について】

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて

事務局より示されたスケジュールに沿って、合併方式が新設と編入になった場合の2通りで検討し、方式決定後すみやかに決定する。また各市町の議会ですべて協議し、その結果を次回

委員会で持ち寄り再度協議することが確認されました。

【提案事項】

女性政策事業について

男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとすることが提案されました。

広報広聴関係事業について

広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。

また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図ることが提案されました。

第2回新市建設計画作成等小委員会の内容

【提案事項】

合併の期日について

合併特例法の期限である平成17年3月を目標とする。ただし、具体的な合併期日は、協議会の協議の進捗状況、住民生活への影響、合併に向けた体制整備状況などを総合的に勘案し、別途協議することが決定されました。

新市の名称について

2市1町の在住者から新市の名称を公募し、応募されたものを参考にしながら、協議会で決定することが決定されました。

【合併に係る基本的事項について】

合併の方式について

対等の精神を堅持しながら、次回の小委員会で合併方式について、引き続き協議することが確認されました。新市の事務所の位置について

「現一宮市役所を本庁とする分庁方式」を基本とし、引き続き協議することが確認されました。

地域審議会の取り扱いについて

尾西・木曽川地域にそれぞれ地域審議会を設置することを基本とし、引き続き協議することが確認されました。

新市建設計画に係る事項について

新市建設計画の基本理念及び新市の将来像について意見交換がされました。

第2回合併協議会の内容

報告事項1件、協議事項2件について協議されました。

【協議事項】

合併の期日について

第2回新市建設計画作成等小委員会での決定のとおり決定されました。新市の名称について

第2回新市建設計画作成等小委員会での決定のとおり決定されました。

【その他】

シンポジウムの開催について他詳しくはインフォメーションのコピーをご覧ください。



ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

シンポジウム

1
木曽川町

11月1日(土)

木曽川町中央公民館講堂(木曽川町役場2階)

開場:午後0時30分 開演:午後1時00分 定員:200名

基調講演「地域の未来と市町村合併」(60分)

講師 四日市大学総合政策学部助教授 稲沢克祐氏

パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」(80分)

コーディネーター 稲沢克祐氏

パネリスト 杉本尚美氏(翻訳・作家・国際理解講座講師)

一宮市長・尾西市長・木曽川町長

質疑応答(10分)

お知らせ

INFORMATION

シンポジウム

2
一宮市

11月29日(土)

一宮地場産業ファッションデザインセンター(1階展示ホール)

開場:午後0時30分 開演:午後1時00分 定員:250名

基調講演「地域の未来と市町村合併」(60分)

講師 四日市大学総合政策学部助教授 稲沢克祐氏

パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」(80分)

コーディネーター 稲沢克祐氏

パネリスト 板倉 勲氏(一宮青年会議所理事)

一宮市長・尾西市長・木曽川町長

質疑応答(10分)

シンポジウム

3
尾西市

12月14日(日)

尾西文化会館(3階講堂)

開場:午後0時30分 開演:午後1時00分 定員:250名

基調講演「地域の未来と市町村合併」(60分)

講師 四日市大学総合政策学部助教授 稲沢克祐氏

パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」(80分)

コーディネーター 稲沢克祐氏

パネリスト 上田芳敬氏(尾西青年会議所顧問)

一宮市長・尾西市長・木曽川町長

質疑応答(10分)

*その他 事前申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。
なお、定員には若干の余裕がございますが満席の場合はご容赦ください。
手話通訳も用意しております。必要な方は当日係員へお申し出ください。

合併協議会では、住民の皆さんに非常に身近な問題である「合併」をともに考えていただくために次の日程で、3会場にてシンポジウムを開催します。

シンポジウムを開催!

いずれの会場でも2市1町の首長と合併協議会委員によるパネルディスカッションが行われます。
まちづくりについての現段階での協議状況等もご紹介しながら、この地域の将来のまちづくりについて様々な意見交換が行われます。
皆さん奮ってご参加ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)

TEL・FAX(共通) 0586-73-1031

ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112

尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)

木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

資料は閲覧できます。
協議会等で用いた資料、
会議録は、協議会事務局
または各市町の資料
コーナー等で閲覧がで
きますので、ご利用く
ださい。



第2号

一宮市・尾西市・木曽川町

2003.11.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

1～2ページ：協議会・小委員会からの報告

3～4ページ：INFORMATION

合併協議会、各小委員会開催日程／協定項目進捗状況一覧／
新市の名称候補を募集中／シンポジウムを開催

協議会・小委員会

からの報告

次のとおり、小委員会が開催されました。

第3回新市建設計画作成等

小委員会

10月8日(水)

【提案事項】

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置（一宮市本町2丁目5番6号）とする。現在の一宮市役所を一宮庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称することが提案されました。

地域審議会の取り扱いについて

尾西市及び木曽川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定による地域審議会を設置する。設置については「地域審議会の設置等に関する協議」とおりとすることが提案されました。

【合併に係る基本的事項について】

合併の方式について

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市（現在の一宮市）に編入する編入合併とする。ただし、対等の精神の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みをお互いに尊重しつつ、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとするが提案されました。

したが、次回の小委員会でこれを含め3案を事務局から提案し協議することが確認されました。

財産の取り扱いについて

尾西市及び木曽川町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて一宮市（現在の一宮市）に引き継ぐものとするが提案されました。

新市建設計画に係る事項について

新市建設計画の基本理念及び新市の将来像について意見交換がされました。

第2回建設小委員会

10月15日(水)

【提案事項】

上・下水道事業（その1）について
個別の事業については次のとおり提案されました。(1) 水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内には新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。
(2) 加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。(3) 下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内には新市において統一する。
建設関係事業について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。
(2) 公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。
(3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては新市移行後、

「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画」に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

第2回経済環境小委員会

10月17日(金)

【協議事項】

商工・観光関係事業について

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、尾西市、木曽川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議、調整を行うものとする。ことが原案どおり決定されました。

勤労者・消費者関連事業について
原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとすることが原案どおり決定されました。
協定項目の変更について

各種事務事業の取り扱い23・17ごみ収集運搬業務事業を23・18環境対策事業に統合することが原案どおり決定されました。

【提案事項】

環境対策事業について

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整、再編することが提案されました。

また、個別の事業の調整案については次のとおりです。

(1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。
(2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

生ごみ処理機の限度額は尾西市、木曽川町に合わせるものとする。

(3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。

(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。

(5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。

農林水産関係事業について

農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとするが提案されました。また、個別の事業の調整案については、次のとおりです。

(1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。

(2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

第2回厚生小委員会

10月20日(月)

【協議事項】

介護保険事業の取り扱いについて原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については平成17年度から一宮市の制度に統一することが原案どおり決定され

ました。

生活保護事業について

前回提案された「国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取り扱いについては、一宮市の事業を適用する。」ことについては、次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。

協定項目の変更について

各種事務事業の取り扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後23・17とすることが原案どおり決定されました。

【提案事項】

保健衛生事業について

3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。また、個別の事業の調整案については次のとおりです。

(1) 基本健康診査及び各種がん検診は原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。

(2) 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。

高齢者福祉事業その1について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。

(2) ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(3) 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。

(4) 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(5) 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方(病弱な高齢者世帯を含む)に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食2,500円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。

(6) 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。

(7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。

(8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。

(9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曽川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時までに調整する。

健康づくり事業について

個別の事業については次のとおり提案されました。

(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。

(2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。

(3) 新市においての健康日本21市町村

計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

第4回新市建設計画作成等

小委員会

10月21日(火)

【協議・提案事項】

① 合併の方式について

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みをお互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。

法制度上は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入するものとするが決定されました。

【協議事項】

① 新市の事務所の位置について

第3回新市建設計画作成等小委員会での提案どおり決定しました。

② 財産の取り扱いについて

第3回新市建設計画作成等小委員会での提案どおり決定しました。

③ 地域審議会の取り扱いについて

第3回新市建設計画作成等小委員会での提案を次回の小委員会以降引き続き協議していくことが確認されました。

【合併に係る基本的事項について】

① 新市建設計画に係る事項について
公共施設の適正配置と整備について意見交換がされました。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画 作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
11月	13日(木)15:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	28日(金)9:30～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	26日(水)14:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	25日(火)14:00～ 尾西市役所2階 大会議室	21日(金)14:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室	19日(水)14:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
12月	25日(木)14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	22日(月)15:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	19日(金)15:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	18日(木)15:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	10日(水)15:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室	18日(木)9:30～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室

都合により、日程等が変更になる場合があります。

現在、開催が予定されている会議の
日程についてお知らせします。

お知らせ

INFORMATION

協定項目進捗状況一覧

平成15年11月1日現在

協定項目番号	協 定 項 目 名	進捗状況
1	合併の方式	○
2	合併の期日	
3	新市の名称	○
4	新市の事務所の位置	○
5	財産の取り扱い	○
6	地域審議会の取り扱い	○
7	議会の議員の定数及び任期の取り扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い	
9	地方税の取り扱い	
10	一般職の職員の身分の取り扱い	
11	特別職の身分の取り扱い	
12	条例、規則等の取り扱い	
13	事務組織及び機構の取り扱い	
14	一部事務組合等の取り扱い	
15	使用料、手数料等の取り扱い	
16	公共的団体等の取り扱い	
17	補助金、交付金等の取り扱い	
18	町名・字名の取り扱い	
19	慣行の取り扱い	
20	国民健康保険事業の取り扱い	
21	介護保険事業の取り扱い	○
22	消防団の取り扱い	
23	各種事務事業の取り扱い	○
- 01	女性政策事業	○
- 02	姉妹都市、国際交流事業	
- 03	電算システム事業	
- 04	広報広聴関係事業	○
- 05	納税関係事業	
- 06	消防防災関係事業	
- 07	交通関係事業	
- 08	窓口業務	
- 09	保健衛生事業	○
- 10	障害者福祉事業	
- 11	高齢者福祉事業	○
- 12	児童福祉事業	
- 13	保育事業	
- 14	生活保護事業	○
- 15	その他の福祉事業	
- 16	健康づくり事業	○
- 17	病院事業	
- 18	環境対策事業	○
- 19	農林水産関係事業	○
- 20	商工・観光関係事業	○
- 21	勤労者・消費者関連事業	○
- 22	建設関係事業	○
- 23	上・下水道事業	○
- 24	市(町)立学校の通学区域	
- 25	学校教育事業	
- 26	文化振興事業	
- 27	コミュニティ施策	
- 28	社会教育事業	
- 29	その他事業	
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目 一部確認された項目・
提案・協議中の項目。
一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。

新市の名称候補を募集中

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会では、2市1町が合併した場合に誕生する新市の名称の候補を募集しています。

新市の名称候補は、2市1町の在住者ならごなたでも応募できますので、皆さんで新しいまちの名称を考えて、下の専用ハガキまたは、官製ハガキに必要事項をご記入いただき、合併協議会事務局(11月11日(火)消印有効)までお寄せください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

新市名称候補応募ハガキ

新市の名称	
ふりがな	
市	
その名称とする理由	
ご住所	
ご氏名	
電話番号	年齢
() -	歳

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

シンポジウムを開催！

合併協議会では、住民の皆さんに非常に身近な問題である「合併」をもとに考えていただくために次の日程で、シンポジウムを開催します（木曽川町会場は11月1日(土)に開催）

いずれの会場でも2市1町の首長と合併協議会委員によるパネルディスカッションが行われます。

まちづくりについての現段階での協議状況等もご紹介しながら、この地域の将来のまちづくりについて様々な意見交換が行われます。

皆さん奮ってご参加ください。

シンポジウム
2
一宮市

11月29日(土)

一宮地場産業ファッションデザインセンター(1階展示ホール)
開場:午後0時30分 開演:午後1時00分 定員:250名

基調講演「地域の未来と市町村合併」(60分)
講師 四日市大学総合政策学部助教授 稲沢克祐氏

パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」(80分)
コーディネータ 稲沢克祐氏
パネリスト 板倉 勲氏(一宮青年会議所理事)
一宮市長・尾西市長・木曽川町長

質疑応答(10分)

シンポジウム
3
尾西市

12月14日(日)

尾西文化会館(3階講堂)
開場:午後0時30分 開演:午後1時00分 定員:250名

基調講演「地域の未来と市町村合併」(60分)
講師 四日市大学総合政策学部助教授 稲沢克祐氏

パネルディスカッション「みんなで考えよう このまちの未来」(80分)
コーディネータ 稲沢克祐氏
パネリスト 上田芳敬氏(尾西青年会議所顧問)
一宮市長・尾西市長・木曽川町長

質疑応答(10分)

*その他 事前申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。
なお、定員には若干の余裕がございますが満席の場合はご容赦ください。
手話通訳も用意しております。必要な方は当日係員へお申し出ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

▼応募条件

- ① 常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。
- ② 公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。
- ③ 知的所有権に抵触しない名称であること。
- ④ 全国の市と同じ表記でないこと。

▼決定基準

- ① 現在の2市1町の名称「一宮」「尾西」「木曽川」も含め、新市の名称としてふさわしい名称
- ② 一宮市・尾西市・木曽川町の歴史の由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称
- ③ 一宮市・尾西市・木曽川町の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称

④ 一宮市・尾西市・木曽川町のまちづくりの理念や願いを表した名称

▼応募作品の取り扱い

- ① 応募された作品に関する一切の権利は、当合併協議会に帰属します。
- ② 応募名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて補作します。その際、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行うこととします。

▼発表

協議会で決定後、「合併協議会だより」及びホームページで発表します。賞品等はありません。

▼その他

応募された名称ごとの応募点数は、新市の名称の決定には、影響を及ぼさずとします。

郵便はがき

料金受取人払

一宮局承認

見本

差出有効期間
平成15年11月
11日まで
(切手は必要
ありません)

491-8790

033

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市・尾西市・木曽川町
合併協議会事務局

新市名称候補募集係 行

見本



第3号

一宮市・尾西市・木曽川町

2004.1.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX (共通) 0586-73-1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6(一宮市役所西分庁舎2階)

contents

目次

1～9ページ：協議会・小委員会からの報告

10～12ページ：INFORMATION

合併協議会、各小委員会開催日程／住民説明会を開催します／
協定項目進捗状況一覧／住民意識調査にご協力を／他

(右：一宮市役所、左上：尾西市役所、左下：木曽川町役場)



合併方式・対等合併・編入方式で決定 庁舎は、現一宮市役所を本庁舎とする分庁方式を採用

第3回合併協議会が平成15年11月13日(木)尾西市商工会館で開かれ、合併の方式、新市の事務所の位置、財産の取扱い等が全会一致で決定されました。

会議冒頭のあいさつでは、谷 一夫会長が、尾西市の広報番組「ふれあいひろばびさい」で紹介されたエピソードを取り上げ、「市町村合併は、新しい靴のようなもの。最初はなかなか馴染まないかも知れないが、時間が経つにつれしっかりと馴染んでくる。2市1町の合併もそうでありたい。」との話がありました。

今回の会議では、提案はすべて原案どおり承認されました。(詳細は次頁協議会・小委員会からの報告参照)なかでも、合併協議の基本的な事項である「合併の方式」の決定にあたっては、新市建設計画作成等小委員会で、この2市1町の合併は『対等の精神』を堅持しながら、新市の発展や住民福祉の向上を目指していくことが必要であるといった協議がなされたことも紹介されました。

今後、順次、各行政分野の協定項目について協議が進められていきますが、この『対等の精神』という基本認識のもとで、精力的に協議が行われていきます。

協議会・小委員会
からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

第2回総務文教小委員会

10月24日(金)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

女性政策事業について
男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後より一層の充実を図る。

広報広聴関係事業について
広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

納税関係事業について
(1) 尾西市・木曽川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し、合併時に廃止する。



少年消防クラブ（一宮市）

(2) 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。
(3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。
(4) 納税組合については一宮市のみ現行どおり実施する。
消防防災関係事業について

原則として一宮市の制度を適用する。

(1) 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合する。
(2) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

(3) 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせる。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。

市（町）立学校の通学区域について
当面は現行どおりとするが、

新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行う。

文化振興事業について

(1) 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合する。
(2) 美術展については、合併時に統合する。
(3) 文化財の保護、管理につ

いては一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合する。
(4) 文化ホール事業については、現行のとおりで継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用する。

コミュニティ施策について

(1) 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整する。

(2) 地域集会所施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用する。

その他事業について

(1) 総合計画については、新市発足後、新たに策定する。

(2) 市民総合相談については、現行のとおりで一宮市で実施するものとし、その他の相談については合併後1年以内に調整する。

(3) 指定金融機関、収納代理金融機関等については、一宮市の制度を適用する。また、郵便局での納期内分の取扱いについては、新市で検討する。
(4) 個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

【合併協定項目について】
議会の議員の定数及び任期
の取扱いについて

第3回厚生小委員会

10月30日(木)



元気に豆まきする保育園児（一宮市）

【協議事項】

次のとおり決定されました。
生活保護事業について
国制度のため現行のまま新
市に引き継ぐものとする。そ
の他各種事務の取り扱いにつ
いては、一宮市の事業を適用
する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。
高齢者福祉事業（その2）
について

今回の小委員会で事務局か
らの提案をもとに協議するこ
とが確認されました。

敬老金支給事業については
合併時に事業を廃止し、高齢
者慰問事業については合併時
に一宮市の事業に合わせる。

児童福祉事業について

(1) 単独の遺児手当について
では、合併時に尾西市の制度
に統一する。

(2) 子ども会育成事業の連絡
協議会については、合併後速
やかに統合に向け協議を進め、
補助金等についても調整を図
る。

保育事業について

(1) 保育料については、一宮
市の保育料に合わせる。ただ
し、木曽川町については経過
措置として17年度から19年度
にかけての3年間で階層間の
増額分を段階的に調整する。
(2) 保育時間については、市
民サービスの観点から公立の
保育所について尾西市、木曽
川町の保育時間を見直し、一
宮市の制度に合わせる。

第3回協議会

【報告事項】

次のとおり報告されました。

一宮市・尾西市・木曽川町
合併協議会事務局職員に関する
協議書（写）について

一宮市・尾西市・木曽川町
合併協議会専門部会規程の改正
について

【小委員会の会議状況報告】

10月1日以降開催された小委
員会の会議状況について事務局
から報告しました。

【協議事項】

次のとおり決定されました。

協定項目の変更について

(1) 各種事務事業の取扱い 23
・ 17ごみ収集運搬事業を、23
・ 18環境対策事業に統合する。
(2) 各種事務事業の取扱いに
病院事業を追加する。協定項
目番号は健康づくり事業の後
23・17とする。

合併の方式について

一宮市、尾西市及び木曽川
町の合併は、「対等の精神」の
理念のもと、各市町の歴史・
伝統・文化やまちづくりの歩
みを互いに尊重し、新たなま

11月13日(木)

ちづくりを進め、一体的な発
展と住民福祉の向上を目指す
「対等合併・編入方式」とす
る。法制度上は、尾西市及び
木曽川町を廃止、その区域を
一宮市に編入する。

新市の事務所の位置につい
て

新市の事務所の位置は、現
在の一宮市役所の位置（一宮
市本町2丁目5番6号）とす
る。現在の一宮市役所を一宮



第3回協議会（11月13日）

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称する。

財産の取扱いについて

尾西市及び木曽川町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐ。

女性政策事業について

広報広聴事業について

いずれも第2回総務文教小委員会での決定のとおり。

介護保険事業の取扱いについて

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度分から一宮市の制度に統一する。

生活保護事業について

第3回厚生小委員会での決定のとおり。

商工・観光関係事業について

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曽川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう協議・調整を行う。

勤労者・消費者関係事業について

原則として一宮市の制度を

第3回建設小委員会

【協議事項】

次のとおり決定されました。

上・下水道事業（その1）

について

(1) 水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

(2) 加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。

(3) 下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。

11月19日(水)



現在進められている下水道工事風景

(3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては新市移行後、新市建設計画「等も踏まえ、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

【提案事項】

次のとおり提案される。

ました。

上・下水道（その2）について

(1) 上・下水道事業とともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。

(2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。

(3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

使用料、手数料等の取扱いについて

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図る。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

- (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。



一宮市環境センター

第3回経済環境小委員会

11月21日(金)

【協議事項】

- 次のとおり決定されました。
- 環境対策事業について
原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。
- (1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。
- (2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理



尾西市清掃事業所

第4回厚生小委員会

【協議事項】

- 次のとおり決定されました。
- 保健衛生事業について
3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努める。
- (1) 基本健康診査及び各種が

機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせる。

- (3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。
- (4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせる。
- (5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせる。

- 農林水産関係事業について
同一または類似する事業を統合または再編する。
- (1) 農業振興地域整備事業に

については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。

- (2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用する。

(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

【提案事項】

- 次のとおり提案されました。
- 使用料、手数料等の取扱いについて
補助金、交付金等の取扱いについて
いずれも第3回建設小委員会と同じ内容。

11月25日(火)

- ん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせる。
- (2) 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。
- 健康づくり事業について
(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。
- (2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

合わせる。

(3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

児童福祉事業について
第3回厚生小委員会での提案のとおり。

保育事業について

次回の小委員会で事務局から修正案を提案し、それをもとに協議していくことが確認されました。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

国民健康保険事業の取扱いについて

被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整する。ただし、木曽川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整する。

障害者福祉事業について
(1) 障害者手当給付事業については、合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統

一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。

(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。

(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせる。

(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。

(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。

その他の福祉事業について
(1) 民生委員、児童委員につ

いては、原則として合併時に一宮市の事業に合わせる。

(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。

(3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町

同じ事業のため現行のとおりとする。

(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせる。病院事業につい

て

(1) 一宮市、尾西市、木曽川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引き継ぎ、名称については。市立市民病院、市立市民病院今伊勢分院、市立尾西市民病院、



3市町の病院（右上：一宮市、左上：一宮市今伊勢、右下：尾西市、左下：木曽川町）

。市立木曽川市民病院とする。
(2) 慣行料金については、合併時に統一する。使用料、手数料等の取扱いについて
補助金、交付金等の取扱いについて
いずれも第3回建設小委員会と同じ内容。

第3回総務文教小委員会

11月26日(水)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

納税関係事業について

納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、できる限り速やかに廃止の方向で検討する。

消防防災関係事業について
市(町)立学校の通学区域について

文化振興事業について

コミュニティ施策について
その他事業について

納税関係事業の納税組合についてを除き、いずれも第2回総務文教小委員会での提案のとおり。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

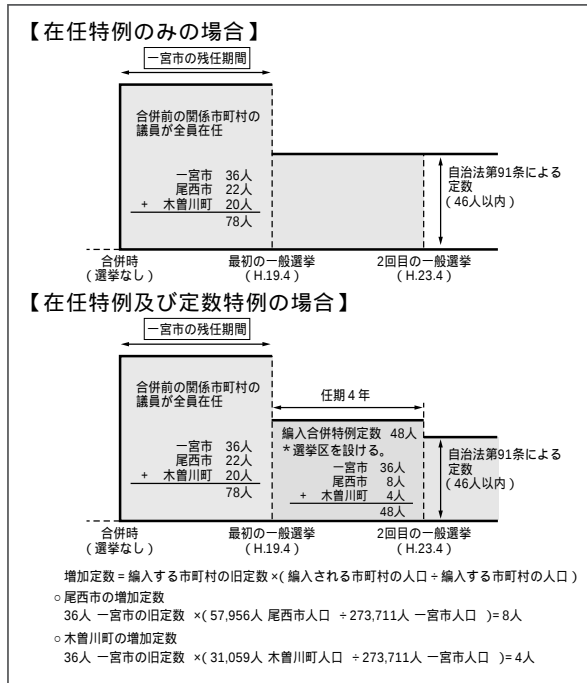
議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

案1(在任特例のみの場合)

尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の

議員として在任する。
案2(在任特例及び定数特例の場合)

(1) 尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任する。
(2) 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村



の合併の特例に関する法律第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曽川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た8名(尾西市)・4名(木曽川町)を、一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とする。

地方税の取扱いについて
地方税の制度が同じものに

については
現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用する。

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定に

より、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。

(2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止する。

(3) 木曽川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行う。

(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しない。

町・字名の取扱いについて

町・字の名称については現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曽川町においては葉栗郡木曽川町を。市木曽川町に置き換える。

消防団の取扱いについて
(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整する。

(2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整する。
(3) 消防団の活性化推進事業

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



一豊公&千代様サミット（木曽川町）

等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。

(4) 消防団の出勤態勢については、合併後一定期間内に調整する。

(5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用する。

(6) 市町の消防団操法大会は廃止する。

姉妹都市、国際交流事業について

(1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止する。

(2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐ。

(3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業については、廃止する。

(4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整する。

(5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図る。

交通関係事業について

(1) 循環バスについては当面現行のとおりに継続し、新市において一定期間内に調整する。

(2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止する。

(3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止する。

(4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用する。

(5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。



公共施設巡回バス（尾西市）



i-バス（一宮市）

学校教育事業について

(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曽川町の制度に合わせる。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済事業

については、一宮市の制度に合わせる。

(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整する。

(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図る。

社会教育事業について

それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努める。

(1) 生涯学習バス貸出事業については、現行のとおりに継続する。

(2) 結婚相談事業については、合併時に廃止する。

(3) 体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努める。

使用料、手数料等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第3回建設小委員会と同じ内容。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

第5回新市建設計画作成等小委員会

11月28日(金)

【合併に係る基本的事項について】

新市の名称について

次のとおり確認されました。

新市名称の応募状況が報告された後、「一宮市(いちのみやし)」、「愛知市(あいちし)」、「雅川市(みやびがわし)」、「木曽川市(きそがわし)」、「尾張一宮市(おわりいちのみやし)」を候補とし、次回の

小委員会で小委員会としての決定をしていく。

新市建設計画に係る事項について

次のことについて意見交換がされました。

(1) 新市の施策について

「先導的(リーディング)プロジェクト」、「7つの礎

主要事業」について

下図新市将来像のイメージ図参照

(2) 財政計画について

財政計画の検討資料について

【協議事項】

次のとおり確認されました。

地域審議会の取扱いについて

今後さらに情報収集及び調査・研究を続け、次回の小委員会以降引き続き協議していく。

【協議事項】

次のとおり決定されました。

使用料、手数料等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて

第4回経済環境小委員会

12月10日(水)

いずれも第3回建設小委員会での提案のとり。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

公共的団体等の取扱いについて



先導的(リーディング)プロジェクト：新市のまちづくりを先導する事業

公共的団体等につ

いては、新市の一体

性を速やかに確立す

るため、それぞれの

実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努める。

(1) 2市1町に共通

している団体は、合

併時に統合・再編す

るよう調整に努める。

(2) 2市1町に共通

している団体で実情により合併時に、統

合・再編できない団

体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努める。

(3) 独自の団体は、

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会住民説明会開催予定表

No	期 日	時 間	会 場 名
1	1月17日(土)	10:00～11:30	一宮市消防本部大会議室
2	1月17日(土)	14:00～15:30	尾西市民会館ホール
3	1月17日(土)	19:00～20:30	木曽川町中央公民館 2 階講堂
4	1月18日(日)	10:00～11:30	尾西市立大徳小学校体育館
5	1月18日(日)	14:00～15:30	尾西市立三条小学校体育館
6	1月20日(火)	19:00～20:30	一宮スポーツ文化センター 3 階小ホール
7	1月21日(水)	19:00～20:30	一宮市民会館大会議室
8	1月24日(土)	10:00～11:30	尾西市立朝日西小学校体育館
9	1月24日(土)	14:00～15:30	尾西市立朝日東小学校体育館
10	1月25日(日)	10:00～11:30	尾西市立起小学校体育館
11	1月25日(日)	14:00～15:30	尾西市立小信中島小学校体育館
12	1月29日(木)	19:00～20:30	一宮市立中部中学校多目的室
13	1月31日(土)	10:00～11:30	木曽川町立黒田小学校体育館
14	1月31日(土)	14:00～15:30	尾西市立開明小学校体育館
15	2月1日(日)	10:00～11:30	一宮市立葉栗中学校屋内運動場
16	2月1日(日)	14:00～15:30	一宮市立北方中学校屋内運動場
17	2月7日(土)	10:00～11:30	木曽川町立木曽川西小学校体育館
18	2月7日(土)	14:00～15:30	木曽川町立木曽川東小学校体育館
19	2月8日(日)	10:00～11:30	一宮市立西成東部中学校屋内運動場
20	2月8日(日)	14:00～15:30	一宮市立浅井中学校屋内運動場
21	2月11日(水祝)	10:00～11:30	一宮市立丹陽中学校屋内運動場
22	2月11日(水祝)	14:00～15:30	一宮市立千秋中学校屋内運動場
23	2月14日(土)	10:00～11:30	一宮市立大和中学校屋内運動場
24	2月14日(土)	14:00～15:30	一宮市立萩原中学校屋内運動場
25	2月15日(日)	10:00～11:30	一宮市立今伊勢中学校屋内運動場
26	2月15日(日)	14:00～15:30	一宮市立奥中学校屋内運動場

手話通訳も用意しております。必要な方は当日係員へお申し出ください。

お知らせ

INFORMATION

住民説明会を
開催します。

現段階の合併協議の具体的な内容について説明会を開催します。合併後の皆様へのサービスや負担、新市のまちづくりの方向性についてご説明しますので、是非ご参加ください。

各会場とも駐車場には限りがございますので、自動車のご来場はご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。



合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
1月	28日(水)14:30～ 木曽川町役場2階 中央公民館講堂	23日(金)9:30～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	23日(金)15:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	22日(木)15:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	22日(木)9:30～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	19日(月)14:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
2月	3月 3日(水)14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	18日(水)9:30～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	25日(水)14:00～ 一宮地場産業ファッショ ンデザインセンター2階 第1会議室	19日(木)14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	16日(月)14:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室	16日(月)9:30～ 木曽川町役場3階 大委員会室

都合により、日程等が変更になる場合があります。
2月の欄の合併協議会は3月3日に開催しますのでご注意ください。

今後の会議の予定を
お知らせします。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

協定項目進捗状況一覧

平成15年12月10日現在

協定項目番号	協 定 項 目 名	進捗状況
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	○
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	地域審議会の取扱い	○
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
9	地方税の取扱い	○
10	一般職の職員の身分の取扱い	
11	特別職の身分の取扱い	
12	条例、規則等の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	○
16	公共的団体等の取扱い	○
17	補助金、交付金等の取扱い	○
18	町名・字名の取扱い	○
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険事業の取扱い	○
21	介護保険事業の取扱い	
22	消防団の取扱い	○
23	各種事務事業の取扱い	
- 01	女性政策事業	
- 02	姉妹都市、国際交流事業	○
- 03	電算システム事業	
- 04	広報広聴関係事業	
- 05	納税関係事業	○
- 06	消防防災関係事業	○
- 07	交通関係事業	○
- 08	窓口業務	
- 09	保健衛生事業	○
- 10	障害者福祉事業	○
- 11	高齢者福祉事業	○
- 12	児童福祉事業	○
- 13	保育事業	○
- 14	生活保護事業	
- 15	その他の福祉事業	○
- 16	健康づくり事業	○
- 17	病院事業	○
- 18	環境対策事業	○
- 19	農林水産関係事業	○
- 20	商工・観光関係事業	
- 21	勤労者・消費者関連事業	
- 22	建設関係事業	○
- 23	上・下水道事業	○
- 24	市（町）立学校の通学区域	○
- 25	学校教育事業	○
- 26	文化振興事業	○
- 27	コミュニティ施策	○
- 28	社会教育事業	○
- 29	その他事業	○
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目 提案・協議中の項目。
一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。

住民意識調査に
ご協力をお願いします

当合併協議会では、一宮市、尾西市、木曽川町にお住まいの18歳以上の方を対象に2市1町の合併についての住民意識調査を実施いたします。

この調査は住民の皆様の合併に対するご意見を新しいまちづくりに反映させていくための調査です。

2月上旬に無作為にて抽出した1万人の方へアンケート用紙



を郵送させていただきますので、
ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

新市の名称に多数
ご応募いただき
ありがとうございました。

平成15年10月15日～11月11日まで、一宮市、尾西市及び木曽川町に在住されている方を対象に新市の名称を募集いたしました。応募総数2,624点、298名称の応募がありました。

この中から、第5回新市建設計画策定等小委員会では5点、「一宮市」、「愛知市」、「雅川市」、

資料は閲覧できます。
協議会等で用いた資料、
会議録は、協議会事務局
または各市町の資料
コーナー等で閲覧が
できますので、ご利用
ください。

「木曽川市」、「尾張一宮市」が候補として選ばれました。今後この5つの候補の中から小委員会の協議により1つに絞り、協議会で決定される予定です。（最新の情報は当協議会ホームページをご覧ください。）

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

昨年一宮市、尾西市、木曽川町各地域で、合併シンポジウムを開催し、多数の方々のご参加をいただきました。

シンポジウムでは、まず初めに四日市大学総合政策学部稲沢克祐助教授による基調講演があり、「地域の未来と市町村合併」と題し、行財政の専門的な立場から、この地域の合併についてお話がありました。次に各市町



パネルディスカッション

合併シンポジウムにご参加いただき、ありがとうございました。



シンポジウム会場風景

の市長、町長、合併協議会委員（一宮市・板倉勲氏、木曽川町・杉本尚美氏）によるパネルディスカッション「副題」みんなで考えよう このまちの未来」があり、それぞれの立場で市町村合併への思いや考え、将来のまちづくりにおける重要課題、新市のビジョン等について意見交換がなされました。その後、会場参加者との質疑応答がありました。約3時間の短い時間でしたが、参加された方は合併に対する見識を深められたようでした。

大変お疲れ様でした。

合併協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。



リアルタイムな情報を！

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問がある方は、どんなことでも結構です。お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

ご意見・ご質問をお待ちしています。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課	TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課	TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課	TEL 87-1111 内線220



第4号

一宮市・尾西市・木曽川町

2004.3.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX (共通) 0586-73-1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6(一宮市役所西分庁舎2階)

contents

目次

- 1ページ：新市の名称決定
 2～8ページ：合併協議会委員の変更、協議会・小委員会からの報告
 9～15ページ：合併後の私たちの暮らし
 15～16ページ：INFORMATION



住民説明会

第4回合併協議会が平成15年12月25日、尾西市商工会館で開かれ、新市の名称をはじめ、数多くの事項が決定されました。「詳しくは、9ページ参照」

新市の名称

「一宮(いちのみや)市」で決定

第4回協議会では、谷一夫会長のあいさつの後、5つの小委員会の協議状況をそれぞれの委員長から、報告がされ、それをもとに協議が進められました。なかでも、基本的な事項である「新市の名称」については、様々な意見が出されましたが、出席委員32名中、25名の賛成があり、「一宮(いちのみや)市」とすることが決定されました。

また、このほか、議員の任期・定数や国民健康保険、地方税、保育料など合併後、住民の皆様方に関わる重要な事項が決定されました。

この協議会での協議結果を受けて、平成16年1月17日から、2市1町、26会場で住民説明会が開催され、数多くの住民の皆様にご参加いただきました。



合併協議会委員の変更

合併協議会委員の変更が左表のとおりありました。

委員区分	2号委員(議員)
選出市町	尾西市
変更前	変更後
服部 豊 (担当小委員会) 総務文教小委員会	天野 彰
浅田 清喜 (担当小委員会) 新市建設計画作成等小委員会 厚生小委員会	浅野 長祥
北岸 節男 (担当小委員会) 経済環境小委員会	足立 統三



協議会・小委員会

からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

第4回建設小委員会

12月18日(木)

【協議事項】

上・下水道事業(その2)については、次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。その他は、次のとおり決定されました。

- ① 使用料、手数料等の取扱いについて
使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図る。
- ② 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。
- ③ 補助金、交付金等の取扱いについて
従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。
- ④ 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に

統一の方向で調整する。

- ② 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- ③ 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

- ① 公共的団体等の取扱いについて
新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努める。
- ② 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努める。
- ③ 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努める。
- ④ 独自の団体は、現行のとおりとする。

第5回厚生小委員会

12月18日(木)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

- ① 高齢者福祉事業について
在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。



配食サービス事業(木曽川町)

- ② ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。
- ③ 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。
- ④ 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。
- ⑤ 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方(病弱な高齢者世帯を含む)に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。
- ⑥ 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむ

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

- ね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1、000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3、700円から利用者負担金を引いた2、700円とする。
- (7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。
- その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。
- (8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。
- (9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曽川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時までに調整する。



訪問理美容サービス事業（一宮市）

- (10) 敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせ。
- (2) 保育事業について
- (1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曽川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。
- (2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曽川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。
- (3) 国民健康保険事業の取扱いについて
- 被保険者に対するサービスの均一化



高齢者慰問事業（一宮市）

- や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整する。ただし、木曽川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整する。
- (1) ④ 障害者福祉事業について
- 障害者手当給付事業については、合併後2年間は現在の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は、尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整する。
- (2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。
- (3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせる。
- (4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。
- (5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。
- (1) ⑤ その他の福祉事業について
- (1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせる。
- (2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。
- (3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。
- (4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせる。
- (5) 病院事業について
- (1) 一宮市、尾西市、木曽川町が設置している病院については、基本的に



福祉タクシー事業（一宮市）

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



消防団（木曽川町）

- 現行のとおり新市に引き継ぎ、名称については一宮市立市民病院、一宮市立市民病院今伊勢分院、一宮市立尾西市民病院、一宮市立木曽川市民病院とする。
- (2) 慣行料金については、合併時に統一する。
- ⑦ 使用料、手数料等の取扱いについて
- ⑧ 補助金、交付金等の取扱いについて
- いずれも第4回建設小委員会での決定のとおり。
- 【提案事項】
- ① 公共的団体等の取扱いについて
- 第4回建設小委員会での提案のとおり。

第4回総務文教小委員会

12月19日(金)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

- ① 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議員として在任する。
- ② 地方税の取扱いについて
- 地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用する。
- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。
- (2) 法人市（町）民税の超過税率は、合併時に廃止する。
- (3) 木曽川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行う。
- (4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しない。
- ③ 町名・字名の取扱いについて
- 町・字の名称については現行のとおり

りとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曽川町においては栗郡木曽川町を一宮市木曽川町に置き換える。

- ④ 消防団の取扱いについて
- (1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整する。
- (2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整する。
- (3) 消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。
- (4) 消防団の出動体制については、合併後一定期間内に調整する。
- (5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用する。
- (6) 市町の消防団操法大会は、合併時に廃止する。
- ⑤ 姉妹都市、国際交流事業について
- (1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止する。
- (2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐ。
- (3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業については廃止する。
- (4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整する。
- (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会に



中学生海外派遣事業（尾西市）

- については合併後一定期間内に組織・事業の統合を図る。
- ⑥ 交通関係事業について
- (2) については、次回の小委員会で引き続き協議することが確認され、その他については、次のとおり決定されました。
- (1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整する。
- (2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止する。
- (3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA



英語教育推進事業(木曽川町)

- (4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用する。
- (5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。
- (7) 学校教育事業について(その1)
- (1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曽川町の制度に合わせる。
- (2) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済事業については、一宮市の制度に合わせる。
- (3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整する。
- (4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の

- 一括購入に向けて調整を図る。
- ⑧ 社会教育事業について
- 社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら引き続き学習機会の提供等に努める。
- (1) 生涯学習パス貸出事業については、現行のとおり継続する。
- (2) 結婚相談事業については、合併時に廃止する。
- (3) 体育協会及び体育指導員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努める。
- ⑨ 使用料、手数料等の取扱いについて
- ⑩ 補助金、交付金等の取扱いについて
- いずれも第4回建設小委員会での決定のとおり。
- 【提案事項】
- 次のとおり提案されました。
- ① 条例、規則等の取扱いについて
- 条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。
- ② 一部事務組合等の取扱いについて
- 尾西市及び木曽川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、



第4回合併協議会

- ① 尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行う。
- ③ 公共的団体等の取扱いについて
- 第4回建設小委員会での提案のとおり。
- 第6回新市建設計画作成等小委員会 12月22日(月)
- 【協議事項】
- 次のとおり決定されました。
- ① 新市の名称について
- 「一宮(いちのみや)市」に決定しました。
- 【合併に係る基本的事項について】
- ① 新市建設計画に係る事項について
- 新市の施策について意見交換がされ

- ました。
- ② 「地域審議会の取扱い」及び「新市の自治のあり方」について
- 意見交換がされた後、地域審議会の取扱いについて次のとおり決定されました。
- 尾西市及び木曽川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会を設置する設置については、地域審議会の設置等に関する協議のとおりとする。
- 第4回合併協議会 12月25日(木)
- 【協議事項】
- 新市建設計画作成等小委員会関係
- ① 新市の名称について
- 「新市の名称は、一宮(いちのみや)市とする。」という提案に対し、意見交換がされた後、採決を行ったところ出席委員32人中25人の賛成があり、原案どおり決定しました。
- ② 地域審議会の取扱いについて
- 第6回新市建設計画作成等小委員会での決定のとおり。
- 総務文教小委員会関係
- ① 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ② 地方税の取扱いについて

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



美術展(尾西市)

- ③ 町名・字名の取扱いについて
- ④ 消防団の取扱いについて
- ⑤ 姉妹都市、国際交流事業について
- ⑥ 交通関係事業(その1)について
- ⑦ 学校教育事業(その1)について
- ⑧ 社会教育事業について
- ⑧ いずれも第4回総務文教小委員会での決定のとおり。
- 他については、次のとおり決定されました。
- ⑨ 納税関係事業について
- ⑨ 尾西市・木曽川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。
- ⑨ 納期前納付報奨金については同一の制度のため現行のとおりとする。
- ⑨ 口座振替については、一宮市の制

- 度を適用する。
- ④ 納税組合については、一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、できる限り速やかに廃止の方向で検討する。
- ⑩ 消防防災関係事業について
- ⑩ 原則として一宮市の制度を適用する。
- ⑩ 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合する。
- ⑩ 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- ⑩ 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせる。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。
- ⑪ 市(町)立学校の通学区域について
- ⑪ 当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行う。
- ⑪ 文化振興事業について
- ⑪ 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合する。
- ⑪ 美術展については、合併時に統合する。
- ⑪ 文化財の保護、管理については一

宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合する。

- ④ 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用する。
- ⑬ コミュニティ施策について
- ⑬ 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整する。
- ⑬ 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用する。

厚生小委員会関係

- ① 高齢者福祉事業について
- ② 保育事業について
- ③ 国民健康保険事業の取扱いについて
- ④ 障害者福祉事業について
- ⑤ その他の福祉事業について
- ⑥ 病院事業について
- ⑥ いずれも第5回厚生小委員会での決定のとおり。
- 他については、次のとおり決定されました。
- ⑦ 保健衛生事業について
- ⑦ 2市1町それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努める。



ウォーキング事業(一宮市)

- ① 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業にあわせる。
- ② 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。
- ⑧ 児童福祉事業について
- ⑧ 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。
- ② 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図る。
- ⑨ 健康づくり事業について
- ⑨ 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。
- ② 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。



衛生処理場（一宮市）

(3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

経済環境小委員会関係

次のとおり決定されました。

- ① 環境対策事業について
原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。
- (1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。
- (2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電

動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせる。

- (3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。
- (4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせる。
- (5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせる。
- ② 農林水産関係事業について
同一または類似する事業を統合または再編する。
- (1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。
- (2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用する。
- (3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

建設小委員会関係

次のとおり決定されました。

- ① 建設関係事業について
(1) 市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。
- (2) 公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。

- (3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては、新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。
- ② 上・下水道事業（その1）について
(1) 水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

- (2) 加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。
- (3) 下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。

（総務文教・厚生・経済環境・建設各小委員会共通）

- ③ 使用料、手数料等の取扱いについて
 - ④ 補助金、交付金等の取扱いについて
- いずれも第4回建設小委員会での決定のとおり。

第5回建設小委員会

1月19日(月)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

- ① 上・下水道事業（その2）について
(1) 上・下水道ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。

- (2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。
- (3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

- ② 公共的団体等の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

第5回経済環境小委員会

1月22日(木)

【協議事項】

- ① 公共的団体等の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

【提案事項】
次のとおり提案されました。

- ① 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
(1) 尾西市及び木曽川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合する。
- (2) 尾西市及び木曽川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



競輪事業（一宮市）

条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任する。

② その他事業について
競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

第6回厚生小委員会

1月22日(木)

【協議事項】

① 公共的団体の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

第7回新市建設計画作成等小委員会

1月23日(金)

【合併に係る基本的事項について】



交通安全教室（尾西市）

① 新市建設計画（案）について
② 新市の自治のあり方について
いずれも意見交換がされました。

第5回総務文教小委員会

1月23日(金)

【協議事項】

① 条例、規則等の取扱いについて
② 一部事務組合等の取扱いについて
③ 公共的団体等の取扱いについて
いずれも第4回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

④ 交通関係事業について（その2）
交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせ、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に

廃止する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 電算システム事業について
システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

【議会の議員の報酬について】

① 議会の議員の報酬について
意見交換がされました。

第5回合併協議会

1月28日(水)

【協議事項】

総務文教小委員会関係

① 条例、規則等の取扱いについて
② 一部事務組合等の取扱いについて



第5回合併協議会

いずれも第4回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

③ 公共的団体等の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

④ 交通関係事業（その2）について
第5回総務文教小委員会での決定のとおり決定されました。

厚生小委員会関係

① 公共的団体等の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

経済環境小委員会関係

① 公共的団体等の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

建設小委員会関係

① 上・下水道事業（その2）について
第5回建設小委員会での決定のとおり決定されました。

② 公共的団体等の取扱いについて
第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。



合併後の私たちの暮らし

第4回合併協議会までに私たちの暮らしに関わる主な事項が決定されました。これを受け、1月17日(土)の一宮市消防本部大会議室を皮切りに2市1町26会場で住民説明会を行いました。多くの方にご参加をいただき、誠にありがとうございました。その資料の一部をご紹介します。

① 基本的な事項

合併の方式

「対等合併・編入方式」とします。

新市の事務所の位置

・一宮庁舎(本庁)
・尾西庁舎
・木曽川庁舎
として活用していきます。

地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させるために、現在の尾西・木曽川地区に設置します。

合併の期日

平成17年3月を目標とします。



新市の名称

一宮(いちのみや)市とします。公募により募集し、合併協議会で決定しました。

【応募総数】2,624件
【名称の種類】298種

財産の取扱い

尾西市及び木曽川町の財産・権利及び義務を含む)及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぎます。

② 住民の負担

地方税

○市町民税・固定資産税
合併後も標準税率を適用します。

(2市1町同率)

○法人税割

標準税率(12.3%)とし

尾西市の超過税率は合併時に廃止します。

○事業所税

事業所床面積1,000㎡超え、または従業員数100人超えの事業所が課税されます。合併後5年間は事業所税は課税されません。



保育料

○一宮市の保育料に合わせます。
木曽川町については17年度から19年度にかけて増額分を段階的に調整します。

公立保育園	月曜日～金曜日	土曜日
通常保育	8時～18時	13時まで
延長保育	7時30分～19時	17時まで

給食費

○当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。

	一宮市	尾西市	木曽川町
小学校	192円/食	230円/食	240円/食
中学校	223円/食	260円/食	270円/食



ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

上・下水道料金

水道料金

当面は旧市町の区域毎の料金体系のままとし、合併後2年以内に統一します。なお、その際に、メーター使用料を廃止します。

水道加入金

一宮市の基準に合わせ、権利の取扱いは、合併後1年以内に調整します。

給水申込みに伴う工事負担金

840,000円を超えた額

下水道使用料

当面は旧市町の区域毎の使用料体系のままとし、合併後2年以内に統一します。

下水道受益者負担金

単位負担金額を
190円/mとする。

主な使用料・手数料

○施設の使用料は、原則として現行のとおりとします。

○住民票の写し

1通 2000円

○印鑑登録証明

1通 2000円

○戸籍謄本・抄本

1通 4500円

○住民基本台帳カード

1件 5000円

○所得証明

1通 2000円

公営住宅

○家賃は17年度については現行のとおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一します。



③住民サービス―保健・福祉関係

介護保険

給付	納期	保険料
現行のとおり	8期(7月・2月)	34,600円 保険料基準額(第3段階)

乳幼児医療

○就学前までの入・通院医療費は無料となります。

障害者福祉

○障害者手当

合併後2年間は、各市町現行のとおりとします。重度障害者については合併後3年目以降見直します。

○福祉タクシー(リフト付タクシー含む)助成

年30回

○初乗り料金以内

○補装具及び日常生活用具の給付

補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付については、全額公費負担とします。高額の所得税課税世帯は除く。

○支援費事業

低所得者層に対して、市独自に利用者負担額を低く設定します。

障害児のデイサービス
すべての階層で利用者負担額は無料



国民健康保険

○サービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整します。

資産割を段階的に廃止します。

木曽川町の医療保険分の

税率については、

段階的に引き上げ、

20年度に統一します。



高齢者福祉

○ねたきり老人等への見舞金の支給

【対象者】 要介護4または5の高齢者

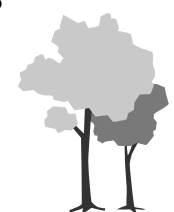
【支給額】 月額 5,000円

○敬老金の支給 廃止します。

○在宅老人への介護用品の給付

【対象者】 要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族等

【給付内容】 年額60,000円を上限として、介護用品または医薬品券を給付



○配食サービス

【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方

【負担金】 1食250円

ひとり暮らしの障害者に
対しても実施

○訪問理美容サービス

【対象者】 おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者

【交付】 年6枚のサービス券

【負担金】 1,000円/回

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

児童福祉

○学童保育（月曜日～土曜日）

児童館	通常日
学校休業日	13時～19時
	7時30分～19時

児童クラブ	通常日
学校休業日	13時～18時
	8時30分～18時

○遺児手当（市町単独）

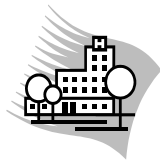
【対象者】 母子家庭の児童 18才まで
 【支給額】 2,000円/人（所得制限あり）

保健衛生

	対象者	費用
胃がん検診	40歳以上の方	1,000円
子宮がん検診	30歳以上の方	500円
肺がん検診	40歳以上の方	無料
乳がん検診	30歳以上の方	無料
大腸がん検診	40歳以上の方	無料

病院

一宮市立市民病院
 一宮市立市民病院今伊勢分院
 一宮市立尾西市市民病院
 一宮市立木曽川市民病院
 として運営していきます。



③住民サービス―住民生活関係

交通関係

○市内循環バス、公共施設巡回バス
 当面は現行のとおり継続し、合併後一定期間内に調整します。

○交通安全見舞金

・掛金なし
 ・見舞金 死亡 150,000円
 傷害 30,000円

○防犯灯補助金

【新設】

蛍光灯 12,000円/灯
 水銀灯 17,000円/灯 等

【維持費】

白熱灯・蛍光灯 1,080円/灯
 水銀灯・蛍光灯 1,490円/灯



消防関係

○地域防災計画

災害時に支障のないよう合併後、新たに作成します。

○災害対策

耐震性貯水槽を小学校区単位で整備します。

○消防団の組織体制

当面は、現行の消防団はそのままとし、2市1町の消防団を1つにまとめた連合団を組織します。
 なお、合併後望ましいあり方を検討していきます。



広報及びコミュニティ

○広報誌の発行

合併後も引き続き実施し、情報提供に努めます。

○町内会の組織・謝礼・交付金等
 当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。



男女共同参画

○情報誌の発行等、今後より一層の充実を図ります。



環境対策

○ごみ分別、収集回数、収集方法

合併後一定期間（3年程度）に調整します。

○ごみ出し袋

透明・半透明袋を利用し、ごみの分別等も含め新方式に調整します。

○粗大ごみの手数料

800円/個

○合併処理浄化槽設置補助金

5人槽	236,000円
6～7人槽	274,000円
8～10人槽	346,000円
11～20人槽	654,000円
21～30人槽	1,112,000円
31～50人槽	1,492,000円



ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

③住民サービス―教育関係

市(町)立学校の通学区域

○当面は現行のとおりとし、合併後、見直しを含め検討します。



社会教育

○市民会館友の会

尾西市市民会館友の会をベースに全市で実施します。

○文化・レクリエーション団体

合併後2年以内に統合します。

○生涯学習バスの貸出
全市で継続します。



学校教育

○準要保護世帯への就学援助費

・給食費は全額公費負担とします。

・新入学児童生徒用品費等

小学校 19,900円/人

中学校 22,900円/人

要保護世帯を除く

○奨学金制度

合併後2年以内に調整します。

○私立高等学校等授業料助成

年額 10,000円(所得制限なし)

○日本スポーツ振興センター災害共済掛金
(小学校・中学校)

年額 420円/人

○英語指導助手(A.E.T.)

合併後一定期間内に調整します。

③住民サービス―商工観光関係

中小企業融資制度

【対象者】中小企業者

・事業に必要な資金融資
・信用保証料の助成
・貸付利子の一部補助



観光イベント

○従来どおり実施します。

・おりもの感謝祭

一宮七夕まつり

・びさいまつり

一豊まつり ほか



④その他

議会の議員の定数及び任期

○尾西市及び木曽川町の議会の議員は、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き在任します。

なお、議員報酬については、今後、協議していきます。



町名・字名

○「大字」を削除した名称に変更します。
ただし、木曽川町においては、葉栗郡木曽川町を一宮市木曽川町に置き換えます。

(例)

合併前	合併後
一宮市大字大毛	一宮市大毛
尾西市起	一宮市起
木曽川町大字黒田	一宮市木曽川町黒田

⑤今後協議する事項

○新市の組織・窓口業務
○特別職(首長・助役・収入役等)の身分
○職員(身分・給料等)の取扱い
○少人数学級のあり方



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

先導的プロジェクト

水と緑のネットワーク構想

木曽の清流に育まれた豊かな自然環境を最大限に生かし、どこに住んでいても、水環境や緑などの自然や自然を生かしたレクリエーション空間などが身近に感じられる、うるおいある環境整備や、環境にやさしい都市システムづくりに重点的に取り組みます。

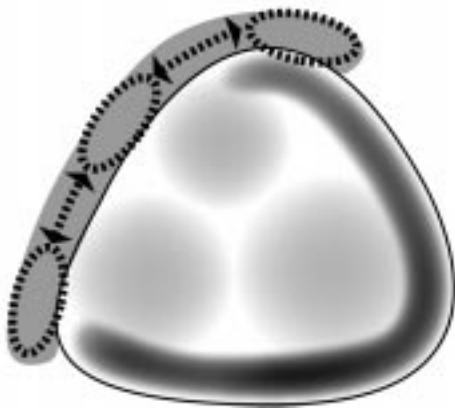
木曽川河川敷公園整備（及び遊歩道整備）（尾西地区）

公園・緑地・緑道整備

総合体育館建設（一宮地区）

余熱利用施設建設（一宮地区）

環境対策事業（環境基本計画の推進、下水道整備、廃棄物対策）



個性が輝く生きがいのまち構想

個々人の価値観が多様化していく中で、地域の伝統や文化を活かしながら、様々な生きがい活動、自己実現活動が展開できる地域づくりに重点的に取り組みます。

福祉・医療施策の充実

文化会館建設（木曽川地区）

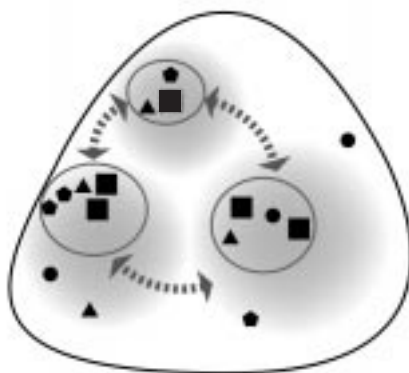
市民文化会館自主事業の充実

親水的スポーツ・レクリエーション施設建設

（木曽川地区）

公民館の充実

生涯学習機会の充実



■ 市民会館等 ● 文化広場 ▲ 図書館 ▽ 博物館等

いきいき交流都市構想

合併を機に、新市内の結びつきを一層強めるとともに、広域交通の利便性を活かし、広域的な拠点性を一層高め、地域内外の交流を一層促進するため、東西軸・南北軸の幹線道路網整備と広域拠点性の向上に重点的に取り組みます。

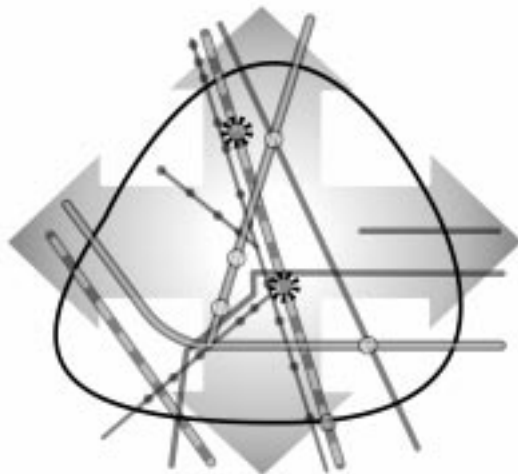
一宮駅周辺開発

（尾張一宮駅ビルのリニューアル検討含む）

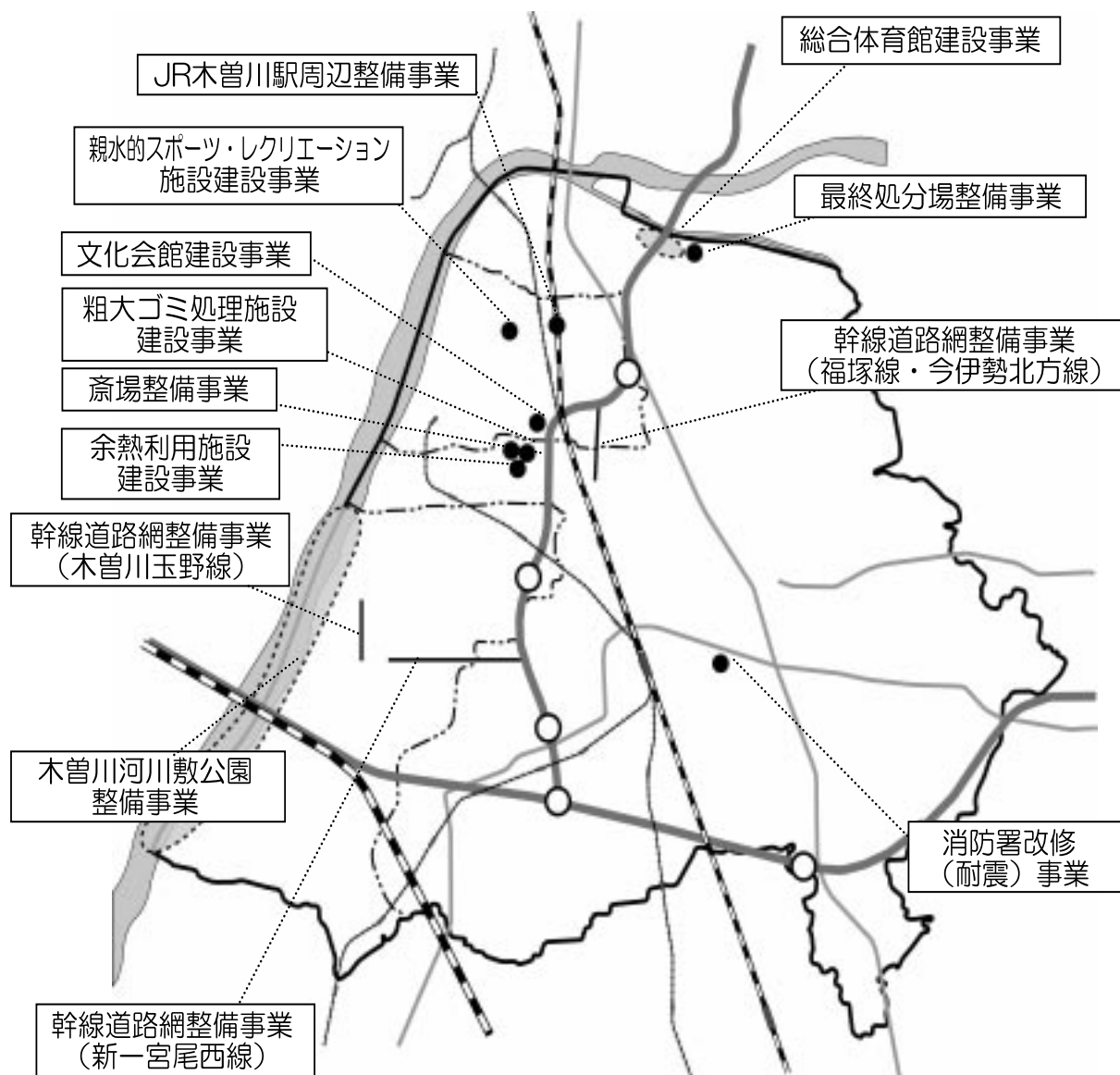
インターチェンジ周辺開発

JR木曽川駅周辺整備

幹線道路網整備



主要事業位置図



その他主要事業

- ◇防災関係機関連携（防災無線）強化事業
- ◇河川等水位監視システム整備事業
- ◇学校施設改修（耐震）事業
- ◇市営住宅建設事業
- ◇合併市町村振興基金

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

平成17年度～26年度の財政推計（合併後10年間）

この推計は、現段階での協議結果及び事務局案に基づき推計しております。
建設計画事業、事務事業の調整結果など合併協
定項目の協議結果によって変動します。

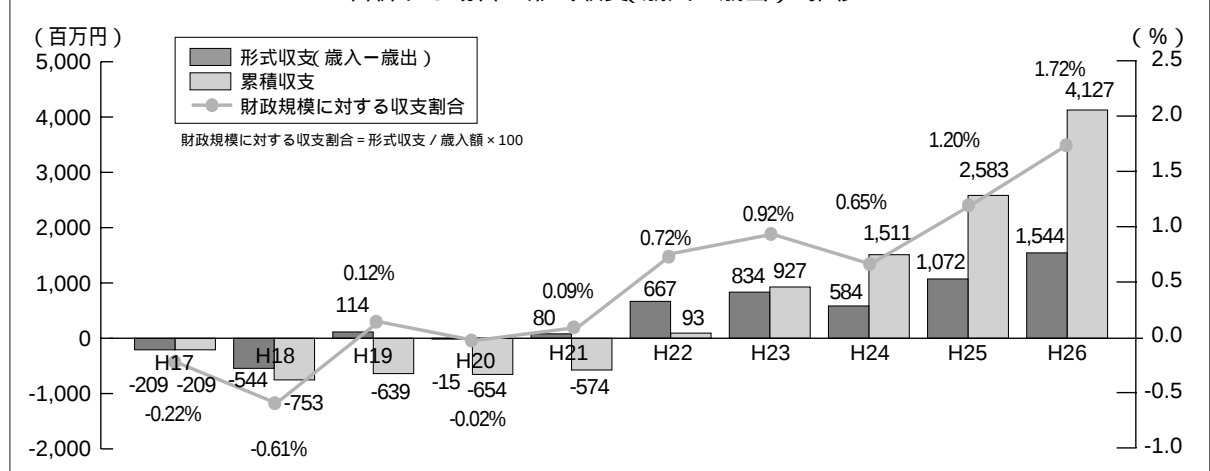
単位：百万円

歳入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	41,927	41,194	41,645	42,125	41,402	43,484	43,832	43,013	43,415	43,813	425,850
地方交付税	9,908	9,399	8,982	8,492	10,803	9,230	9,424	9,602	9,687	9,842	95,369
国・県支出金	10,636	11,106	11,673	11,570	9,717	9,987	9,644	9,507	9,507	9,507	102,854
市債	15,580	11,961	15,421	14,519	12,110	14,105	12,436	12,125	11,476	11,333	131,066
その他収入	15,402	15,408	15,740	15,962	15,418	15,418	15,418	15,418	15,418	15,418	155,020
歳入計	93,453	89,068	93,461	92,668	89,450	92,224	90,754	89,665	89,503	89,913	910,159

歳出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	18,410	18,545	18,472	17,929	18,008	17,329	18,028	17,358	17,425	16,771	178,275
物件費	15,037	14,779	14,923	14,972	15,207	15,132	15,204	15,278	15,351	15,425	151,308
扶助費	12,082	12,180	12,250	12,351	12,453	12,600	12,619	12,639	12,664	12,694	124,532
補助費等	10,751	10,865	10,986	11,104	11,235	11,312	11,395	11,474	11,552	11,624	112,298
普通建設事業費	15,036	14,505	17,530	16,435	11,906	14,600	12,328	11,813	11,032	10,882	136,067
公債費	8,382	8,546	8,725	9,057	9,838	9,855	9,611	9,778	9,660	10,220	93,672
その他経費	13,964	10,192	10,461	10,835	10,723	10,729	10,735	10,741	10,747	10,753	109,880
歳出計	93,662	89,612	93,347	92,683	89,370	91,557	89,920	89,081	88,431	88,369	906,032

歳入－歳出	209	544	114	15	80	667	834	584	1,072	1,544	4,127
-------	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

合併する場合の形式収支（歳入－歳出）の推移



合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画作成等小委員会	総務文教小委員会	建設小委員会
3月	3月3日(水) 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	3月29日(月) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	3月25日(木) 14:00～ 一宮市役所2階 大会議室	3月31日(水) 14:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
4月	4月2日(金) 14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 展示ホール			

都合により、日程等が変更になる場合があります。
厚生、経済環境小委員会は、開催予定はありません。

お知らせします。
今後の会議の予定について、

今後の会議の予定

お知らせ

INFORMATION

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

当協議会では、一宮市、尾西市、木曽川町にお住まいの18歳以上の方1万人を対象に2市1町の合併についての住民意識調査を実施いたしました。

現在、事務局で集計、分析を行っています。この結果につきましては、後日改めまして、皆様にご紹介してまいります。

調査へのご協力、誠にありがとうございました。



住民意識調査へのご協力
誠にありがとうございました。

リアルタイムな情報を！

当協議会は、地域の皆様に積

ご意見・ご質問を
お待ちしております。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

資料は閲覧できます。
協議会等で用いた資料、
会議録は、協議会事務局
または各市町の資料
コーナー等で閲覧が
できますので、ご利用
ください。

極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができます。是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきます。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

協定項目進捗状況一覧

平成16年1月28日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	地域審議会の取扱い	
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○
9	地方税の取扱い	
10	一般職の職員の身分の取扱い	▲
11	特別職の身分の取扱い	▲
12	条例、規則等の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	▲
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	
17	補助金、交付金等の取扱い	
18	町名・字名の取扱い	
19	慣行の取扱い	▲
20	国民健康保険事業の取扱い	
21	介護保険事業の取扱い	
22	消防団の取扱い	
23	各種事務事業の取扱い	
-01	女性政策事業	
-02	姉妹都市、国際交流事業	
-03	電算システム事業	○
-04	広報広聴関係事業	
-05	納税関係事業	
-06	消防防災関係事業	
-07	交通関係事業	
-08	窓口業務	▲
-09	保健衛生事業	
-10	障害者福祉事業	
-11	高齢者福祉事業	
-12	児童福祉事業	
-13	保育事業	
-14	生活保護事業	
-15	その他の福祉事業	
-16	健康づくり事業	
-17	病院事業	
-18	環境対策事業	
-19	農林水産関係事業	
-20	商工・観光関係事業	
-21	勤労者・消費者関連事業	
-22	建設関係事業	
-23	上・下水道事業	
-24	市(町)立学校の通学区域	
-25	学校教育事業	
-26	文化振興事業	
-27	コミュニティ施策	
-28	社会教育事業	
-29	その他事業	○
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目 協議中の項目 ○
一部確認された項目 今後協議する事項 ▲
一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。



第5号

一宮市・尾西市・木曽川町

2004.5.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

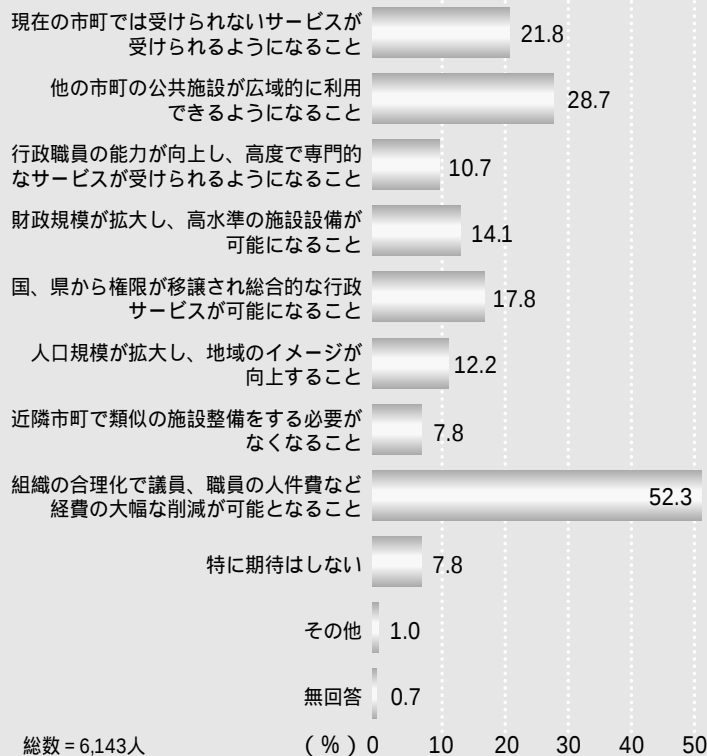
1～3ページ：合併に関する意識調査結果の概要

4～6ページ：協議会・小委員会からの報告

7ページ：合併後の私たちの暮らし（その2）

8ページ：INFORMATION

[合併についての期待]



多くの住民の方が、「組織の合理化による議員、職員の人件費などの経費の削減」について合併による行政改革への期待をお寄せになつています。また、施設の広域的利用やサービスの広域的な提供を求める声も強いことがうかがえます。

合併に関する意識調査へのご協力ありがとうございました。
集計結果の一部をご紹介します。

調査対象数	2市1町18歳以上の住民 10,000人
うち一宮市	7,563人
うち尾西市	1,576人
うち木曽川町	861人
調査期間	平成16年2月3日～2月26日
調査方法	無作為抽出法により、調査票を配布。返信用封筒を同封し回収する。
回収結果	有効配布数 9,929通 回収数 6,223通 (回収率62.7%) 有効回答数 6,143人 (有効回収率61.9%)

この調査は、一宮市、尾西市及び木曽川町の合併に対する住民の関心や新市のまちづくりについての意向等を把握し、今後の合併協議に反映していくとともに、市町村合併に対する住民の関心を高めることを目的に実施しました。

結果については、3月29日(月)の第9回新市建設計画作成等小委員会並びに4月2日(金)の第7回合併協議会で報告されました。今後、この結果を踏まえ新市建設計画を作成し、住民の皆様の意見を反映させた新市のまちづくり、施策について協議を進めてまいります。

合併に関する意識調査結果の概要

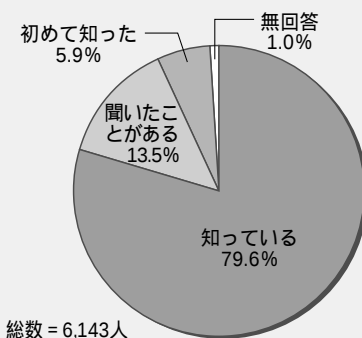
ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



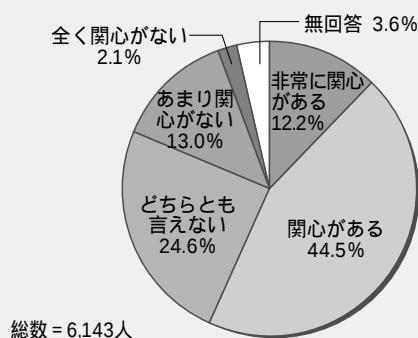
④「知っている」、「聞いたことがある」が約93%あり、合併協議についておむね知られていることがわかりました。

[合併協議の認知度]



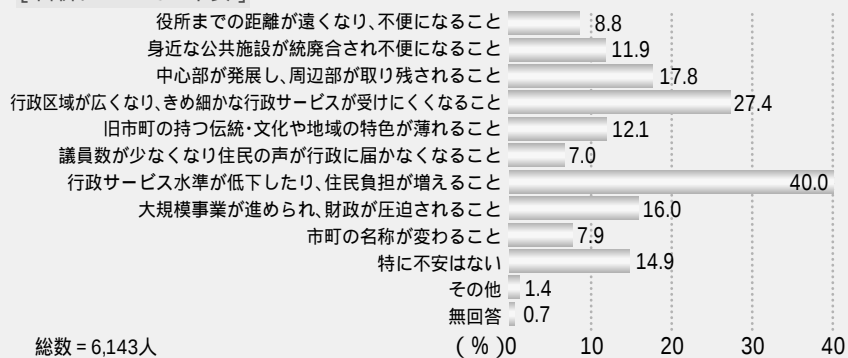
⑤「関心がある」、「非常に関心がある」が約57%あり、6割近くの方が合併に関心をお寄せになっています。一方、「関心がない」とされた方は約15%となっています。

[合併についての関心]



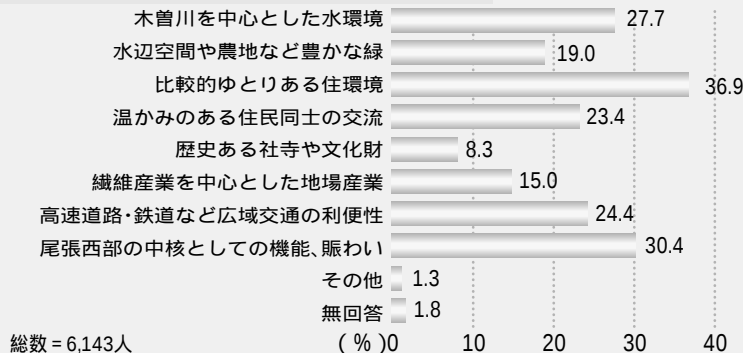
⑥「行政サービス水準が低下したり、住民負担が増えること」が40%、次いで「行政区域が広くなり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなること」が約27%となっており、行政サービスや住民負担の面での水準低下を懸念する声が強いです。その

[合併についての不安]



⑦「比較的ゆとりのある住環境」が約37%、「尾張西部の中核としての機能、

[合併後のまちづくりに生かすべき2市1町の特徴]



ほか、「中心部が発展し、周辺部が取り残されること」と地域格差を懸念する声、「大規模事業が進められ、財政が圧迫されること」といった財政的な面を懸念する声も強い一方で、「特に不安はない」という意見も5番目に高い結果となっています。

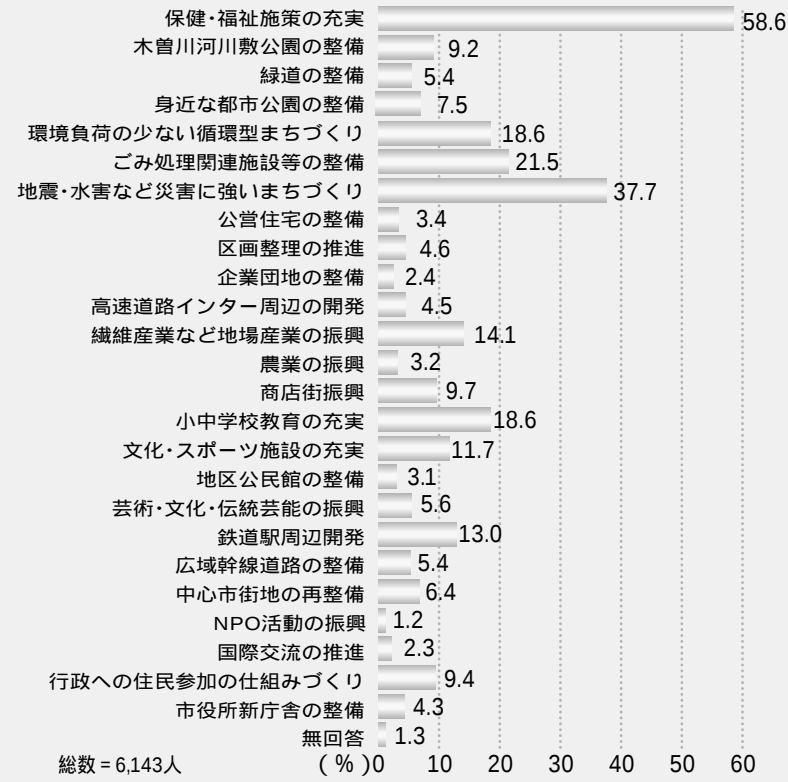
一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

◎「保健・福祉施策の充実」が6割近くと圧倒的に高い割合であり、次いで、地震・水害など災害に強いまちづくりが約38%、次いで「ごみ処理関連施設等の整備」が約37%、次いで「小中学校教育の充実」等の整備、「小中学校教育の充実」等の整備

「環境負荷の少ない循環型まちづくり」と続いており、暮らしにかかわる施策を支持する傾向が強いと言えます。

[プロジェクト・施策で重要なもの]



賑わい」が約30%、「木曽川を中心とした水環境」が約28%であることなど、回答が分かれています。大別すると豊かな住環境、豊かな水辺・緑、尾

張西部の都市的な利便性の3点をまちづくりにかかわることが必要であるという結果になっています。

[プロジェクト・施策で重要なもの(年齢別・地域別)1位～10位]

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
全 体	保健・福祉 58.6	災害に強いまち 37.7	ごみ処理関連施設 21.5	小中学校教育 18.6	循環型まちづくり 18.6	地場産業 14.1	鉄道駅周辺 13.0	文化・スポーツ施設 11.7	商店街 9.7	住民参加 9.4
18～29歳	保健・福祉 48.5	災害に強いまち 42.0	循環型まちづくり 21.9	ごみ処理関連施設 20.1	鉄道駅周辺 18.4	文化・スポーツ施設 17.7	商店街 13.3	小中学校教育 12.7	中心市街地 9.8	木曽川河川敷公園 9.3
30～39歳	保健・福祉 60.0	災害に強いまち 38.0	小中学校教育 33.3	ごみ処理関連施設 18.4	循環型まちづくり 17.1	文化・スポーツ施設 14.4	鉄道駅周辺 12.0	都市公園 11.0	木曽川河川敷公園 8.7	地場産業 8.3
40～49歳	保健・福祉 55.1	災害に強いまち 36.8	小中学校教育 22.4	循環型まちづくり 20.7	ごみ処理関連施設 20.5	文化・スポーツ施設 15.2	鉄道駅周辺 14.0	地場産業 10.6	商店街 10.1	木曽川河川敷公園 8.9
50～59歳	保健・福祉 56.5	災害に強いまち 34.0	ごみ処理関連施設 25.5	循環型まちづくり 22.1	地場産業 17.0	鉄道駅周辺 13.6	住民参加 13.1	文化・スポーツ施設 11.1	小中学校教育 10.5	商店街 10.0
60～69歳	保健・福祉 61.6	災害に強いまち 38.3	ごみ処理関連施設 22.7	地場産業 19.7	循環型まちづくり 16.9	小中学校教育 16.6	住民参加 12.0	鉄道駅周辺 11.4	木曽川河川敷公園 9.2	商店街 8.5
70歳以上	保健・福祉 69.0	災害に強いまち 38.9	ごみ処理関連施設 20.0	小中学校教育 17.4	地場産業 17.1	循環型まちづくり 12.7	木曽川河川敷公園 10.6	商店街 9.6	鉄道駅周辺 9.4	住民参加 9.0
一宮市	保健・福祉 57.8	災害に強いまち 38.7	ごみ処理関連施設 21.2	小中学校教育 18.8	循環型まちづくり 18.7	地場産業 13.8	鉄道駅周辺 13.6	文化・スポーツ施設 12.4	商店街 10.6	住民参加 9.0
尾西市	保健・福祉 60.1	災害に強いまち 36.7	ごみ処理関連施設 22.6	循環型まちづくり 18.5	小中学校教育 18.4	地場産業 16.1	木曽川河川敷公園 13.4	住民参加 9.8	文化・スポーツ施設 9.7	鉄道駅周辺 8.1
木曽川町	保健・福祉 62.7	災害に強いまち 33.0	ごみ処理関連施設 22.4	循環型まちづくり 20.3	鉄道駅周辺 18.3	小中学校教育 17.9	文化・スポーツ施設 12.7	木曽川河川敷公園 12.5	地場産業 11.8	住民参加 11.4

◎全ての世代、地域で「保健・福祉施策の充実」の割合がトップであり、特に若い年齢層においての支持が高い傾向にあります。「地震・水害など災害に強いまちづくり」も、全ての世代、地域で2番目になっていますが、18～29歳の年齢層では42%と「保健・福祉施策の充実」の約49%に迫る割合とな

つています。「繊維産業などの地場産業の振興」は地域別では「尾西市」で高く、「商店街振興」では「一宮市」で高くなっています。「鉄道駅周辺開発」は「木曽川町」と「一宮市」で高いという結果となっており、地域特性を踏まえた施策が求められています。

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



尾西地方特定公共下水道管理組合

協議会・小委員会
からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開
催されました。

第6回建設小委員会

2月16日(月)

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 上・下水道事業（その3）につい
て

水洗便所改造資金に係る助成につい
ては、新市において対象者に銀行等の

融資のあつせんを行い、金利相当分の
利子を補給する。

第6回経済環境小委員会

2月16日(月)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 農業委員会の委員の定数及び任期
の取り扱いについて

(1) 尾西市及び木曽川町の農業委員会
は、一宮市の農業委員会に統合する。

(2) 尾西市及び木曽川町の農業委員会
の委員のうち、選挙による委員は市
町村の合併の特例に関する法律第8
条第1項第2号の規定により、一宮
市の農業委員会の委員の残任期間に
限り、引き続き在任する。

② その他事業について
競輪事業については、現行のとお
り新市に引き継ぐ。

【その他】
経済環境小委員会については、今回
の会議をもって一旦終了することが確
認されました。

第8回新市建設計画作成等
小委員会

2月18日(水)

【合併に係る基本的事項について】

① 新市建設計画（案）について
② 新市の自治のあり方について
いずれも意見交換がされました。

第6回総務文教小委員会

2月25日(水)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 電算システム事業について
システムの統合を図り、住民サービ
スの低下を招かないよう調整する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 一般職の職員の身分の取扱いにつ
いて

(1) 尾西市、木曽川町及び尾西地方特
定公共下水道管理組合の一般職の職
員は、すべて一宮市の職員として引
き継ぐ。

(2) 尾西市、木曽川町及び尾西地方特
定公共下水道管理組合の一般職の職
員の任免、給与その他の身分の取扱
いについては、一宮市の職員と不均
衡が生じないよう公正に取り扱う。
なお、給料については、現給を保証
する。

(3) 職員数については、定員適正化計
画を策定し、定員管理の適正化に努
める。

(4) 一般職の職員の職名、職階等は3
市町の長が別に協議して定める。
② 慣行の取扱いについて
原則として新市において検討する。
ただし、市章については、一宮市の市

章とする。

【議会の議員の報酬について】

① 議会の議員の報酬について意見交
換がされました。

第6回合併協議会

3月3日(水)

【報告事項】

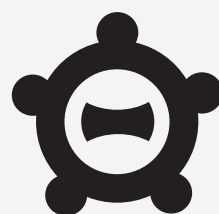
次のとおり報告されました。
① 合併協議会委員の変更について
尾西市の2号委員（議員）の2名に
ついて次のとおり変更がありました。



木曽川町章



尾西市章



一宮市章

3市町の市章、町章

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA



各市場の総合計画

- 【協議事項】
次のとおり決定されました。
- 総務文教小委員会関係
- ① 電算システム事業について
第6回総務文教小委員会での決定の
とおり。
- ② その他事業について

変更前	変更後
浅田 清喜 (担当小委員会) 新市建設計画作成等小委員会 厚生小委員会	浅野 長祥
北岸 節男 (担当小委員会) 経済環境小委員会	足立 統三

- (1) 総務文教小委員会関係
総合計画については新市発足後、
新たに策定する。
- (2) 市民総合相談については、現行の
とおり一宮市で実施するものとし、
その他の相談については合併後1年
以内に調整する。
- (3) 指定金融機関、収納代理金融機関
等については一宮市の制度を適用す
る。また、郵便局での納期内分の取
扱いについては、新市で検討する。
- (4) 個人情報保護制度及び情報公開制
度については、一宮市の制度を適用
する。
- (5) 経済環境小委員会関係
競輪事業については、第6回経済



一宮けいりん

- 環境小委員会での決定のとおり。
- 経済環境小委員会関係
- ① 農業委員会の委員の定数及び任期
の取扱いについて
第6回経済環境小委員会での決定の
とおり。
- その他の関係
- ① 平成15年度一宮市・尾西市・木
曽川町合併協議会補正予算について
左表のとおり
- 【歳入】 (単位：千円)
- | | |
|----------|---------|
| 県支出金 | + 1,000 |
| 負担金（一宮市） | - 628 |
| 〃（尾西市） | - 212 |
| 〃（木曽川町） | - 160 |
| 合 計 | 0 |
- 【歳出】 (単位：千円)
- | | |
|-----|---------|
| 事務費 | + 2,654 |
| 事業費 | - 2,654 |
| 合 計 | 0 |
- ② 平成16年度一宮市・尾西市・木
曽川町合併協議会事業計画について
会議の開催、合併協定項目の協議・
調整等、新市建設計画の策定、例規の
整備、電算システムの統合、合併協議
会だよりの発行、ホームページの運用
その他必要な事項を実施
- ③ 平成16年度一宮市・尾西市・木
曽川町合併協議会予算について

- 左表のとおり
- 【歳入】 (単位：千円)
- | | |
|--------------------|--------|
| 構成市町負担金（一宮市） | 22,488 |
| 〃（尾西市） | 7,584 |
| 〃（木曽川町） | 5,725 |
| その他（県支出金、繰越金、預金利息） | 3 |
| 合 計 | 35,800 |
- 【歳出】 (単位：千円)
- | | |
|-------|--------|
| 会 議 費 | 4,991 |
| 事 務 費 | 13,182 |
| 事 業 費 | 17,527 |
| 予 備 費 | 100 |
| 合 計 | 35,800 |
- 【協議事項】
次のとおり決定されました。
- ① 一般職の職員の身分の取扱いにつ
いて
- (1) 尾西市、木曽川町及び尾西地方特
定公共下水道管理組合の一般職の職
員は、すべて一宮市の職員として引
き継ぐ。
- (2) 尾西市、木曽川町及び尾西地方特
定公共下水道管理組合の一般職の職
員の任免、給与その他の身分の取扱
いについては、一宮市の職員と不均
衡が生じないよう公正に取り扱う。
- (3) 職員数については、定員適正化計

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



教室の様子(1年生)(一宮市)

画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(4) 一般職の職員の職名、職階等は3市町の長が別に協議して定める。

(2) 慣行の取扱いについて

第6回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

(3) 広報広聴関係事業について(その2)

次のとおり再提案されましたが、次回的小委員会で引き続き協議することが確認されました。

広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努める。また、広聴事業については、直接市民から市政に

関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

(1) 学校教育事業について(その2)

① 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。

ただし、木曽川町においては、平成18年度まで現行の方式とする。

(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止する。

第9回新市建設計画作成等小委員会 3月29日(月)

【合併に係る基本的事項について】
① 新市建設計画(案)について
② 新市の自治のあり方について
いずれも意見交換がされました。

第7回建設小委員会

3月31日(水)

【協議事項】

① 上・下水道事業について(その3)
第6回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

第7回合併協議会

4月2日(金)

【報告事項】



自然教室事業(尾西市)

① 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員の変更について次のとおり報告されました。

4号委員(学識経験者)について次のとおり変更がありました。

変更前	変更後
古池 庸男	↓ 加藤 勝也
(担当小委員会) 新市建設計画作成等小委員会	

② 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局職員に関する協議書について報告されました。

【協議事項】

次のとおり決定されました。

総務文教小委員会関係

① 一般職の職員の身分の取扱いについて

第7回総務文教小委員会での決定のとおり決定されました。

(2) 慣行の取扱いについて

第6回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

建設小委員会関係

① 上・下水道事業(その3)について

第6回建設小委員会での提案のとおり決定されました。



第7回合併協議会

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

合併後の私たちの暮らし（その2）

前号でご紹介した以降、決定した住民の皆様に関係する事項などをお知らせします。

① 住民サービス・水道関係

水洗便所改造等資金に係る助成

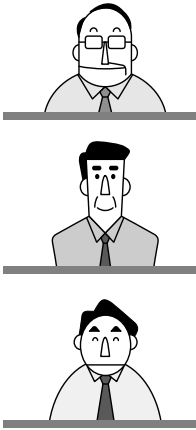
銀行等の融資のあっせんをし、金利相当分の利子を補給します。



② その他

一般職の職員の身分

尾西市、木曽川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、定員管理の適正化に努めます。



一部事務組合等

尾西市・木曽川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から合併前日に脱退します。
尾西地方特定公共下水道管理組合の事業は、一宮市に引き継がれます。

慣行（ならわし）

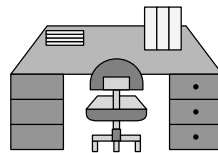
市章は一宮市の市章とします。
その他については、新市において検討します。

（例）

- ・市の花、木歌
- ・市民憲章
- ・平和都市宣言など

電算システム

システム統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整します。



公共的団体等

それぞれの実情等を尊重しながら、統合・再編の調整に努めます。

（例）

- ・文化協会、体育協会
- ・民生委員児童委員協議会など

農業委員会

尾西市、木曽川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合し、尾西市及び木曽川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任します。

競輪事業

「一宮けいりん」は、従来どおり実施します。



ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画作成等小委員会	総務文教小委員会
5月	5月11日(火)9:30～ 尾西市役所6階 大ホール		5月19日(水)15:00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
6月		6月29日(火)9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	
7月	7月2日(金)9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター展示ホール 7月27日(火)14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター展示ホール		

都合により、日程等が変更になる場合があります。
厚生、経済環境、建設小委員会は、開催予定はありません。

お知らせします。
今後の会議の予定について

今後の会議の予定

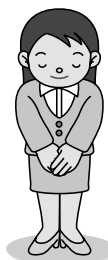
お知らせ

INFORMATION



当協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができます。是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきます。

リアルタイムな情報を！



一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

ご意見・ご質問を
お待ちしております。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

協定項目進捗状況一覧

平成16年4月2日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	地域審議会の取扱い	
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
9	地方税の取扱い	
10	一般職の職員の身分の取扱い	
11	特別職の身分の取扱い	▲
12	条例、規則等の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	▲
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	
17	補助金、交付金等の取扱い	
18	町名・字名の取扱い	
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険事業の取扱い	
21	介護保険事業の取扱い	
22	消防団の取扱い	
23	各種事務事業の取扱い	
-01	女性政策事業	
-02	姉妹都市、国際交流事業	
-03	電算システム事業	
-04	広報広聴関係事業	
-05	納税関係事業	
-06	消防防災関係事業	
-07	交通関係事業	
-08	窓口業務	▲
-09	保健衛生事業	
-10	障害者福祉事業	
-11	高齢者福祉事業	
-12	児童福祉事業	
-13	保育事業	
-14	生活保護事業	
-15	その他の福祉事業	
-16	健康づくり事業	
-17	病院事業	
-18	環境対策事業	
-19	農林水産関係事業	
-20	商工・観光関係事業	
-21	勤労者・消費者関連事業	
-22	建設関係事業	
-23	上・下水道事業	
-24	市(町)立学校の通学区域	
-25	学校教育事業	
-26	文化振興事業	
-27	コミュニティ施策	
-28	社会教育事業	
-29	その他事業	
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目 協議中の項目○
一部確認された項目 今後協議する事項▲
一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。



第6号

一宮市・尾西市・木曽川町

2004.7.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

- 1～2ページ：協議会・小委員会からの報告
- 3ページ：平成17年度～36年度の財政推計（見直し後）
- 3ページ：合併後の私たちの暮らし（その3）
- 4ページ：INFORMATION



第8回合併協議会（5月11日（火）尾西市役所新庁舎）

合併協議もいよいよ大詰め

協議会・小委員会

からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

第8回総務文教小委員会

4月28日（水）

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 広報広聴関係事業（その2）について

広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努める。なお、合併に伴う市民生活に関わる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し、情報提供に努める。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法

ICHINOMIYA BISA KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

を検討するなど合併後も充実を図る。

② 学校教育事業（その2）について引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努める。

(1) 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曽川町においては、平成18年度まで現行の方式とする。

(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 特別職の身分の取扱いについて

尾西市及び木曽川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職する。

② 事務組織及び機構の取扱いについて

(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させる。

(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とする。

① 尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。

② 木曽川庁舎には、教育部門を配置する。

③ 一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

(3) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置する。

③ 窓口業務について

できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行う。

(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとす。

(2) 尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時までに調整に努める。

【報告事項】

次のとおり報告されました。

① 地方税の取扱いについて
地方税法第310条の改正により、平成16年度から市町村民税均等割が年額3,000円と制度改正され、2市

1町とも条例改正を行い16年度から年額3,000円になることから、調整方針を次のとおり変更する。

『(1)市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。』を削除する。

第10回新市建設計画作成等小委員会 4月30日(金)

【合併に係る基本的事項について】

① 新市建設計画（案）について
県協議前の小委員会案として了承されました。なお、本小委員会案は、5月11日の協議会に報告されました。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 合併の期日について
合併の期日は、平成17年3月31日とする。

第8回合併協議会

5月11日(火)

【小委員会の会議状況報告】

新市建設計画作成等小委員会関係

新市建設計画（案）を県への事前協議にかけることについて承認されました。

【協議事項】

次のとおり決定されました。

総務文教小委員会関係

① 広報広聴関係事業（その2）について

② 学校教育事業（その2）について
いずれも第8回総務文教小委員会での決定のとおりで決定されました。

【報告事項】

次のとおり報告されました。
① 地方税の取扱いについて
第8回総務文教小委員会での報告のとおりで報告されました。

第9回総務文教小委員会

5月19日(水)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 特別職の身分の取扱いについて

② 事務組織及び機構の取扱いについて

③ 窓口業務について

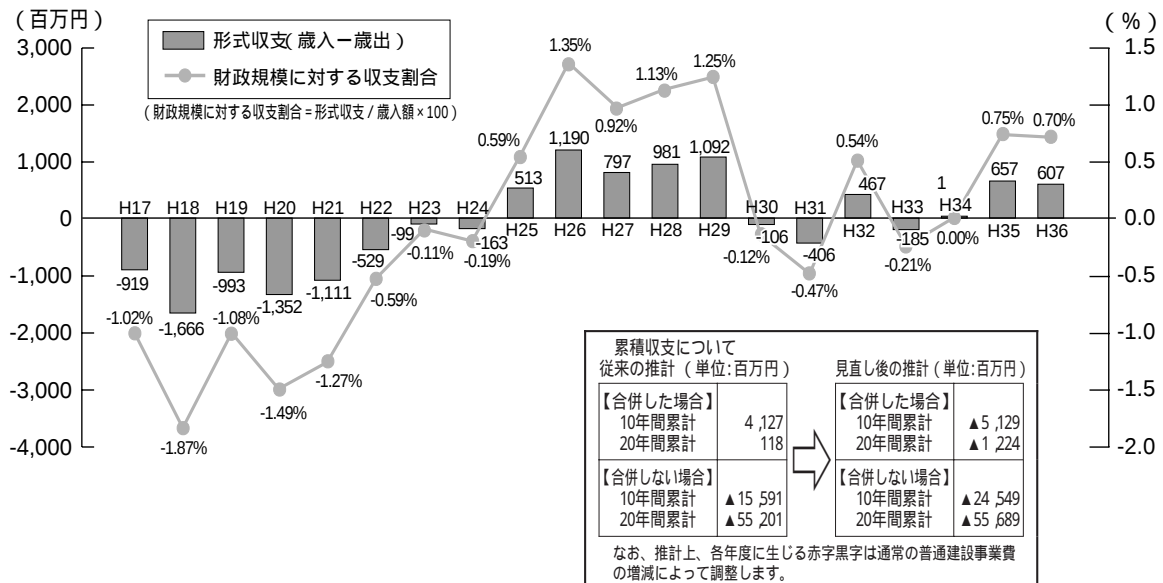
いずれも第8回総務文教小委員会での提案のとおりで決定されました。



平成17年度～36年度の財政推計（見直し後）

国の三位一体の改革による地方交付税等の制度変更等を踏まえ
財政推計を下記のとおり見直しました。

合併する場合の形式収支（歳入－歳出）の推移



合併後の私たちの暮らし（その3）

前号までご紹介した以降、決定した事項をお知らせします。

① 住民サービス（住民生活関係）

広報誌

月1回の発行となりますが、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成するとともに、必要に応じ広報誌の臨時号を発行するなど、きめ細かな情報提供に努めていきます。

少人数学級・少人数指導

一宮市・尾西市の方式とします。ただし、木曽川町では平成18年度まで現行のとおりです。

（参考 現行制度の比較）

● 一宮市・尾西市

少人数学級（小学校1年生33人学級）＋少人数指導（県基準）＋少人数指導（市独自で教員を採用）

● 木曽川町

少人数学級（小中学校全学年35人学級）＋少人数指導（県基準）

自然教室推進事業

引き続き実施されますが、公費の一部負担は廃止します。



自然教室推進事業

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

合併協議会・各小委員会開催日程

合併協議会	
7月	7月2日(金) 9:30~ 一宮地場産業ファッション デザインセンター展示ホール
	7月27日(火) 14:00~ 一宮地場産業ファッション デザインセンター展示ホール

都合により、日程等が変更になる場合があります。
新市建設計画作成等、総務文教、厚生、経済環境、建設小委員会の
開催予定はありません。

今後の会議の予定について、
お知らせします。

今後の会議の予定

お知らせ

INFORMATION

協定項目進捗状況一覧

平成16年5月19日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	地域審議会の取扱い	
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
9	地方税の取扱い	
10	一般職の職員の身分の取扱い	
11	特別職の身分の取扱い	○
12	条例、規則等の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	○
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	
17	補助金、交付金等の取扱い	
18	町名・字名の取扱い	
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険事業の取扱い	
21	介護保険事業の取扱い	
22	消防団の取扱い	
23	各種事務事業の取扱い	
-01	女性政策事業	
-02	姉妹都市、国際交流事業	
-03	電算システム事業	
-04	広報広聴関係事業	
-05	納税関係事業	
-06	消防防災関係事業	
-07	交通関係事業	
-08	窓口業務	○
-09	保健衛生事業	
-10	障害者福祉事業	
-11	高齢者福祉事業	
-12	児童福祉事業	
-13	保育事業	
-14	生活保護事業	
-15	その他の福祉事業	
-16	健康づくり事業	
-17	病院事業	
-18	環境対策事業	
-19	農林水産関係事業	
-20	商工・観光関係事業	
-21	勤労者・消費者関連事業	
-22	建設関係事業	
-23	上・下水道事業	
-24	市(町)立学校の通学区域	
-25	学校教育事業	
-26	文化振興事業	
-27	コミュニティ施策	
-28	社会教育事業	
-29	その他事業	
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目 協議中の項目○
一部確認された項目 今後協議する事項▲
一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。

当協議会は、地域の皆様に積極的な情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができます。是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。



リアルタイムな情報を！

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

ご意見・ご質問を
お待ちしております。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220



第7号

一宮市・尾西市・木曽川町

2004.9.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL http://www.ibk*gappei.jp/

住所：〒491-8501 一宮市本町 2 - 5 - 6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

- 1 ページ：合併協定調印式が開催されました / あいさつ・祝辞
- 2 ページ：あいさつ・祝辞
- 3 ページ：協議会・小委員会からの報告
- 4 ページ：合併後の私たちの暮らし（その4）/ INFORMATION



署名後、握手をする（左から）山口町長、谷市長、丹羽市長、神田知事

合併協定調印式が開催されました

8月9日（月）一宮地場産業ファッションデザインセンター1階展示ホールにおいて一宮市長、尾西市長、木曽川町長が合併協定書に調印しました。

午前10時からの調印式では、昨年7月に法定の協議会を設置してから、合併協定の調印に至るまでの経過報告が行われた後、谷一宮市長、丹羽尾西市長、山口木曽川町長が24の合併協定項目を記した合併協定書に署名を行いました。続いて、特別立会人として神田愛知県知事が署名されました。

主催者として、各市長、町長があいさつをした後、神田愛知県知事を始め来賓の皆様からお祝いの言葉をいただき、滞りなく調印式を終えました。

今後の予定としては、各市町の議会での廃置分合の議決、愛知県知事への合併の申請を目指すことになります。

あいさつ・祝辞

○谷 一夫 一宮市長あいさつ



谷 一夫 一宮市長

本日は、合併調印式にご参集いただきまして誠にありがとうございます。神田愛知県知事を始め、国会、県議会、市議会、町議会の皆様方、そしてまた2市1町を代表されるお立場の皆様方にご臨席を賜って、協定書に署名をさせていただきます。私も合併協議会の会長という大変な重役を承りまして、今は、ほっとしたというのが正直な心境でございます。

委員の皆様には1年間真剣にご協議を賜りました。中にはかなり厳しい局面もありましたが、皆様方の良識のお陰で協議が調うところまでまいりました。本当にありがとうございます。もちろんこれで終わりではなく、始まりであり、これから新しいまちづくりに向けて、また皆様方のお考えをお聞きしながら、総力を結集していかなければなりません。その責任の重大さに身の引き締まる思いが致しております。私ども2市1町では、広域行政の取

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

組みの中で、ある程度お互いのことを知っているつもりでしたが、合併協議の中で、意外とお互いのことを知らないことに気付き、そこから合併協議がスタートしたわけでございます。膨大な作業に取り組んでいただきました協議会委員の皆様はもちろん2市1町の職員の皆さん方のご努力に心から感謝を表したいと思います。

○丹羽厚詞尾西市長あいさつ



丹羽 厚詞 尾西市長

調印式を迎えることができ、非常に感慨深いものがあります。

尾西市としましては、この市町の将来を決めるのは、市民一人一人がしっかりと考えた上で決定していただきたいという思いで、当初から住民投票で決定をしていくということにさせていただきました。結果、7割以上の賛成が得られ、こうして、調印式を行うことができるわけでございますが、これは決してゴールではなくスタートであります。

建設計画の基本方針として掲げております、「安心」、「元氣」、「協働」この3つを例に取ると、まず「安心」では、迫り来る少子高齢化の中で福祉サービス

の維持を図るためこの合併を機に行政改革を行い、断固とした形でこの自治体全体を効率化していくこと、「元氣」では、合併特例債等を利用してのまちづくりや皆様とともに作り上げていく新生一宮市全体の総合計画などを通じて尾張地区の代表として発展を目指していくこと、最後に「協働」では、今までどおりのしつかりとした地域活動市民活動にご協力をいただきながら、新たなNPOの結成など、皆様方も大きな心で一丸となつて、この地域の再生に取り組んでいただくことなど様々な思い、願いがまだまだたくさんあるわけでございます。

これからもどうかこの新生「一宮市」をよろしく願っています。

○山口昭雄木曽川町長あいさつ



山口 昭雄 木曽川町長

様々な思いを残しながらも、合併協議が調い、私も今しつかりと署名をさせていただきました。これもここにお集まりの大勢の皆様のご理解の賜物と心から感謝を申し上げます。

この調印式、木曽川町におきましては、大変ハードな局面を乗り越えてきただけに、私としては大変感慨深いも

のがございます。住民投票に参り出ました木曽川町民の合併への不安、これを今後いかに解消して行くかが、私の残された課題であると思っております。少しづつ責任を果たしていくつもりであります。一方、一番の特効薬は編入する側の一宮市の皆さんがこの合併に改めて大きな関心と意欲を示していただくことであると思っております。

その昔、星のかけらが地球に衝突をして、恐竜を滅ぼしたと言われております。私はこの合併はやはり、この尾張西部の地域に新たなエネルギーを生み出すものでなければ、本当に意味のあるものになっていかないのではないかと、今なお、心配しているところであります。ただし、3つのまちのエネルギーがこれからますます高揚して、必ずや新しい都市の建設に向つていくということも確信しております。

神田知事さんに見守られながら、この日の喜びが来年の4月1日までまっすぐに繋がっていきますように、心から祈念をしてお礼の言葉と致します。

○神田真秋愛知県知事祝辞



神田 真秋 愛知県知事

一宮市、尾西市及び木曽川町のすべ

での合併協議が調い、協定書の調印が行われましたことを、心からお祝い申し上げます。

様々な課題を克服され、本日の調印式を迎えられ、関係者の方々の地域の将来を見据えたご努力に、深く敬意を表します。

行財政基盤を強化し、新たな行政ニーズに対応するための有力な手段として、県内でも多くの地域で大詰め合併協議が進められていますが、これらの地域にとりまして、大きな励みになるものと考えております。

この地域は従来から日常生活面、産業経済面で強い結びつきを有し、境界を越えた活動が活発であり、かつて一宮市長を務めた者として、この2市1町の繋がりの深さを強く意識していたところであります。

さらに、近年では、東海北陸自動車道など国土幹線の要としての優位性、広域交通の拠点性が益々高まっております。また、木曽川に育まれた自然環境には、広域的なレクリエーション空間としても、大きな期待が寄せられております。

新「一宮市」がこれまでの各地域の個性を引き継ぎながら、尾張西部の中核都市として、さらなる発展を遂げられることを願っており、県としても、積極的な支援を行ってまいります。



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

協議会・小委員会
からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

第11回新市建設計画作成等
小委員会
6月29日(火)

【提案事項】

次のとおり提案されました。

合併の期日について

合併の期日を平成17年3月31日とするとの前回の案に対し、平成17年4月1日とすべきとの意見が出され、次回改めて平成17年4月1日で協議することが確認されました。

新市建設計画に係る事項について
小委員会案として了承されました。

第9回合併協議会

7月2日(金)

【小委員会の会議状況報告】

新市建設計画作成等小委員会関係

新市建設計画(案)を県協議に付することが了承されました。

【協議事項】

決算関係

次のとおり報告・承認されました。

平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事業報告について
協議会・小委員会の開催、新市名称の募集、合併シンボジウムの開催、住民説明会、住民意識調査、協議会だよりの発行、ホームページの開設・運営等の事業を実施しました。

平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会歳入歳出決算について

・歳入総額 42,437,205円

・歳出総額 33,182,733円

・歳入歳出差引額及び翌年度繰越額 9,254,472円

なお、合併協議会監査委員より適正に執行されていた旨の監査報告がありました。

総務文教小委員会関係

【協議事項】

次のとおり決定されました。

特別職の身分の取扱いについて

尾西市及び木曽川町の常勤の特別職(教育長を含む)は、失職する。
事務組織及び機構の取扱いについて

て

(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させる。

(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とする。

(1) 尾西庁舎には、建設部門及び水道部門(一部除く)を配置する。

(2) 木曽川庁舎には、教育部門を配置する。

(3) 一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

(4) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置する。

(5) 窓口業務について
できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行う。

(1)

一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとす。

(2)

尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時までに調整に努める。

(3)

第12回新市建設計画作成等小委員会
7月20日(火)【協議事項】
次のとおり決定されました。合併の期日について
合併の期日は、平成17年4月1日とする。

【その他】

新市建設計画に係る県協議が調った旨の報告がありました。

第10回合併協議会

7月27日(火)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

統括的事項

協定項目の変更について

当初予定していた25項目のうち、協議事項のなかった「24その他」を削除し、全24項目とする。

新市建設計画作成等小委員会関係

合併の期日について

第12回新市建設計画作成等小委員会での決定のとおりで決定されました。

新市建設計画に係る事項について
市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する市町村建設計画については、別添「新市建設計画」(省略)のとおりとす。

合併協定調印について

合併協定書が了承され調印式の概略が報告されました。



ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

合併後の私たちの暮らし
(その4)

前号でご紹介した以降、決定した住民の皆様に関係する事項などをお知らせします。

① 基本的な事項

合併の期日

平成17年4月1日とします。

② その他

特別職の身分

尾西市及び木曽川町の市長、町長、助役、収入役、教育長は、失職します。

事務組織及び機構の取扱い

次のとおりの配置とします。

尾西庁舎	建設・水道（一部を除く）部門
木曽川庁舎	教育部門
一宮庁舎	右以外の企画・管理部門等

窓口業務

一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとします。

尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則一宮庁舎と同等となるよう、合併時までに調整に努めます。

協定項目進捗状況一覧

平成16年7月27日現在

協定項目番号	協 定 項 目 名	進捗状況
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	地域審議会の取扱い	
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
9	地方税の取扱い	
10	一般職の職員の身分の取扱い	
11	特別職の身分の取扱い	
12	条例、規則等の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	
17	補助金、交付金等の取扱い	
18	町名・字名の取扱い	
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険事業の取扱い	
21	介護保険事業の取扱い	
22	消防団の取扱い	
23	各種事務事業の取扱い	
- 01	女性政策事業	
- 02	姉妹都市、国際交流事業	
- 03	電算システム事業	
- 04	広報広聴関係事業	
- 05	納税関係事業	
- 06	消防防災関係事業	
- 07	交通関係事業	
- 08	窓口業務	
- 09	保健衛生事業	
- 10	障害者福祉事業	
- 11	高齢者福祉事業	
- 12	児童福祉事業	
- 13	保育事業	
- 14	生活保護事業	
- 15	その他の福祉事業	
- 16	健康づくり事業	
- 17	病院事業	
- 18	環境対策事業	
- 19	農林水産関係事業	
- 20	商工・観光関係事業	
- 21	勤労者・消費者関連事業	
- 22	建設関係事業	
- 23	上・下水道事業	
- 24	市(町)立学校の通学区域	
- 25	学校教育事業	
- 26	文化振興事業	
- 27	コミュニティ施策	
- 28	社会教育事業	
- 29	その他事業	
24	新市建設計画に係る事項	

基本方針が確認された項目 協議中の項目
一部確認された項目 今後協議する事項▲

INFORMATION

* お知らせ *

今後の会議の予定

今後の会議の予定については、決定次第お知らせします。

ご意見・ご質問を
お待ちしております。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220



★ 臨時号 ★

一宮市・尾西市・木曽川町

■ 2004.10.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586-73-1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

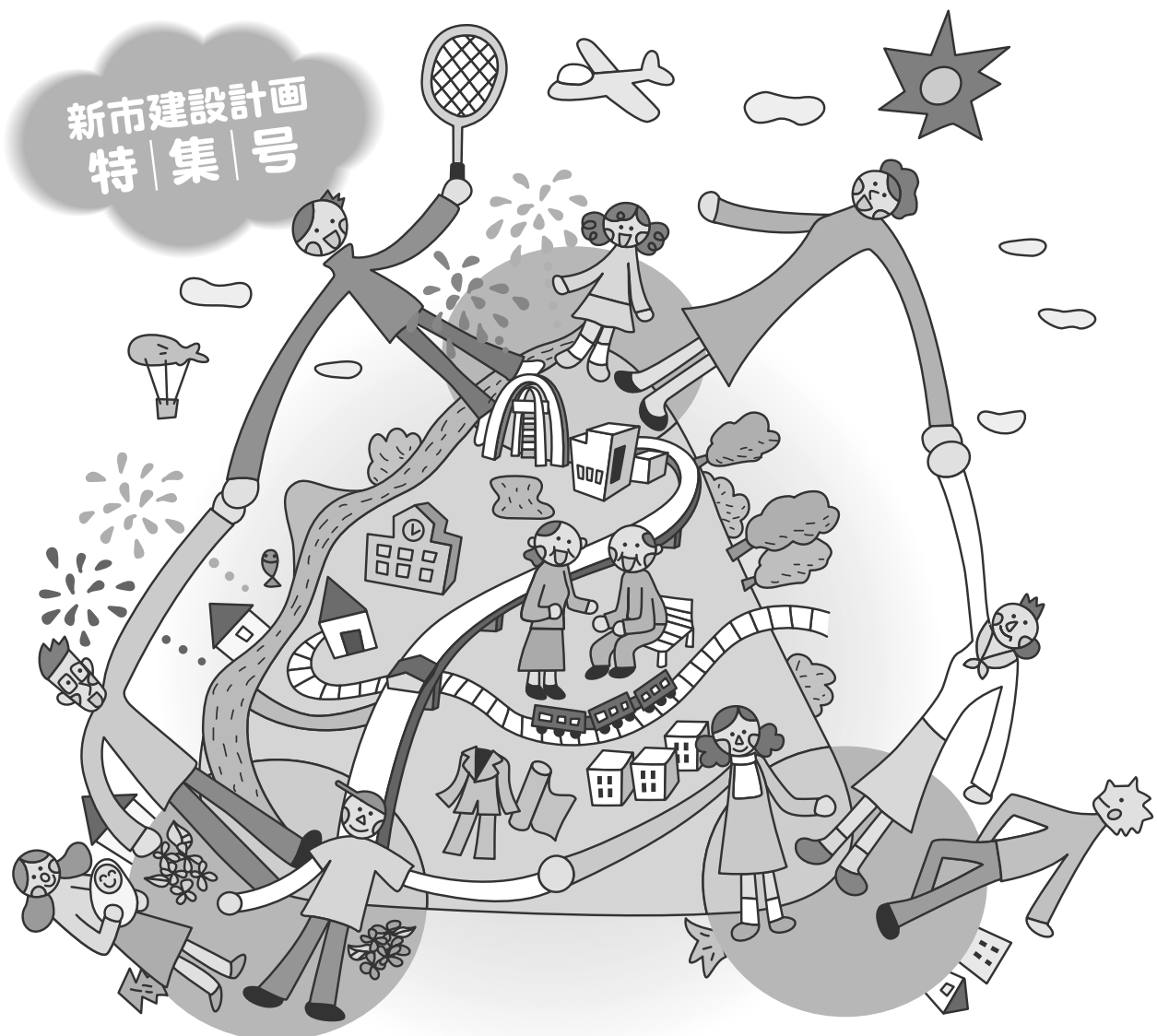
URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

- 2 ページ：新市の概況
- 3 ページ：新市建設の基本方針（新市の将来像・新市の基本理念・新市の基本方針）
- 4 ページ：先導的プロジェクト
- 6 ページ：新市の施策
- 16 ページ：財政計画



新市建設計画とは？

新市建設計画は「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」第5条に基づき、合併協議会が作成するものです。市町村の合併にあたっての合併市町村の将来のまちづくりのビジョンであり、この計画を基礎に様々な財政措置が講じられることになります。

新市の概況

はじめに

少子・高齢化、生活圏の広域化、地方分権の進展、財政状況の悪化など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、一宮市、尾西市及び木曽川町の2市1町でも、少子・高齢化はもちろん、繊維産業を中心とした産業経済活動の低迷とこれに伴う市町の財政力の低下など、地域活力の向上が重要な課題となっています。

一方、当地域は、生活、産業経済など様々な面で強い結びつきを持っており、住民相互の交流も活発です。また、様々な行政のサービスについて共同処理するなど、行政レベルでの結びつきも強い地域です。

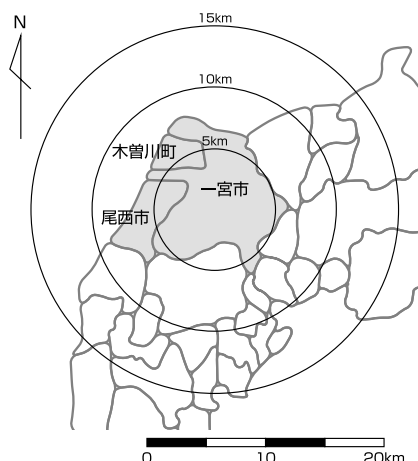
こうした状況を背景に、2市1町の合併により、足腰の強い行財政基盤を確立するとともに、新しいまちづくりを通して地域活力の向上を目指すことが求められています。

■ 位置・地勢・面積

新市は、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市と岐阜市の間に位置し、地勢的にはきわめて平坦な地形です。

北東から南西にかけては、延長約18kmにわたって木曽川に接しています。

東西方向の延長は約15.3km、南北方向の延長は約13.3km、面積は113.91km²です。



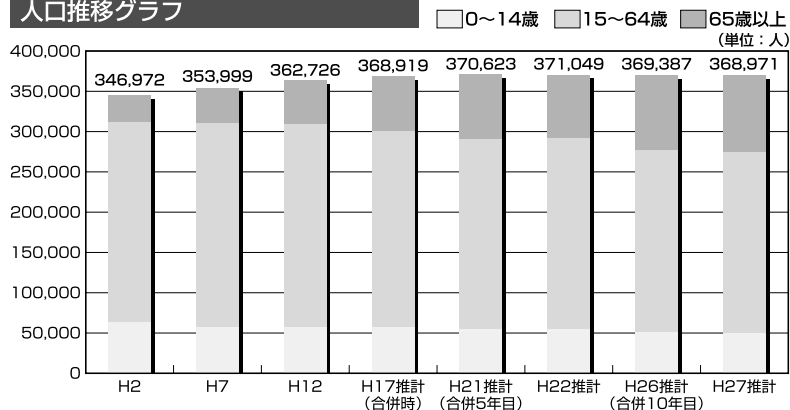
■ 人口の見通し

新市の人口は、合併時の平成17年は368,919人で、計画期間の5年目の平成21年は370,623人、10年目の平成26年では369,387人と見込まれます。

そのうち、15歳未満の人口は、平成17年の56,466人（15.3%）から平成21年では54,776人（14.8%）、平成26年では50,524人（13.7%）となり、少子化するものと見込まれます。

一方、65歳以上の高齢者は、平成17年の67,056人（18.2%）から平成21年では78,086人（21.1%）、平成26年では91,085人（24.7%）と、約1.4倍に増加すると見込まれます。

人口推移グラフ



※平成2～12年は実績値、平成17・22・27年は
コーホート要因法による推計値
※平成21・26年は、コーホート要因法による推計結
果をもとにトレンドにより推計

資料：総務省「国勢調査」等

新市建設の基本方針

新市の将来像

木曽の清流に映え、 心ふれあう躍動都市 一宮

木曽川が育んだ豊かな自然や、これまで蓄積された歴史・文化を礎に、「安心」、「元気」、「協働」の基本理念のもと、次世代を担う人材づくりとしての教育の充実や、地域活動向上のための産業振興など、躍動感あふれるまちづくりを目指します。

新市の基本理念

安心

暮らし、産業活動など幅広い分野にわたり、安心して諸活動が展開できるまちづくりを目指します。

元気

住民、企業等この地域に関わりを持つ全ての主体が元気に活動できるまちづくりを目指します。

協働

市民・行政が良好で緊密な連携のもと、互いに協力し合いながら、協働による、きめ細やかなまちづくりを目指します。

1 健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

人々が健康増進を図り、生涯を通じて、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

2 自然と共生する快適なまちづくり

新市の北西を流れる木曽川がもたらす豊かな恵みを大切にしながら、快適でうるおいに満ちた安全なまちづくりを進めます。

3 たくましい産業が躍動するまちづくり

繊維産業をはじめとした既存産業の高度化を行うとともに、新規産業の創出やブランド力の強化を図るなど、活力に満ちたまちづくりを進めます。

4 個性を育む教育・文化のまちづくり

未来を担う個性豊かな子どもたちを育てることができるまちづくり、そして市民一人ひとりが自由に学び、楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツなど自己実現の機会豊かなまちづくりを進めます。

新市の基本方針

～新市将来像の7つの礎～

5 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり

尾張地域の中核都市にふさわしい、広く人・モノ・情報が集まり、交流するまちづくりを進めます。

6 市民と行政の協働が織りなすまちづくり

市民と行政とのパートナーシップや、NPOなどの住民組織の活躍による市民参加など、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを進めます。

7 分権時代に生きる自立したまちづくり

合併を機に強力に行財政改革を推進しつつ、地方分権の時代に対応した行財政基盤の確保、足腰の強化を図り、健全で自立したまちづくりを進めます。

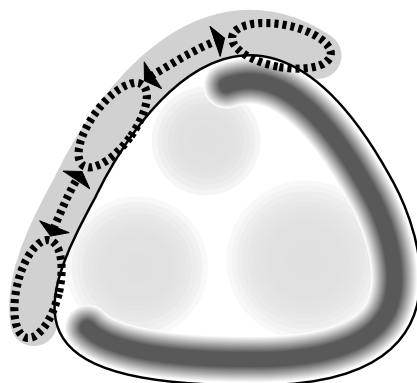
先導的プロジェクト

3つの基本理念及び新市の将来像のもとで、7つの基本方針に従って各種の施策に取り組んでいきますが、その中でも、新市の一体性の確立や、合併を契機に住民福祉の向上に資する事業について、合併後のまちづくりを先導的に進めるといった切り口から、次のプロジェクトに重点的に取り組んでいきます。

1. 水と緑のネットワーク構想

木曽の清流に育まれた豊かな自然環境を最大限に生かし、どこに住んでいても、水環境や緑などの自然や自然を生かしたレクリエーション空間などが身近に感じられる、うるおいある環境整備や、環境にやさしい都市システムづくりに重点的に取り組みます。

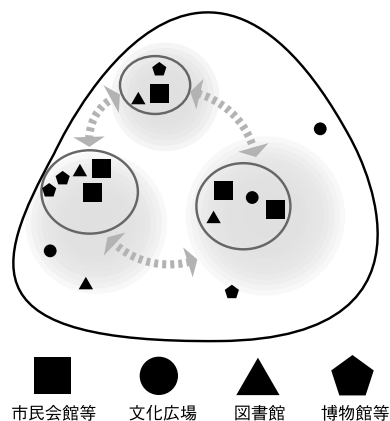
- ◆ 木曽川河川敷公園整備（及び遊歩道整備）
- ◆ 公園・緑地・緑道整備
- ◆ 総合体育館建設
- ◆ 余熱利用施設建設
- ◆ 環境対策事業（環境基本計画の推進、下水道整備、廃棄物対策）



2. 個性が輝く生きがいのまち構想

個々人の価値観が多様化していく中で、地域の伝統や文化を生かしながら、様々な生きがい活動、自己実現活動が展開できる地域づくりに重点的に取り組みます。

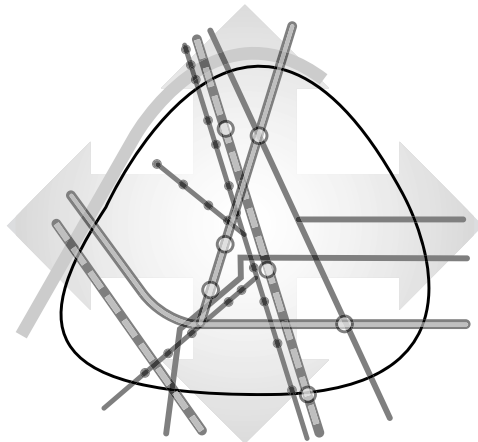
- ◆ 福祉・医療施策の充実
- ◆ 文化会館建設
- ◆ 市民文化会館自主事業の充実
- ◆ 親水的スポーツ・レクリエーション施設建設
- ◆ 市立公民館の充実
- ◆ 生涯学習機会の充実



3. いきいき交流都市構想

合併を機に、新市内の結びつきを一層強めるとともに、広域交通の利便性を生かし、広域的な拠点性を高め、地域内外の交流をより促進するため、東西軸・南北軸の幹線道路網整備と広域拠点性の向上に重点的に取り組みます。

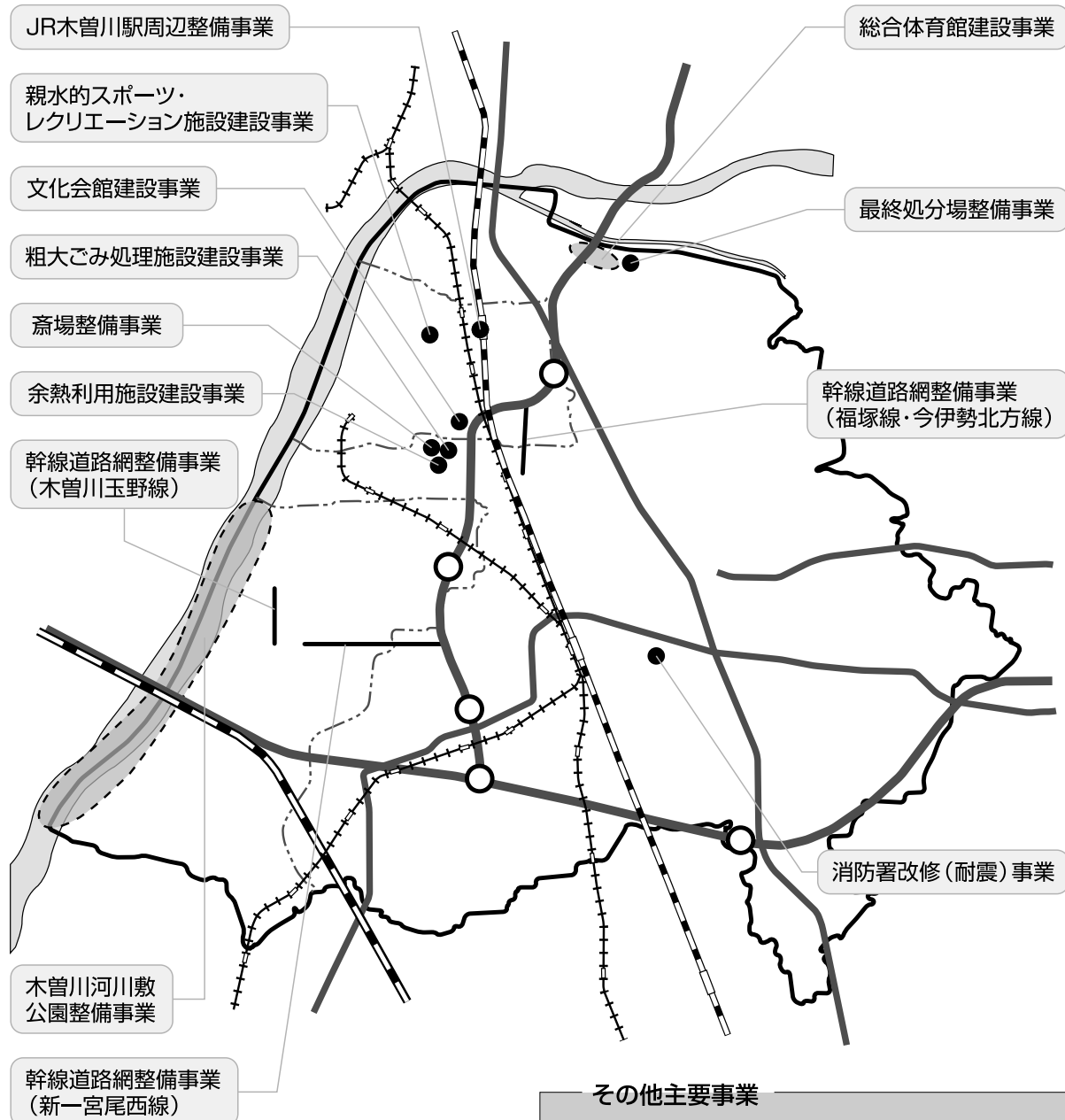
- ◆ 一宮駅周辺開発（尾張一宮駅ビルのリニューアル検討含む）
- ◆ インターチェンジ周辺開発
- ◆ JR木曽川駅周辺整備
- ◆ 幹線道路網整備



ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

主要事業位置図



先導的プロジェクト

資料五

新市の施策

1. 健やかでいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療と福祉の充実）

子どもから高齢者まで様々な世代が、安心して暮らすことができ、また、世代を超えた心の交流やいきいきとした活動が活発に展開されるまちづくりを進めます。

1 健康づくりの推進

すべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう、「健康日本21地方計画」の策定を進めるとともに、この計画のもとで、市民の健康意識の向上を図り、市民主体の健康づくりを推進します。

2 母子保健の充実

妊娠、出産から子どもの乳幼児期における母親の育児不安解消や育児に対する意欲の高揚を図るため、具体的かつ専門的な対応や、乳幼児健康診査の精度の向上など、地域に根ざした母子保健の充実に努めます。

3 医療体制の充実

市民一人ひとりに良質かつ適切な保健医療サービスを提供し、健康な生活を送ることができるよう、医療施設・設備の整備・充実に図ります。

民間診療所等におけるホームドクター（※¹）利用を促し、市民病院をはじめとする高度医療との病診連携や機能分担を図ります。

4 保健予防の充実

予防接種に関する情報を提供し、市民の知識の習得と接種の重要性の理解を図りつつ、感染症の増加防止に努めます。

健康的な生活習慣を確立できるよう健康増進、発病予防の強化に努めます。

5 地域福祉の向上

市民の誰もが安心して暮らすことのできるよう、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、民間福祉活動を充実・強化し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

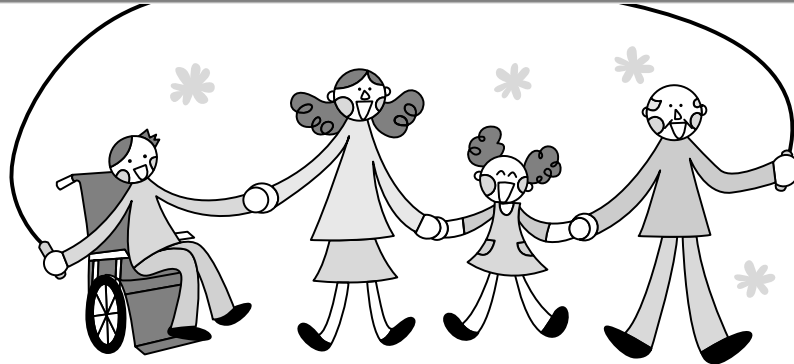
福祉教育の推進や啓発活動を通して地域福祉意識の高揚に努めます。

中核市移行に伴い実施されることになる保健所事業を中心に、保健・医療・福祉の総合的かつ高度なサービスを展開します。

6 高齢者福祉の向上

介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険サービスの充実に努めるとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉サービスの充実に努めます。

高齢者が生きがいを持って健康で暮らせるよう、老人クラブ等の各種活動や、シルバー人材センターの支援など、生きがいと健康づくりを推進します。



7 障害者(児)福祉の向上

障害者基本計画を策定し、ノーマライゼーション^(※2)の理念のもと、在宅福祉の充実を図りつつ、就労の促進を図る社会環境の整備に努めます。

障害者の自立更生を推進するため、障害者福祉施設などの整備・充実を図ります。

8 母(父)子福祉の向上

母子家庭等の生活の安定と自立支援のため、民生・児童委員、母子自立支援員などとの連携を密にし、相談・助言・指導などの支援体制の充実を図ります。

9 子どもの健全育成

家庭を中心に、地域、行政が一体となり、子どもの健全な育成と自立、心豊かな情操の高揚に努めます。

特に、子育て家庭への支援を積極的に進めるため、教育、保健医療、子育て支援関係機関等の連携を一層強めていきます。

保育体制の充実など、子どもを安心して産み育てることができる総合的な環境づくりを進めます。

10 保育体制の充実

多様な保育需要に対応するため、住民ニーズを的確に把握し、保育サービスの向上に努めます。

主 な 事 業

- 健康日本21 地方計画策定事業
- 生きがいと健康づくり推進事業
- 市民病院整備事業
- 予防接種管理支援及び乳幼児健康管理システム事業
- 乳幼児医療給付事業
- 保健所運営事業
- 介護サービス充実事業
- 高齢者生きがい施設整備事業
- 障害者基本計画の策定
- 健康診査事業
- 放課後児童健全育成事業

※1 【ホームドクター】……掛かり付け医

※2 【ノーマライゼーション】……障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

2. 自然と共生する快適なまちづくり（生活環境の整備）

木曽川の恵みに育まれた、水と緑を生かしながら、快適でうるおいに満ち、安心して住めるまちづくりを進めます。

1 災害に強いまちづくり

地震・水害など大規模な自然災害から市民の生命・財産を守るため、河川改修、流域貯留、橋梁の耐震化など都市基盤の災害対策を進めるとともに、民間・公共の建築物等の耐震性強化を促進するなど、災害に強い都市づくりを進めます。

2 消防・防災体制の充実

災害の複雑多様化、大規模・広域化に対応するため、防災拠点としての消防署（所）の耐震改修や消防情報処理体制の整備を行うとともに機動的な消防組織体制・救急活動体制の確立に努めます。

火災予防行政・防災行政を推進するとともに、地域の消防団活動の充実を図ります。

3 交通安全の確保

国・県と歩調をあわせ、地域交通安全会や警察署、各種団体の協力のもと、交通安全意識の高揚に努めます。

歩道、道路照明灯、ガードレールの設置による交通安全施設の充実に努めます。

4 地球環境保全

市の環境をよりよく保ち、次の世代へ引き継いでいくために、環境基本計画を基本に、持続的発展が可能な社会の形成を目指します。

行政としても、公用車の低公害化や公共交通機関の利用、新エネルギーの普及促進など、環境負荷の低減に努めます。

5 防犯体制の充実

防犯協会や警察署、各種団体と協力し、防犯意識の高揚に努めます。

近年、社会問題となっている身近な犯罪等を未然に防止するため、近隣住民が互いに協力しあう共同防犯組織等の強化と体制の充実を図ります。

6 河川及び周辺環境の整備

治水安全性の向上を図るために、新しい総合治水計画のもとで、雨水貯留施設、ポンプ場等の整備、河川の改修整備等を推進します。

河川、水路等の水辺環境を生かし、うるおいのある環境の創出を図ります。

7 快適な住環境整備

安全で安心できる住宅の供給と良質で多様な住宅ニーズへの対応が求められる中、市営住宅建替えの推進とうるおいのある住環境の整備に努めます。

8 公園・緑地・緑道の整備

公園・緑地・緑道の整備等を通じ、水と緑のネットワークの形成を進め、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

とりわけ、国営木曽三川公園の整備促進に努めるとともに、活発な人の交流が生み出される総合的な拠点づくりと遊歩道などのネットワークづくりを進めます。

9 ごみゼロ社会の構築

ごみゼロ社会を目指し、生産者、消費者とともにごみの減量・分別・リサイクルを推進します。

ごみを適正に処理・処分できるよう、ごみ処理基本計画及び一般廃棄物処理計画を見直す中で、最終処分場整備や粗大ごみ処理施設建設等ごみ処理施設等を整備します。

10 し尿等処理体制の充実

合併処理浄化槽設置に係る補助事業を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発を図ります。

必要に応じて、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の拡充整備と円滑かつ効率的な運営を進めます。

11 上水道の整備

老朽配水管の布設替えなどの改良事業を積極的に行い、給水の安定と漏水の防止を図ります。

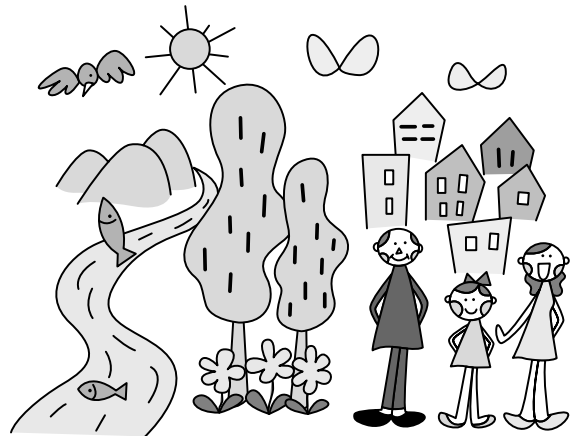
耐震化対策、水質管理強化、節水への啓発などについても引き続き推進します。

12 下水道の整備

公共下水道整備計画に基づき、単独公共下水道事業、流域関連公共下水道事業を積極的に推進し、下水道普及率の向上を図り、都市の健全な発達及び生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。

13 不快害虫の発生防止

国、県と連携し、木曽川沿岸に発生するキソガワフユスリカの発生防止対策を検討・推進し、良好な生活環境の保全に努めます。



主な事業

- 防災関係機関連携（防災無線）強化事業
- 消防署改修（耐震）事業
- 環境基本計画の推進
- 市営住宅建設事業
- 総合治水計画策定事業
- 雨水貯留施設等整備事業
- 河川等水位監視システム整備事業

- 木曽川河川敷公園整備事業
- 緑道整備事業
- 公園・緑地整備事業
- 余熱利用施設建設事業
- 最終処分場整備事業
- 粗大ごみ処理施設建設事業
- 斎場整備事業

3. たくましい産業が躍動するまちづくり（産業の振興）

この地で蓄積された技術力等を最大限に生かしつつ、既存産業の高度化を行うとともに、新規産業の創出やブランド力の強化を図るなど、工業・商業・農水産業等あらゆる産業分野の活性化に努め、産業活力のあふれるまちづくりを進めます。

1 工業の振興

既存産業の高度化や地場産業である繊維産業の振興を図るとともに、新産業の創出を積極的に進めます。

経営の近代化・情報化の推進、各種融資・助成制度の充実を図るとともに、中小企業に対する人材育成や新商品・新技術の開発、新規開業に対する支援を行います。

特に、繊維産業については、売れるものづくり、マーケター^(※3)の育成、ビジネスチャンスの創出などの事業を展開し、競争力の強化を図ります。

高速道路インターチェンジ周辺などの適地において、企業誘致を積極的に進めます。

2 商業の振興

商工会議所、商工会や関係機関と連携し、経営の近代化や後継者育成のための各種支援・人材育成事業等を推進します。

商店街振興に向け各種支援策を進め、商店街のイメージアップを図り、集客力の高い、魅力ある商店街の形成を進めます。

3 農水産業の振興

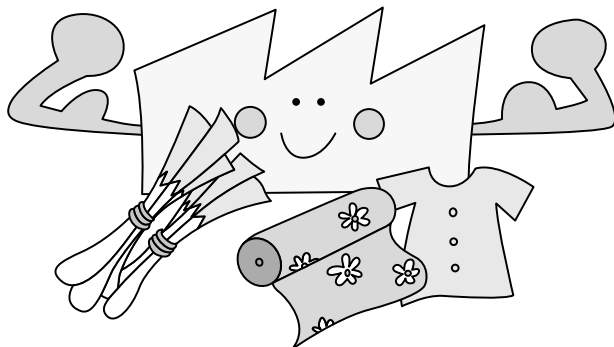
農業生産に必要な農用地の確保に努めるとともに、経営感覚に優れた担い手の育成、農業生産組織の再編化、農用地の利用集積による規模拡大と効率化などによって、農業経営基盤の強化を図ります。

環境循環型農業の推進、地場農産物の振興とブランド化や食品加工業者との連携により、産業としての農業の活性化を図り、道水路や景観整備をはじめとする農業農村整備を図ります。

安全で安心な農産物の安定供給と消費拡大を図るため、地域で生産された農産物を地域で消費する、いわゆる「地産地消」に取り組みます。

4 雇用の促進

積極的に企業誘致を進めるとともに、関係機関と連携し、若年労働者、高齢者、障害者などの雇用の促進に努めます。



5 観光・交流の振興

一宮七夕まつり、びさいまつり、一豊まつりなど地域の伝統・文化に根ざした祭りや文化財などの地域資源、木曽川をはじめとした自然資源などを十分に活用し、観光協会等と連携しながら、さらなる観光の振興、交流の促進を図ります。

国営木曽三川公園の拠点地区との連携のもとで、自然に親しめる拠点の整備や拠点間のネットワーク整備により、地域内外の交流の促進を図るとともに、新たなイベント・まつりの創設などにも努めます。

この地域の特色である繊維産業などの産業資源を生かし、産業観光^{※4}の振興にも努めます。

6 消費生活の向上

消費生活モニターなどの活用により、消費生活の情報収集・提供の充実や消費者保護対策の推進に努めます。

健全で活力のある消費者団体の育成や団体相互の連携を図ります。



主な事業

- 地場産業のブランド力強化
- 既存産業の高度化推進支援事業
- 企業の立地の促進に関する奨励事業・新規産業の創出
- 工業基盤整備事業
- 商店街振興事業
- 農業経営基盤の強化
- 環境循環型農業の推進
- まつり等地域イベント

※3 【マーケット】……企画から生産、販売、販促まで方向づけを行うマーケティングの専門家。

※4 【産業観光】……歴史的文化的価値のある産業文化財、産業遺産である機械、工場跡や現在も生産している生産工場、そこで生産される生産品を観光資源として人々に見てもらうとともに、それを通じて交流を図る観光活動。

4. 個性を育む教育・文化のまちづくり（教育・文化の振興）

未来を担う個性豊かな子どもたちを育てることができるまちづくり、そして市民一人ひとりが自由に学び、楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツなど自己実現の機会豊かなまちづくりを進めます。

1 学校教育の充実

少人数学級・少人数指導、英語教育の充実など、きめ細かな教育の一層の充実を進めるとともに教育水準の向上を図るための教育研究、研修、教育相談等の機能の充実を図ります。

老朽化著しい校舎等の耐震化、施設改修を進めるなど、総合的な教育環境の整備充実を図ります。

学校の施設を地域社会に開放するなど、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域の教育力の向上に努めます。

2 生涯学習の推進

誰もが学習意欲を高め、学ぶ楽しさ、生きる喜びを感じられるよう、各種講座や公民館活動の充実に努めるなど、生涯学習機会の充実、さらには生涯学習指導者・ボランティアの育成を図るとともに、生涯学習のセンター的機能の充実も検討していきます。

3 文化の振興

既存の文化的施設に加え、新たに特色ある文化会館を建設し、市民の芸術・文化活動の環境整備を総合的に進めるとともに、各種文化団体との連携のもとで、指導者の育成、文化情報の提供等、芸術文化活動に対する各種支援を行います。

貴重な文化財資源や地域に伝わる伝統行事などの保存・継承に努めます。

4 スポーツ活動の振興

市民の誰もが生涯にわたって、気軽にスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図るとともに、各種体育関係団体との連携のもとで、競技スポーツの振興を図ります。

市民のスポーツ活動のシンボリックな拠点として、総合体育館等の各種スポーツ施設の整備充実を図ります。

主な事業

- 少人数学級・少人数指導の推進
- 学校施設改修（耐震）事業
- 文化会館建設事業
- 市立公民館施設整備事業
- 親水的スポーツ・レクリエーション施設建設事業
- 生涯学習機会の充実
- 市民文化会館自主事業の充実
- 総合体育館建設事業



5. 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり（都市基盤の整備）

高速道路、鉄道など、広域的交通の利便性や特色ある地域資源を生かしながら、尾張地域の中核都市にふさわしい、人・モノ・情報が集まり、交流するまちづくりを進めます。

1 総合的な土地利用の推進

新市建設計画、さらには新市で策定する総合計画を踏まえながら、新たな都市計画マスタープランを策定し、適正かつ総合的な土地利用を図ります。

2 交通基盤の整備

新市の一体性をより強めるために、東西軸、南北軸の強化を図るとともに、広域的な幹線道路を中心に市道の整備を進めます。

他地域との広域的な交流基盤となる北尾張中央道、西尾張中央道などの国・県道についても、関係機関と連携しながら円滑な事業促進に努めます。

J R木曽川駅周辺の整備や循環（巡回）バス運行事業等を進め、人や環境に優しい公共交通の充実を図ります。

3 市街地の整備

中心市街地の活性化、土地利用の高度化を図るため、都市再開発事業や中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業などにより、中心市街地の再構築を促進します。

とりわけ、一宮駅周辺地域及び駅ビルについては、新市の“顔”であり、再整備について検討していきます。

市街化区域の面的未整備地区やインターチェンジ周辺、鉄道駅周辺においては、住民の理解を得ながら、複合的な基盤整備を促進し、健全な市街地の形成を図ります。

主な事業

- 幹線道路網整備事業
- J R木曽川駅周辺整備事業
- バス運行事業
- 一宮駅周辺開発事業
- 中心市街地整備事業
- インターチェンジ周辺開発



6. 市民と行政の協働が織りなすまちづくり（住民参加・コミュニティの推進）

行政運営や政策形成過程において、市民の積極的な参加を促し、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを進めます。

1 住民参画の促進と新たな住民参加・協働の仕組みづくり

市政運営の透明性を保ち、行政情報の公開や計画策定過程への住民参画など、開かれた行政を推進します。

市民が行政に参画できる機会を確保し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するとともに、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりを進めます。

その第一歩として、施策分野ごとに計画段階から市民参加を募るなど、市民と行政の協働によるまちづくりの気運の醸成に努めながら、条例化も視野に入れて取り組んでいきます。

2 NPO団体等との協働

ボランティア・NPO（非営利組織）団体等への情報提供機能の充実を図り、相互連携に対する支援、活動拠点の整備や人材育成支援など、地域や自己を豊かにする市民主体のまちづくりを推進します。

3 国際交流の推進

国際交流協会を中心として、国際交流員の招致、中学生の海外派遣の実施など様々な国際交流活動の促進を図ります。

外国人に対するサービスの向上に努めるとともに、外国人が住みやすく訪れやすい環境の整備に努めます。

4 男女共同参画の推進

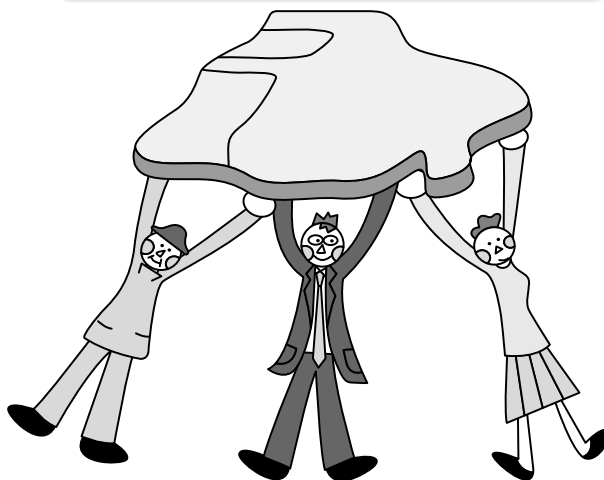
男女共同参画計画の推進を図り、女性も男性も対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に努めます。

主な事業

- 新たな住民参加・協働の仕組みの検討
- NPO等活動支援事業
- アダプトプログラム^{※5}推進事業
- 国際交流協会補助事業
- 男女共同参画推進事業

※5 【アダプトプログラム】……

道路や公園などの清掃活動等を地元住民に任せる制度。



7. 分権時代に生きる自立したまちづくり（行財政基盤の強化）

これまで以上に行財政改革を推進しつつ、地方分権時代に対応した行財政基盤の確保、足腰の強化を図り、健全で自立したまちづくりを進めます。

1 中核市への移行

一層の行財政基盤の強化を進めながら、速やかに中核市への移行を目指すとともに、中核市移行後は、保健所の設置や保健・医療・福祉サービスの総合的な実施、きめ細く、高度なサービスの提供に努めます。

2 行政運営の効率化

住民サービスの向上のため、情報通信技術（IT）を活用して、ワンストップサービス^{※6}・ノンストップサービス^{※7}の実現を目指します。

行政改革を一層推進し、組織・機構の見直しを行い、さらなる行政サービスの質の向上に努めます。

3 財政運営の効率化

合併による各種財政支援を含め、財源の安定確保を図るとともに、定員適正化計画に基づく職員定数の積極的な削減や既存事業の見直し、コスト意識に立った業務執行に努め、健全な財政運営を図ります。

合併後の新市の一体的なまちづくりや、地域の特色を生かしたまちづくりの財源として活用するため、地域振興基金（仮称）を設置します。



主な事業

- 中核市の指定
- 電子自治体の推進
- 行政評価事業
- PFI^{※8}手法導入
- 地域振興基金（仮称）設置
- 新庁舎整備の検討

※6 【ワンストップサービス】……

情報通信技術を活用することで、各種の行政手続きや行政サービスを1カ所あるいは1回で受けられるサービス。

※7 【ノンストップサービス】……

情報通信技術を活用することで、各種の行政手続きや行政サービスを24時間受けられるサービス。

※8 【PFI】……

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

財政計画

財政計画は、歳入歳出それぞれの過去の実績、平成16年度予算及び合併効果を勘案し、普通会計ベースで推計しています。

今後、国の三位一体の改革により、国庫補助負担金の縮減、地方交付税の縮小、税源移譲などの制度改革が生じるものと予想されますが、本推計にあたっては、現行の行財政制度を基本としています。

歳入

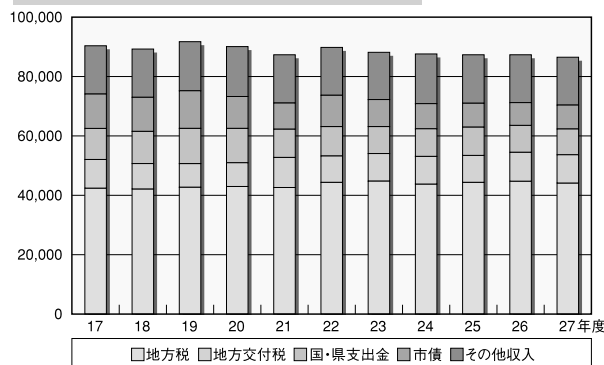
(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地 方 税	42,586	42,131	42,589	43,071	42,356	44,437	44,789	43,974	44,379	44,781	43,976
地 方 交 付 税	9,448	8,742	8,451	8,074	10,376	8,903	9,095	9,267	9,348	9,496	9,580
国・県支出金	10,392	10,857	11,417	11,309	9,452	9,722	9,379	9,242	9,242	9,242	9,062
市 債	11,783	11,306	12,872	11,298	8,922	10,917	9,151	8,937	8,288	8,145	7,763
そ の 他 収 入	16,214	16,222	16,558	16,783	16,239	16,239	16,239	16,239	16,239	16,239	16,239
歳 入 計	90,423	89,258	91,887	90,535	87,345	90,218	88,653	87,659	87,496	87,903	86,620

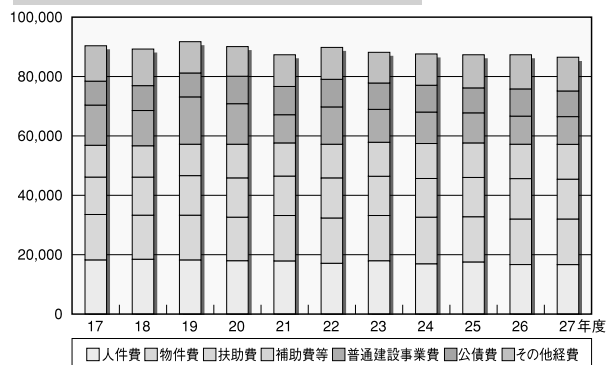
歳出

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人 件 費	18,410	18,545	18,472	17,929	18,008	17,329	18,028	17,358	17,425	16,771	16,851
物 件 費	15,037	14,779	14,923	14,972	15,207	15,132	15,204	15,278	15,351	15,425	15,318
扶 助 費	12,722	12,814	12,992	13,087	13,184	13,326	13,332	13,341	13,354	13,371	13,423
補 助 費 等	10,751	10,865	10,986	11,104	11,235	11,312	11,395	11,474	11,552	11,624	11,624
普通建設事業費	13,124	11,647	15,349	13,899	9,615	12,891	10,946	10,470	9,852	9,702	9,102
公 債 費	8,475	8,473	8,749	8,988	9,373	9,499	9,013	8,997	8,702	9,067	8,689
そ の 他 経 費	11,904	12,135	10,416	10,556	10,723	10,729	10,735	10,741	11,260	11,943	11,613
歳 出 計	90,423	89,258	91,887	90,535	87,345	90,218	88,653	87,659	87,496	87,903	86,620

歳入推移



歳出推移



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号(一宮市役所西分庁舎2階)
 TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
 ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
 Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
 尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815 (直通)
 木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

新市建設計画は 閲覧できます。

.....
 新市建設計画は、協議
 会事務局または各市町の
 資料コーナー等で閲覧が
 できますので、ご利用下
 さい。



第8号

一宮市・尾西市・木曽川町

2004.11.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2 - 5 - 6（一宮市役所西分庁舎2階）

新市のくらし

contents

目次

町名・字名
組織・窓口受付
地方税

p.2

上・下水道料金
保育
主な使用料・手数料

p.3

公営住宅
国民健康保険
介護保険
児童福祉

p.4

乳幼児医療
高齢者福祉
障害者福祉

p.5

保健衛生
病院
交通・防犯

p.6

広報及び
コミュニティ
環境対策

p.6

消防
教育

p.7 8

市(町)立学校の
通学区域
中小企業融資制度

p.8

観光イベント
慣行
議会の議員の定数
及び任期

p.9

一般職及び
特別職
公共的団体

p.9

各項目の
問合せ先

p.9 11

愛知県知事へ合併の
申請を行いました
ご意見・ご質問をお待ち
しています

p.12

平成16年3月発行の第4号から9月発行の第7号までで「合併後の私たちの暮らし(1)~(4)」として掲載した事項を中心にまとめたものです。



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

町名・字名

- 「大字」を削除した名称に変更します。
ただし、木曽川町においては、葉栗郡木曽川町を一宮市木曽川町に置き換えます。

※一宮市については、番地表示で「の」は削除します。

「〇〇番地の△△」
→「〇〇番地△△」



例)

合 併 前	合 併 後
一宮市大字大毛	一宮市大毛
一宮市大字浅野	一宮市浅野
尾西市起	一宮市起
尾西市開明	一宮市開明
葉栗郡木曽川町大字門間	一宮市木曽川町門間
葉栗郡木曽川町大字黒田	一宮市木曽川町黒田

組織・窓口受付

○組織

一宮市の組織を基本に合併時までに統合し、各庁舎は、本庁・分庁舎として活用していきます。

○窓口の時間延長

住民票の写し・印鑑証明書・戸籍謄抄本・各種税証明等の発行窓口の時間を延長します。

	一 宮 庁 舎	尾西・木曽川庁舎
毎週木曜日	午後8時まで	午後7時まで
第4日曜日	午前9時～正午	—

- 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとします。



○各庁舎での取扱い業務

尾西庁舎・木曽川庁舎に窓口部門を設置し、市民生活に関連の深い業務については、引き続き取り扱っていきます。

とりわけ福祉業務については、できる限りサービス低下を招かないよう合併時までに調整します。

例) 住民票、印鑑証明証、国民健康保険証の発行 ほか

※業務内容によっては、一宮庁舎のみでの取扱いとなるものもあります。

例) 外国人登録事務

※各庁舎での取扱い業務、組織配置などについては、決まり次第お知らせしていきます。

地方税

○市町民税

合併後も標準税率を適用します。
(2市1町同率)

○法人税割

標準税率(12.3%)とし
尾西市の超過税率は合併時に廃止します。

○事業所税

事業所床面積1,000㎡超え、または従業員数100人超えの事業所が課税されます。
※合併後5年間は事業所税は課税されません。



○固定資産税・都市計画税

合併後も同じ税率を適用します。
(2市1町同率)

固定資産税 1.4%
都市計画税 0.3%

○市街化区域内農地の課税

木曽川町では、平成22年度まで農地に準じた課税となります。

※生産緑地指定を受ければ、一般農地として課税されます。

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

上・下水道料金

○水道料金

当面は旧市町の区域毎の料金体系のままとし、合併後2年以内に統一します。なお、その際に、メーター使用料を廃止します。

◎一般家庭の例 口径13mmで試算

	一宮市	尾西市	木曽川町
20m ³ /月	1,833円	2,058円	1,840円
25m ³ /月	2,431円	2,688円	2,410円

○水道加入金

一宮市の基準に合わせ、権利の取扱いは、合併後1年以内に調整します。

例) 口径区分13mm 78,750円

【加入金(権利)の取扱い】

一宮市	尾西市	木曽川町
権利は土地に付帯	権利は加入金納入者に付帯	

○下水道使用料

当面は旧市町の区域毎の使用料体系のままとし、合併後2年以内に統一します。

◎一般家庭の例

	一宮市	尾西市	木曽川町
20m ³ /月	1,686円	2,310円	2,300円
25m ³ /月	2,216円	3,045円	2,980円

○給水申込みに伴う配水管布設工事負担金

840,000円を超えた額を徴収します。



○下水道受益者負担金

単位負担金額を190円/㎡とします。

保育

○一宮市の保育料に合わせます。

※木曽川町については、平成17年度から19年度にかけて増額分を段階的に調整します。



公立保育園	月曜日～金曜日	土曜日
通常保育	8:00～18:00	13:00まで
延長保育	7:30～19:00	17:00まで

例1) 3歳児保育1人の場合(月額)

夫 (35歳)	会社勤務 (年収380万円)	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
所得税	4,000円	12,000円	16,000円	9,580円	12,000円
市民税	10,000円				
固定資産税	45,000円				

例2) 3歳児保育1人の場合(月額)

夫 (35歳)	会社勤務 (年収500万円)	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
所得税	149,600円	22,000円	25,000円	19,970円	22,000円
市民税	53,300円				
固定資産税	120,000円				

妻 (32歳)	内職 (月3万円)
所得税	0円
市民税	0円

木曽川町の調整額

	17年度	18年度	19年度
	10,400円	11,000円	11,500円



20年度

妻 (32歳)	会社勤務 (年収300万円)
所得税	95,200円
市民税	32,000円

木曽川町の調整額

	17年度	18年度	19年度
	20,400円	21,000円	21,500円



20年度

主な使用料・手数料

○スポーツ施設等の各種施設の使用料は、原則として現行のとおりとします。

○住民票の写し	1通	200円
○印鑑登録証明	1枚	200円
○戸籍謄本・抄本	1通	450円

○住民基本台帳カード	1件	500円
○所得証明	1通	200円

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

公営住宅

○家賃は平成17年度については現行のとおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一します。

【計算方法】

入居者の所得に応じた基準額に、以下の係数を乗じて算出します。

- ①住宅の場所や設備に応じた係数
- ②住宅の床面積に応じた係数
- ③住宅の経過年数に応じた係数
- ④各市町村の係数(*1)

各市町村の係数

一宮市	尾西市	木曽川町	新市
0.85	0.75	0.80	0.85

*1 法令により市町村の係数が決められています。



国民健康保険

○一宮市の制度を基本に、サービスの均一化や負担の公平に留意しながら、新たに調整・統一します。

【税率】 ただし、木曽川町の医療保険分については、段階的に引き上げ、平成20年度に統一します。

【賦課方式】 平成17年度は資産割をおおむね現行の1/2とし、平成18年度に廃止します。

◆現在の賦課方式◆

- ①所得割 世帯加入者の所得に応じて算出
- ②資産割 世帯加入者の資産に応じて算出
- ③均等割 世帯の加入者数にかか額
- ④平等割 1世帯にかか額

○独自減免制度

国の制度として、一定の所得金額以下の世帯について税額を減額する制度があります。

さらに、この金額に加えて、均等割と平等割を独自に減免します。

例) 固定資産税 0円として試算

(年額)

世帯構成及び合計所得金額	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
世帯主・妻 330,000円以下	16,400円	31,400円	25,600円	16,400円
世帯主・妻・子2人 1,060,000円	107,600円	129,200円	103,100円	107,600円

注1) 平成16年度ベースでの税額。

注2) 介護保険分は含んでいません。

介護保険

○保険料(年額)

段階	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
1	17,300円	17,300円	17,800円	17,300円
2	25,900円	26,000円	26,700円	25,900円
3	34,600円	34,600円	35,600円	34,600円
4	43,200円	43,200円	44,500円	43,200円
5	51,900円	51,900円	53,400円	51,900円
納期	8期 (7~2月)	6期 (5~3月)	8期 (7~2月)	8期 (7~2月)

○保険料の減免

申請により2割を減免

【対象者】 第1・2段階に該当し前年の合計所得金額が33万円以下の者

※ただし、生活保護受給者を除く



児童福祉

○学童保育

児童館	保育日時	月曜日～土曜日
	通常日	13:00～19:00
	学校休業日	7:30～19:00

児童クラブ	保育日時	月曜日～土曜日
	通常日	13:00～18:00
	学校休業日	8:30～18:00

○遺児手当(市町単独)

【対象者】 母子家庭等の児童(18歳の年度末まで)

【支給額】 月額 2,000円/人(所得制限あり)

乳幼児医療

○就学前(6歳に達した日以後の最初の3月31日)までの入・通院医療費は無料となります。



高齢者福祉

○ねたきり老人等への見舞金の支給

【対象者】 要介護4または5の高齢者
【支給額】 月額 5,000円

○在宅老人への介護用品の給付

【対象者】 要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族等
※市民税非課税世帯
【給付内容】 年額60,000円を上限として、介護用品または医薬品券を給付

○配食サービス

【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等
【内 容】 昼食を週7回配達
【負担金】 1食 250円

※ひとり暮らしの障害者に対しても実施



○訪問理美容サービス

【対象者】 おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者
【交 付】 年6枚のサービス券
【負担金】 1回 1,000円

○敬老金の支給 廃止します。



○高齢者慰問

【対象者】 数え100歳以上の高齢者
【祝 品】 商品券(25,000円相当)

障害者福祉

○障害者手当

合併後2年間は、各市町現行のとおりとします。

※対象者・手当額等については、合併後3年目以降統一します。

○福祉タクシー(リフト付タクシー含む)助成

【対象者】 ・身体障害者手帳(1～3級)
・療育手帳(A判定・B判定)
・戦傷病者手帳(特～5項症)
・被爆者健康手帳
・精神障害者保健福祉手帳(1・2級)
・90歳以上の高齢者
【助 成】 年30回 初乗り料金以内

※長期間・定期的通院者で生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯の方は年60回

○補装具及び日常生活用具の給付

補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付については、全額公費負担とします。
※高額所得税課税世帯は除く。

○支援費事業

低所得者層に対して、市独自に利用者負担額を低く設定します。

※障害児のデイサービス

すべての階層で利用者負担額は無料

◎ホームヘルパー30分あたりの負担額例

例1) C1・C2階層 所得税非課税

一宮市	尾西市	木曽川町	新市
0円	0円	100円 200円	0円

例2) D1～D4階層 所得税280,000円以下

一宮市	尾西市	木曽川町	新市
0円	150円 ～300円	150円 ～300円	0円

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

保健衛生

	対 象 者	費 用
胃 が ん 検 診	40歳以上の方	1,000円
子 宮 が ん 検 診	30歳以上の方	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上の方	無料
乳 が ん 検 診	30歳以上の方	無料
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の方	無料

※市内の協力医療機関で受診できます。

病院

- 一宮市立市民病院
一宮市立市民病院今伊勢分院
一宮市立尾西市民病院
一宮市立木曽川市民病院
として運営していきます。



交通・防犯

○市内循環バス、公共施設巡回バス

当面は現行のとおり継続し、合併後一定期間内に調整します。

	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町
運行日時	毎日 (年末年始除く) 8:30~18:20	月~金曜日 (休日・年末年始除く) 8:00~17:18	
運 賃	1人1乗車 100円	無料	
コ ー ス	2コース 公共施設を結ぶ循環 コースを左右両回り	3コース 東・西・南コース	—

○防犯灯補助金

【新 設】

- 蛍光灯 11,400円／灯
水銀灯 16,150円／灯 等

【維持費】

- 白熱灯・蛍光灯 1,026円／灯
水銀灯・蛍光灯 1,415円／灯



広報及びコミュニティ

○広報誌の発行

合併後も引き続き実施し、情報提供に努めます。(月1回の発行)

また、合併後、速やかに「暮らしの便利帳」を発行します。(夏ごろ発行予定、4月には概要版発行)

○町内会の組織・謝礼・交付金等

当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。

環境対策

○ごみ分別、収集回数、収集方法

当面は現行のとおりとし、合併後一定期間(3年程度)に調整します。

○ごみ出し袋

透明・白色半透明袋を利用し、ごみの分別等も含め新方式に調整します。



○粗大ごみの収集手数料 800円／個

○ごみ受入

処分手数料は計量時ごとの計量表示10kgにつき100円になります。

○合併処理浄化槽設置補助金

5人槽	236,000円
6 ~ 7人槽	274,000円
8 ~ 10人槽	346,000円
11 ~ 20人槽	654,000円
21 ~ 30人槽	1,112,000円
31 ~ 50人槽	1,492,000円

○火葬料金

	市 民	市 民 以 外
10歳以上の方	1,000円	40,000円
10歳未満の方	500円	20,000円
汚物・動物	600円	2,500円

消防

○地域防災計画

災害対策に万全を期するため、合併後、新たに作成します。

○災害対策

耐震性貯水槽を小学校区単位で整備します。



○消防団の組織体制

当面は、現行の消防団はそのままとし、2市1町の消防団を1つにまとめた連合団を組織します。

なお、合併後、望ましいあり方を検討していきます。

教育

○少人数学級・少人数指導

一宮市・尾西市の方式とします。

ただし、木曽川町では平成18年度まで現行のとおりとします。



【現行制度の比較】

・一宮市及び尾西市

〔少人数学級（小学校1年生33人学級）
少人数指導（県基準に加え、市独自で教員を採用）〕

・木曽川町

〔少人数学級（小中学校全学年35人学級）
少人数指導（県基準のみ）〕

○中学生海外派遣事業

新市において速やかに調整します。

	一宮市	尾西市	木曽川町
行先	中国	ニュージーランド	—
滞在期間	7泊8日		
対象学年	中学2～3年生	中学3年生	
派遣人数	25人	16人	

○準要保護世帯への就学援助費

- ・給食費は全額公費負担とします。
- ・新入学児童生徒学用品費等

小学校 19,900円/人

中学校 22,900円/人

※要保護世帯を除く

（平成16年度実績）

○英語教育推進事業

英会話指導員及び英語指導助手については、対象学年など合併後一定期間内に調整します。

○奨学金制度

合併後、2年以内に調整します。

支給額(年額)	一宮市	尾西市	木曽川町
高校在学	60,000円	100,000円	—
大学在学	—	200,000円	

※支給要件あり

○日本スポーツ振興センター災害共済掛金

（小学校・中学校）

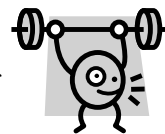
児童生徒の掛金

年額 875円/人

うち保護者負担分

年額 420円/人

（平成16年度実績）



※要保護・準要保護 0円

○私立高等学校等授業料助成

年額 10,000円（所得制限なし）

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

○学校給食

当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。

	一宮市	尾西市	木曽川町
小学校	192円/食	230円/食	240円/食
中学校	223円/食	260円/食	270円/食
調理方法	共同調理場 各学校		

○生涯学習バスの貸出

全市で継続します。

【対象】 社会教育、生涯学習
関係団体等



市（町）立学校の通学区域

○当面は現行のとおりとし、合併後、見直しを含め検討します。



（参考）

	一宮市	尾西市	木曽川町
小学校	32校	7校	3校
中学校	15校	3校	1校

中小企業融資制度

○中小企業者を対象に、事業に必要な資金の融資、信用保証料の助成、貸付利子の一部補助を行います。



例)

	融 資 対 象	融 資 金 額	資 金 使 途
商工業振興資金	【通常資金】 常時使用する従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の中小企業者	5,000万円以下	事業上の運転資金 及び設備資金
	【特別小口資金】 常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者	1,250万円以下	
小口事業資金	常時使用する従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の中小企業者	20万円以上 200万円以下	事業上の運転資金
開業資金	商工業振興資金融資制度の対象業種を開業すること	1,000万円以下	事業上の運転資金 及び設備資金

※融資対象には別途条件あり

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

観光イベント

○従来どおり実施します。

- ・おりもの感謝祭
一宮七夕まつり
- ・一宮市民花火大会
- ・あじさいまつり
- ・びさいまつり
- ・尾西市・羽島市 市民花火大会
- ・ホワイトイルミネーション in Bisai
- ・一豊まつり



議会の議員の定数及び任期

○尾西市及び木曽川町の議会の議員は、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き在任します。



一般職及び特別職

○尾西市及び木曽川町の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぎ、また、職員数については定員管理の適正化に努めます。

○尾西市、木曽川町の市長、町長、助役、収入役、教育長は失職します。



慣行

○市章は、一宮市の市章とします。
その他については、
新市において検討します。



例) 市の花、木、歌
市民憲章、平和都市宣言 など

公共的団体

○各団体の実情などを尊重しながら
統合・再編の調整に努めます。



例) 社会福祉協議会
→合併時に統合します。
文化・レクリエーション団体
→合併後2年以内に統合します。

各項目の問合せ先

掲載されている項目についての詳細、その他事項についてのお問い合わせは、下記または合併協議会事務局までお願いします。

項 目		一 宮 市 73-9111	尾 西 市 62-8111	木 曽 川 町 87-1111
町名・字名		庶務課・市民課	総務課	総務課
組織・窓口受付	組織	庶務課		
	各庁舎での取扱い業務			
	窓口の時間延長	市民課ほか	市民課ほか	住民課ほか
地方税	市町民税	市民税課	税務課	税務課
	法人税割			
	事業所税			

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAi KISOGAWA

項 目		一 宮 市 73-9111	尾 西 市 62-8111	木 曽 川 町 87-1111	
地方税	固定資産税・都市計画税	資産税課	税務課	税務課	
	市街化区域内農地の課税				
上・下水道料金	水道料金	業務課	水道課 61-1281	水道課 87-3272	
	水道加入金	工務課 73-8151			
	給水申込みに伴う配水管布設工事負担金				
	下水道使用料	業務課	下水道課 61-3341	下水道課	
	下水道受益者負担金				
保育		子育て支援課	児童課	福祉環境課	
主な使用料・手数料		各担当課ほか	各担当課ほか	各担当課ほか	
公営住宅		建築住宅課	建築課	福祉環境課	
国民健康保険		保険年金課	市民課	住民課	
介護保険		高年福祉課	福祉課	保健長寿課 86-1611	
児童福祉		子育て支援課	児童課	福祉環境課	
乳幼児医療		保険年金課	市民課		
高齢者福祉		高年福祉課	福祉課	保健長寿課 86-1611	
障害者福祉		福祉課		福祉環境課	
保健衛生		健康づくり課 72-1121	保健センター	保健長寿課 86-1611	
病院		市民病院 71-1911 今伊勢分院 45-2531	尾西市民病院 62-2221	木曽川病院 86-2173	
交通・防犯	市内循環バス、公共施設巡回バス	地域ふれあい課	企画政策課	企画課	
	防犯灯補助金		総務課	総務課	
広報及びコミュニティ	広報誌の発行	秘書広報課	秘書広報課	企画課	
	町内会の組織・謝礼・交付金等	地域ふれあい課	総務課	総務課	
環境対策	ごみ分別、収集回数、収集方法	環境センター 45-7004	清掃事業所 62-3001	福祉環境課	
	ごみ出し袋				
	粗大ごみの収集手数料		環境ごみ対策課		
	ごみ受入				
	火葬料金				
	合併処理浄化槽設置補助金	浄化課 45-4423			
消防	地域防災計画	消防本部 72－1191	総務課	総務課	
	災害対策				
	消防団の組織体制		消防本部消防課 62-3131	消防本部 87-0119	

ICHINOMIYA BISA KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

項 目		一 宮 市 73-9111	尾 西 市 62-8111	木 曽 川 町 87-1111
教育	少人数学級・少人数指導	学校教育課	学校教育課	教育課 86-6602
	英語教育推進事業			
	中学生海外派遣事業			
	準要保護世帯への就学援助費			
	日本スポーツ振興センター災害共済掛金			
	奨学金制度	教育文化部総務課		
	私立高等学校等授業料助成			
	学校給食	学校給食課 76-2976		
生涯学習バスの貸出	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課 86-6600	
市（町）立学校の通学区域		教育文化部総務課	学校教育課	教育課 86-6602
中小企業融資制度		経済振興課	商工農政課	経済課
観光イベント				
慣行		企画政策課ほか	企画政策課	企画課
議会の議員の定数及び任期		議会事務局	議会事務局	議会事務局
一般職及び特別職		人事課	人事課	企画課
公共的団体		各担当課ほか	各担当課ほか	各担当課ほか

◆今後お知らせする内容◆

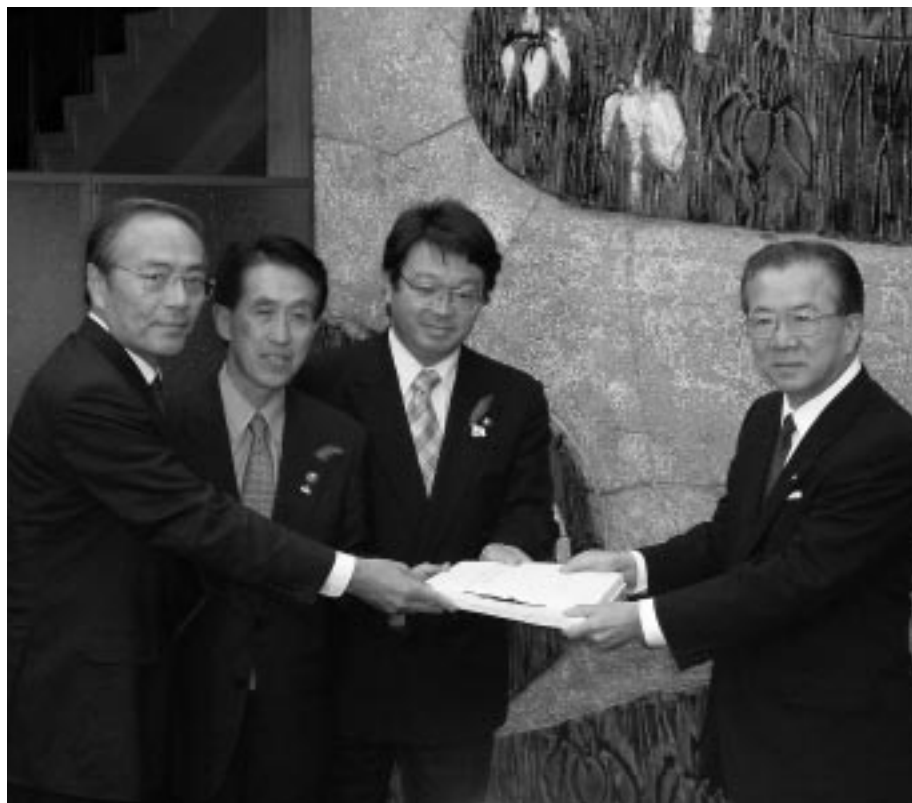
◇今後合併協議会だよりや各市町の広報紙を通じて、合併に関わる情報を住民のみなさまにお知らせしていきます。

- 新市の住所表示とそれに伴う諸手続き（平成17年1月予定）
- 新市の組織・機構、庁舎の配置及び各分庁舎における取扱い事務
- 公共施設の名称変更

◇合併日（平成17年4月1日）付の広報誌と一緒に、夏ごろを目途に発行する「暮らしの便利帳」の概要版をお配りします。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA



愛知県知事へ合併の申請を行いました

10月13日(水)愛知県公館において、谷一宮市長、丹羽尾西市市長及び山口木曽川町長が神田愛知県知事へ合併(廃置分合)申請書を提出しました。

今後の予定

平成16年10月 愛知県知事が総務省に協議

平成16年12月 愛知県議会議決

平成16年12月 愛知県知事、合併を決定

平成16年12月 愛知県知事が総務大臣に届出

平成17年1月～2月 総務大臣告示 合併効力発生

平成17年4月1日 新「一宮市」誕生

2市1町それぞれの9月議会において廃置分合合併関連議案が賛成多数で可決されました。これを受け、3市町の市町長が愛知県知事を訪問し、合併申請書を手渡しました。

今後は、愛知県議会の議決、総務大臣の告示等を経て、平成17年4月1日に新市が誕生します。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に左記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

ご意見・ご質問を
お待ちしております。



第9号

一宮市・尾西市・木曽川町

2005.1.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX（共通） 0586 - 73 - 1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL http://www.ibk*gappei.jp/

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6（一宮市役所西分庁舎2階）

contents

目次

1 ページ：住所表示変更に伴う諸手続について

11 ページ：その他関係

2～6 ページ：市役所・役場関係

12 ページ：INFORMATION

7～8 ページ：県関係

9～10 ページ：国関係

住所表示変更に伴う諸手続について

平成17年4月1日、新「一宮市」が誕生し、現在の住所表示が下記のとおり変更されます。これに伴う各種手続の取扱いについて、主なものを紹介します。

【ご注意ください】

変更手続が必要なものは、合併日の4月1日以降に行っていただくことになりますが、表中の問合せ先は現時点のものです。

変更手続の際、「住所変更証明書（仮称）」が必要となる場合がありますが、これにつきましては、4月1日以降新市において発行します。（手数料は無料です。）

手続等の詳細についてはそれぞれの問合せ先にご確認をお願いします。

新市の住所表示

一宮市における変更点
「大字」は削除します。
地番表示で「の」は削除します。
「○○番地の」→「○○番地」

合併前	合併後
一宮市大字一宮	一宮市一宮
一宮市大字大毛	一宮市大毛
一宮市大字光明寺	一宮市光明寺
一宮市大字笹野	一宮市笹野
一宮市大字佐千原	一宮市佐千原
一宮市大字更屋敷	一宮市更屋敷
一宮市大字島村	一宮市島村
一宮市大字杉山	一宮市杉山
一宮市大字高田	一宮市高田
一宮市大字田所	一宮市田所
一宮市大字富塚	一宮市富塚
一宮市大字浅野	一宮市浅野
一宮市大字大赤見	一宮市大赤見
一宮市大字北小淵	一宮市北小淵
一宮市大字小赤見	一宮市小赤見
一宮市大字春明	一宮市春明
一宮市大字定水寺	一宮市定水寺
一宮市大字瀬部	一宮市瀬部
一宮市大字時之島	一宮市時之島
一宮市大字西大海道	一宮市西大海道
一宮市大字丹羽	一宮市丹羽
一宮市大字馬見塚	一宮市馬見塚
一宮市大字南小淵	一宮市南小淵
一宮市大字柚木風	一宮市柚木風

尾西市における変更点
「尾西市」は「一宮市」になります。

合併前	合併後
尾西市起	一宮市起
尾西市小信中島	一宮市小信中島
尾西市三条	一宮市三条
尾西市簗屋	一宮市簗屋
尾西市北今	一宮市北今
尾西市東五城	一宮市東五城
尾西市西五城	一宮市西五城
尾西市富田	一宮市富田
尾西市明地	一宮市明地
尾西市玉野	一宮市玉野
尾西市上祖父江	一宮市上祖父江
尾西市西中野	一宮市西中野
尾西市東加賀野井	一宮市東加賀野井
尾西市祐久	一宮市祐久
尾西市西萩原	一宮市西萩原
尾西市蓮池	一宮市蓮池
尾西市開明	一宮市開明

木曽川町における変更点
「葉栗郡木曽川町」は「一宮市木曽川町」になります。
「大字」は削除します。

合併前	合併後
葉栗郡木曽川町大字門間	一宮市木曽川町門間
葉栗郡木曽川町大字黒田	一宮市木曽川町黒田
葉栗郡木曽川町大字内割田	一宮市木曽川町内割田
葉栗郡木曽川町大字外割田	一宮市木曽川町外割田
葉栗郡木曽川町大字三ツ法寺	一宮市木曽川町三ツ法寺
葉栗郡木曽川町大字玉ノ井	一宮市木曽川町玉ノ井
葉栗郡木曽川町大字里小牧	一宮市木曽川町里小牧

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

市役所・役場関係 連絡先(代表)一宮市役所: ☎73-9111 尾西市役所: ☎62-8111 木曽川町役場: ☎87-1111

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
住民票		不要	手続の必要はありません。	一宮市市民課記録係 内線2304・2305・2310 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
戸籍謄(抄)本等	一宮市・尾西市・木曽川町に本籍のある方	不要		
印鑑登録証	登録証所有者	不要	手続の必要はありません。 現在お持ちの印鑑登録証(手帳)及び印鑑登録カードは、合併後一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎及び出張所へご来庁の際に新しい印鑑登録カードと交換します。 交換の際には、本人確認ができる書類等と受領印を持参してください。	一宮市市民課窓口係 内線2302・2303 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
外国人登録証明書	登録証明書所有者	不要	手続の必要はありません。 合併後、一宮庁舎へご来庁の際に変更記載をします。	一宮市市民課庶務係 内線2306～2308 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
住民基本台帳カード	カード所有者	不要	手続の必要はありません。 合併後、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎及び出張所へご来庁の際に変更記載をします。 尾西市・木曽川町で発行した住民基本台帳カードをお持ちの方で新市名に変更を希望される方は新しいカードと交換します。	一宮市市民課記録係 内線2304・2305・2310 尾西市市民課戸籍住民係 内線2112～2114 木曽川町住民課戸籍住民係 内線331～336
年金手帳の住所変更	年金手帳所有者	不要	手続の必要はありません。	一宮市保険年金課年金係 内線2351～2353 尾西市市民課年金係 内線2126 木曽川町住民課国民年金係 内線338・340
国民健康保険被保険者証 (国民健康保険証)	被保険者証所有者	不要	一宮市が交付した国民健康保険証をお持ちの方:平成18年8月31日まで現在のものが使用できます。 尾西市、木曽川町が交付した国民健康保険証をお持ちの方:平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。 平成17年8月1日から使っていたく新しいものを7月に送付します。	一宮市保険年金課給付係 内線2343～2345 尾西市市民課 国民健康保険係 内線2121・2122 木曽川町住民課 国民健康保険係 内線337・339・341・342
国民健康保険退職被保険者証				
国民健康保険標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	手続の必要はありません。 平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	受療証所有者	不要	一宮市が交付した受療証をお持ちの方:このまま現在のものが使用できます。 尾西市、木曽川町が交付した受療証をお持ちの方:平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていたく新しいものを7月に送付します。	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	手続の必要はありません。 平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。	
国民健康保険高齢受給者証	受給者証所有者	不要	平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていたく新しいものを7月に送付します。	

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
老人保健法医療受給者証	受給者証所有者	不要	一宮市が交付した受給者証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 尾西市、木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方：平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。	一宮市保険年金課 福祉医療係 内線2348・2349・2355 尾西市市民課福祉医療係 内線2124・2125 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384・387・388
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。	
老人保健特定疾病療養受療証	受療証所有者	不要	一宮市が交付した受療証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 尾西市、木曽川町が交付した受療証をお持ちの方：平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。	
乳幼児医療費受給者証	受給者証所有者	不要	一宮市が交付した受給者証をお持ちの方：このまま現在のものが使用できます。 尾西市、木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方：平成17年4月30日まで現在のものが使用できます。平成17年5月1日から使っていただく新しいものを4月に送付します。	
障害者医療費受給者証		不要	一宮市が交付した受給者証をお持ちの方：現在使用されているものは、平成18年1月31日まで有効期間がありますが、平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。 尾西市が交付した受給者証をお持ちの方：現在使用されているものは、平成19年7月31日まで有効期間がありますが、平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。 木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方：平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。	
精神障害者医療費受給者証		不要	平成17年4月30日まで現在のものが使用できます。平成17年5月1日から使っていただく新しいものを4月に送付します。	
母子家庭等医療費受給者証		不要	平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。平成17年8月1日から使っていただく新しいものを7月に送付します。	
福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書	証明書所有者	不要		
法人市民税に係る法人等の異動（変更）届出書	課税対象法人	不要	手続の必要はありません。	一宮市市民税課 市民税第2係 内線2210・2211 尾西市税務課市民税係 内線1164・1165 木曽川町税務課町民税係 内線281・282・284・286
市県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者	不要		
税等の口座振替・引落登録	登録者	不要		
				一宮市収納課納組係 内線2242～2244 尾西市収納課収納係 内線1152～1154 木曽川町税務課収納係 内線290～292

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
標識交付証明書の住所変更、ナンバープレートの交換	原動機付自転車（125cc以下）小型特殊自動車（農耕作業用等）の所有者	不要	手続の必要はありません。 交付済のナンバープレートは、合併後も使用できます。 希望者には一宮市のナンバープレートに変更します。（自賠責保険加入シールは保険会社に再発行申請）	一宮市市民税課税制係 内線2202・2203 尾西市税務課窓口庶務係 内線1166 木曽川町税務課住民税係 内線281・282・288
身体障害者手帳	手帳所持者	不要	現在のもので使用できますが、希望される方は住所変更の手続をしてください。	一宮市福祉課障害福祉係 内線2406・2407 尾西市福祉課福祉係 内線2146・2147 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384・386
療育手帳				
精神障害者福祉手帳				
戦傷病者手帳				
愛知県心身障害者扶養共済制度	制度加入者及び年金受給者	不要	手続の必要はありません。	
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票所持者	不要	現在のもので使用できますので、手続の必要はありません。 合併後、更新時に新しいものにします。	
身体障害者居宅受給者証	受給者証所持者	不要		
身体障害者施設受給者証		不要		
知的障害者居宅受給者証		不要		
知的障害者施設受給者証		不要		
児童居宅受給者証		不要		
心身障害高校生奨学金・心身障害者技能習得奨励金	受給者	不要	手続の必要はありません。	
在宅重度障害者手当		不要		
障害者住宅整備資金貸付金	貸付金対象者	不要		
児童扶養手当受給者証	受給者証所持者及び新規申請者	不要	現在のもので使用できますので、手続の必要はありません。 合併後、更新時に新しいものにします。	一宮市子育て支援課 子ども支援係 内線2433・2434 尾西市児童課児童保育係 内線2132～2134 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384・389
特別児童扶養手当受給者証		不要		
保育園への住所変更手続	在園者及び新規入園者	不要	手続の必要はありません。	一宮市子育て支援課庶務係 内線2432 尾西市児童課児童保育係 内線2131 木曽川町福祉環境課 児童福祉係 内線384・385
介護保険被保険者証	保険者証所有者	不要	手続の必要はありません。 合併時に新しいものを速やかに送付します。（尾西市・木曽川町のみ）	一宮市高年福祉課管理係 内線2413・2414・2419 尾西市福祉課介護保険係 内線2143～2145 木曽川町保健センター （保健長寿課介護保険係） ☎86・1611

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
介護保険標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	手続の必要はありません。 合併時に新しいものを速やかに送付します。(尾西市・木曽川町のみ)	一宮市高年福祉課庶務係 内線2412・2418 尾西市福祉課介護保険係 内線2143～2145 木曽川町保健センター (保健長寿課介護保険係) ☎86・1611
訪問介護利用者負担額減額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置)		不要	法施行時の訪問介護利用者軽減については、平成17年3月31日をもって制度終了。 障害者ホームヘルプサービス利用者軽減については未定。継続する場合は、住所変更の手続は必要ありません。 認定者については、合併時に新しいものを速やかに送付します。	
社会福祉法人等利用者負担減免確認証(社会福祉法人等による利用者負担の減免措置)	確認証所有者	不要	手続の必要はありません。 認定者については、合併時に新しいものを速やかに送付します。(尾西市・木曽川町のみ)	
犬の飼い主の住所変更	犬の飼い主	不要	手続の必要はありません。	一宮市保健センター (健康づくり課庶務係) ☎72・1121 尾西市環境ごみ対策課 環境管理係 内線1113・1114 木曽川町福祉環境課 公害衛生係 内線381・391
母子健康手帳	手帳所持者	不要	手続の必要はありません。 ご自分で訂正してください。	一宮市保健センター (健康づくり課保健指導係) ☎72・1121 尾西市保健センター健康係 内線2302～2305 木曽川町保健センター (保健長寿課保健係) ☎86・1611
健康手帳		不要		
農業者年金(被保険者・受給者)	被保険者・受給者	不要	手続の必要はありません。 なお、お手持ちの農業者年金証書は、手続を行わなくても有効です。	一宮市農業委員会事務局 内線2692・2693 尾西市商工農政課農業係 内線1144～1146 木曽川町経済課農政係 内線411・417
市・町立小・中学校への住所変更手続	在学者	不要	手続の必要はありません。	一宮市教育委員会 総務課庶務係 内線2702・2703・2706 尾西市教育委員会 学校教育課庶務係 内線2203 木曽川町教育委員会教育課 ☎86・6602
市・町立小・中学校の児童及び生徒の就学援助	受給者	不要		一宮市教育委員会 学校教育課庶務係 内線2712・2713 尾西市教育委員会 学校教育課庶務係 内線2203 木曽川町教育委員会教育課 ☎86・6602
図書館利用者カード	カード所持者	不要		一宮市立豊島図書館 ☎72・2343 尾西市立図書館 ☎62・8191 木曽川町立玉堂記念図書館 ☎84・2346
危険物取扱者免状、消防設備士免状	免状所有者	不要		一宮市消防本部 ☎72・1191 尾西市消防本部 ☎62・3132 木曽川町消防本部 ☎87・0119

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
口座振替支払請求書	債権者	不要	手続の必要はありません。	一宮市会計課出納係 内線2263 尾西市会計課出納係 内線1102 木曽川町収入役室 内線262～264
市・町営住宅家賃・ 使用料納付書	納付書所有者	不要		一宮市建築住宅課住宅係 内線2612・2855・2856 尾西市建築課市営住宅係 内線1364 木曽川町福祉環境課 社会福祉係 内線384
市・町営住宅	入居者	不要		
水道料金・下水道使 用料の口座振替依頼 書	依頼者	不要		一宮市水道部業務課業務係 内線2814・2815 尾西市水道課庶務料金係 ☎61-1281 木曽川町水道課業務係 ☎87-3272
水道料金等請求書送 付先の変更連絡	送付先者	不要		
給水装置所有者異動 届	所有者	不要		一宮市水道部業務課業務係 内線2814・2815 一宮市水道部工務課管理係 ☎73-3165 尾西市水道課庶務料金係 ☎61-1281 木曽川町水道課業務係 ☎87-3272
下水道事業受益者負 担金	受益者	不要		一宮市水道部業務課業務係 内線2814・2815 尾西市下水道課排水設備係 ☎61-3341 木曽川町下水道課業務係 内線351・352・357
認可地縁団体の所在 地及び区域並びに代 表者の住所変更	地方自治法第 260条の2第 1項に基づき 認可された地 縁団体	不要		一宮市地域ふれあい課 内線2142 尾西市総務課庶務係 内線2228 木曽川町総務課行政係 内線234
郵便等投票証明書	証明書所有者	不要		一宮市選挙管理委員会 事務局 内線2672・2673 尾西市選挙管理委員会 事務局 内線2226 木曽川町選挙管理委員会 事務局 内線233

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

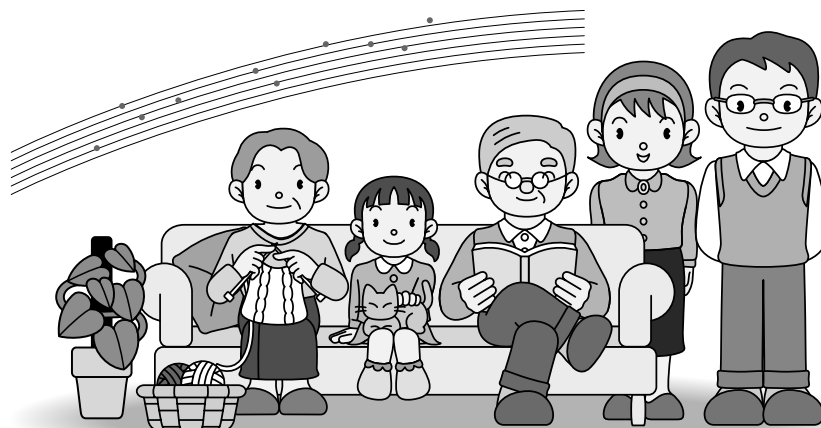
県 関 係

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
自動車運転免許証	免許証所持者	不要	免許証の本籍・住所の記載事項の変更届出は、更新時に変更してください。 なお、希望される方は、更新前に手続をすることができます。	一宮警察署交通課 ☎24・0110 尾西幹部交番 ☎62・3700 運転免許試験場（平針） ☎052・801・3211
銃砲刀剣類所持許可証の本籍、住所の変更	許可証所有者	不要	手続の必要はありませんが、更新等でご来署の際に変更していただくことをお勧めします。 なお、希望される方は、更新前に手続をすることができます。	一宮警察署 生活安全課保安係 ☎24・0110
自動車保管場所証明証	許可証等所有者	不要	手続の必要はありません。	一宮警察署交通課 ☎24・0110
駐車許可証		不要	手続の必要はありません。 更新の際に変更できます。	
通行禁止道路通行許可証		不要		
道路使用許可証		不要	許可期間が短期のため、手続の必要はありません。	
制限外積載許可証		不要		
設備外積載許可証		不要		
荷台乗車許可証		不要		
制限外けん引許可証		不要		
緊急通行車両事前届出証		不要	手続の必要はありません。 発行の際に変更できます。	
旅券（パスポート）に係る申請、住所変更	旅券取得希望者及び所有者	不要	手続の必要はありません。 ご自分で裏表紙の所持人記入欄の現住所を訂正してください。ただし、ほかの欄を訂正すると無効になりますのでご注意ください。	愛知県旅券センター ☎052・563・0236
狩猟免許等の登録申請	申請者	不要	手続の必要はありません。	愛知県尾張事務所 環境保全課 ☎052・961・7211
興行場の営業許可申請書記載事項変更等の届出及び地位を継承した届出	許可証所有者	不要		愛知県一宮保健所 環境衛生課 ☎72・0321
旅館業の許可申請事項の変更及び承継承認申請		不要		
公衆浴場の営業許可申請書記載事項の変更等の届出及び営業許可の承継届出		不要		
美容所の届出事項の変更届出及び地位の承継届出	届出者	不要		
理容所の届出事項の変更届及び承継届出		不要		

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
クリーニング業の届出事項の変更届出及び地位の承継届出	届出者	不要	手続の必要はありません。	愛知県一宮保健所 環境衛生課 ☎72-0321
食品営業の許可申請（承継届出）事項の変更届及び申請（届出）事項の変更届出、許可営業者の地位の承継届出	許可証所有者	不要		愛知県一宮保健所 食品衛生課 ☎72-0321
特定疾患治療研究事業医療受給者証の書換え	受給者証所持者	不要	手続の必要はありません。 更新の際に変更できます。	愛知県一宮保健所 総務企画課 ☎72-0321
スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業受給者証の書換え		不要		
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証の書換え		不要		
被爆者健康手帳所持者の手帳等記載事項の変更	手帳所持者	要	手帳の住所は現在のままでも差し支えありませんが、医療機関において、各種健康保険証と住所表記が異なると問題になる可能性がありますので、保健所へ来所の折りに変更手続を行ってください。	愛知県健康福祉部 健康対策課 ☎052-961-2111 愛知県一宮保健所 総務企画課 ☎72-0321
母子寡婦福祉資金貸付金事務	貸付金対象者	不要	手続の必要はありません。	愛知県健康福祉部 児童家庭課 ☎052-961-2111
愛知県高等学校等奨学金の異動届	受給者	不要		愛知県教育委員会 高等学校教育課 ☎052-961-2111
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の異動届		不要		

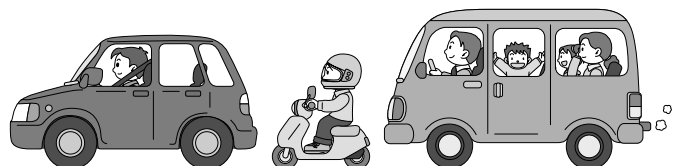


ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

国 関 係

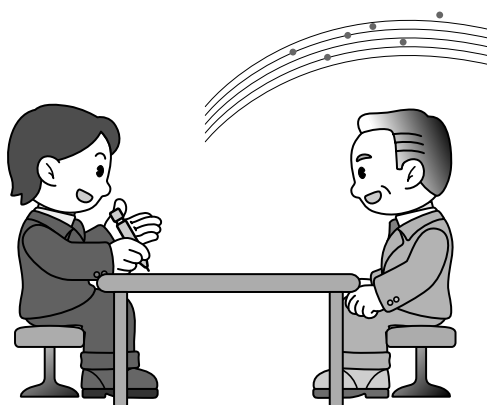
件 名	対象者等	手 続 方 法 等		問 合 せ 先
		要・不要		
普通自動車、大型バイク(251cc以上)の住所変更	自動車、大型バイク所有者、使用者	不要	あえて住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新市名に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して申請することができます。本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金(35円)が負担となります。 申請書には押印が必要です。 転売・抹消登録等の場合は、右記機関へ問い合わせをお願いします。	中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎0568-73-4131
小型バイク(126cc～250cc)の住所変更	小型バイク所有者、使用者	不要	希望される方は予め右記機関へ問い合わせをお願いします。	軽自動車協会小牧分室 ☎0568-43-1406
軽自動車の住所変更	軽自動車所有者、使用者	不要	手続きの必要はありません。 なお、新市名に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して申請することができます。本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金(40円)が負担となります。 転売・抹消届出等の場合は、右記機関へ問い合わせをお願いします。	軽自動車検査協会 愛知主管事務所小牧支所 ☎0568-75-3464
不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在変更		不要	所在変更の手続きは必要ありません。 法務局で順次修正します。	
土地登記簿・建物登記簿等の所有者の住所変更	一宮市・尾西市・木曽川町に住所のある方で、土地・建物を所有している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 合併前の市町名を合併後の市町名に読み替える「みなし規定」により登記簿上の変更は行いません。 なお、新市名に変更を希望される方や都合により住所変更の登記が必要な方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。 この場合、登録免許税は免除されます。	名古屋法務局一宮支局 ☎71-0600 一宮支局管轄外の不動産については、その不動産所在地を管轄する法務局。ただし、会社・法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局
抵当権者等の住所等の変更	土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧市町名で登記されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 合併前の市町名を合併後の市町名に読み替える「みなし規定」により登記簿上の変更は行いません。 なお、新市名に変更を希望される方や都合により住所変更の登記が必要な方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。	
会社等(商業登記簿・法人登記簿等)の本店(主たる事務所)所在地及び役員等の住所	一宮市・尾西市・木曽川町に本店のある会社等及びその代表者(代表取締役、代表理事等)	不要	本店並びに代表者の住所の変更手続きは必要ありません。 法務局で順次修正します。	



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
国民年金・厚生年金の住所変更	国民年金、厚生年金の被保険者及び受給者	不要	手続の必要はありません。 社会保険庁で4月中に一括変更されます。	一宮社会保険事務所 ☎45・1411
遺族基礎年金証書	各証書の所有者	不要	手続の必要はありません。	
障害基礎年金証書		不要		
通算老齢年金証書		不要		
寡婦年金証書		不要		
老齢年金証書		不要		
障害年金証書		不要		
母子年金証書		不要		
五年年金証書		不要		
老齢福祉年金証書		不要		
政府管掌健康保険の被保険者	尾西市・木曽川町に所在地を有する事業所にお勤めの方	要	尾西市・木曽川町に所在地を有する適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、記号が変更となるため更新が必要になります。 手続については、一宮社会保険事務所から、事業主を経由して行われます。 ただし、一宮市の事業所については、保険証の更新はありません。	
	一宮市・尾西市・木曽川町以外に所在地を有する事業所にお勤めの方	不要	手続の必要はありません。 保険証の住所は、個人で訂正してください。	
国民年金基金の住所変更	基金の加入者及び受給者	不要	手続の必要はありません。	愛知県国民年金基金 ☎052・232・6247 ☎0120・436373
恩給受給者住所	受給者	不要		総務省人事・恩給局 ☎03・5273・1400

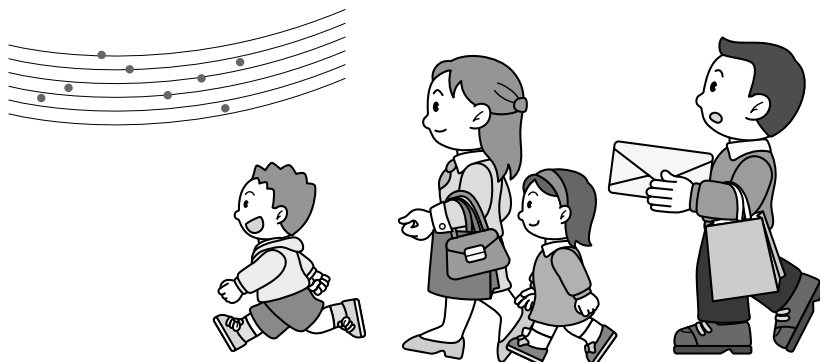


ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

その他関係

件 名	対象者等	要・不要	手 続 方 法 等	問 合 せ 先
郵便番号		不要	郵便番号に変更はありません。	郵便局
郵便貯金通帳	貯金者	不要	手続の必要はありません。	
簡易保険	契約者	不要		
キャッシュカード (郵便局)	所有者	不要		
電話番号		不要	電話番号に変更はありません。	N T T 西日本 局番なし116 N T T 以外の電話につい ては、契約電話会社にお問 い合わせください。
電話番号に関する住 所、電話帳加入者の 住所	電話契約者	不要	手続きの必要はありません。	
加入電話に関する契 約		不要	手続の必要はありません。 ただし、住所変更に伴い会社名を変 更した場合は契約者名義の変更をしま すので届出願います。	
共済年金の住所変更	年金の加入者 及び受給者		手続については、各共済組合に確認 してください。	
組合健康保険の被保 険者	保険の被保険 者(任意継続 被保険者を含 む)		手続については、各健康保険組合に 確認してください。	各健康保険組合
各種有価証券、保険 証書等	株券・社債等 の有価証券所 有者及び生命 ・損害保険等 加入者		各規約等に定める期限・方法によ りますので、各契約先に確認してくだ さい。	各契約先
預金通帳、定期預金 証書等	預金者等		手続については、各金融機関に確認 してください。	各金融機関
キャッシュカード (預金の払い戻し等 に利用)				
クレジットカード (買物代金等の決済 に利用し、後日契約 会社から請求のある もの)	カード所有者		各社とも対応が異なりますので、詳 細については各窓口へ確認してくだ さい。	各金融機関 各クレジット会社



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

当協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。

リアルタイムな情報を！

平成16年11月1日発行の合併協議会だよりは第7号ではなく、第8号の誤りでした。ここにお詫びして訂正させていただきます。

お詫びと訂正

お知らせ

INFORMATION

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

ご意見・ご質問を
お待ちしております。

新市建設計画・資料
は閲覧できます。

新市建設計画および協議会等で用いた資料・会議録は、協議会事務局または各市町の資料コーナー等で閲覧ができますので、ご利用ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220



第10号(最終号)

一宮市・尾西市・木曽川町

2005.3.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

TEL・FAX(共通) 0586-73-1031

編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

URL <http://www.ibk-gappei.jp/>

住所：〒491-8501 一宮市本町2-5-6(一宮市役所西分庁舎2階)

contents

目次

1 ページ：平成17年4月1日新「一宮市」誕生
 2 ページ：合併協議を振り返って・合併までのあゆみ
 3 ページ：各庁舎の配置をお知らせします
 4 ~ 6 ページ：各課の主な業務概要

7 ~ 8 ページ：各庁舎の主な取り扱い業務一覧他
 9 ページ：各庁舎への案内図
 10 ~ 11 ページ：主要施設位置図
 12 ページ：協議会からの報告・お知らせ

平成17年4月1日 新「一宮市」誕生



平成17年1月20日付けで当地域の合併について総務大臣告示がされました。

これにより平成17年4月1日に新「一宮市」が誕生することが正式に決まりました。



- | | |
|---|----------|
| ① | 合併協議会 |
| ② | 小委員会 |
| ③ | 合併シンポジウム |
| ④ | 住民説明会 |
| ⑤ | 合併協定調印式 |
| ⑥ | 合併申請書提出 |

：合併協議を振り返って：

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

会長 谷 一夫

任意協議会の段階から含めると2年余、一宮市、尾西市及び木曽川町で合併協議を進めてまいりましたが、この協議会だより最終号で、4月1日からの新“一宮市”誕生をご報告できることは、微力ながら会長を務めてきたものとしても、非常に感慨深いものがあります。

協議の過程では厳しい局面も幾度となくありましたが、協議会委員さんや住民の皆様方の深いご理解とご協力をいただきながら、全体として見れば順調に協議を進めることができたのではないかと考えております。改めまして、関係者の皆様方、住民の皆様方に感謝申し上げる次第です。

ご承知のように、合併協議を進めている2年の間に、国の三位一体の改革の議論が進み、地方交付税・国庫補

助金の大幅削減が現実のものとなり、一方で税源移譲が依然不透明な状況にあるなど、自治体を取り巻く諸情勢は非常に厳しいものとなっております。

私は、協議会だよりの創刊号で、合併を「新しいまちづくりへの起爆剤、抜本的な行政改革の手立て」として協議に臨むと申し上げました。この点、新市建設計画や財政見通し等の中で一定の方向性を示してきたのではないかと考えてはおりますが、地方財政を巡る昨今の厳しい状況や、少子・高齢化の進展等による将来の行政需要の増大なども考え併せまると、さらに一層の努力をしていく必要があると思わざるを得ません。

17年4月1日から新“一宮市”が誕生いたしますが、申すまでもなく、この日は新しいまちづくりに向けてのスタート地点であります。合併協議で築き上げた2市1町間の信頼関係のもと、新しい一宮市の発展と魅力づくりに向けて一層努力してまいることをお誓い申し上げ、合併協議を閉じるにあたっての挨拶とさせていただきます。

：合併までのあゆみ：

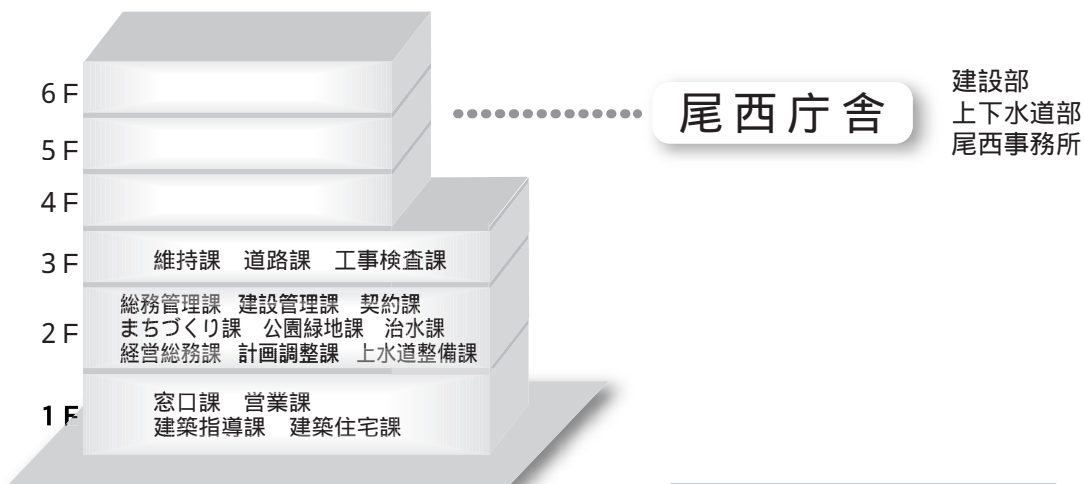
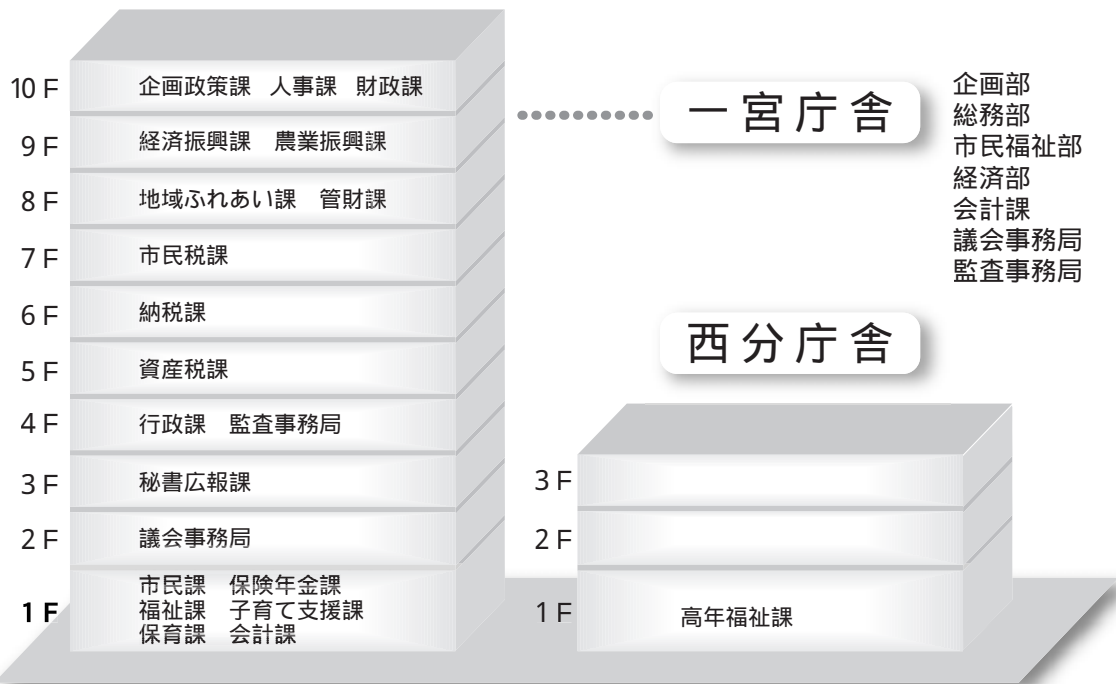
期	日	内 容
平成15年	1月14日	第1回一宮市・尾西市・木曽川町合併検討協議会（以降、平成15年5月28日まで5回開催）
	6月16日～7月1日	一宮市、尾西市、木曽川町各議会において、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置議案を可決
	7月2日	一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（法定）を設置
	8月8日	第1回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以降、平成17年3月3日まで12回開催）
	8月22日	第1回新市建設計画作成等小委員会（以降、平成16年7月20日まで12回開催）
	9月18日	第1回経済環境小委員会（以降、平成16年2月16日まで6回開催）
		第1回建設小委員会（以降、平成16年3月31日まで7回開催）
	9月19日	第1回厚生小委員会（以降、平成16年1月22日まで6回開催）
	9月24日	第1回総務文教小委員会（以降、平成16年5月19日まで9回開催）
	10月15日～11月11日	新市名称の募集（2市1町の住民対象）応募総数2,624件、298種類
	11月1日・11月29日・12月14日	合併シンポジウム テーマ：「地域の未来と市町村合併」 木曽川会場 木曽川町中央公民館講堂 参加者：120人 一宮会場 一宮地場産業ファッションデザインセンター展示ホール 参加者：270人 尾西会場 尾西文化会館講堂 参加者：270人
平成16年	1月17日～2月15日	住民説明会 一宮市、尾西市、木曽川町内26会場 参加者：延べ1,972人
	2月3日	住民意識調査 2市1町の18歳以上の住民10,000人を対象 回収率：62.7%
	2月29日	尾西市住民投票 投票率51.13% 合併に賛成17,167（71.67%） 合併に反対6,787（28.33%）
	7月25日	木曽川町住民投票 投票率62.04% 合併に賛成8,040（51.33%） 合併に反対7,622（48.67%）
	8月9日	合併協定調印式
	9月24日	一宮市、尾西市、木曽川町各議会において、合併関連議案を可決
	10月13日	愛知県知事へ合併申請書を提出
	12月20日	愛知県議会で2市1町の合併について議決
	12月21日	愛知県知事が2市1町の合併について決定
	1月20日	総務大臣が2市1町の合併について告示
平成17年	3月3日	第12回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（予定）
	3月31日	一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会解散（予定）

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

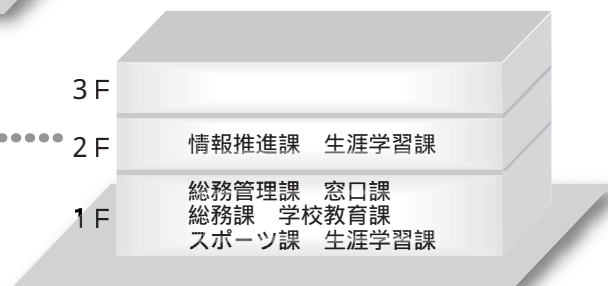
一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

● 各庁舎の配置をお知らせします ●

平成17年4月1日からの一宮市役所〔一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎〕の
代表電話番号は(0586)28-8100に変わります。
各庁舎での取り扱い業務が異なりますので、ご注意願います。

**木曽川庁舎**

教育文化部
木曽川事務所



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAİ KISOGAWA

●各課の主な業務概要●

【問合せ先】(平成17年3月31日まで)

一宮市役所 庶務課 ☎73-9111(代表) 内線2152・2153

尾西市役所 総務課 ☎63-4803

木曽川町役場 企画課 ☎87-1111(代表) 内線220

企 画 部	
秘書広報課 (一宮庁舎 3F)	秘書、市表彰、広報、広聴
企画政策課 (一宮庁舎 10F)	総合計画、政策立案、行政評価、男女共同参画
人事課 (一宮庁舎 10F)	人事、給与、研修、福利厚生
地域ふれあい課 (一宮庁舎 8F)	町内会、市民活動、交通安全指導、防犯、バス等の運行、駐輪場管理

総 務 部	
行政課 (一宮庁舎 4F)	行政改革、条例・規則、情報公開、文書管理、統計調査、選挙管理委員会に関する事務、危機管理
情報推進課 (木曽川庁舎 2F)	情報化推進、ネットワーク・システム管理、情報セキュリティ対策
財政課 (一宮庁舎 10F)	予算編成、執行管理
管財課 (一宮庁舎 8F)	庁舎管理、財産管理、市営駐車場管理、車両管理
市民税課 (一宮庁舎 7F)	税制、市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、自動車臨時運行許可、固定資産評価審査委員会に関する事務
資産税課 (一宮庁舎 5F)	固定資産税、都市計画税
納税課 (一宮庁舎 6F)	税収納、滞納整理、税還付・充当、口座振替

市 民 福 祉 部	
市民課 (一宮庁舎 1F)	戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、埋火葬
保険年金課 (一宮庁舎 1F)	国民健康保険、福祉医療(乳幼児、障害者等)、老人保健、国民年金
健康づくり課 (各保健センター内)	健康づくり、健康診査(成人、乳幼児)、予防接種、健康教室、健康相談、育児相談、狂犬病予防
福祉課 (一宮庁舎 1F)	生活保護、障害者福祉、戦没者遺族援護
高年福祉課 (一宮庁舎 西分庁舎 1F)	高齢者福祉、介護保険、高齢者の生きがいと健康づくり、基幹型在宅介護支援センター
子育て支援課 (一宮庁舎 1F)	児童・母子福祉、子育て支援、児童手当・児童扶養手当・遺児手当・特別児童扶養手当
保育課 (一宮庁舎 1F)	保育所管理・運営、幼稚園就園奨励費

尾 西 事 務 所	
総務管理課 (尾西庁舎 2F)	尾西庁舎管理、地域審議会に関する事務
窓口課 (尾西庁舎 1F)	各種税証明、税収納、戸籍、住民票、印鑑登録、国民健康保険、福祉医療(乳幼児、障害者等)、老人保健、国民年金、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童手当などの窓口業務

木 曽 川 事 務 所	
総務管理課 (木曽川庁舎 1F)	木曽川庁舎管理、地域審議会に関する事務
窓口課 (木曽川庁舎 1F)	各種税証明、税収納、戸籍、住民票、印鑑登録、国民健康保険、福祉医療(乳幼児、障害者等)、老人保健、国民年金、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童手当などの窓口業務

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

環 境 部	
環境保全課 (環境センター内)	環境基本計画、騒音・振動・悪臭・水質汚濁・土壌汚染、不快害虫調査
清掃対策課 (環境センター内)	家庭ごみ収集、ごみ資源化・減量化、清掃美化、不法投棄
施設管理課 (環境センター内)	廃棄物処理施設管理、廃棄物処理
浄化課 (衛生処理場内)	浄化槽、し尿、衛生処理管理、公衆便所清掃

経 済 部	
経済振興課 (一宮庁舎 9F)	商工業・繊維対策・観光振興、企業立地、勤労者福祉、消費者保護、中心市街地活性化、金融、計量検査
農業振興課 (一宮庁舎 9F)	農畜水産物の生産指導、農業振興地域整備、生産緑地、地域農業確立推進、農業委員会に関する事務
事業課 (競輪場内)	競輪事業

建 設 部	
建設管理課 (尾西庁舎 2F)	公共施設の用地取得及び補償
契約課 (尾西庁舎 2F)	工事関係の入札・契約
まちづくり課 (尾西庁舎 2F)	都市計画、土地区画整理、住居表示、鉄道関連整備
公園緑地課 (尾西庁舎 2F)	公園新設・管理、屋外広告物、緑化事業
維持課 (尾西庁舎 3F)	道路・水路維持管理、交通安全施設整備
道路課 (尾西庁舎 3F)	道路・街路の新設・改良
治水課 (尾西庁舎 2F)	準用河川・水路の新設・改良、土地改良
建築指導課 (尾西庁舎 1F)	建築物防災・安全指導、建築相談、建築確認、開発行為許可
建築住宅課 (尾西庁舎 1F)	公共建物設計、公共建物営繕、市営住宅管理
工事検査課 (尾西庁舎 3F)	公共工事検査実施・報告

会 計 課	
会計課 (一宮庁舎 1F)	金銭の出納・審査、物品の購入・検査

上 下 水 道 部	
経営総務課 (尾西庁舎 2F)	経理、出納、庶務
営業課 (尾西庁舎 1F)	水道料金、下水道使用料、受益者負担金
計画調整課 (尾西庁舎 2F)	基本計画、認可計画、実施計画、事業調整、普及促進
上水道整備課 (尾西庁舎 2F)	旧一宮市域の拡張・改良工事、浄水場維持管理(佐千原浄水場) 水質調査
下水道建設課 (下水道建設促進センター内)	旧一宮市域の拡張・改良工事

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

(前ページから続き)

上 下 水 道 部	
尾西・木曽川工事課 (上下水道尾西・木曽川工事事務所、木曽川分室内)	旧尾西市域、旧木曽川町域の上下水道拡張・改良工事等
工務課 (上下水道施設管理センター内)	旧一宮市域の管路維持管理、給排水設計・工事
施設保全課 (東部・西部浄化センター内)	旧一宮市域の下水浄化センター維持管理(東部・西部浄化センター) 排水調査

特定公共下水道管理事務所	
特定公共下水道管理事務所	特定公共下水道事業

消 防 本 部	
総務課 (一宮消防署内)	消防統計、消防施設・車両管理、消防団
通信指令課 (一宮消防署内)	通信指令
予防課 (一宮消防署内)	火災予防、消防設備指導、危険物規制

議 会 事 務 局	
庶務課 (一宮庁舎 2F)	議会予算・決算
議事調査課 (一宮庁舎 2F)	議事運営、請願・陳情、市政調査

教 育 文 化 部	
総務課 (木曽川庁舎 1F)	教育委員会に関する事務、小中学校転入学、私立高校等授業料助成、小中学校施設管理
学校教育課 (木曽川庁舎 1F)	就学援助、学校保健、小中学校教育活動支援、教員研修
学校給食課 (南部・北部学校給食共同調理場内)	学校給食、学校給食共同調理場維持管理(南部・北部学校給食共同調理場)、学校給食単独校調理場維持管理
生涯学習課 (木曽川庁舎 1F・2F)	生涯学習、文化振興、国際交流、公民館
スポーツ課 (木曽川庁舎 1F)	スポーツ振興、体育施設管理・運営

監 査 事 務 局	
監査事務局 (一宮庁舎 4F)	定期監査、行政監査、出納検査、決算審査

病 院	
市民病院	内科、神経内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
市民病院今伊勢分院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、歯科口腔外科、神経科、精神科、リハビリテーション科、放射線科
尾西市民病院	内科、心療内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科
木曽川市民病院	内科、循環器科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科

●各庁舎での 窓口業務に ついて●



【取り扱い業務】

合併後は、庁舎（一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎）によって取り扱う業務内容が異なってきますが、住民生活に関わりの深い手続きについては、各庁舎で下記のように取り扱っていきます。（各庁舎の主な取り扱い業務一覧参照）

【開庁時間及び窓口延長】

開庁時間は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎とも午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝休日、年末年始を除く）となりますが、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄・抄本、各種税証明等の発行については、窓口業務の時間延長を行います。

	一宮庁舎	尾西・木曽川庁舎
毎週木曜日	午後8時まで	午後7時まで
第4日曜日	午前9時～正午	-

●各庁舎の主な取り扱い業務一覧●

各項目の庁舎欄に○印があれば、その庁舎で手続きができることを示しています。
尾西南部生涯学習センター、開明老人いこいの家での住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書の発行は原則として従来どおり取り扱います。

【問合せ先】 詳しくは各市町の担当部署にお問合せください。（平成17年3月31日まで）

一宮市役所 ☎73-9111（代表）

尾西市役所 ☎62-8111（代表）

木曽川町役場 ☎87-1111（代表）

業 務 内 容	一宮 庁 舎	尾西 庁 舎	木曽川 庁 舎	一宮市 各出張所
税 務 関 係				
各種税証明書の発行（所得証明・課税証明・評価証明・納税証明ほか）	○	○	○	○
原動機付自転車の登録・廃車の申告	○	○	○	○
小型特殊自動車（農耕用など）ミニカーの登録の申告	○	○	○	
原動機付自転車・小型特殊自動車の標識紛失弁償金の徴収	○	○	○	○
口座振替の申込み及び解約手続き	○	○	○	○
税の収納（納付書の再発行含む）	○	○	○	○
住所・戸籍関係				
住所に関する届出（転入・転出・転居ほか）	○	○	○	○
戸籍に関する届出（出生・婚姻・離婚・養子ほか）	○	○	○	○
住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書等の発行	○	○	○	○
住民基本台帳（住民票）の閲覧	○			
住民基本台帳カードの交付申請	○	○	○	○
印鑑の登録・廃止の申請	○	○	○	○
外国人登録の各種申請	○			
外国人登録原票記載事項証明書の発行	○	○	○	○
埋火葬許可申請書等の発行	○	○	○	○
市営墓地の各種申請	○			
保険・年金関係				
国民健康保険の資格異動の届出（転入・転出・死亡ほか）	○	○	○	○
国民健康保険証の発行	○	○	○	○

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA

BISAI

KISOGAWA

業 務 内 容	一宮市 庁舎	尾西市 庁舎	木曽川町 庁舎	一宮市 各出張所
外国人の国民健康保険証の発行	○			
高額療養費の支給申請	○	○	○	○
出産育児一時金の支給申請	○	○	○	○
葬祭費の支給申請	○	○	○	○
福祉医療・老人保健に関する届出及び受給者証の発行	○	○	○	
国民年金資格異動の届出	○	○	○	○
国民年金の免除申請	○	○	○	○
国民年金の学生納付特例の申請	○	○	○	○
子 育 て 関 係				
児童手当の申請	○	○	○	○
児童扶養手当の申請	○	○	○	
遺児手当の申請（県・市）	○	○	○	
特別児童扶養手当の申請	○	○	○	
福 祉 関 係				
生活保護に関する相談	○	○	○	
生活保護の新規の申請	○			
生活保護家庭収入の申告	○			
医療扶助の申請	○	○	○	○
一時扶助の申請	○			
各種手帳の申請・交付（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉）	○	○	○	
各種手当の申請（市障害者手当・県在宅重度障害者手当・特別障害者手当）	○	○	○	
補装具・日常生活用具の申請	○	○	○	
更生医療の申請	○	○	○	
福祉タクシー券の交付	○	○	○	
支援費制度の申請	○	○	○	
各種高齢者サービス事業（配食・緊急連絡通報システム・訪問理美容）の申請	○	○	○	
介護保険の資格異動（転入・転出・死亡など）の届出	○	○	○	○
介護保険高額介護サービス費等の申請	○	○	○	
介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の申請	○	○	○	
介護保険要介護・要支援認定及び変更の申請	○	○	○	
介護サービス計画作成のための資料提供の申請及び資料の発行	○			
教 育 関 係				
小中学校の転校手続き	○	○	○	○
私立高等学校等授業料助成金の申請	○	○	○	○
そ の 他				
粗大ごみ収集納付券の販売	○	○	○	○
住宅使用料納付書再発行及び収納	○	○	○	
水道料金等納付書の再発行及び収納	○	○	○	
都市計画図の販売	○	○	○	
県証紙の売りさばき	○	○	○	
自動車臨時運行許可の申請	○			

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

● 各庁舎への案内図 ●

■ 住 所.....一宮庁舎：一宮市本町2丁目5番6号
 (平成17年4月1日より) 尾西庁舎：一宮市東五城字備前12番地
 木曽川庁舎：一宮市木曽川町内割田一の通り27番地

(地図内信号名・バス停名は3月1日現在)



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

： 主要施設位置図 ：

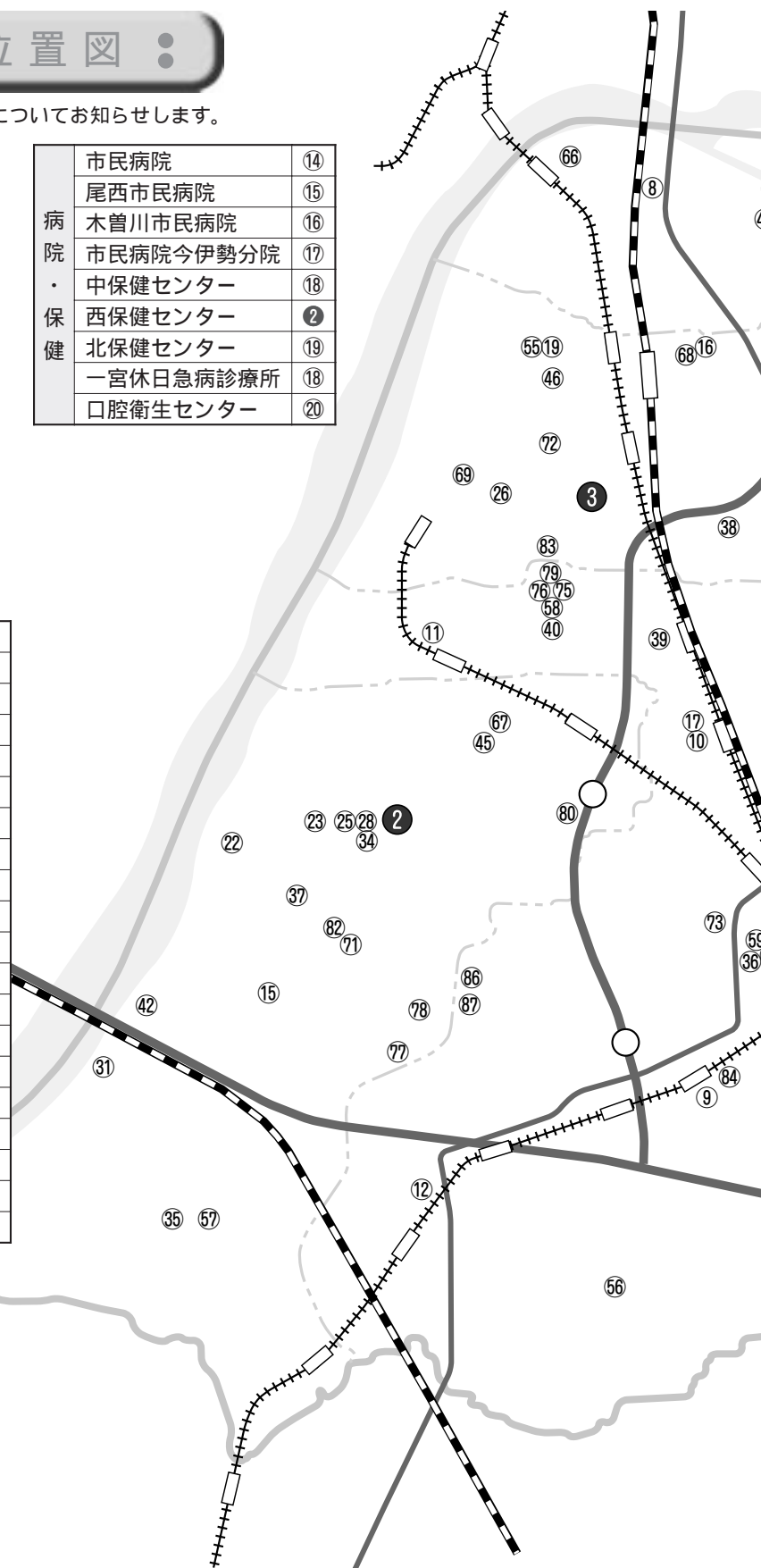
主な施設の合併後の名称と位置についてお知らせします。

庁舎・出張所	市役所一宮庁舎	①
	市役所尾西庁舎	②
	市役所木曽川庁舎	③
	葉栗出張所	④
	西成出張所	⑤
	丹陽町出張所	⑥
	浅井町出張所	⑦
	北方町出張所	⑧
	大和町出張所	⑨
	今伊勢町出張所	⑩
	奥町出張所	⑪
	萩原町出張所	⑫
	千秋町出張所	⑬

病院・保健	市民病院	⑭
	尾西市民病院	⑮
	木曽川市民病院	⑯
	市民病院今伊勢分院	⑰
	中保健センター	⑱
	西保健センター	②
	北保健センター	⑲
	一宮休日急病診療所	⑱
	口腔衛生センター	⑳

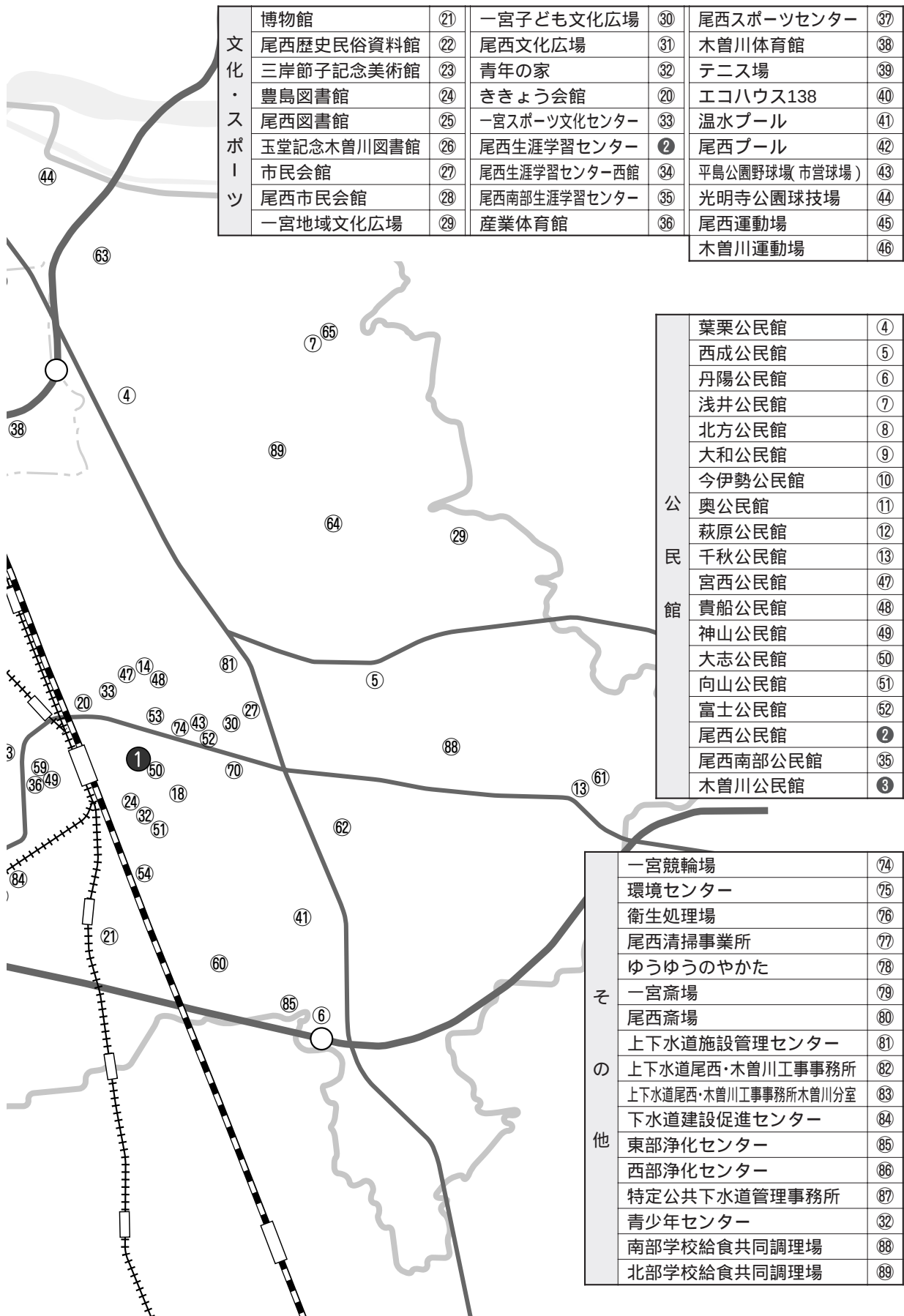
福祉	思いやり会館	⑤③
	社会福祉協議会	⑤④
	社会福祉協議会尾西支部	②
	社会福祉協議会木曽川支部	⑤⑤
	萩原老人福祉センター	⑤⑥
	朝日老人福祉センター	⑤⑦
	木曽川老人福祉センター	③⑧
	奥としよりの家	⑤⑧
	神山としよりの家	⑤⑨
	丹陽老人いこいの家	⑥⑩
	千秋老人いこいの家	⑥①
	浅野老人いこいの家	⑥②
	葉栗老人いこいの家	⑥③
	時之島老人いこいの家	⑥④
	浅井老人いこいの家	⑥⑤
	北方老人いこいの家	⑥⑥
	ますみ老人いこいの間	③③
	開明老人いこいの家	⑥⑦
	木曽川老人いこいの家	⑥⑧
	木曽川西部いこいの家	⑥⑨

消防・防災	一宮消防署	⑦⑩
	尾西消防署	⑦①
	木曽川消防署	⑦②
	八幡消防分署	⑦③
	市民防災センター	⑦④



ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会だより

ICHINOMIYA BISAI KISOGAWA

協議会からの報告

次のとおり、協議会が開催されました。

第11回合併協議会

平成16年12月27日(月)

【報告事項】

次のとおり報告・承認されました。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局職員に関する協議書について
 事務局長の異動について報告されました。
 平成16年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会補正予算について
 左上表のとおり

【歳入】 (単位：千円)	
県支出金	+ 999
繰越金	+ 9,249
負担金(一宮市)	- 12,720
〃(尾西市)	- 4,290
〃(木曽川町)	- 3,238
合 計	- 10,000
【歳出】 (単位：千円)	
運営費	- 9,700
事業費	- 300
合 計	- 10,000

合併に向けた準備状況について

例規整備・電算システム統合の進捗状況、新市の組織・機構の検討状況など合併準備の進捗状況について報告されました。

お知らせ

INFORMATION

お詫びと訂正

平成17年1月1日発行の合併協議会だより第9号の3ページ「乳幼児医療費受給者証」の継続方法について誤りがありましたので、ここにお詫びして左下表のとおり訂正させていただきます

【訂正】

乳幼児医療費受給者証
手続方法の欄

誤 尾西市、木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方平成17年3月31日まで現在のものが使用できます。平成17年4月1日から使っていただく新しいものを3月に送付します。

正 尾西市、木曽川町が交付した受給者証をお持ちの方平成17年4月30日まで現在のものが使用できます。平成17年5月1日から使っていただく新しいものを4月に送付します。



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会は、3月31日をもって解散する予定です。
 この合併協議会だよりも今호가最終号となります。
 なお、4月1日以降合併等に関する情報は、一宮市のホームページ(URL <http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>)等でお知らせをしていきます。

今後の合併関連情報について

ます。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所西分庁舎2階)
 TEL・FAX(共通) 0586-73-1031
 ホームページアドレス <http://www.ibk-gappei.jp/>
 Eメールアドレス info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は

一宮市企画部企画政策課 TEL 73-9111 内線2112
 尾西市企画部企画政策課 TEL 63-4815(直通)
 木曽川町総務部企画課 TEL 87-1111 内線220

一宮市・尾西市・木曽川町 合併の記録
平成18年3月

編集 愛知県一宮市企画部企画政策課
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
電話 0586-28-8952（直通）
